

令和4年 第4回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

令和4年第4回小国町議会定例会会議録

(第1日)

1. 招集年月日 令和4年12月13日(火曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 会 令和4年12月13日 午前10時00分

1. 散 会 令和4年12月13日 午後 4時05分

1. 応招議員

2番 江 藤 理一郎 君 3番 穴 見 まち子 君

4番 久 野 達 也 君 5番 児 玉 智 博 君

6番 大 塚 英 博 君 7番 西 田 直 美 君

8番 松 本 明 雄 君 10番 松 崎 俊 一 君

1. 不応招議員

1番 時 松 昭 弘 君 9番 熊 谷 博 行 君

1. 出席議員

2番 江 藤 理一郎 君 3番 穴 見 まち子 君

4番 久 野 達 也 君 5番 児 玉 智 博 君

6番 大 塚 英 博 君 7番 西 田 直 美 君

8番 松 本 明 雄 君 10番 松 崎 俊 一 君

1. 欠席議員

1番 時 松 昭 弘 君 9番 熊 谷 博 行 君

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 時 松 洋 順 君 書 記 中 島 こず恵 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君 教 育 長 村 上 悦 郎 君

総務課長 佐 藤 則 和 君 教委事務局長 久 野 由 美 君

政策課長 秋 吉 祥 志 君 産 業 課 長 穴 井 徹 君

情報課長 村 上 弘 雄 君 税務会計課長 小 野 寿 宏 君

建設課長 小 野 昌 伸 君 町 民 課 長 宮 崎 智 幸 君

建設課審議員 田 邊 国 昭 君 町民課審議員 中 島 高 宏 君

町民課保育園長 清 高 徳 子 君

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

5番 児玉智博君

8番 松本明雄君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を12月13日から12月16日までの4日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 4.12.13)

議長（松崎俊一君） それでは、定刻になりました。改めまして、おはようございます。

12月に入りまして急に冬らしくなりました。カメムシが多い年は雪が多いとか言われておりますが、皆さんの冬支度のほうはお済みでしょうか。また、気温が下がり乾燥状態となるとインフルエンザやコロナウイルスが活発になる懸念が言われております。皆さん十分対策をお願い申し上げます。

さて、本日は12月定例会ということで御参集をいただきました。開会の前に11月臨時議会以降の行事などを報告したいと思います。11月8日、北海道七飯町福祉文教常任委員会の視察。11月9日、10日、町村議長会全国大会並びに国会議員要望。10日、正副議長、事務局長研修、西原村です。それから11月11日、小国高校の100周年記念式典。27日が町のSDGsの日が開催。12月1日、議会運営委員会。12月5日、坂本善三美術館運営委員会。6日、全員協議会。広域議会のほうでは11月14、15日に視察研修。また、監査委員会では11月9日から25日まで定期監査。11月15日に阿蘇郡監査委員協議会の臨時総会。さらに10月10日議会広報の配布。11月24日には広報委員会の研修が行われ県町村議長会からおぐに議会だよりが特別賞表彰を受けております。ありがとうございました。以上、それぞれの行事など行われております。また、12月中には広域議会の議会運営委員会並びに議会が開催されると聞いております。また病院組合議会も12月中で調整中確か20日だったですかね。それから南北財産協議会が来年になって開催とのこと。以上、報告を申し上げたいと思います。

なお、1番、時松昭弘副議長より入院のため、それからまた、9番、熊谷博行議員よりコロナウイルス感染症濃厚接触者のため本日の欠席届が出ておりますので御報告致しておきます。

それでは、開会に先立ちまして渡邊町長から御挨拶をいただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆様おはようございます。

本日は小国町議会定例会ということで先ほど議長からもお話ございましたように、本当に御多用の中にもかかわりませずお集まりをいただきましてありがとうございます。議会でも今日は時松副議長と熊谷議員が御欠席ということでございます。コロナウイルスも今小学校、中学校それから保育園でもお休みをされているクラスもあるというふうにございますし、昨日公立病院の事務長の玉飼さんからも今非常に小国町阿蘇管内もコロナウイルスの患者さんが増えているというのもお聞きしております。是非とも年末に向けて議員の皆様方もお体御自愛をしていただきたいと思っておりますし、町民の皆様にも用心をしながらお過ごしいただきたいなというふうに思っております。

本日の上程議案につきましては、条例改正それから補正予算。そして人事におきましては小国町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、行政報告まで長い時間皆様方に御審議方お願

いを申し上げたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（松崎俊一君） ただいま出席議員は8人です。定足数に達していますので、令和4年第4回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議長（松崎俊一君） 本日の議事日程については、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長（松崎俊一君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

5番 児玉智博君

8番 松本明雄君

にお願いをいたします。

議長（松崎俊一君） 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期については、去る12月1日に議会運営委員会が開かれ、小国町議会会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日12月13日から12月16日までの4日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月16日までの4日間と決定いたしました。

本会議は、本日と14日、15日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会いたしたいと思ひます。

議長（松崎俊一君） 日程第3、「諸般の報告」。

一部事務組合議会に関する報告を行います。小国郷公立病院組合議会議員及び阿蘇広域行政事務組合議会議員より、順次御報告をお願いいたします。

8番（松本明雄君） 8番、松本です。

私も病院議会に行っておりますので報告させていただきます。令和4年の第2回小国郷公立病院組合の議会がありました。日にちは令和4年9月27日です。執行部のほうから全員と議員小国町が4名、南小国町が2名の6名、全員出席で厳正なる審査をしました。9月議会ということで決算議会でありますのでここに監査のほうから意見書が出ておりますのでこちらのほうから抜粋してお話ししたいと思います。

最初に病院の関係。老人保健施設並びに訪問看護ステーションの全部の合計の金額が例年ではなかなか黒字になることはないのですが、今年度は6億2千313万8千円の黒字となっております。これはここに監査の方々が書いてありますとおりコロナ関連の補助金が入っておりますのでこれが7億8千248万8千円です。これがずっと続けばいいのですがコロナも収束して病院のほうもこういう補助金をいただくことがなくなると思ひますので、議員の意見か

らも今後小国郷公立病院もずっと累積赤字があっていましたが、これによって大分赤字のほうも解消しております。今後このコロナが収束したのちには赤字を出さないような公立病院で長く地域に根差した公立病院を目指していただきたいとそういう意見も出ておりました。

最後に公立病院関係ではお医者さんと看護師さんがずっと不足しております。ですから今後も町内の方々がいろんな情報を持ち寄っていただいて、公立病院のほうに看護師さんは特に人数が少ないですので協力のほうよろしくお願ひしたいということでしたので、これをもって報告とさせていただきます。

議長（松崎俊一君） ありがとうございます。

2番（江藤理一郎君） 私のほうは阿蘇広域行政事務組合の議会定例会などについて報告させていただきます。

令和4年10月21日金曜日に大阿蘇環境センター未来館におきまして、第3回阿蘇広域行政事務組合議会定例会が開催されました。小国町からは穴見まち子議員と私江藤が出席し議事が行われました。

主な内容としましては、令和3年度の決算認定それから令和4年度の一般会計補正予算など認定事項が3件、議案4件が上程され全会一致で可決しております。令和3年度決算としましては、7市町村の負担金総額が27億1千76万7千円となっており、そのうち小国町の負担金が全体の12.8%を占めています3億4千874万円でありました。内訳としましては、北部火葬施設が1千200万円、北部清掃施設2千240万円、北部し尿処理が5千100万円、全体の清掃施設費が1億466万円、消防費1億3千150万円の前年度比97.5%となっております。その後一般質問が行われ高森町の津留議員それから小国町の穴見まち子議員が一般質問をされました。また11月14日から15日の間に広域議会の視察研修が行われ菊池環境工場クリーンの森合志と佐賀市清掃工場を視察しております。今現在RDF施設というかたちでごみをRDF固形燃料に変えているのですけれども、こちらも運用があと10年ぐらいで施設を改修しなければいけない、やり方自体をもう一度検討し直さなければいけないというかたちになってきます。それに伴いまして我々も議会議員として佐賀市それから合志のほうに行きまして、新しいごみ焼却場それから今後の新たなごみの処理方法を視察してまいりました。ほとんどが今の主流としましては焼却するようなかたちで有毒なガスが出ないような施設のかたちになっております。

以上で、広域議会の報告とさせていただきます。

議長（松崎俊一君） 兩名ありがとうございます。

それでは先に進みます。日程第4、「議案第46号 小国町一般職の職員の給与に関する条例及び小国町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、よろしくお願いいたします。議案集の1ページをお願いいたします。

議案第46号 小国町一般職の職員の給与に関する条例及び小国町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町一般職の職員の給与に関する条例及び小国町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年12月13日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、令和4年の国及び熊本県の人事院勧告に伴い、一般職の職員及び一般職の任期付職員の給与等について改正する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） おはようございます。

それでは、早速議案の説明をさせていただきます。まずこの給与条例を改正する要因となります熊本県人事委員会の勧告について説明させていただきます。①としまして民間給与と職員給与の格差0.23%を解消するため初任給及び若年層の給料月額を引き上げること。②としまして期末勤勉手当（ボーナス）でございます。期末勤勉手当（ボーナス）の支給月額を民間に見合うよう0.10か月引き上げること。以上2点について本年の10月11日付に熊本県人事委員会より課せられております。

総務課資料（1）をお願いいたします。新旧対照表でございます。第1条でございます。条例第20条の改正となります。職員の勤勉手当について100分の95であったものを100分の105に。再任用職員の勤勉手当を100分の45から100分の50に改めるものです。このことによりボーナスが職員で0.1か月、再任用職員で0.05か月引き上げられます。この改正は令和4年12月1日からとなります。

別表1、別表2、別紙とありますのは新旧表の3ページ以降の給料表が改正されております。この改定により0.23%の給与改定となっております。主に若年層の給与改定となっております。この給料表の改定は令和4年4月1日に遡って改正となります。

新旧表2ページをお願いいたします。第3条任期付職員の任用等に関する条例の改正でございます。第7条で特定任期付職員の給与改定。37万5千円から37万6千円の改正となっております。この特定任期付職員とは高度な知識を持ったもので例えば弁護士、公認会計士などの資格を持った方などが想定されていますが、現在小国町にそのような方の採用はございません。次に第9条において特定任期付職員の期末手当を0.05か月改定するものでございます。今回の改

定条例第2条と第4条については職員で0.1か月、再任用職員と特定任期付職員で0.05か月改定されたものを令和5年4月1日から夏と冬のボーナスに均等に振り割るものでございます。今回の改定により補正予算で計上しております人件費としまして335万円の経費が必要となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第46号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 発言ははきはきとしゃべっていただかないと聞き取れませんので、それは全員にお願いしたいと思います。

それで確認です。改めて。全員協議会的时候も説明にあったかと思うのですが、提案理由では国及び熊本県の人事院勧告というふうになっていますけれども人事院は国にしかありませんので熊本県にも人事院総裁はおりません。熊本県人事委員会だと思いますが、この県の人事委員会がこの勧告を出した理由を御説明ください。

総務課長（佐藤則和君） 熊本県の人事委員会の勧告制度の基本的な考え方ということでありますので読ませていただきます。人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、地方公務員法に定める情勢適応の原則及び均衡の原則に基づき、適正な勤務条件を確保するため設けられている。本委員会は、県内民間企業の給与等の状況を精確に調査・分析した上で、人事院の報告及び勧告、他の地方公共団体の職員給与等の状況を総合的に勘案し、議会及び知事に対して報告及び勧告を実施するということが基本的な考え方となっております。

それと民間給与等の比較に基づく給与改定等ということで民間給与との比較ということで県内の200事業所を対象に約6千人分の個人給与を実施調査し、その上で今回の改定案に至ったということがうたわれております。

以上でございます。

5番（児玉智博君） 200の企業ということでした。200ある企業の規模が大体どういう内訳かわかりますか。またその業種ですね。わかったら御報告ください。

総務課長（佐藤則和君） ただいま持ち合わせている資料にはそこまでは掲載されておられませんので回答は控えさせていただきます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、議案第46号、小国町一般職の職員の給与に関する条例及び小国町一

般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてに賛成の立場から討論を行います。

本議案は県人事委員会の勧告に基づくものであり手続き上正当な提案でありますから賛成です。しかし、その上で指摘したいのは県人事委員会の勧告の理由の一つが、民間賃金との格差是正というものがこの小国町において当てはまるのかという疑問です。確かに県全体では本田技研やソニー、パナソニック、東京エレクトロンといった一流企業の事業所が数あるため全体の賃金は上がっているのだと思います。しかし小国町に大企業はありません。町内の労働者で賃金が上がったという人が果たしてどれだけいるのでしょうか。東京商工リサーチによりますと2022年度に賃上げを実施した企業予定を含むは82.5%でコロナ禍で落ち込んだ21年度の70.4%から12.1ポイント上昇。集計を開始した2016年度以降2017年度の82.7%に次ぐ2番目の高水準だったということであります。しかし企業の規模別では大企業が9割に迫ったのに対し中小企業は81.5%にとどまっています。毎日新聞が2023年春闘では「物価高への対応が焦点になるが、しわ寄せを受ける中小企業や非正規で働く人の多くは賃金改善を望むことすら難しい状況だ」との書き出しで伝えている記事で紹介されている、東京都目黒区にある金属切削加工の富士精器の藤野雅之社長は「コロナ禍からの回復で売上げは去年より上がっているが、利益が伸びない」と悩んでいるそうです。特に心配なのが工場の電気代の上昇だと言います。21年7月は月38万円だったのが22年9月には90万円に増えたということです。取引先に説明しても理解を売るのが難しく価格転嫁が難しいと言います。藤野社長は「給料を上げてほしいという気持ちは分かるが資材費も高騰している。十分な利益が出れば人件費も上げられるのに。」ともどかしそうに言うと結ばれています。小国町の中小企業の実情は果たしてどうでしょうか。町内の民間賃金が上がらないのに職員給与だけが上がっていけば町民との分断を生むことにもつながりかねません。今後町独自の人事委員会を設け真に町内の民間賃金との格差のない職員給与とすることを求め討論を終わります。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

議案第46号、小国町一般職の職員の給与に関する条例及び小国町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第5、「議案第47号 小国町議会議員及び小国町長の選挙における選

挙運動の公費負担に関する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の2ページをお願いいたします。

議案第47号 小国町議会議員及び小国町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町議会議員及び小国町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年12月13日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、公職選挙法の改正に伴い、小国町議会議員及び小国町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の新規制定を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） それでは、条例について説明をさせていただきます。

小国町議会議員及び小国町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について説明をさせていただきます。総務課資料2を御覧ください。まず1としまして、選挙運動用自動車費用ということでタクシー及びハイヤーを運送契約で使用する場合、1日当たり6万4千500円以内となっております。それ以外のリース契約の場合が、自動車借上料1日1万6千100円以内、燃料購入費1日当たり7千700円以内、運転手報酬を1日1万2千500円以内。公費負担の対象となるのは、選挙運動期間中のみとなっております。

2としまして、選挙運動用ビラ作製費用。1枚当たりの単価限度額7円73銭、ビラ作成費用限度額町議会議員選挙の場合7円73銭掛ける1千600枚が法定枚数になっておりますので1万2千368円。町長選挙の場合が同じく7円73銭掛ける5千枚としまして3万8千650円となっております。

3選挙運動用のポスター作製費用でございますが、1枚当たり4千545円ということになっておりまして掲示板が79か所で合計の35万9千55円という算出になってございます。

続きまして条例文を説明いたします。条例集の19ページをお願いしたいと思います。小国町議会議員及び小国町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。趣旨としましては、小国町議会議員及び小国町長の選挙において選挙運動用自動車の使用及び選挙ビラ及び選挙運動用ポスターの作成で公費負担に関し必要な事項を定めるとなっております。

第2条につきましては、先ほどもタクシーの借上げの限度額がうたわれております。あくまでも業者さんと契約しまして町のほうはその業者さんからの請求により支払う。全ての経費につ

いてここは統一されたルールでございます。それと供託物が小国町に帰属しない場合に限りませうということで今度の選挙から供託金を預けていただくように制度法が改正になっておりますので、その供託物が没収にならない場合ということに解釈をしていただきたいと思います。

第3条は、そのタクシー業者について契約が必要ですよ、届出が必要になりますよということになります。

それと第4条については、タクシー業者と契約する方法とあるいは先ほど申しました車のリースの場合、これが(1)、(2)というかたちでいずれかを選ぶような1日当たりの制度になってございます。(2)のA、イ、ウにつきましては、Aが車のリース料、イが燃料費、ウが運転主の経費ということで先ほど申し上げました金額のとおりでございます。

第5条は、選挙運動用自動車の使用の契約の指定ということでいずれか第1号、第2号ということで前条のいずれか一つの契約のみが有効になりますよということで、1日に同時の契約を町に提出されても支払いはしませんよということがうたわれてございます。

それと6条につきましては、先ほど申しました選挙用ビラこのことについて町議会議員で1千600枚、町長で5千枚ということでその経費について支払いを業者に対してするということがうたわれてございます。

第7条は、その契約が必要ですよということで届出が必要ですよということになっております。ビラのですね。

第8条は、先ほど申しました1枚当たり7円73銭ということがうたわれております。

それと9条になりますと、これが選挙用ポスターということでなっております。これも先ほど申し上げたルールと同じでございますので第11条におきまして金額についてうたわれております。

以上、全協で詳しく説明させていただきましたので少しかいつまんで説明をさせていただきました。ポスターについては1枚当たり4千545円ということで御理解をいただきたいと思います。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。この条例の提出に当たって法改正とありましたけれども総務省の見解では、「選挙公営制度は、お金のかからない選挙のため、また、候補者間の選挙運動の機会均等を図るために採用される制度です」ということで、誰もが選挙に立候補しやすい制度ということで確立されたものとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

5番(児玉智博君) 本議案を常任委員会に付託する動議を提出いたします。提案の理由の説明は動議が成立いたしましたら行います。

議長(松崎俊一君) ここで暫時休憩といたします。

(午前10時33分)

議長(松崎俊一君) 会議を始めます。

(午前10時35分)

議長(松崎俊一君) ただいま5番議員から委員会付託の動議が提出されました。ほかに賛成の方はいますでしょうか。

(挙手あり)

議長(松崎俊一君) この動議は2人以上の賛成者がありますので、会議規則第16条の規定により成立いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

(午前10時35分)

議長(松崎俊一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時36分)

議長(松崎俊一君) ここで動議提出者より動議案の説明をしていただきまして、その後にこの動議を採決したいと思います。

5番(児玉智博君) この条例案について町長は「現職の候補者は利用しない。自分も利用しないし議員もみんな利用しないと言っているから提出をするのだ。もし現職で利用するような人がいたら落としてください。」ということを行っているそうです。これは私そういう情報を得たわけですが「自分が言っているということを行ってもいい」ということで情報提供いただいておりますが、町長はあえてここでお名前を言わなくても電話で話した人が誰かは分かるので言いませんが、先週の木曜日の11時30分頃杖立のある方がこの条例案の提出は再考すべきだということで電話で町長と話したそうなのですが、それでも「再考はしません」とした上で冒頭に述べたような旨をおっしゃったということでもあります。そうであるなら私は事前にそういう制度ができて使うかどうかの確認はされておりましたが全員協議会で利用しないということを宣言しましたのでいいとして、ほかの議員さんにはそういう確認をされたのでしょうか。みんな使わないのであれば条例上きちんとこの公費負担の対象を新人候補者に限るということで条例上にうたい込まない制度があれば使うかもしれないし、もし現職で使う人がいたら落としてくれと言われても有権者は一体誰がその公費負担を使って誰が使っていないのかという情報はわかりません。恐らく直接これ公費負担分は町から候補者が契約した契約先の事業者を支払われるわけですが、いちいち誰がどこで使った分をどこどこに振り込みましたというのは積極的に選挙管理委員会も公表しません。情報公開請求をすれば初めて分かることであって選挙期間中に投票先の選択肢としてきちんと誰が契約をして選管に届け出ているかなんていうのはわかりませんので、やはり一番確実なのは町長が言った現職は誰も利用しないというのは条例上やはりきちんとその実効性を持たせるために対象者を新人候補者に限るという文言を条例上にうたい込むべきだと思います。ですから総務常任委員会に議案を付託いたしまして、その旨の修正を加えたかたちで再度本会議で委員長報告をするというかたちにすべきであると思いますので是非委員会付託をお願いいたします。

いと存じます。

議長（松崎俊一君） 暫時休憩いたします。

（午前10時39分）

議長（松崎俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時49分）

議長（松崎俊一君） ただいまの委員会付託の動議を議題として採決をいたします。この動議について賛成の方の挙手を求めます。

（挙手少数）

議長（松崎俊一君） 挙手少数であります。

よって、本動議は否決されました。

議長（松崎俊一君） 議題に戻ります。

これより議案第47号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番（西田直美君） 町長にお伺いいたします。議案第47号の提出の提案理由のところ、公職選挙法の改正に伴い、小国町議会議員及び小国町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の新規制定を行う必要があるというふうにあります。果たしてこれが本当に必要があるというふうな判断はどういうところでされたのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 提案理由の説明でも総務課長が申しあげましたように一番は機会均等を図るためということでございます。

以上です。

7番（西田直美君） これまで小国町の選挙は全部自費負担でやってきました。公職選挙法が変わったことは私も承知しておりますし若い人が出やすいように資金のない方が出やすいようにするための選挙法の改正というのは必要なことだとは思いますが、しかしながら現時点で今の小国町の状況を考えたときに町民感情も含めて来年4月に選挙が迫っております。それに現職の議員たちが出る現職の町長が出るというところを考えたときに果たしてどれくらい若い方であるとか出たいけれども資金がないから出られないという方がいらっしゃるかどうかという把握は私たちはなかなかできておりません。先ほど動議のときに同僚議員から提案がありましたが、それならば条例の中に私たちが今のままで自費負担をするつもりがあるのであれば新人議員に限るという項目を入れなければ町民感情としても受け入れられないものだと思います。この間の全員協議会以降私も何人かの町民の方とお話をすることがありました。皆さんとても「冗談じゃない」という言い方をされております。全員協議会で南小国町が出すから小国町も出すんだ。一緒に出すんだというふうに答弁されましたけれども果たして南小国町と小国町と一緒にそれを出す必要があるのか。それでお互いの両町の町民感情の中にそれを受け入れる素地があるのかということについては、

町長若しくは総務課長はいかがお考えでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 西田議員も先ほどおっしゃったように予測ができない。今の現時点でどなたが若い方がどれだけ出られるかわからないというような表現をされましたが、執行部のほうも把握はできておりません。だからこそ必要だというふうに思っておりますし、いろんな町村長の皆さん方と私もお話をしますが「うちの町は選挙で本当に高齢化になってきて若い人たちが出てくれないんだよね」というお話もしっかりいろんなところで聞かれます。小国町はまだその状況には現時点ではありませんが次の選挙ではその時点になるかもしれません。ですのでそういったことになる前にいろんな町村が今周りもかなり制定していただいていると思っておりますので、私としましては今回の御提案を差し上げて次の選挙では議員皆様ここにおられる皆様も自由にお使いになられる。使わない方は使わない。政治論争の中でそれを含まれてもいいと思えますし公約の中にうたわれてもいいと思えますがそういった選挙活動をされても私はいいというふうに思っておりますが、今の段階で私が皆様方に伝えたいのはかなりの町村が制定される中で小国町だけが制定しないというところはできるだけ避けたいというふうに思っておりますし、一番は若い方それから財源といいますかお金の部分で国のほうもそうですがお金のかからない選挙というふうなところを目指しておりますので、私は小国町でもその方針で皆様方にお話を差し上げて御提案を賛成していただきたいなというふうに思っております。

以上です。

7番（西田直美君） 昨日初めてお話した方がいたのですがその方が「今私たちは町から何もしてもらってない。コロナで大変この3年間きつい思いをしているけれど町から何もしてもらってない。南小国町はやっているのに。」ってもういやというほどほかの方からも聞いたのですが、「南小国町はいっぱいしてくれているのに、小国はちっともしてくれない。」というようなことをたくさん聞いているのです。そこでそういう声がいっぱいあるというのは多分ほかの議員さんたちも皆さん感じていらっしゃると思います。聞いていらっしゃると思いますけれどもそういう中で町長と議員だけが公費で1千万円近い予算を使って選挙をするということをちっとも賢いやり方ではないのではないのか。賢明ではないのではないのかというふうに私自身は判断するのですが。私ももちろん採択されたとしても自分が使う気はさらさらありませんが、やはりそれは個人の自由で勝手にいいじゃないか。あなたは使わなくてもいいじゃん。それを宣言されてもいいではないかと今おっしゃいましたけれどもそういう問題ではないと思うのです。では何のための条例なんだということになってしまう。しかも出てきている金額というのもこれマックスの金額が全部出ていますよね。だからそれを掛からなかったら金額を減らせばいいんだと言うのだけど、そういう個人の裁量であるようなことではないと思うのです。大津町の公費負担の一覧表というのをいただいたのであれするのですけれども金額低いです小国町よりも。1日のハイヤー方式の6万4千500円と書いてありますけれども借入れの金額なんかでも少ないし、私も自分が3年半前の自

分の選挙のときに作ったポスターなんかの金額を見ても1枚これ4千545円を出ている。それ掛けるの79か所で35万9千55円なんていう金額が出ているのですけれども、私自分のポスター確か3万円ぐらいで作ったと思うのです。3、4万円。マックスでも5万円掛かっていないです。そういうやり方があるのにこの高い金額を出してきて、ネットで見ていたのですが昨日の熊日が取材した分でこれを使ったからと言ってどこの市だったか忘れてけれど1人その公費を提出した人がガソリン代が熊本から北海道の根室ぐらいまでの金額。それはリッター5キロだから少なめに見積もってもというのでリッター5キロ計算で根室まで行った金額を請求していたとか。こういうことが起こりうるわけです。それをやはり正しいやり方にするためにはきちんとした条例の中にそれを組み込まなければいけないと思うので、是非とも条例の中に新人議員に限るということを入れていただければと思います。議員は毎月議員報酬いただいているわけです。その中からやりくりしてその選挙費用ぐらいは4年間あれば捻出できるわけではないですか。それをやはり今でも町長はこれを提出したことは賢明な判断だとお考えになりますか。

町長（渡邊誠次君） 私が上程差し上げる議案は、賢明な判断で上程を差し上げないと議員の皆様方も賢明な御判断ができないというふうに思います。採択をしていただいて賢明な判断で賛成をいただく。それから反対をするときも賢明な判断だと私は思いますが、議会の総意として御判断されたその条例等々含めまして議員の皆様方が賢明な判断をするための材料として私も上程を差し上げておりますので、私が賢明な判断ができていなければ上程もできないのではないかなというふうに思います。

それから先ほど議員の報酬の件のお話もされましたけれども、今町の議員の皆様方の報酬で子育て世代の方が果たして生活ができるような基準で報酬が定められているのかなというところも実は私は感じております。ですのでその部分ではなかなか難しい問題も多々残されているとは思いますが、今回の上程差し上げる部分に関しまして選挙費用の公費負担につきましては是非とも町のほうでさせていただいて若い方たちに出られるような議員の皆様も懐の深い立場で御判断をいただきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑は。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

小国町議会議員及び小国町長の選挙における選挙運動公費負担ということで新規条例です。当然公職選挙法の改正に基づく部分なのでしょうけれども一、二点確認。これ確認です。

まず第2条で選挙運動自動車のことがあります。無料で使用することができます。それから第6条選挙ビラ公費負担です。選挙運動用ビラを無料で作成することができます。それから第9条選挙ポスター。これにつきましても運動用ポスターを無料で作成することができますとなっております。その次の2条については3条、6条については7条、9条については10条、それぞれで契約締

結に基づいて支払うとなっておりますけれども確認です。できる条例ですので公費負担が絶対しなければならないものでもないし希望するときあるいは希望しないときそういうふうな解釈でよろしいでしょうか。

総務課長（佐藤則和君） 全ての条項にできると書いてありますのでこの契約自体はもともと結ぶ必要がございます。それぞれの業者さんとですね。契約をしなければ全部自己負担ということになりますので、その負担を望まなければその契約も必要ございませんしそういう支払いも発生しないということによろしいかと思えます。

4番（久野達也君） それから同僚議員からも質議があってございましたけれども3回ということで中座しております。ちょっと確認です。同僚議員に比例して関連質問というのは極力差し控えるべきということは受けておりますけれども、新人議員に限るという質疑で執行部のほうからは明確な回答がなかったかと思うのですけれども。こういったような条例改正するときには例えば新人議員に限るとなったときにはそれは施行規則でうたうのでしょうか。それからもう1点。新人議員に限るというのは未来永劫選挙が続く限り新人議員なののでしょうか。ちょっと聞いていてそこを執行部明確に答弁しておりませんでしたのでお願いいたします。

総務課長（佐藤則和君） 新人議員に限るということを附則にうたうことができるかということですが、制度上は不可能だと私は考えております。なぜならば新人議員といえども選挙というのは当落がございます。もし1回目を通っていました。一期ですね。次のとき落選されました。次また立候補されます。3期目で1期空いてそのときは新人なのかどうなのか。その辺の議論もものすごく深くつき詰める必要があると思えますので、そういうような条項までこの機に作ることは望ましくないと考えております。

4番（久野達也君） 3回目の質疑ですので最後にしたいと思えますけれども、冒頭総務課長のほうから説明がありましたように今回のこの条例については公職選挙法の改正が大きな要因かとも思えます。それから既に地方選挙の行われております阿蘇郡市近辺で見受けますと西原、南阿蘇なんかは選挙に間に合うように条例改正も行われているようです。ホームページにも公開されておりました、公費負担についても。

それで質疑の部分なのですが選挙公営いわゆる公費負担ということは選挙を公営で行うという。この基本的な考えを今一度御答弁いただきたいと思えます。

総務課長（佐藤則和君） 選挙公営につきましては、選挙は民主主義の根幹であるということでございます。選挙がなくして民主主義はあり得ません。そこにできる限り多くの方々が参政できる環境をつくるというのがこの選挙公営の考え方でございます。先ほども申しましたとおりお金のかからない選挙また候補者間の選挙運動の機会均等を図ることが大きな目的でございます。先ほど町長も言われましたとおり町長選につきましては選挙区外からも立候補ができますし、これから新しく政治家を目指される方、先には町議会議員が一番身近な選挙になります。それを切

り出しに多分国会議員になられている方もそれは最初の起こりということでなられている方が多いと推測されますけれども、その際に国にも県にもそういう制度があると。ほかの市町村のを見ても今県内で去年の数字では約半数でしたけれども、郡内も先ほど久野議員が言われましたとおり阿蘇市は制度設計がまだ間に合っていないということで市長議会選挙が終わったらもう一度選挙管理委員会で検討して前向きに取り組みたいということは聞いております。その他の阿蘇郡の6町村におきましてはもう既に高森町がこの12月に上程しておりますが、その他の町村は既に制定済みでございます。そういった背景の中でこれからそういう参政したいという方がなぜ小国町にはそういう制度がないのかと疑問に思われることのほうが多いのではないかとということで、選挙管理委員会としては是非この条例を提出していただけないかということで町長に提案をさせていただいたという背景がございます。

以上でございます。

5番（児玉智博君） まずこの議論は町長が議会で言っていないようなことを外の人にぺらぺらしゃべるからこの質疑から入らないといけなくなるのですけれども。「現職議員は誰も使わないと言っている」と。「使う現職議員がいたら落としてくださいよ」ということを言われたわけですが、だから「現職議員は誰も使わないと言うから提出するのだ」ということを言われたわけですが、もし使う現職議員がいるとするならもう出さなかったということなのかまず一つお答えください。

そして続けて総務課長に聞くのですけれども新人議員というのは定義するのは不可能だと。本当の新人議員といわゆる元職と言われるような人がどうなのかという議論が難しいからというふうに言っているのですが、その辺はどこで線引きするかというのはそれは議論をした上で決めていけばいいことだと思うし、別に新人議員に限るとかそんな幼稚な条文ではないと思います。やっぱり条例作るならですね。告示日時時点で小国町議会議員の職にある者、告示日以前に投票日でもいいですけど以前に小国町議会議員の職にあったものというふうにすれば5年以上前に職にあった者も含むということで。それで実際その条例がそういうふうになれば一定の新人初めて選挙に出る人とかあるいは辞めていた期間があるけれど再度立候補する人そういうことで対象を限定することは可能なのではないですか。お答えください。

それともう1点。現在阿蘇郡内の状況というのは御報告いただいたわけですが、県全体の状況ということで熊本県選挙管理委員会にお尋ねしたところ昨年12月末時点12月31日ですけど5市17町村要は半分もなかったわけです。確かに言われたように今年に入ってから美里町とか新たに制定した部分もありますので現在はこれより多少は増えるかもしれないのですが、今の県全体の状況というのを御報告願えればと思います。それで今回上程されているのが令和2年6月の公職選挙法改正でそれまで町村の選挙には選挙公営制度がなかったわけです。それまでは前の市の選挙にはあったわけですけど2年半前の改正で町村にも市と同じ内容のものが拡大され

たということで。熊本県には14市があります。阿蘇市は制度設計が間に合っていないと言ったけれど市になってから現在3回市議会議員選挙があったわけですが、制度設計が間に合っていないというよりも必要ないという判断で3回も市議会議員選挙を行ってきたわけではないのですか。だから肝は前から制度があった市において半分以上というか結局14市なので九つの市は阿蘇市も含め制度を設けていないわけです。だからやっぱり総務課長及び町長の説明というのはちょっとどうなのかなと思うわけですが、現在のリアルな状況を御報告ください。

町長（渡邊誠次君） 答弁をいただける機会を与えていただきましたので大変よかったですと思います。私が確かにぺらぺらと杖立の住民の方ですがお話を差し上げました。すごく御立腹されておりました。私に「もうそんなことしないで再考したらどうか」というお話をされましたので、僕の言葉で言いますと「そげんはらかいとるごたるなら」その本人の名前を言って「もう落としたいじゃないですか」と言いました。ただしその発言をこの場所で皆さんに向けてしたのであれば間違いなくそうかもしれませんが個人にお伝えをしたわけですので。ですのでその個人がどういふふうな伝え方をするのは皆様方自由でございますが、確かに私もぺらぺらとお話をさせてもらいますが、ここにニュースがございますが本当にぺらぺらですがこういったかたちで文字起こして皆さんこの議会に出る前に全協でお話ししたことをお話しされる方もいらっしゃるようでございますので私としても御相談を差し上げるときもでございます。教育委員会のときもそうでしたがやはり御相談申し上げるときは御相談申し上げますし、話をそういうふうにごういったニュースを見て私のほうに質問されればそのお答えを私のほうにしたいと思っております。ただ議会の場で言った発言と個人的な感情でも感情を抑えるためのお話を一緒にされてしまうと困ると思っておりますし、私といたしましても普段お話をしているレベルでお話をしておりますのでその部分では御了承いただきたいというふうに思っております。実際の話は私が録音していただいていたら一番わかっていたのですけれども、私がおの方に伝えしたかったのは「私がおもし使ったらそれが気に食わないのであれば私を落とせばいいじゃないですか」というようなお話はしっかりしたと思っております。ただ話のニュアンスに至っては皆様方のお話もしたと思っております。ただこれは今回必要な部分で新人議員の皆さんが出ていただける機会を作る。ここにおられる皆様は使う使わないの選択肢を持ち合わせておられる。もう一つ児玉議員は当選をすと思われて言われているのでこういうような御発言をされるのかもしれませんが、落選される可能性がある議員で立候補されようと思われている方たちはそのことが念頭にあって選挙に出たくないと言いますかその部分があるのであれば危険性があるのであれば選挙に出られないと思われる方もいらっしゃると思っておりますので、私としてはこの議案の提出におきましては賢明な判断をさせていただいたというふうに思っております。

以上です。

総務課長（佐藤則和君） 先ほど質問におきましてこの選挙公営条例を採択している市町村の数と

ということで、先ほど児玉議員も言われました令和3年12月末現在で熊本県内の市町村で熊本県が把握している数は22市町村でございますが、先ほど私が申し上げましたとおりその後阿蘇郡だけでも小国町をまず数に入れないとしましてもその後3市町村が高森町も今12月議会で上程中ということで可決されたかどうかはちょっと不明な点もございますけれども、この南小国町、高森町、西原村を追加しますと25市町村ということで約56%の今制定率ということになっております。私の把握している数であればですね。これ以上に制定している市町村もあろうかと思っております。統一地方選が今度の4月に予定されておりますのでどこの市町村もこの条例についてはこれからこの12月議会あるいは次の3月議会までには新たな制定をする市町村があるのではないかと推測されます。

それと条例改正の新人議員に限るという文言についての議論は、今議案を私執行部として提案させていただいておりますのでこの議案がベストであるということで提案させていただいておりますので、これ以上深掘りは控えさせていただきたいと思っております。

5番（児玉智博君） 木曜日に町長がされた電話の話なのですけれどもすみません町長、私決して聞くんもはなかったのですがその電話の音が漏れてきていて聞いていました。「現職の議員は誰も利用しないとやっているから出している」とはっきり言われました。別に議事録があるわけでもないしそれこそ録音していないので再現することも不可能なのですけれども。だから私は「みんな使わないと言っているから提案する」ということを言われるのであればここにいるみんなが使えないものにしなければならないのではないですかということで問題提起をしているわけです。いいです。そういうことのもつもりで言ったけれどちょっと言葉の表現が適切ではなかったのかなあとということで理解します。

もう次にほかにも聞くことがあるので聞くのですが、この契約の部分です。これも事前に選管の職員に確認したところいわゆるハイヤー屋さん、タクシー会社の方とかあるいは印刷会社の方それとか石油小売業をされている方が自らが経営する会社というか事業所ですね。そこで契約して自分のところのタクシーを使ったり自分のところの会社で印刷したり自分のところで燃料を買ったりした場合もそれも公費負担の対象になるということだったのです。それでお金のかからない選挙にするためというふうにするのであればお金がかからない方法と言えば例えばビラであれば自分でホームセンターとか文具屋でコピー用紙を買って自分で自分方にある機械で印刷をする。それが一番お金がかからないと思うわけです。そうした場合に実費ですね紙代だけとか印刷代だけを求めることはなぜできないのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 少し話を引き戻させていただきますが実はもう電話の向こうに児玉議員がおられるだろうなと思って大きな声でしゃべりました。それが全てでございます。ですので議員が多分聞いていた言葉はそのまますばりだったと思いますが、児玉議員は使われないとおっしゃっておられましたのでその部分も含めて私としては伝えたいつもりでございます。また議員の皆様には

おかれましてはそれぞれの判断がございます。ですのでその後次の選挙のことも皆さん考えられたほうがよろしいかというふうに思います。先ほど児玉議員は情報公開条例その部分では出すことができるというふうな話もされておりましたので議員の皆様もそれぞれ考えて使われたほうがいいのではないかなというふうに思いますし、私といたしましては個人としてその個人のお名前は控えさせていただきますがその方と普段からお話を差し上げておりますので気持ちとして「私は使いません」というふうにお話をさせていただきました。

以上です。

総務課長（佐藤則和君） 先ほどの選挙ビラの例えということでされましたけれども、あくまでもお金のかからない選挙というのは立候補者さんに対してお金のかからないということでございますので、それを立候補の方がお金のかからない制度にするということでございますので候補者がですね。それを公費に請求できるということでございますので印刷会社と契約して公費においてお支払いをしていただければお金がかからないという意味で申し上げております。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 最後にこの経緯について伺います。このこと案について3回選挙管理委員会を開いて話し合いが重ねられてきたということであります。一番最初が去年の12月のその年の第4回の選挙管理委員会。そのときは制度改正の趣旨だけ説明した。今年の6月の第2回の選挙管理委員会において条例案を示した。そして今年12月の第4回の選挙管理委員会でこれを議会に出すということまで決めたということであります。やはりこういうことに関して言えば新たに今までなかった金の出し方をするわけですね選挙に対し。要は1年近くかけてこのことをどうするかというのを話し合ってきているのになぜパブリックコメントの一つもしなかったのかと。パブリックコメントと言ってもいろいろやり方あると思います。あくまで利益関係のないとか関係のない第三者としての町民の意見を聞くとか、あるいは実際に選挙に出たことがある人別に現職議員でもいいしそれがちょっとやっぱり差し障るのであれば元議員さん元町長さんそういった自らがやっぱり選挙に出てそういう問題意識を実体験として持っている人の意見を取り入れるということは私はこれは必要だったのではないかと思うのですが、なぜそういったことをしなかったのですか。

町長（渡邊誠次君） パブリックコメントは確かにやっておりませんが、ここに住民の皆さんの代表で皆さんがおられますのでその中で住民の代表として御意見をいただいて条例をまずは制定していただきたいとこれはお願いでございます上程させていただいております。その中で民意からたくさんのお声を皆さん方から聞いてまた実費を使った来年再来年になるかもしれませんがその中でこの条例は廃止したほうがいと議会の皆さんで判断をされて、また議会の皆様から動議というカタチで出されてもいいし紙ベースで執行部のほうに提出されても構いませんがそういった

方法もあると思います。民意を問う問い方は事前にする方法もありますが事後にする方法も私はあるというふうに思いますので是非議員の皆様方に御活躍をいただきたいと思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

8番（松本明雄君） 8番です。

いろいろな意見が出ておりますがこういう時期になぜ出したのか。ほかの町村は早め早めに出しておりましたので早めであればもうちょっと検討に余地があったのではないかと思うのです。それに議会のほうにもこういう条例が変わってくるとわかっていましたので出していただいて総務常任委員会とか全員協議会の前に議員さん同士で気持ちがわかりますので「お金をこういうふうに出しますかどうか」とかいう話もしていただきましたかったと思います。今さっき町長が言われたとおり若い人が出るのであれば僕は出ていただきたいと思います。それは僕らの議員報酬の件をまた議員の皆様で話し合っただけで年齢に応じた報酬とかいろいろな方法を考えていただいて若い人にも出られるような選挙にしていきたいと思います。一応今日はこれ条例として出ていますので判断はさせていただきますけれども今後やはり選挙に関してはこういうお金を使わない選挙も新人に対してはありがたいと思います。ですが若い人たちがなるべく出られる選挙。全部が全部若い人になるのもちょっと問題があると思いますが、幅広い人達、幅広い業種の方が出られるような選挙にしていくのも僕たちも考えていかなければなりませんので、なるべくこういう案件が出た場合は早め早めに教えていただくと助かると思います。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 次回からは早めに松本議員にお伝えをさせていただいて皆様の御意見をまたいただきたいというふうに思っております。

それから先ほどの議員報酬の件、定数の件もそうですが毎回急に決まることもございますのでその部分に関しましては議員の皆様は本当に議員活動を非常に大事にされていると思いますが、住民の皆様のお意見を集約していただいて是非とも議会の場に持ち込んでいただきたいなというふうに思っております。私と致しましてもたくさんいろんな方のお話を聞かせていただきます。

「小国町は何もやっていないのではないか」というふうによく言われることも私としてもあります。そのときは丁寧にこの議会で言っていることを私もお伝えさせていただいておりますが、私も財政の先送り赤字負担の先送りはしたらいけないというふうに常日頃から思っておりますし、その部分も含めて議員の皆様は私の気持ちそれから議員の皆様のお気持ちを伝えていただいて、選挙に関しては特に議会の皆様そして町長選挙もありますししっかりと考えていかないと本当に周りの市町村含めて、なり手不足というものはかなり深刻になられているようなところもありますので、是非とも皆様方にはこの議案よろしくお願い申し上げたいと思います。お世話になります。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、議案第47号、小国町議会議員及び小国町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に反対の立場から討論を行います。

反対する第1の理由は、町民がコロナ禍、物価高騰で大変な思いをして今後ますます困難な状況になることが予想されている中、町民への給付を差しおいて自分たちの選挙のための給付を決めてしまうなど逆立ち町政そのものだからであります。コロナ禍以降町民の多くが南小国町は町民のためにしっかり頑張って給付金などを出しているのに、小国町は一体何をしているのだと町の姿勢に疑問を持っています。渡邊町長はこの条例案を提案することは賢明な判断であるということをお断言し続けておりますけれども、隣町と比べても町民に対して十分なことができていないのに自分たちを優先することが賢明だと心から思っているのであれば政治センスが全くないと言わざるを得ません。

反対する第2の理由は、本議案が議員のなり手不足解消に全く役に立たないどころか逆効果にすらなりかねないからであります。まず大前提としてこれまで公費負担がなくても小国町ではそれぞれの候補者陣営が工夫もして何の問題もなく選挙運動が行われてきております。令和2年6月の公職選挙法改定で町村の選挙に公費負担が拡大されたわけでありましたが、この2年半町に公費負担導入を求める声は届いていないはずであります。ある50代男性会社員は「お金がなくて選挙に出られないなんていう人が今までにいたのか。議員のなり手がいないのは普段議員が町民のために何をしているか見えないからだと思う。選挙の公費負担なんかが決まれば町民は失望してますますなり手が減るのではないか。」と指摘をしました。まさにそのとおりでと思います。

最後に、この議案が提出されるに当たっては町選挙管理委員会での審議が行われていますが、最後に決めるのは我々議会です。もし可決した後に町民から責められることがあっても議決したのは議員であって選挙管理委員会のせいにはできないことははっきり申し上げて討論を終わります。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

7番（西田直美君） 私も、議案第47号、小国町議会議員及び小国町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について、反対の立場から討論を申し上げます。

今回の議案の上程に関しましては、私は寝耳に水、聞いたことのないところから出てきたので全員協議会のところでも申し上げましたが、時期尚早若しくは時期遅過ぎというところで来年4月の小国町の選挙に向けてやるタイミングではないということをお断言しました。この条例が町

民の声に耳を傾けた上で出てきた条例とはどう考えても私には議員としても思えませんし、私が一町民の立場であったとしても納得できる条例ではないというふうに考えております。その場合結局若い候補者の方が出てこれるように資金面で困る方が選挙に出たくても出られない方を救済するような方法だというふうにおっしゃいましたが、公費負担にして若い候補者が出てくる可能性、思いがあっても資金が足りないがために出られないという方が出てくる可能性とその逆として公費負担によって利益を得る人、当事者は誰かということと比較検討した場合に公費負担になって利益を得る人といえば候補者であります。プラス公費負担になったがために今までであれば自分で工夫してビラを作る、選挙カー自分たちの車を使うということで節約を考えながら選挙運動を進めていた人が、公費で出るのであれば雇えばいいんだ高いものを使ってもいいんだということによって膨れ上がる予算ということを考えてときに、どう考えてもこれを1千万円の予算を計上して出すような議案ではないというふうに思います。現在の時点でこの条例を出すことは民意を考えてもメリット、デメリットを考えても益のあるものとしては考えられないということで私も反対討論といたします。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

私は、今回の選挙運動の公費負担に関する条例について、賛成の立場から討論を行います。

今回提案されました公費負担についてなのですけれども、御存じのとおり公職選挙法の一部改正がなされ令和2年12月から施行されております。そして今回の令和2年施行の公職選挙法の大きな改正点は選挙運動用ビラの配布等を認めるということとともに供託金制度です。議会議員にも供託金制度が求められ導入されました。それに伴い選挙公営の観点からも国の法律ではいわゆる供託金もいただくけれども選挙は公営で行いますよと。できるだけ候補者の負担は削減する方向でやっていきます。私は逆になぜ小国町は早く出さないのかなと思っておりました。どこの自治体も条例の施行期日等を見るといわゆる町長町議、村長村議選の早い時期近づいてから余裕を持って一、二回前の議会ぐらいで出して施行されているのを見受けます。そういった意味合いからも来年統一地方選挙に係る部分の自治体としてはこの時期かせいぜい前回の議会9月議会ぐらいかなとも思いますし、出さない自治体は出さない自治体でそれなりの理由もあろうかと思えます。そういった意味合いからもこのなり手不足を解消するという言い方が適切かどうかわかりませんが、なり手不足を解消するというよりも誰もが参加できる選挙制度要は公営選挙ですよね。ですから今回の公費負担については立候補条件のことを言っているのです。当選後のことを言っているのでも何でもありません。選挙運動期間中のことを言っているのです。ですからその選挙期間中にこの公費を負担してでも多くの方々に立候補いただき、ビラも配布し大きな政策も展開し町民に訴えることにより町政の発展を担おうとするのではないかなと思います。僕はこの改正の利点はそこにあるかと思えます。政策をもって町政に参加するこの意欲を有権者の方々に理解いただきたい。それは公費で賄いますので多くの方々に参加してくれ。これではない

かなと思います。

それから論点の中にいろいろあります。やはり僕は整理する必要があると思うのは政策と制度です。今回のこの公費負担は制度設計です。政策はやはり議員になって首長になってその中で政策を大いに議論すべきです。その議論すべき政策がこの選挙という立候補条件にそれと混同してしまうとますますわかりづらくなってくると思います。素直に選挙運動の公費負担という制度設計。これについての条例提案と理解し賛成討論といたします。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

6番（大塚英博君） 6番です。

議案47号に賛成の立場から討論をいたします。

議員は町を良くしようという志のもとで立候補してまいります。そういう中で報酬というのは職員の給料ではありません。その人その人の使い方というのはそれぞれに違うわけがございます。そういう中でこれから先議員になる人という方々が少なくなるという土壌というものをなるべく改善していかなければいけない。そういう中で私はこの原案の中のものは一目瞭然にこれは十分条件であると。必要十分条件の十分条件であると。そのことによって幅広く志を持って町を良くしようという方たちになるだけたくさん出ていただきたい。そのことによって経費的に1千万円掛かろうが町が良くなればこの1千万円という金額は安いものになるのです。そういう考え方に基づいて私たち議員そのものも選挙という中で町民からの負託を受ける中で本人の努力いろんなものに対する判断がそこに示されるわけです。日頃からそういうふうな志を持っている人たちはそういう思いを中にひそめながら活動していかなければいけないという。この条例ができることによって私たちもなる方たちもそれ以上に自分たちの胸の中にひそめなければいけない。そういうふうなかたちにおいては私は新しいこの条例というのは新しい小国町を開く一つの一步になるかもしれません。新しい人材がたくさん出られるような土壌というものをつくっていただきたい。

以上。終わります。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第47号、小国町議会議員及び小国町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第6、「議案第48号 小国町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第10、「議案第52号 小国町職員の降給に関する条例について」は関連がございますので、一括して議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議長から今お示しがございましたとおり第48号から第52号まで、一括して説明をさせていただきたいと思っております。

議案第48号 小国町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年12月13日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年年齢の延長等について改正する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

続きまして、議案第49号 小国町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年12月13日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年年齢の延長等について改正する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

続きまして、議案第50号 小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年12月13日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、同じく地方公務員法の改正に伴い、職員の定年年齢の延長等につ

いて改正する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

続きまして、議案第51号 小国町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年12月13日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年年齢の延長等について改正する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

続きまして、議案第52号 小国町職員の降給に関する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町職員の降給に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年12月13日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年年齢の延長等について小国町職員の降給に関する条例を新規制定を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

以上、条例改正及び制定について5件は関連がございました。一括して御審議を願いたいと思います。

詳細につきましては、担当課長が御説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） それでは、今町長が御説明申し上げました条例改正5本について説明をさせていただきます。

まず、定年に関する条例になります。総務課資料3をお願いいたします。まず総務課資料3地方公務員法改正に伴う定年延長関係条例資料となっております。①定年年齢の引き上げ。令和5年度から2年ごとに定年年齢が1歳引上げられます。現行60歳であるものが令和5年から6年で61歳ということで2年ごとに1歳ということで令和13年度まで引上げがありまして、令和13年度で65歳に達するという案でございます。

それと②管理監督職勤務上限年齢制。いわゆる役職定年制の導入でございます。管理監督職の職員は60歳の誕生日から最初の4月1日までの間に、非管理監督職ポストに降任することにな

ります。

③でございます。60歳に達した職員の給与について、当分の間60歳に達した翌年度の俸給月額が俸給月額の7割水準になります。役職定年制による降任等した場合は、降任前の俸給月額の7割水準となるということでございます。

④定年前再任用短時間勤務制の導入。本人の希望により60歳以降定年前に退職し、短時間勤務のポストに再任用をされることが可能となります。

それと⑤でございます。暫定再任用制度の導入ということで令和5年度から13年度までの定年の段階的な引上げ期間中、定年退職者は1年を超えない範囲内で任期を定めて（65歳に到達する年度の末日まで更新可能）であります。再任用されることが可能となります。この条例の主な部分を説明させていただきました。

次に新旧対照表がありますので御覧いただきたいと思っております。

第1条は地方公務員法改正により先ほど説明しました定年前再任用短時間勤務の職員制度や管理監督職勤務上限年齢による降任等が規定されております。第3条で定年の年齢を65歳に改正されております。第4条は定年年齢の特例で定年年齢に対しても1年を超えない範囲で定年を延ばすことができる規定でございます。第7条は管理監督職勤務の上限年齢を60歳にするものでございます。第8条は降任をする場合、規定で基本的に管理監督職以外での職でできる限り上位の階級に降任するように定められております。第9条は管理監督職勤務上限年齢による降任等、管理監督職への任用の制限の特例としまして、1年を超えない範囲で60歳を過ぎた職員を引き続き管理監督職員として勤務させることができる規定が明記されております。第10条は前9条の規定を運用する場合当該職員の同意を必要とするものでございます。第11条は9条に規定を運用した異動期間を延長した場合、その延長の理由がなくなった場合に降任等を行う規定でございます。第12条は定年前再任用短時間勤務職員の任期についての規定でございます。第13条は定年前再任用短時間勤務職員の採用に関する規定でございます。附則の3に令和5年度から令和13年度までの期間の部分が規定されております。この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、小国町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

総務課資料4を御覧いただきたいと思っております。1ページから5ページまでの第3条、第11条、第13条、第16条から第20条までの改正は、改正前の再任用職員を改正後の定年前再任用短時間勤務職員に文言を改めるための条文でございます。

6ページの附則を説明いたします。附則3において当分の間、職員の給料月額を60歳に達した日後における最初の4月1日以後、給料額を100分の70とする規定でございます。このことにより降任後の職員の給料は60歳になる年度から70%となります。

別表第1は改正前の再任用職員を改正後の定年前再任用短時間勤務職員に文言を改めるもので

数字の変更はございません。この条例は令和5年4月1日より施行いたします。

続きまして、小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

総務課資料5を御覧ください。この条例の改正も第2条、第3条、第4条、第12条、第18条とも改正前の再任用職員を改正後の定年前再任用短時間勤務職員に文言を改めるための条例改正でございます。

続きまして、小国町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例でございます。

総務課資料6をお願いいたします。懲戒処分により減給を受けたときの改正となります。60歳から61歳になる年度に減給処分を受けていた職員で、給与額が100分の70になることにより減給額も100分の70に減ずるように改正するものでございます。

次に、小国町職員の降給に関する条例について説明をいたします。

総務課資料7をお願いいたします。地方公務員法第28条において降任について条例で定めるよう規定されております。また改正法により管理職勤務上限年齢による降任等についても条例で定めるように新たに規定されました。総務課資料7と条文の40ページ41ページを併せて御覧ください。

総務課資料7でございます。条例の趣旨としましては、国は人事評価制度の導入に伴い、分限事由において勤務実績の良くない場合の判断について、人事評価及び勤務の状況を示す事実を照らして行うことが明確化しています。地方公共団体においても国の取組を踏まえ条例制定が求められています。

条例の概要としまして、第1条この条例の目的、第2条降給の種類、第3条降格の事由、第4条降号の事由、第5条降給の通知方法、第6条受診命令の義務、第7条雑則となっております。

なお、この条例も令和5年4月1日からの施行となっております。

以上で説明を終わります。

議長（松崎俊一君） 時間の関係でここで暫時休憩としたいと思います。午後の会議を13時00分、1時から行います。

（午前11時54分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（松崎俊一君） これより議案第48号から議案第52号について質疑に入ります。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

定年の引上げの部分です。いわゆるこれ定年制の引上げは年金制度改革とも整合性もあろうかと思えます。年金制度についても2年ごとに1年先延ばしとか引上げていくという支給年齢をとということと比例して今回定年制もリンクする部分もあろうかと思えます。公務員に限らず民

間企業等でもその流れもあります。そこで1点質問、確認なのですがいわゆる町には定員管理というのがあります。職員採用計画です。例えば何年定年してですからそれを補充するための採用計画。これらがあるときに例えばこの条例改正見たときに思うのは定年が延長することによって新規採用の枠を触らなければ定員条例をオーバーするだとか。結局若い世代に影響が出るということも懸念される部分です。そこについて当然この条例改正するときにもそのことも加味して定員管理計画も定めているかと思いたすけれども、ただその説明は僕は重要な部分だろうと思いたす。今後の小国町の行政運営を考えたときにですね。もし例えば今検討しているだとかある程度整理がついているだとかあればお聞かせいただきたいと思いたす。

総務課長（佐藤則和君） 定員についてお答えいたします。現在定員条例の定員は131名となっております。ただし今の現状の正職員の数は131に対しまして112名でございます。今定員管理として町のほうで定めております理想的な定員としましては120名を想定しております。現状今8人ほど不足しているという現状で昨年の大量退職のあおりを受けておりますが、大体今が平均して20歳ぐらいで採用されましてこれまでは60歳定年でしたので40年勤務していただくということになっておりまして、平均してそれを120名で割りますと大体1年に3人ほど採用していくのが望ましいという数字が出てまいります。120割る40で3となりますので毎年3人ぐらい入れ替わっていくのが望ましいのですけれども、団塊があつたりしてそういうとおりにいけないこともありますけれども、それを考えていきますと40年勤務が45年に延びることによりまして大体8が9に伸びるようなかたちになりますので9人採用するときには1人ちょっと抑制をかけなければならないという計算が成り立つと思っておりますので、3年間で9人採用するところを3年間の採用が8人に抑制せざるを得なくなる可能性はありますが、これは60歳から65歳になる方が全てその期間在職したことによることですのでけれども、どこの年齢も一緒に定年まで65まで入って45年間勤務すると想定した場合はそのような計算が成り立っておりますので、3年に1人ぐらい採用を控えることを検討せざるを得ないかなとは思っています。

以上です。

4番（久野達也君） 今総務課長から説明のありましたように要は定員管理の関係と定年制の延長それから新規採用というここは全てリンクしてこようかと思いたす。ですからやはり小国町の中に若い人材を確保していく。このことにも注視していただきながらと言っても定年制の延長が保障されている以上そこも保障していただきたい。相矛盾する部分もありますけれどもそこら辺りについてやはり誰にも説明できるような管理計画という部分で対応を是非お願いいたしたいと思いたす。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 御意見ありがとうございます。今総務課長が言ったことがほとんどではあります。私としてもそれをしっかりと私のときに大量に雇用して一遍に抜けるということがない

ように昨年はずごくきつい今年度の対応としても非常に10名ほど一遍に抜けられたということで非常にきつい状態にあります。ただこの状態をなかなか新規の採用だけで賄っていくということも非常に難しいというふうに思っておりますし、私は定年延びたというところではありますが若年層というか若い方たちの役割とやっぱりこう年齢を重ねられた方たちの役割というものは違っているというふうに思っておりますので、その部分では上手に町の中で機能するように考えていきたいなというふうに思っております。ただ1点今考えておかないといけないことはこの時代がずっと続くのか。この人間を採用する制度自体がずっと続いていくのか。DXがどこまで進んでいくのかを加味していかないといけない時代がもう間違いなく来るというふうに思っておりますので、その部分ではしっかり私といたしましても本当にこの定数でいいのかどうかの議論といいますか考え方はしっかりと今の固定概念にとらわれないようなかたちで考えてまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

7番（西田直美君） 今の総務課長のほうのお話で現在112人の職員だということで120人ぐらいが理想的だというふうにおっしゃいました。この今112人のうちで正職員の方がどれくらいいらっしゃるって会計年度任用職員の方がどれくらいいらっしゃるのか。会計年度任用職員の方というのは要するに長期間何年もいらっしゃる方がいるのだけど、その方たちは一応年度年度ごとに切替え切替えになるのですがそうなったときのその方たちの仕事の内容ですよね。継続的にその方たちが同じ仕事をやっているって自分たちなりの昔でいえばお茶くみとかコピー取りとかという言い方がありましたけれど、そういうかたちで補助的な仕事をなさるのか何かしらの責任ある仕事。自分たちの中でプロジェクトを持ったことに参加して参加できる状況にあるのかということが一つ。

それからもう一つ。ここで管理職の方が定年延長なさる場合には非管理職になって給与も7割方になってくるというふうにおっしゃいました。その定年前再任用短時間勤務制度というのになれば短時間勤務のポストに再任用ということをおっしゃいましたけれど、このときに例えば課長職の方が再任用若しくは定年延長になりました。給料は7割になりました。もう課長ではありません。非管理職ですと言ったときにどうしてお仕事をなさるのか。例えば今度その課長の後に新しく審議員か何かの方が課長になりました。その方が自分の元ボスに対して上司に対してその仕事をこういう仕事をやってああいう仕事をやっているということを言うことが果たしてできるのか。若しくは定年延長になった方再任用になった方が何をさせていただくかということ役場の中で仕事の内容ということをきちんと検討する部署であったりスタッフであったりというのの検討会みたいなのをきちんと開くのかどうかその辺をお願いします。

総務課長（佐藤則和君） まず、定員の話で先ほど112名と申し上げましたのは正職員の数でして会計年度任用職員は別に70名ほどおります。合計すると約180から190名の職員になり

まして、会計年度任用職員の比率としましては役場の中よりも学校とか保育園におられる方のほうが中学校とかの加配の先生、保育園は50数名おられますけれども半数が会計年度任用職員ということで保育園の例で申しますと担任の主たる責任は持ちませんが、準ずる仕事をしていただいているということでございます。保育士の資格を持っておられる方はですね。調理は調理でまた別の仕事になりますけれども。それと学校のほうも担任を持つようなことはありませんでそういった加配教員ということで学校の中で。私もちょっと詳しくその職場の状況はわかりませんが、補助的な仕事をさせていただいていると思っております。役場の中の会計年度任用職員につきましても、あくまでもそういう住民に対して責任のあるような仕事は基本的にはしていただいております。いろいろ資料を整理していただいたり議会事務局であれば議事録の整理とかそういったことで。主によその課もそうだと思います。コロナウイルスであればコールセンターの職員を担っていただいたりそういったことをしていただいております。それと再任用と定年延長になった職員等の仕事についてということで全協の折にも5番議員からも質問いただきまして、先ほど申し上げました保育園で定年延長になれば保育士の仕事ということになりますし、職員であってもその人その人の経歴がありますのでその人が適材適所でここがいいだろうということでそのときの人事になるかと思っております。なかなかこのような仕事ということで申し上げにくいのですが何らかの係長職以上ぐらいの職に当たりますのである程度責任のある仕事をしていただくということで、今からそういう処遇が出るまでに1年ちょっとありますので議員おっしゃられるとおり制度をもう1回設計といいますか今からどういったポストが考えられるのかとか、例えばAさんBさんとある程度想定ができますのでそういった方がどこに行ったらいいのか。そこら辺についてはこれから検討させていただきたいというのが本音でございます。

以上でございます。

7番（西田直美君） これ全協で聞いたと思うのですがけれども令和5年度から6年度で対象となる方は確認ですけれどももう1回、何人いらっしゃるかとお願いします。

総務課長（佐藤則和君） 最初に適用になる年齢の方ですね。今のところ4名おられます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 基本的に職員の定数というのが131名が大体の定数だけれども現状は112人と。それで理想とするのは120人ぐらいだから定年が延長された場合でも新規採用に対する影響というのは極めて小さいということでした。そこでもうちょっと詳しく聞きたいと思うのですが。これ令和13年度までに定年の年齢は65歳になります。それで大体令和5年度から対象となるのが1962年から大体66年生まれの方だと思っておりますが、実際に各年度ごとに全ての対象者がいっぱいいっぱい61、62、63、64、65まで勤めたとして定年前に辞めなかったとした場合の各年度ごとの職員の人数というのがどれぐらいになるとみてらっしゃいますか。

総務課長（佐藤則和君） 先ほど西田議員が質問された人数の5年分ということによろしいでしょうか。年代ごとの人数ということですか。

5番（児玉智博君） つまりここに書いてあるのが令和5年度から令和6年度は定年の年齢が61歳になりますと。だから60歳に達した人も1人も辞めない。来年の予定している新規採用も何人されるのか3人ずつとか4人ずつなのかわからないけれども採用しましたと。そして中途退職者もいなかった場合が何名になると予想されるかというのを令和13年度まで年度ごとに教えてください。

総務課長（佐藤則和君） それは職員の採用数が確定しないので出ないと思います。

5番（児玉智博君） ということはやっぱり確定しないということはやっぱり影響するのではないかなと思うのです。影響は1人少なくなるかもしれないというふうにおっしゃるけれども、それはそれぞれのいろいろ経験がある職員と若いフットワークの軽い職員との組合せでなるべく町民のためになるようにしていただきたいなというふうに思うところですが。

それでは60歳に達した職員の給与は俸給月額の7割水準になるということです。それで例えば現状一番高い俸給を受けている人が7割の給料に下がるということは実際に何歳ぐらいの職員の人と同等の給料になるのでしょうか。それで今聞いていると大体係長級だからそれなりの責任のある仕事をというふうに言われるのだけれどもだったらそれぞれ決裁印を押していくところは大体係長級の上かその隣ぐらいに起案した職員とそういう責任を持たせるのかということがやはり具体的に見えてこないわけです。やはり7割の給料しか出さないのであればやっぱり仕事の量も7割にするのかどうかというのをちょっと確認させてください。

それと総務課資料3に基づいて聞いていきますが、④のところ定年前再任用短時間勤務制の導入ということでありまして、60歳以降定年前に退職をして短時間勤務のポストに再任用するということではありますが、こうした場合は時給なのかそれとも月給で月給であれば大体どれぐらいの報酬給料を保障するのか。そしてその下の暫定再任用制度ということでは今の再任用制度に準ずるものであると思うのですけれども、フルタイムの場合のポストそれから給与面、待遇面。時短の場合は大体どれぐらいの給与を保障するのか教えてください。

総務課長（佐藤則和君） まず定年を延伸した場合の60歳以降の責任といういうことではございますけれども、先ほど言いましたとおり係長と課長補佐の間あるいは係長職ぐらいの仕事になりますのでそれ相応の責任はあります。はっきりですね。給与レベルとしては今で言えば40前ぐらいの給与レベルまで下がりますけれども今係長辺りが30代でなられておりますのでその給与と責任の度合いというのはある程度均衡が取れているのではないかと考えております。

それと再任用職員につきましては現行フルタイムで出た場合が25万5千円ぐらいの給与額になっておりますが、短時間ということではございますので基本的には8割勤務になります。標準的にはですね。5日間勤務がフルタイムでございましてけれども4日間勤務ということでは8割ですの

で給与月額にするとその時短分で20万ちょっと21万弱の給与水準となります。この場合は今の制度でいきますと係長よりもちょっと下ぐらいの役職を担っていただいておりますので、そういった取扱いでそれなりの責任はあるということで御理解いただきたいと思います。

5番（児玉智博君） ちょっとよくわからないのです。最後に詳しく聞きたいのですが7割というのが大体今の40歳ぐらいだとおっしゃいました。確かに今30歳で係長になっているけれどもそれは今たまたま。何年か前は上が多かったものだから40歳後半になっても係長になっていないような人がたくさんいたではないですか。今たまたま30歳の人が係長になっているわけけれども係長よりも上、課長代理よりも下という本当によくわからないのですけれど。実際係長の30歳の職員で幾らぐらいもっているのですか。一番上の俸給から7割になった人は実際幾らぐらいになるのですか。その辺がはっきりしないと40歳ぐらいの給料といえど30代と40代というのは大体10年ぐらい差があるわけですから10年掛けて上がっていく給料という決して小さくないと思うのです。実際そこら辺の5番議員が言われていた先輩だけれど役職は下とかそういうもっている給料はあっちが大きいけれど責任としてはこっちのほうが大きいのではないというようなそういう矛盾というのは絶対に生じないようなものになっているのか。

最後にもう一つ確認したいのが、この7割水準という根拠は一体何なのかというのを教えていただければと思います。国が決めているのだらうけれど、その国はどのような基準で7割と言っているのか教えてください。

総務課長（佐藤則和君） 30代と40代そういう年代ということで責任の度合いということでそこに年齢層で矛盾が生じることはあると思っております。現実として児玉議員が言われたとおり40過ぎても係長にならないような時代がまた来るかもしれません。そのときは60過ぎた方が7割水準になったときに給与は下だけれども階級は上だという現象は出てまいります。これはもう致し方ない制度だと思っております。それに納得いかなかったりいろいろすればそこで早期退職というかたちになろうかと思いますが、そういう制度になっておりますのでこういう過渡期ですからその辺の制度設計はまたいろいろ国のほうも考えて変えていく可能性はあるのかなと思いますが、今の現状ではそういった現象が起こりうることはそこそこの役場でまた年代が違いますので小国町の場合は今私が説明したとおりですけれどもよその町では児玉議員言われるとおり給与よりも責任の度合いが重い職員が出てくるところもあると思います。現状としてですね。それは今のところ致し方ないということで。

7割水準につきましては国が定めて国家公務員の制度で定められておまして、多々いろいろありますけれども正確にこれが根拠だということは私たちが示されていないのか現状でございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、議案第48号、小国町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第49号、小国町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第50号、小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第51号、小国町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について並びに議案第52号、小国町職員の降給に関する条例についてに賛成の立場から討論を行いたいと思います。

まずこの職員給与が60歳に到達して次の月から7割に減らされるということについてどうして7割なのか。それは国家公務員に準じるからなのだけれども、では国家公務員がなぜ7割なのかというはっきりとした根拠がよく執行部も含めてわからない状況であります。そうした中でやはり小国町の現状としてその7割に減らされた人と若い職員との間で職責の重さと給与額に矛盾が生じるのはやむを得ないという認識を示されました。それはなるべく職責の重さと給料というのは比例しておかなければなりません。それが今までの日本の雇用形態の原則であります。そうした中で実力主義が取り入れられるわけでもないのにそういうのが起きるとするのはこれは矛盾以外の何物でもありません。しかし同時に年金の支給開始年齢が今後引上げられていくということになれば、この定年延長というのは致し方ない事情にあることは理解しております。ですのでやはりそこは人事の面において毎年度毎年度なるべくそういった矛盾が実際に生じないような職員の配置であったり人事を行っていただくことを求めまして賛成の討論といたします。

議長（松崎俊一君） 次に反対の討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） ほかに討論はございませんか。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

私も今回のこの一連の関連条例一括して賛成の立場から討論を行いたいと思います。

先に質疑させていただきましたようにいわゆる定年制延長によって定員管理をきちっと整理し新規採用と退職者の整合性をとっていく。この部分をまずもって評価したいと思います。やはり地域に残っていただきたい若い方々に残っていただきたいそこも保障していただきながら職員の定年制も担保していくというこの取組は必然性を要しておりますし当然実施していただきたい。

また職員給はいわゆる能力給です。責任度合いによって給与も変わります。ですから延長になった場合国の示す程度が7割程度かもしれませんが、それによって責任の度合いと給料の整合性をとっていかうという取組にも評価させていただきます。

それから質疑等では触れませんでしたけれども職員の降給に関する条例の部分です。この部分

についてはやはり昨今特に公務員あるいはいろんな現場の方々に能力これは個人差があります。採用されたときの能力と経験値によって能力も変わってまいります。そうしたときに正直小国町にもあるかもしれませんが職責によって病んでいる方、心を痛めている方もおろうかと思えます。そんな方々に冒頭申し上げましたように給与と責任度合いが比例してまいりますとどうしても責任度合いを全うしきれずになおかつ体調は壊してしまう。必ずしも公務員がその身分を保障されたわけではありませんけれども、その職責過程の中において病んだ部分について本人の希望があつて少し責任度合いを軽くしてなおかつ頑張りたいという方にはその門戸は当然開いておくべきだと思えます。それがやはり人にやさしいまちづくりの部分ではなかろうかと思えます。それらを含めましてこの一連の関連条例について賛成の立場からの討論といたします。

議長（松崎俊一君） ほかに討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決においては議案ごとに行いたいと思えます。なお、執行部におかれましては、最後にお立ちください。

まず、議案第48号、小国町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第49号、小国町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第50号、小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第51号、小国町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第52号、小国町職員の降給に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第11、「議案第53号 小国町光ファイバーネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案第53号 小国町光ファイバーネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町光ファイバーネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年12月13日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、令和5年3月31日でサービスの一部を終了することに伴い改正する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長が御説明を申し上げます。

情報課長（村上弘雄君） それでは、まず資料の配付をお願いいたします。

議長（松崎俊一君） 資料の配付をいたさせます。

(資料配付)

情報課長（村上弘雄君） 小国町光ファイバーネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について担当所管のほうから説明申し上げます。

今御手元に配りました資料でございますが、そこには今回条例の改正の基となっておりますSTBサービスの解説が最初に冒頭書いてあります。10番組の専門チャンネルを配信しているセットトップボックスのことでございます。それから導入経緯としまして、平成23年からサービス提供しましたけれどもその際のデジタル放送地デジ放送に対応するチューナーの機能が当時必要だったということでこのSTBを貸与した。町民への貸与。それからその場合の変換チューナーということと別に10の番組のサービスを付加価値として提供したという背景がございます。それからアンケート結果につきましてですけれども、これは議会のほうで時間をいただいてアンケート結果の報告をさせていただいておりますが、改めて特徴的なものを抽出しますと現在ネッ

トの安いサービス等も出てきておまして利用なし、全く利用なしというのが40%。半分に対しての回答がございました。それから今後収支を維持していくための2千円から3千円ぐらいの利用料金を提示した上で、多チャンネル放送の値上げになった場合の利用の意向についても回答者の16%程度が利用したいということで圧倒的にあと残りはもうやめたいというふうな意見がございました。そういうもろもろのことを踏まえましてこれまでの状況それから今後の投資、ランニング費用、ブランディング経費等も考えまして、今回光ネットワークサービスの中の付加価値でありますSTBのサービスを来年の4月1日からサービスを停止することのために、12月条例で改正をさせていただきまして周知期間をこの3か月つくって対応していきたいと思っております。御審議方よろしく申し上げます。

議長（松崎俊一君） これより議案第53号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） このサービスを廃止した場合の予算に与える影響ですね。どれほどの歳出が削減されるのか教えてください。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

今回このサービスを逆に維持していくということになりますと維持費だけで約1千万円の赤字がシミュレーションとして見込まれております。あと機械そのものも更新するという時期にきていまして、これまた機械更新するために約1千800万円の見積り額の投資額が見込まれておりますので費用対効果から考えてサービスを廃止するという判断に至りました。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第53号、小国町光ファイバーネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 続きます。日程第12、「議案第54号 小国町営住宅条例の一部を改正す

る条例について」と日程第13、「議案第55号 小国町営単独住宅条例の一部を改正する条例について」は関連がございますので、一括して議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） ただいま議長からも御案内にあったように第54号、第55号を議案といたしまして、一括で説明をさせていただきます。

議案第54号 小国町営住宅条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年12月13日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、町営住宅の入居手続き時に必要となる、連帯保証人の数を変更することに伴い改正する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

続きまして、議案第55号 小国町営単独住宅条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町営単独住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年12月13日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、町営単独住宅の入居手続き時に必要となる、連帯保証人の数を変更することに伴い改正する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

以上、2件の条例改正につきましては関連がございますので、一括審議をお願いしたいと思っております。

詳細につきましては、担当課長が御説明を申し上げます。

建設課長（小野昌伸君） よろしく申し上げます。

先ほど町長がおっしゃられましたとおり議案54号、55号においては町営住宅入居の際の手続きというところの条例変更になっております。建設課資料（1）と（2）を御覧ください。よろしいでしょうか。6月の議会の一般質問のときの5番議員からの意見それから9月常任委員会を始めとして議員の皆さんからの要望ということで、近年本当に高齢化社会になりまして身寄りのない単身の高齢者並びに生活困窮者によりまして非常に今うちの町では入居の際に連帯保証人を2人というかたちでとっておりました。非常に住民の方々からも入居の際に「1人はいるのだけ

「どちょっと2人はね」というかたちでなかなかそこがネックになっていましたので住民のニーズ等々皆さんからの要望も含めて今回両住宅とも今まで2人となっていたのを1人というかたちで人数の変更の条例改定でございます。簡単でございますが説明に代えさせていただきます。御審議よろしく申し上げます。

議長（松崎俊一君） これより議案第54号並びに議案第55号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は6月議会では国土交通省も公営住宅の連帯保証人はとるなという通知を出している。「なくすべきだ」と言って質問をしたわけです。

まず第1点目が9月議会に産業常任委員会が出した要望書ですかね。それにはまず一つが連帯保証人を2名のところを1名にするということともう一つが柏田住宅、関田住宅のような多層階の住宅については高齢者に下層階を優先することという要望が出されていたわけですが、それについてはどうなるのかというのを私は意見書を出すこと自体に反対したので私が確認する筋合いもないのですけれども、それについて1点確認させてください。やはり今私がいろいろ聞くところによると町の公営住宅に抽選の申込みをされている方も70代の高齢者御夫婦です。後期高齢者と言ってもいいかもしれないですが。申し込む前に今住んでいるところが老朽化が激しいから一刻も早く引っ越しをしたいということで町内の不動産屋さんに相談されたそうです。そしたら連帯保証人とかそういう話ではなくて高齢者には貸せません。もう今貸していませんということだったそうなのです。それはやはり大家さんにしてみれば高齢者になると突然死とかいうこともありますので、やはりいろんなリスクを考えてなるべく貸したくないと思うわけです。それはそうですね。何の保障もないのにやっぱり突然事故物件になってしまったりしたらそれはやっぱり生業としてやっている以上大家さんとしては困りますから。そういうものの受皿として公営住宅というのは言わば福祉としてあるものだから、だから連帯保証人をなくしようよというのが国の政府の方針であると理解しております。そこで確認させてください。もう一つ、今回条例を1と改正した後も連帯保証人自体をなくすための検討は続ける考えはあるのか。2点伺います。

建設課長（小野昌伸君） まず1点目、75歳以上というかたちで要望書が出てきました。今度12月の来週金曜日に柏田住宅の抽選があります。結果的には今申込みを締め切った状態では1階が空いてましたので今回4、5件の空き抽選に20名ほど申し込んでおります。多分1階が御要望としてこれだけ増えてきております。昨年に行ったときは5件のうちに4件申込み。なかなか最上階3階以上になると申込みが少のうございます。そういった意味でも今回から抽選で75歳以上という方がおられればちょっとそこの確認はまだ行ってませんけれども優先をして随時皆様の要望に住民の要望に応じていきたいと思っています。

それから国交省の通達の件に関しましては本当に今議員がおっしゃるとおり公営住宅法というのはそういうところの人たちに貸すという福祉の住宅であるとともに、いろんな市町村とも協議

を重ねている中で保証人をなくせという通達で強い文言ではなく保証人が取れないからといって入居を拒むようなことは駄目ですよという文書がきていました。今現在阿蘇郡の市町村を調査してみますと阿蘇市、南小国町、うちそれから産山が1人です。あとはまだ2人等々としておりましてやはり家賃とそういうものもやっぱり貸す以上は滞ってはいけないものですから必ず連帯保証人というのはとっていかうではないかという市町村間の住宅担当の意見もありまして、今後はどうしても独り身の高齢者等々が抽選に当たった場合。この場合はやはりここにも(2)でありますとおりでどうしてもとれない場合は町長を始めとして協議をしながら貸していくというかたちもあるかと思しますのでそこで考えていきたいと思っています。

以上です。

5番(児玉智博君) 例外があるかを作れるかもしれないというふうに言われました。それで今聞くと身寄りがいない高齢者というふうに言われましたが、何も今やっぱり身寄りがいない人というのは高齢者ばかりではないと思うのです。若い人にだって極端な話自分の出自がわからない人なんか今から内密出産なんかで出自を知る権利なんていうふうなことも言われているけれども、わからない人というのもいるわけですからそこは本人にその支払いの能力が入居時点であるのであれば柔軟に対応していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

それともう1点。生活保護受給者については連帯保証人はどうなっておりますか。

建設課長(小野昌伸君) 収入証明書等々も出していただいておりますので、まず最初の質問に関してはそういう収入の状況を見ながら例外ではないですけれどもいろいろ検討する余地はあると思います。

それから生活保護に関しては今連帯保証人をとっております。

5番(児玉智博君) それこそ生活保護受給者ってそんな簡単に福祉事務所は生活保護の開始を決定しませんよ。やはり生い立ちからどこで生まれましたか、お父さんお母さんの名前は、お子さんはいますか、どういう学校を出ましたか、どこでどう働きましたかと事細かに聞き出して、その扶養、兄弟とか親兄弟なんか「生活保護の相談に来られていますけれど何とか助けてあげられませんか」というお手紙を出してその上でやっぱりというときに生活保護というのは決定するわけです。生活保護というのはもう御存じのとおり保護費の中には家賃扶助というのがあります。県が直接振り込むわけですから家賃として。言わばこれはもうよっぽどのことがない限り町は家賃を取り損なうことはないかと思うのですが、何でそれでもとるのでしょうか。

建設課長(小野昌伸君) 家賃の観点から言えば確におっしゃるとおりだと思います。あとは確かに生活保護の方と言ってできるだけ何が起きるかわからない住宅に住んでいて高齢者もそうですけど緊急連絡先というかたちの役割のかわりも含めてとっているということでございます。

以上です。

議長(松崎俊一君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番(児玉智博君) 私は、議案第54号、小国町営住宅条例の一部を改正する条例について並びに議案第55号、小国町営単独住宅条例の一部を改正する条例についてに賛成の討論をいたします。

まず現在2人求められている連帯保証人について1人に減らされるということはこれは一步前進であるというふうを受け止めさせていただきます。ただし条例に連帯保証人の連署する請書を提出することというふうになれば連帯保証人をつけるのが原則というふうになってしまうと思います。そこでそういう社会的に孤立した人たち身寄りのない人たちそういう社会的な弱者が住まいをきちんと確保することという意味において、公営住宅の果たす役割がこれではやはり低下してしまうのではないかと危惧するものであります。ですので引き続きこの条例が改正されて連帯保証人が1名になったとしても引き続き連帯保証人を求めないとするために前向きの検討を続けていただくことと。それと加えて本当に身寄りがなくて行き場所がないという人が当選した場合において柔軟な対応をそれぞれ実際にやっていただきたいということを求めます。そのときにどこを基準にするかといえばやはり生活保護受給者それからそれに準じるような人たちというふうにしていくために基準を設けていく上で、生活保護受給者の連帯保証人は不要とするということとは合理的な配慮になるのではないかと思いますのでその辺の検討も不断に行っていただきますよう求めまして討論を終わります。

議長(松崎俊一君) 次に反対の討論はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) ほかに討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決においては、議案ごとに行いたいと思います。執行部におかれましては、最後にお立ちください。

議案第54号、小国町営住宅条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第55号、小国町営単独住宅条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) ここで暫時休憩といたします。次の会議を2時10分から行います。

(午後1時58分)

議長(松崎俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時10分)

議長(松崎俊一君) 日程第14、「議案第56号 小国高等学校町営寄宿舎設置条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) 議案第56号 小国高等学校町営寄宿舎設置条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国高等学校町営寄宿舎設置条例を別紙のとおり提出する。

令和4年12月13日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、新たに県立小国高等学校の寮を設置することに伴い、小国高等学校町営寄宿舎設置条例の新規制定を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当局長が説明を申し上げます。

教育委員会事務局長(久野由美君) 小国高等学校町営寄宿舎設置条例です。条例制定について御説明申し上げます。条例本文の45ページ右肩に56と書いてあるものと右肩に資料1教育委員会事務局と書いてある資料を御覧いただきたいと思っております。小国高等学校は町内唯一の公立の高等学校で身近な高校として地元から多くの生徒が進学するとともに地元には高校があることで高校在学中の保護者の経済的負担が大きく軽減されています。しかしながら小国郷内でも少子化の影響からここ数年は1学年の学級数が1学級になり生徒数の確保が大きな課題となっています。一方で連携型の中高一貫校である小国中学校の既設の寄宿舎ほこすぎ寮は宮原の椋子原に平成10年12月に移転新築しました。定員を56名で設置したものの少子化や道路網整備等の影響もあり現在は19名の入舎にとどまっており14部屋中今年度は5部屋が空き部屋となっています。そこで引き続き小国高校の魅力化と永遠の発展の会を軸として進路や部活動など小国高校の魅力化を図るとともに、さらにはほこすぎ寮の空き部屋を小国高校の町営寄宿舎として有効活用するこ

とで自宅から通学困難な小国郷外からの生徒より多く迎えられるように町内での食と住宅の環境を整え入学者数の確保を図るものです。高校生の寮費につきましては教育委員会資料1に示しておりますが過去の決算額から1人当たりの経費を算出し4万5千円としました。寄宿舎居住費に対して交付される特別交付税は従来どおり中学生の入舎数で算定されることを確認しております。定員については中学生の入舎を優先することとしますが現在のところ高校生の入舎定員として男女8名、16名を考えています。運営委員会などの細かな決まり事などについては条例制定後規則や要則を定め管理運用を行いたいと考えています。附則といたしましてこの条例は令和5年4月2日から施行するものです。補助事業等により取得した財産の処分制限期間の満了日の兼ね合いから2日とするものです。以上の経緯、理由から高校の町営寄宿舎を設置したく条例の提案をさせていただきます。御審議方よろしく申し上げます。

議長（松崎俊一君） これより議案第56号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番（西田直美君） お伺いします。

寄宿舎の設置条例の部分でこの間全協のときにも伺ったと思いますけれども確認方々です。対象の想定として自宅から30キロ以上離れたところで小国郷外の生徒を対象にしたいということだったのですけれども、この間の全協でも出ましたけれども津江のほうまで行っても14キロぐらいしかないというところだったので、この30キロがまずどこから来たのかというのが一つです。それは先々変えざるを得ないようになってくるだろうと思うのですが、実は私はもう随分何年も前から考えていたのが小国高校に大都市圏から田舎への生徒さんが来てくれるといいなというのも考えていて、そういう人たちを対象に受皿としてなかなか宿泊施設がないので今の小国中学校の寄宿舎というのは必要だろうとは思っておりました。小国中学校の寄宿舎自体がもう既に今年から午前中だけではありますけれどもスクールバスを利用できるようになると、高校生をもっと受入れてもいいような受皿づくりができるのではないかと考えています。

もう一つは当然今の段階ではなかなかないので小国中学校の寄宿舎に入っていた生徒が卒業して小国高校に行き、その生徒がそのまま小国中学校の寄宿舎に小国高校生として入れるという想定も入らないのか可能性としてどうかということをお伺いしたいと思います。

また必要経費の分から算出した4万5千円という想定ですが、これは例えば中学校からの感覚からいけば非常に高い感覚になります。都会から言えば安い感覚です。これを何とか軽減するための補助金の制度を作るとかそういうことができるのかどうか。

もう一つが高校生なので当然町の管轄ではある意味なくなります。県立高校ですのでその場合生徒の指導であるとか安全管理であるとかそこにどこまで寄宿舎の舎監が関わったり町の教育委員会が関わったりするかというその限度について伺いたいと思います。お願いします。

教育委員会事務局長（久野由美君） お答えします。

まず30キロはどうやって考えたかということですがけれどもまず対象者として小国、南小国在住以外の生徒と考え30キロ以内ということを考えました。小国在住の生徒が阿蘇中央高校に通学していることなどから阿蘇市は通学可能な県内と考え20キロに30キロというキロ数を考えました。この距離については今後の規則でいろいろな御意見を参考にして教育委員会で図っていきたいと考えています。

次に小国中学生の卒業生がそのまま入れるかということですが、この設置条例を定め上程した対象を小国、南小国在住以外の生徒をまずは考えていましたので、今のところ小国中学生の卒業生は考えておりません。

それから4万5千円の想定ですが先ほど御説明しましたが年間の決算額を今入っている実績の人数で1人当たりの金額を算出しましたので、この人数が増えれば1人当たりの金額は下がっていくことは可能ではないのかなと考えています。今の現状の決算額を実際の人数で割った人数がこの金額となっております。

補助金については今のところそういう補助金の制度を町のほうで規則など決めておりませんが今のところ考えておりません。

高校生の生徒の安全指導、舎監ということで、今のところ高校のほうとも協議し県教委のほうとも協議をし高校生の見守りということで高校の先生にお願いできないかということも協議しているところです。

以上です。

7番（西田直美君） いろいろな想定は変えられることは十分に考えられますのでその辺は問題ないと思いますし、月額金額にしても何らかのかたちで交付金若しくは助成金いろいろなかたちで補助ができることはあり得るかと思うのですが、この間の全協のときも申し上げましたけれど小国中学校の卒業生が寄宿舎に入っていた子たちが高校になった途端にやっぱり自分で通学しないといけない。そうすると自分で原付の免許を取っていくか若しくは家族が送ってくれるかというようなかたちになってしまうのです。それがそのまま寮を使えば助かるというのはあるので最初から男女各8人というのであれば最初からそんなに郷外のところからというのは見込めないと思いますので、その辺は柔軟な対応をお願いしたいと思うところです。

安全管理とか細則です。高校生というのはやはり多感な時期なのでいろんな想定外のことが起こることも考えないといけないし、そのときに舎監の先生だけが大変な責任を負うということもなかなか難しいことだと思うので、その辺のところはくれぐれも最初のほうの話合いの時点でいろんなことを決めておいていただきたいと思います。質問ではありませんがそういうことをお願いします。

議長（松崎俊一君） ほかに。

5番（児玉智博君） 私はこの条例の位置づけについて尋ねたいと思います。このほこすぎ寮その

ものについては小国町立学校等設置条例で寮の名称と場所が定められております。その上で小国中学校寄宿舎管理規則というのがその下にあるわけです。確認なのですがこの条例案が成立した場合それとこの小国中学校寄宿舎管理規則というのはどちらを優先しますか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 条例と条例が同じ位置にあってこの後に規則を作りますけれどもその規則と学校管理規則が同じ位置にあります。

5番（児玉智博君） 具体的な定めとして小国中学校の寄宿舎としての定められた例規は小国中学校寄宿舎管理規則になるわけです。それで私が聞いたのは条例と規則はどっちが優先するかという。だから一つの建物について幾つも条例があって規則があってというようなことをするから私はこういうことを聞かないといけなくなるわけですけれども、要は小国中学校寄宿舎管理規則よりも小国高等学校町営寄宿舎設置条例のほうが優先するというものではないですか。それで確認したいのは小国中学校寄宿舎管理規則には学校長が許可した者が入寮できるというふうになっているわけです。つまり男8人女8人というふうに言っていましたけれども最終的な許可は中学校長しかできないということになるのではないですか。

教育長（村上悦郎君） お答えします。

まず小国高等学校町営寄宿舎設置条例それを認めていただき規定に基づき今度は小国高等学校町営寄宿舎管理運営規則というのを別に決めるということで、最初一つで決めようと高校の部と中学校の部はどうだろうということで考えていましたが、別個で管理規則というのを定めたほうが徹底するであろうということでそういうふうに考えています。

5番（児玉智博君） それでは、これあくまで町営の寄宿舎ということで高等学校の寄宿舎ではありませんので、恐らくそこで学校としては責任を負わないということになると思うのです。あくまで町が責任を負わなければならない。学校から見た場合ですけれども私の通っていた学校は学校の寮がなかったので民間に下宿していたのです。学校から見た場合はこれ要するにその生徒は下宿している生徒というふうに見られるのでしょうか。

教育長（村上悦郎君） 質問の意図がわからないのですが下宿をしている生徒と見るのか。寮生と下宿というのは違うという。どちらと見るかというようなことでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 高校生は寮生ということで自宅以外から通っている寮生です。

7番（西田直美君） 多分今のは中学生はきちんと舎監がいて舎監が管理するというのがあります。でも高校生というのは舎監がそこまで責任を負ってちゃんと寄宿舎生として扱うものなのか。それとも中学校の寄宿舎にはいるけれどもそれほど舎監とかのそういうのがないということは普通の民間の下宿をするのと同じような扱いの生徒さんになるのかということだと思っております。

教育長（村上悦郎君） この寮に高校生が入寮してもらおうというところでやはり僕らも一番考えたのは入寮した子供たちの生徒指導でありますとか生活面でありますとかそういったところ地域に迷惑をかけたりとかですから今言われた管理。管理というとあれですが責任を持っているという

ところで先ほども言いましたように舎監業務というのを今中学校がありますが兼職兼業というのはできませんかということで県にお願いしています。前向きに検討するということができるかどうか分かりませんが。それとは別に中学校の舎監がいます。それともう1人町で雇っている舎監さんがいます。その方々にもお声掛けする。高校のほうとも相談をいたしましてとにかく1日1回は高校の先生が顔色を見るなり何なりというところは必ず行いましょうと。制度辺りはどういうふうにするかというのはまだ整理しないといけないところはあるのですが、高校の職員が必ず1日1回はというところで話を進めているところでございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質問ございませんか。

8番（松本明雄君） 松本です。

この問題は僕が議員になったところからの悲願の検証です。町のほうが何歩も歩み寄っていただいて決定していただきました。僕は非常に喜んでおります。今年度は高校も100周年を迎えてから生徒数が減っていくのにどうしていこうかと考えていたところにこういう御判断をされたことは非常にありがたいことだと思っております。この前テレビを見ていましたら全国の高校が自分の市町村に子供たちを入れる工夫をしています。それで寮なんかいろいろ持っておりますのでそういうところにアプローチしてどういう運営をすれば一番問題ないのか。そういうところを調べていただいてここにも運営委員会がありますので今年募集をかけても1人か2人何人来るかわかりませんが来ていただいて、その中の話は前向きに進めていただきたいと思っております。今言っているとおり町が見るのか県が見るのかとかそういう話は今からされると思っておりますので、町の要望を県に伝えてなるべくうちの町に負担がないように。過疎の町がどうやったら高校を維持できるかという事例になるような寄宿舎にしていきたいと思っております。高校生もあそこの寮から高校までになるとちょっと距離がありますのでまた自転車通学もする可能性もあります。今自転車も非常に交通事故が多いですのでその辺も含めたところでまた運営委員会の中でちゃんと規約を作ってください、またこの議会のほうに出していただければと思っております。よろしく申し上げます。

町長（渡邊誠次君） 村上教育長とは早速県のほうの教育長のところに御挨拶に行ったときに一番最初から御提案を切り込まさせていただいて話を進めておりました。また河津県議も含めて両町の私と高橋町長と県議と小国高校の件につきましては数度足を運ばせていただいております。令和6年度にはエアコンも県費で小国高校に付くというようなどころもお約束をいただいておりますので、様々な件で小国高校と小国高校の魅力化と永遠の発展の会でございますのでそこをしっかり連動させていただいて続けて小国高校の魅力を増していけるような施策を盛り込んでいきたいなというふうにも思っております。

先ほど西田議員から言われた部分の4万5千円の件に関しましてもその魅力化の会で何とかできないか、両町の負担で何とかやっつけられないかということも考えにはありますので高橋町長

とさらに話を進めさせていただきますし、高橋町長も実は南小国の中学校の寮こちらも考えていただけると。ただ先ほど言いましたように前の年度の部分で補助金の返還等々の話が今回ちょうど小国町はなくなりましたのでタイミングが非常によろしかったというところと、村上教育長そして南小国町の高橋町長の御理解もいただきながらこういった施策を重ねていきたいと思えます。これはもう本当に1人分とか2人分とか最初8人と書いていますけれど予算的には1人2人というような提案になってくると思いますが、この条例を作ることからまず始まるというふうに思っておりますので是非とも皆様方には御理解をいただきたいというふうに思えます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第56号、小国高等学校町営寄宿舍設置条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第15、「議案第57号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案第57号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、令和5年3月31日限りで熊本県市町村総合事務組合から菊池環境保全組合を脱退させ、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

令和4年12月13日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「、菊池環境保全組合」を削る。

附則といたしまして、

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由といたしましては、一部事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） それでは、総務課資料（8）におきましてこの規約の変更の説明をさせていただきますと存じます。よろしく願いいたします。熊本県市町村総合事務組合を組織する団体から菊池環境保全組合が解散により削除されるものです。これに伴い新旧表にある規約も変更になるものです。附則としましてこの規約は令和5年4月1日から施行するものです。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第57号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第57号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第16、「議案第58号 公共工事請負契約の締結について（町道湯鶴線防災対策（かん渠布設）工事）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案第58号 公共工事請負契約の締結について

次のとおり公共工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月13日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

- 1 契約の名称 町道湯鶴線防災対策（かん渠布設）工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 8千822万円
- 4 契約の相手方 阿蘇郡小国町大字下城1753番地
株式会社 ミトマ
代表取締役 三苦 正幸

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） それでは、別紙の総務課資料（9）を御覧いただきたいと存じます。開札調書でございます。本年9月より電子入札を導入しまして様式が変更になっております。開札日は令和4年11月25日です。2枚目の公共工事請負仮契約書を御覧いただきたいと存じます。工事番号は補第137号。工事名は町道湯鶴線防災対策（かん渠布設）工事でございます。工事場所は阿蘇郡小国町大字下城字小畑地内です。工期は令和5年3月31日までとなっております。1枚目の開札調書にお戻りいただきたいと存じます。予定価格が上から7行目ぐらいのところに見づらいくれども8千184万7千円ということで明記されてございます。税抜き価格でございます。9社の指名をし株式会社ミトマが入札価格8千20万円。消費税込みの8千822万円で落札し11月29日付けで仮契約を結んでおります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

建設課審議員（田邊国昭君） それでは引き続き議案第58号について説明させていただきます。

建設課資料（3）という資料を御覧いただきたいと思っております。今回の工事は杖立地区において温泉街の中を流れる雨水の対策として行われるものです。資料の半分から下工事の概要について説明いたします。工事概要は施工延長137.5メートル。主な工事内容としまして断面1千400掛ける1千400のボックスカルバートの布設が137.5メートル。断面1千掛ける1千のボックスカルバートが16メートルの布設。そのほかに受付桝、防災調整桝、受桝、そのほかに700掛ける700の集水桝。400掛ける400の集水桝を各1か所設置いたします。横断暗渠としまして140の暗渠を延長6.9メートル、U字溝の布設が450掛ける450を2.4メートル。同じくU字溝の布設240掛ける240を7.1メートル。そのほかに縁石工とフェンス設置を行いまして一番下に舗装ですが路盤工、表層工。この表層工は厚さ5センチを計画しております。面積が1千116平米計画しております。

資料の次のページです。航空写真で工事の位置を示しております。航空写真左側が宮原から来たほうになりますが今回の工事が行われるのは赤色で図示してある部分になります。水色で示してある部分の社会資本整備総合交付金につきましては以前に発注が終わっております。今回入札を行いました緊急自然災害対策事業債ということで図示してあります施工延長137.5メートルの施工を行います。場所としましては、杖立の温泉街の中にありますガソリンスタンド丸美石油の手前にあります大きい駐車場ここは米屋別荘の駐車場になりますが、ここの付近で山腹のほうから出てきます雨水を受けまして町道に大きい暗渠を入れまして排水していき排水先は九州電力の杖立発電所がありますが放水路へつなぐまでの工事となっております。

資料次のページを御覧ください。次の資料の右側に横断図が書いてありまして杖立の町道の中に1千400掛ける1千400というボックスカルバートを布設していきます。両側にあります青色になっておりますU字溝については先ほどとは別に発注を行っている分です。この資料の右側のほうの平面図これが今回工事を行う部分での流末の部分となりまして、九州電力の放水路につなぐ状況を図示しております。平面図と断面図を資料として付けております。

工事の概要についての説明は以上です。

建設課長（小野昌伸君） お世話になります。

若干追加の御説明をさせていただきたいと思っております。今回この工事をするに当たりましては皆さん方にもいろんな議会の折に御説明しておりました。要は令和2年にこの地区が杖立方向に向かって右側の斜面から相当な水。杖立地区も時間100ミリほど豪雨がきていますのでその際に今現在入っている側溝でははけきれなくなりまして道路反対側の民家等々に多大な被害を与えたというかたちで、今回どうかしないといけないというかたちで今審議員が言ったとおりに水色の部分においてはこちらも非常に流域面積が15ヘクタールあります。斜面の10ヘクタールに100ミリの水が降ったときにどれだけの水を流すかというかたちで考えた場合、今現在300の側溝が入っていますがこれをブルーのところは500の側溝に入替えます。断面が約2倍ぐらいになります。今度この赤線を今回審議していただく部分ですがここにおいても上の沢からの水によりまして流域面積これも15ヘクタールのうちの6ヘクタール部分ですが大体毎秒4トンほどの水が流れてきます。これをはけるためには上から落ちてきて上から4段目防災調整柵というのがありますけれどもこれで上からきた水を1回受けてそれから1千掛ける1千のボックスカルバートで抜く。それから上からきた500、500の側溝と合流して1千400のボックスカルバートで抜くというかたちで流域と流量計算でこの断面は決めております。大体ボックスカルバートの場合は9割ほど1千400、1千400掛ける9割ほど満水して流れる計画でいますので若干の1割程度は余裕を持たせております。将来的に非常にここが勾配がありませんものですから大体3%の勾配で流れていくものですから非常に土砂等々の沈殿とか維持管理にも今後影響があると思っておりますので、大体30メートルピッチでマンホールを設置してふだん堆積土砂の取り除

きを維持管理としてやっていくというかたちで。逆に今度は九電のほうは流域面積が21ヘクタールあります。ここに流れるやつは約16トン。大体4倍ぐらいの水の量があつて集まってきます。九電の放水路は大体今が3メートル掛ける3メートルぐらいの三方張りで上から下まで流れてきていますので、うちの4トンが流れても一緒に流下する能力がありますのでそこは九電さんと計画協議の中で決めてその中に流していいよというかたちに決めていますので、上から流れてくる水がある程度満水の状態でもうちがボックスカルバートを突っ込んでも一緒に筑後川に放流できるという計画のもこの計画を出していますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） これより議案第58号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） このA3の平面図です。そこで左上のやつが要するに最終的に九電の今言われた3メートル3メートルの要するにそれ発電所のタービンを回した分ではなくて、余りのやつを落とすところですよそれにつなぐということで。よく九電ありがたい話であそこにつなげてくれるなというふうに思ったのですが、そこを実際この請負業者が穴を開けるのか1個丸々入れ替えるのかわからないけれども、もうそこまでやるのですかつなぐところまで。

建設課長（小野昌伸君） はい、つなぎ込みまでうちの業者がやります。この時期においてはたとえ発電所に使わない水といってもいろんな法的規制がありまして、やっぱり発電が再熱する時期というのはやめてくれと。今から先が渇水期というか水も減りますので今の時期のいい時期3月であれば何日から何日までの間よかったら1週間のうちにつなぎ込んでくれというかたちを今協定を結んでいますのでその手前で1回柵を造りましてそこまではうちのほうで完成させて、それからもう1週間2週間で九電が「やりなさい」と言った日にやるのでそこはヒューム管ですぱつとつなぎ込むようなかたちで計画しております。今の三方張りをかいで突っ込みますのでその時期というのは九電と詳細を今から煮詰めていながら「多分一、二週間程度しか余裕がないですよ」と言われていますのでその時期にセットしながらそこをやっていきます。

以上でございます。

5番（児玉智博君） ああなるほどと思ったのですけれども、今言われたようにやっぱりこの水力発電のいろいろそういう規制があるのだろうなというふうに理解しました。ではなおさらこの業者にそういった経験というのがあるのですか。九州電力関係の仕事の実績というのがあるのかなという心配があります。その部分だけでも直接やはり九州電力の水力発電所関係の工事の実績があるところにしていただいたほうが間違いがなく安心なのではないかと思いますがいかがですか。

建設課長（小野昌伸君） ここを受けた業者さんミトマさんにおいてもこの詰め込み自体は普通の土木の仕事でも十分できるところではございますが、実際つなぎ込みのときには九電関係の監督

員、日田補習所の職員さんに監督をしていただきながらうちの監督とも協議しながらやっていくということに決まっていますので、施工上は大丈夫でございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質問ございませんか。

町長（渡邊誠次君） 私のほうからは皆様方に御礼を言いたいと思います。実際この杖立地区におきまして私も住んでいるからというところではありませんが、実際ここが令和2年の7月豪雨で被災した後あの状況のときにはこの計画はまるでありませんでした。議員の皆様方から御要望いただいて私のほうと議員の皆様も御努力をいただきまして、また河津県議、坂本先生を始め国会議員の皆様にも本当にたくさんのお力をいただいてこの社会資本整備総合交付金それから並びに一番難しかったのが実は緊急自然災害対策事業債。こちらの話は全くありませんでした。それはなぜかというところが被災している状況で改良工事をするわけではなくて、新たな改良工事でこの地域の山からの水を集めて下流に流すというこの部分が補助金等々をもらう際には非常に難しかったというところがありますが、皆様方の本当に後押しをいただきまして国それから県としっかり協議していきながら緊急自然災害対策事業債の有利な事業債をいただくことができました。県にも非常に動いていただきましてありがたいというふうに思っております。また先ほど児玉議員から言われたように九電さんのこの放水路につなぎ込みをすると。これは多分全国でも初めてなのかもしれないぐらい九州では特にそうですが初めてなのかもしれないことというふうに九電さんもおっしゃられておりましたけれども、その部分でも筑後川の河川事務所統合管理事務所所長含めたくさんの皆様方に九電さんと間に入っていただいて交渉をしていく中で実現したものでございます。本来でありますと実はこの真っすぐ赤いところがおりにきたところから真っすぐ川のほうに抜く計画が最初あったのですが、その計画では逆に河川が増水したときには危ないかもしれないというところがありましたのでこの計画に切替えたというところはもう皆様方御承知のとおりだというふうに思います。ただこの本当に山からかなり集まってくる水。これ書いておりませんけれども九電さんの放水路ここもかなりの被災をしてこちらは九電さんに全ての工事をしていただいたところでもありますので、本当に総合力として皆様方それから町、県、国、九州電力さん全ての総合力でこの杖立地区の防災対策事業ができるというふうに思っています。重ねて河川のほうも今3億3千万円ほど予算を付けていただいておりますが先日の国会の閣議決定でも本年度それから来年度の補正まで予算をいただけるというようなお話を国交省のほうからいただきましたので、その部分ではもちろん紙面上には載りませんが杖立温泉のその地区の防災対策が皆様のおかげで非常に急ピッチで進んでいるということも御報告を差し上げたいなというふうに思っているところでございます。本当にありがとうございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第58号、公共工事請負契約の締結について(町道湯鶴線防災対策(かん渠布設)工事について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第17、「議案第59号 令和4年度小国町一般会計補正予算(第8号)について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明をお願いします。

町長(渡邊誠次君) 議案第59号 令和4年度小国町一般会計補正予算(第8号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度小国町一般会計補正予算(第8号)を別紙のとおり提出する。

令和4年12月13日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書(第8号)をお願いいたします。1ページです。

令和4年度小国町一般会計補正予算(第8号)

令和4年度小国町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8千241万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億849万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年12月13日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） それでは、令和4年小国町一般会計補正予算（第8号）について、補正予算書により内容を説明させていただきます。

2ページをお開きください。第1表としまして2ページから4ページに歳入歳出それぞれ款項の区分及び金額を記載しております。

5ページは地方債補正として変更分を記載しております。

6ページから7ページは歳入歳出補正予算事項別明細書を記載しております。

それでは、歳出のほうから順次説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。11ページ、議会費から18ページ、教育費までに記載してあります報酬、給料、職員手当等の共済費などの人件費につきましては総額で1千829万円の増額補正になります。この主な理由としましては、先ほど可決していただきました人事院勧告による給与改定の増額、時間外勤務手当増額と職員の転居に伴う住居及び通勤手当の増額です。それでは歳出の大きな額の補正について説明させていただきます。

総務費の欄をお願いいたします。

一般管理費の寄附金100万円につきましては9月に九州に上陸しました台風14号で大きな被害を受けた宮崎県諸塚村への寄附金でございます。財源はふるさとの納税代理受領したものを寄附させていただきます。財産管理費の中で財政調整基金積立金1億7千万円を計上させていただいております。これは地方財政法第7条の規定により前年度実質収支の2分の1以上の1億7千万円を積み立てるものです。財源は全額、前年度繰越金です。次に企画費2千500万円でございます。これはふるさと納税に係る寄附金の謝礼に1千500万円、役務費としまして通信運搬費、手数料に1千万円を計上しております。財源はふるさと寄附金を充当いたします。

次に12ページ防災情報施設費175万8千円。防災子局いわゆるトランペットの落雷による修繕4局、点検による修繕4局、合計8局分でございます。財源は建物共済金164万2千円、残りは一般財源を充当いたします。

次に民生費の欄をお願いいたします。

13ページ、障害者福祉費の中で償還金利子及び割引料948万6千円。これは令和3年度に交付された障害福祉に係る負担金を精算した分の返還金です。次に児童福祉費の施設型保育給付費630万円でございます。これは途中入園等による児童数の増によるものと認定こども園等の職員の処遇改善のための増額補正です。財源は国費2分の1、県費4分の1、残り4分の1は一般財源でございます。次に償還金利子及び割引料166万円につきましては令和3年度に交付されました児童福祉に係る負担金を精算した分の返還金となります。財源は前年度繰越金です。

次に14ページ保育園費でございます。主なものは職員手当の時間外手当600万円で需用費の光熱水費70万円は電気料の高騰分と賄材料70万円についても材料費の高騰によるものです。

次に15ページ衛生費でございます。予防費の償還金利子及び割引料564万3千円につきま

しては、令和3年度に交付された新型コロナワクチン接種等に係る負担金を精算した分の返還金です。財源は繰越金です。

次に農林水産業費の欄をお願いいたします。農業総務費の300万円の減額は11月の人事異動に関する人件費の減額です。

16ページ、林道費の修繕費200万円につきましては台風14号による林道の路面洗掘に充てる修繕費でございます。財源は一般財源です。

次に商工費の欄をお願いいたします。商工総務費の161万円については時間外手当を含む人件費です。北里柴三郎博士顕彰費の消耗品費92万1千円につきましては、マグネットやのぼり旗等の追加製作に係る経費でございます。財源はネットワーク基金を充当いたします。

次に土木費でございます。17ページの土木総務費の負担金補助及び交付金1千200万円については、関田地区と新橋地区の急傾斜地崩壊対策工事に係る熊本県への負担金でございます。財源は一般財源でございます。

次に消防費の欄をお願いいたします。消防施設費200万円でございます。これは所尾野地区の防火水槽の工事費の増額分でございます。財源は辺地債を充当いたします。

次に教育費でございます。18ページの社会教育総務費の負担金補助及び交付金、銅鏡製作事業補助金300万円でございます。これは鏡ヶ池の銅鏡の複製作成費の補助金でございます。財源は全額、一般寄附金であります。

保健体育費。体育館施設、給食センター費の光熱水費につきましては、電気料高騰分に対応するための増額補正となります。

最後に19ページ、災害復旧費の欄をお願いいたします。農地災害復旧費の中で工事請負費600万円につきましては、農地3件の災害復旧費でございます。財源は県費50%、分担金15%、残りの35%は一般財源となっております。償還金利子及び割引料の農地災害復旧事業分担金精算金の210万円につきましては、令和2年度豪雨災害の農地災害分担金の事業完了に伴う返還金でございます。

次に農業用施設災害復旧費でございます。工事請負費300万円につきましては農業用道路の1件の災害復旧費でございます。財源は県支出金65%と分担金3%で残りは一般財源を充当させていただきます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に歳入についての説明になります。今回の補正に対する歳入になります。

8ページをお願いいたします。国庫支出金、国庫負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金315万円は、施設型保育給付費の国庫分です。

次に9ページ、県支出金の災害復旧費補助金495万円は、農地及び農業用施設災害復旧費の県補助金です。

次に寄附金です。一般寄附金300万円は鏡ヶ池銅鏡製作費に係る寄附金です。ふるさと寄附金はふるさと納税による寄附金です。

繰越金の財政調整基金は歳出全般の一般財源分です。繰越金の1億8千946万6千円は財政調整基金積立金と各種返還金の充当分です。

以上、今回の一般会計補正予算の概要を説明させていただきました。よろしく御審議お願いいたします。

町長（渡邊誠次君）　ここで申し訳ありません議案第59号一般会計補正予算の第8号分ではございませんが朝、江藤議運副委員長から御説明がありましたとおり明日皆様方に補正予算第9号として追加議案をさせていただきたいというふうに思っております。もう議会運営委員会の中では少し御説明しましたが詳細を今急々に詰めているところでございますので明日の追加議案として皆様に御提案差し上げるところとなっております。その内容につきましてはまずはわかりやすいところから言いますと小国町民1人当たり2万円の商品券を給付するというところでございます。約1億4千万円ほどの上程になります。しかしながら実は先週の12月9日に地方交付税の補正予算が閣議決定されて通知をもらいましたので12月9日からすると数日しか経っておりませんので最速での御提案というふうになりました。ただその金額は約7千万円でございます。前に7月の時点で新型コロナウイルスの対応地方創生臨時交付金が4千万円ほど実はございました。それが多分7月頃だったと思います。ですので実は臨時議会若しくは9月の議会のときに皆様方にその1万円で商品券を御提案差し上げようという実はぎりぎりまで悩んでおりましたけれども、追加で補正予算を組むというふうな国の情報を私も得ましたのでぎりぎりになりましたが1万円より2万円というところで今回本当に執行部も頑張って作っていただきいただきましたがこの上程となります。今日は第8号でございますので明日第9号をまた追加議案として補正で上げさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松崎俊一君）　ここで暫時休憩といたします。3時20分、15時20分から次を行います。

（午後3時08分）

議長（松崎俊一君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時20分）

議長（松崎俊一君）　これより議案第59号について質疑に入ります。皆様ページを示して御質問いただきたいと思っております。

7番（西田直美君）　11ページです。11ページの財産管理費の中で財政調整基金積立金が1億7千万円出ておりますが、これ1億7千万円を入れると財政調整基金は幾らになりますか。

総務課長（佐藤則和君）　財政調整基金の残高が約6億5千万円でしたので単純に足しますと8億2千万円になりますが、今年度中に9千万円また繰入れて使う予定がございますので実質的には7億1千万円ほど今年度末にはなるのではないかと考えております。

以上でございます。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

私は歳入のほうから質問させていただきたいと思います。9ページです。ふるさと寄附金について当然歳出に伴う歳入ですので歳出に比例するところで歳入額が計上されていると思いますが、同僚議員の財調と同じような質問です。今年度今現在でも構いませんので大体ふるさと寄附金、小国町いかほど寄附金がなされているでしょうか。

政策課長（秋吉祥志君） お答えいたします。

今現在で約1億1千万円ほどの寄附が集まっております。12月、1月が年度で一番寄附金が集まる時期でございますので1億5千万円の寄附金で当初考えておりました予算としては7千500万円計上させていただいております。それを今回目標額が一応2億というふうに設定をしまして2千500万円のこの補正予算を組ませていただいております。

説明は以上です。

4番（久野達也君） 今のをちょっと整理させていただきますと今現在は1億1千万円の寄附金をいただいているけれども、年度末までには2億円確保できるのではないかという答弁ですね。

政策課長（秋吉祥志君） はい。

4番（久野達也君） はい。

議長（松崎俊一君） ほかに質問。

5番（児玉智博君） ちょっとまとめて聞きます。まず15ページのワクチン接種にかかる返還金が出ておりますがこの返還金合計しますと5千600万円ぐらいになりますけれども、これの返還になった要因というのを御説明ください。期待予定よりも接種が進まなかったのかどうなのか。

そして17ページ、消防費であります防火水槽所尾野地区の工事費で増額だというふうに言われました。200万円。やはり例えば自分方で庭にコンクリートを打ったりとかいろいろ民間の人が工事を頼んで200万円も増額になったら普通怒るぐらいのレベルだと思います。何でこの200万円も増額になったのかということを御説明願います。

まずその2点御説明ください。

町民課長（宮崎智幸君） コロナワクチンの返還金について御説明いたします。この返還金合わせて564万3千円につきましてはワクチン接種業務に係る事務費それから直接のワクチン接種にかかる費用の返還金となります。実績としましては延べ1万4千169人の方に接種を行っております。補助金申請時点での見込み数に達することができなかったということで翌年度精算というかたちでの返還金ということになっております。申請時点の見込み数よりも実績が少なかったということが要因となります。

以上です。

建設課長（小野昌伸君） 2点目の質問。防火水槽の件は建設課が営繕を受けていますのでお答え

したいと思います。まず今回の防火水槽40立米タイプ40トンタイプです。防火水槽の基準から言えば小さいものということで現在同じく40トンの防火水槽が座っているところを取り壊してまた新たに付けるというところです。防火水槽がない時期火事等々が起こったらいけませんから施工性のすぐれたものということで結構今プレキャストのボックスカルバート。先ほど杖立で説明しましたけれどもああいうのを連結させて施工性を早める。養生期間工期を短縮させていざ火事の際に備えるということでまずそれというかたちで提案しました。結果的にはそれが6分割ジョイントをして締めていく。一番端と端は横の壁が必要になりますので一番重いところで8トンあります。二次製品費。それを吊るのに60トンのクレーンを入れなくてはいけなくなりましたので、あそこの所尾野と言えは幅員が2.5メートルぐらいしかないのでクレーンは何とか入ってくるのですが、アウトリガーと言ってクレーンから横にブームを出してきちっとクレーンが動かないように止めます。これが大体8メートルの幅が要ります。その8メートルの幅をとるためには人様の土地を借地してそういうクレーンの座るヤードを作るということ。それか法面を切ったりとか電柱移転等も発生しまして単体では約800万円の予算ぎりぎりですけれども、そのクレーンを据え付けるための仮設費として300万円程度掛かるという経済比較が出ました。では1千100万円掛かるのであれば現場打ち。現場打ち鉄筋の配筋をしながらコンクリートを打設していく。元来のやり方でどうかというかたちで積算をしたら大体950万円の積算で終わりました。これはもちろん御存じのとおり鉄筋の配金を全て仕掛けを造って生コンを打設していく。もう工期も長くなりますし、しかし経済比較すればそちらのほうが安いということで致し方ないのですけれども、その950万円に対して大体本体は800万円で終わるのですが防火水槽の基準で今防水モルタルはある程度塗るのですが、その上に皮膜として2センチの防水モルタルを施工しなさいと。そして将来大体コンクリートの耐用年数が10年ですがいつも水をためている状況なので末永く使えるようにということで基準ができていますので、その防水モルタルを塗ることによって約120万円掛かります。それと鉄筋の近々の物価高騰が相まって800万円で終わるはずが200万円ほど今回補正してもらわないと出来上がらないというかたちで今回経済比較の観点から考えて本当は二次製品で座るなら座りたかった。しかしクレーンとか仮設費で総合すると1千100万円掛かる。では現場打ちでやってみようということで現場打ちで設計すると950万円掛かる。では安いほうの950万円を今回施行しようというかたちですけれども800万円を超えているので、今回200万円の補正を申請するというかたちになっております。

以上でございます。

5番（児玉智博君） 再度質問します。今延べ1万4千169人の実績でそれが見込みを達成せずという御説明でありましたが、それでは実際の見込み数がどれだけだったのか重ねて御説明をお願いします。

それとその防火水槽なのですが大体その設計をして予算要求するのではないですか。別にもう早くいつ起こるか分からない火事のために必要だからそれは多少高くても早くできるものをするというのは理解できるのでいいと思うのですがけれども、ではそれが何で当初予算額より後になって増えたのかということです。物価高騰とかであれば仕方ないのだけれどもモルタルを塗るなんて最初からわかっていることだろうし、実際そんな8トンのやつを降ろさないといけないというのはもう最初からわかっていることであって、そのためにはクレーンが必要ですよ現場見て人の土地を借りないといけないとかそういうのはもうあらかじめわかっていることなのに何でそれが補正というかたちで後から必要になるのかというのを詳しく御説明願えればと思います。

それと16ページの団体営土地改良事業費で熊本県ため池協議会会費ということで出ておりますが、通常こういった協議会会費などは当初予算に計上されると思うのですがなぜこの12月議会での補正となったのかも御説明願います。

町民課長（宮崎智幸君） ワクチンの関係でお答えします。まずワクチンの接種の単価ですけれども1件当たり2千277円、時間外加算ということで803円、また休日加算として2千343円という金額が掛かっております。おおむね4千円程度で計算をかけた場合に約1千500人程度の接種が行われていなかった。一概にこれは単価が休日と平日で違う関係で申請時点では当然詳細に平日に打つか休日に打てるのかというようなスケジュール調整がなされないまま見込みでそういった部分も申請しておりますので、単純に単価で計算しますと1千500人程度が打てなかったというような計算にはなりますが実態としてはそういうような状況にあったということをお理解いただきたいというふうに思います。

説明、以上です。

総務課長（佐藤則和君） 防火水槽の予算計上につきましては総務課のほうで行っておりますので説明をさせていただきます。令和2年度に黒淵の6部にあります防火水槽を同じ40トンで施工しましたときには700万円台で実際終わってございましたので今回の大きさも全く同じ大きさでございましたので750万円に余裕をみて800万円ということで予算計上し、設計費についても今年度4月に入って設計費を組ませていただいておりますのでそういった中で設計していただいた中でこれだけの差額が生じたということをごさいます、前例に従えば足りるだろうという予測が物価高騰と先ほどの建設課の説明でありましたとおりましたものでございます。よろしくお願ひします。

建設課長（小野昌伸君） 団体営土地改良事業のため池の5万円に関しましては、今年度ため池協議会の総会で決まりました案件なものですからやっとならざるから皆さんこれだけですよと言ってきておりますので、それを補正ということでよろしくお願ひします。

議長（松崎俊一君） ほかにございせんか。

8番（松本明雄君） 児玉君が言い忘れた分を僕が言います。町民課に聞きたいのですけれどもこ

うのとおり支援事業。これ20万出ていますよね。ということは不妊治療される方の数が多くなったのか。今コロナ禍でなかなか子供さんを増やそうという考えが若い人たちにはないと思うのですけれども、こういうことは非常にいいことですのでどんどん進めていただきたいと思います。

それともう一つ建設課に聞きます。総務課長が言われた急傾斜地の件です。関田と新橋まで言われたと思いますがあれは県の予算が余ったからそれでうちが一般財源としてその補助金を出すとそういう考えでいいのですか。

町民課長（宮崎智幸君） こうのとおり支援事業について御説明いたします。議員御存じのようにこのこうのとおり支援事業というものにつきましては不妊治療に掛かる費用について補助するものとなっております。令和4年度より一般不妊治療のほうを追加しまして、特定不妊治療に一般不妊治療まで追加して補助するというかたちで10万円を限度に補助を行っております。今年度既に2件の実績が上がっております。さらに申請をしたいというような申出も上がっておりまして、その分を含めまして新たに2名分20万円を追加補正させていただくものです。

以上です。

建設課長（小野昌伸君） 急傾斜の負担金ということでこの前の9月に関田においては3千500万円ほど補正というかたちで付いて、今回9千万円ほどというかたちで国土強靱化5か年の加速化計画というのにこの事業載ってまして、非常にやはり南海トラフ等々の地震に備えてこの危ないところは橋りょう点検もそうですけれども全てにおいて急いで仕上げなさいというかたちで、令和7年までに大体関田の急傾斜地を仕上げたいという計画を県は立てております。今回は9千万円。蓮台寺様ですかね。南小国との境界のところから手前に向かって約9千万円ほどの事業をやるというかたちでその追加補正予算というかたちにおいて10%負担金の900万円。もう一つが新橋のほうは9月の議会で私が説明したときは県の単県事業でやるはずだったのが、やはり規模も10戸以上ありますものですから県も頑張っていて何とか国庫補助事業に載せていただいて関田と同じ事業に載せていただきました。それで3千万円で今から測量設計をしていくと。新橋においては若宮から新橋広い範囲がエリアに上がっていますが、今回は光真寺様辺りの10軒のカバーをする測量設計委託を3千万円。関田のほうは工事で大体擁壁の61メートル分をやっていく。合わせて1億2千万円のうちの10%の1千200万円が町の負担金というかたちで御理解いただければと思っています。

以上です。

8番（松本明雄君） 今のお話の中に若宮までと話が出たのですが、こちらから見ると急傾斜地の上に何か建物が建っているみたいに見えるのですけれども、あれは許可が出るわけですか。

建設課長（小野昌伸君） 山の一番頂上付近で私も確認をしております。一応レッドゾーンから離れたエリアであって県にも確認したところ今度の急傾斜の範囲には入っていないというかたちで家のほうは建てているというかたちになっています。

以上です。

3番（穴見まち子君） 11ページの企画費のふるさと寄附金謝礼のところ、この謝礼に使っているメニューは最近新しく変えたかと一番人気のメニューとかどの辺りの県とか出ているかというところをお尋ねしたいと思います。

政策課長（秋吉祥志君） ふるさと納税の返戻品の人気商品はということでよろしかったでしょうか。やはり一番はやっぱりお肉関係がよく出ております。それがうちの場合は肉関係が一番人気が出ております。

以上です。

3番（穴見まち子君） 新しい新規のメニューというのは探しているかいなか。あとどの辺りから一番寄附をいただいているかというところをお願いします。

政策課長（秋吉祥志君） ふるさと納税の新しいメニューにつきましてはうちの課のほうにも地域おこし協力隊のほうを1名雇っております、小国版のふるさと納税の充実を図っているところでございます。その中でまだふるさと納税の返戻品として上がっていないような商品でも商品としてどうだろうかというような営業はやっているところがございます。

あとどの辺りからの寄附というのはこれは特段都会だからとか田舎だからとかいうことではございませんで、日本全国のどこからでも御寄附はいただいているような現状です。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

6番（大塚英博君） 6番です。

二つほど質問いたします。総務費からずっと流れの中にその時間外手当というのが今回非常に大きく出ております。この時間外手当というのは職員の方たちが余計に時間を費やしているわけですね。そういう面においての負担と実際何でこれだけの時間外手当が出たのかということについてお聞きしたいと思います。

総務課長（佐藤則和君） 時間外手当でございます。今回特に保育園費等600万円とか上がっております。昨年度と私も気になりまして比較をさせていただいております。一応昨年度の10月までの時間外の合計金額が1千485万6千円。

6番（大塚英博君） 私が心配するのは要するに金額上がったことではなくて実際言うとこれだけの労働というものをその職員にさせたわけですから、だからそういうふうな面において何か大きな事件とかそういうふうなものの残業する原因があったのかなということをお聞きしたかったわけですけども。

町民課長（宮崎智幸君） 町民課関連で保育園費の分について時間外手当ということで計上させていただいている分について説明いたします。御存じのようにコロナ対応の部分が今年度もずっと続いている関係で、当然園のほうでは消毒作業であったりとか休日も含めて園児の健康状態の確

認ですとかそういったものに費やす時間というのは相当数増えている。特に保育園児の場合はマスクができないということで感染をすればすぐにクラスで閉鎖をかけたとかということで対応を今行っております。そういった中で同じクラスの園児さんの健康状態の確認辺りを平日の時間外を含め休日辺りにも出て確認をしているというような状況で、そういった部分も判断しながら再開の判断をさせていただいているというようなことが業務として増えているというふうに考えております。

町民課の部分については以上です。

6番（大塚英博君） わかりました。大体流れから見たときにそういうふうな人に加算させるというかそれだけ時間外ということで負担を負わせるというのが極力少ないほうがいいわけですから、各課においてはなるだけその負担をかけないようなやり方をとっていただきたいと思います。

もう1点は県補助金の中のページとしては9ページなのです。農林水産業費県補助金です。この中に農業制度資金利子補給補助金というのが1万7千円あって、その後に農業経営安定資金保証料助成費補助金4千円なのです。これだけ災害があってまた被害があった中のその農業資金の借入れというものが非常に少ないのではないかな。その中でこの県補助金のそういう該当する対象者その中に非常にほかのところに有利な資金の借入れがあるところでそこで皆借りているのと言えどももうそれで終わるのですけれども、県のほうの融資制度の中にこの条件が厳しいのかなあと私はそここのところ確認したいと思います。

産業課長（穴井 徹君） 御説明させていただきます。対象の資金は農業制度資金で認定農業者の方が金融機関のほうから借りた新型コロナウイルス対策緊急支援資金ということでこの資金が対象になっております。財源の内訳からしますと県支出金の農業経営安定資金保証料は4千円となっております。こちらは県と町が50%ずつ負担して本人負担がゼロになるようになっております。農業制度資金利子補給のほうですが、こちらは熊本県が50%、町が20%、貸付け機関の協力を得まして貸付機関が30%を利子補給するということが最終の貸付け利率は本人負担はゼロとなっております。大変有利な金融機関のほうにも協力いただいた資金となっております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結したいと思います。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第59号、令和4年度小国町一般会計補正予算（第8号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第18、「議案第60号 令和4年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案第60号 令和4年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和4年12月13日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第1号）をお願いいたします。1ページです。

令和4年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度小国町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ517万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9千407万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月13日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

町民課長（宮崎智幸君） 令和4年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。今回の補正の主なものとしましては、令和3年度介護給付費負担金の実績による精算のための返還金を補正するものです。

特別会計予算書の4ページ歳入歳出補正予算事項別明細書下段の歳出欄を御覧ください。まず款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の減額補正45万円は第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定に係る調査業務について委託料80万円を減額し、調査業務に掛かる費用

分として需用費と役務費を合わせて35万円増額補正するものです。

次に、款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2還付金の補正額562万6千円は令和3年度介護給付費負担金と地域支援事業交付金の実績による精算のための返還金を補正するものです。財源につきましては、上段の歳入主に款の8繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金505万2千円を充当します。

説明は以上となります。御審議方よろしくお願いたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第60号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第60号、令和4年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第19、「同意第7号 小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 同意第7号 小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について

小国町固定資産評価審査委員会委員として下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

令和4年12月13日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして、

氏 名 澁谷 洋典

生年月日 昭和33年3月31日

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原499番地3

提案理由といたしまして、令和4年12月23日をもって、現委員の澁谷洋典氏が任期満了となるため、再任を求めるものでございます。

固定資産評価審査委員について簡単に御説明をします。地方税法第423条で固定資産評価審査委員会の設置、選任等がうたわれております。第1項では固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査するために市町村に固定資産評価審査委員会を設置する。第2項では固定資産評価審査委員会の委員の定数は3名以上とし当該市町村の条例で定めるとしてありまして、当町の条例では委員の定数を3人としております。第6項では委員の任期は3年とするということでございます。

澁谷洋典氏でございますが、令和元年12月24日から現在に至るまで固定資産評価審査委員会の委員としてお務めをいただいております。現在1期目でございます。これまでの経験、人格的にも適任者として私も判断させていただき御提案ということになりました。職歴といたしましては、もう皆さん御存じと思いますが長年小国町役場に勤務され税務課長も経験をされております。現在はハセンターみどりの里に在職をしておられます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（松崎俊一君） これより同意第7号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は慣例により無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（松崎俊一君） ただいま出席議員は7人であります。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第32条第2項の規定より、立会人に5番、児玉智博君及び8番、松本明雄君を指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。よって、立会人に5番、児玉智博君及び8番、松本明雄君を指名いたします。投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

議長（松崎俊一君） 念のために申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（松崎俊一君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱確認）

議長（松崎俊一君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。2番議員より順次投票をお願いします。

（投票）

議長（松崎俊一君） 投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

議長（松崎俊一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

5番、児玉智博君及び8番、松本明雄君に立会いをお願いします。

（開票）

議長（松崎俊一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 7 票

有効投票 7 票

無効投票 0 票

有効投票中

賛成 7 票

反対 0 票

議長（松崎俊一君） 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（松崎俊一君） 日程第20、「議員派遣報告について」を議題といたします。

この件については、別紙お手元の配付資料のとおり、小国町議会会議規則第129条の規定により、9月議会以降今日まで、各研修会等に各議員を派遣しましたので御報告いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第21、「行政報告」。

執行部より報告事項がありましたら、お願いしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 私から行政報告をさせていただきます。

まずは1点目。令和5年の二十歳のつどいについてでございます。昨年度まで成人式として実施していたものを今年度から小国町二十歳のつどいとして実施をいたします。成人年齢が18歳となりましたけれども式がちょうど大学入試時期であること。それからこれまでの成人式が地元を離れて久しぶりに同級生に会うよい機会となっていたことなどから20歳の町民の方を対象に開催するものでございます。1月3日、午前11時からおぐに町民センター3階で行います。例年来賓として御案内しておりましたけれども感染予防対策として3密を防ぐため、議会を代表して議長のみのお案内をさせていただきたいというふうに思っております。

それから2番目。小国町消防団出初め式の開催についてでございます。小国町消防団の出初式を1月5日木曜日でございます。午前9時から阿蘇広域消防本部北部分署で実施いたします。来賓として小国町議会の皆様にも御案内をさせていただきますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。屋外ということでございますが新型コロナウイルス感染症のリスクレベルにはよります。開催を縮小あるいは中止させていただく場合も考えられますので、その節は改めて御連絡をさせていただきたいというふうに思います。

それから小国町立小中学校2学期制について。今年度1年間を通して校長会、学校運営協議会、総合教育会議で協議や説明を行い小国町立小中学校管理規則の改正を行い、来年度から小中学校の学期を3学期から2学期にすることになりました。学期の枠が大きくなることから行事調整や小中連携を容易にするなどよりよい学校運営を行うという方向で進んでおります。

4番、小国町役場職員採用につきまして。職員採用につきましては今日も議案の中でもありましたけれども11月に面接試験を終了いたしまして、一般職4名、保育士1名が採用決定となりました。2次試験として一般職1名、一般職の障害者枠1名、土木2名、保健師1名を募集させていただきます。2次試験は来年の1月22日日曜日に小国町役場で実施をいたします。

町税等の納期限変更につきましてです。町税をはじめとする税、料等の納期限は現在毎月25日に定められておりますが、その納期限を月末に設定することを現在検討しております。これまでは毎月10日に納付書を発送し納期限が25日までということで配達の遅延などで十分な納付期間が確保できない事例も見受けられましたので、月末に納期限を変更し十分な納付期間を確保したいというふうに考えております。次の3月定例議会に御提案をさせていただきまして令和5年度から施行予定というふうに考えております。3月議会前にあらかじめ住民の皆様にご周知をさせていただきたいと考えておりますので御理解をよろしくお願いいたします。なお口座引き落としにつきましては現行の25日引き落としで変更はございません。

それから6番目。4月の統一地方選挙公報についてでございます。選挙公報につきましては現在の規定では文章による提出になっておりますけれども、データによる提出も可能になるように来年3月議会にて条例改正を予定しているところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（松崎俊一君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

（午後4時05分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（5番）

署名議員（8番）

第 2 日

令和4年第4回小国町議会定例会会議録

(第2日)

1. 招集年月日 令和4年12月14日(水曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和4年12月14日 午前10時00分

1. 散 会 令和4年12月14日 午後 3時42分

1. 応招議員

2番 江 藤 理一郎 君 3番 穴 見 まち子 君

4番 久 野 達 也 君 5番 児 玉 智 博 君

6番 大 塚 英 博 君 7番 西 田 直 美 君

8番 松 本 明 雄 君 9番 熊 谷 博 行 君

10番 松 崎 俊 一 君

1. 不応招議員

1番 時 松 昭 弘 君

1. 出席議員

2番 江 藤 理一郎 君 3番 穴 見 まち子 君

4番 久 野 達 也 君 5番 児 玉 智 博 君

6番 大 塚 英 博 君 7番 西 田 直 美 君

8番 松 本 明 雄 君 9番 熊 谷 博 行 君

10番 松 崎 俊 一 君

1. 欠席議員

1番 時 松 昭 弘 君

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 時 松 洋 順 君 書 記 中 島 こず恵 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君 教 育 長 村 上 悦 郎 君

総務課長 佐 藤 則 和 君 教委事務局長 久 野 由 美 君

政策課長 秋 吉 祥 志 君 産 業 課 長 穴 井 徹 君

情報課長 村 上 弘 雄 君 税務会計課長 小 野 寿 宏 君

建設課長 小 野 昌 伸 君 町 民 課 長 宮 崎 智 幸 君

建設課審議員 田 邊 国 昭 君 町 民 課 審 議 員 中 島 高 宏 君

町民課保育園長 清 高 徳 子 君

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 4.12.14)

議長（松崎俊一君） それでは、改めまして皆さんおはようございます。

東北それから北海道ではマイナス36度の寒気となって九州でも本日それから土、日、月、辺りに平地でも雪とされるマイナス6度の寒気が降りてくるというような予報がなされております。皆様お体並びに車の運転には十分御注意いただきたいと思います。

さて、本日は12月定例会議2日目でございます。

ただいま出席議員は9人であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 日程第1、「議案第61号 令和4年度小国町一般会計補正予算（第9号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さんおはようございます。今日もよろしく願いいたします。まずは議案集をお願いいたします。

議案第61号 令和4年度小国町一般会計補正予算（第9号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度小国町一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり提出する。

令和4年12月14日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第9号）をお願いいたします。1ページです。

令和4年度小国町一般会計補正予算（第9号）

令和4年度小国町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4千74万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億4千923万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月14日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） おはようございます。

それでは、令和4年度小国町一般会計補正予算（第9号）について説明をさせていただきます。
まず5ページの歳出から説明させていただきます。

商工費の観光商工費、商工費目で7物価高騰経済対策費を新設してございます。補正額としましてはトータルで1億4千74万3千円。内訳としまして、1の報酬117万1千円、3の職員手当等15万7千円、4共済費25万7千円、8旅費3万8千円、10需用費合計の278万円、役務費としまして234万円、18の負担金補助及び交付金この内訳としまして経済対策商品券事業給付金1億3千400万円となっております。この1億3千400万円の計算根拠としましては人口約6千700人掛けるの2万円分の商品券の給付ということで積算がなされております。1の報酬につきましては会計年度任用職員を雇用することによる9か月分の報酬ということになっております。その他の3、4、8の職員手当等、共済費、旅費につきましては、その会計年度任用職員に係る経費でございます。それと需用費としまして消耗品はそれに係るコピー用紙とかその他もろもろの消耗品となっております。印刷製本費につきましてはその商品券を印刷するための経費ということで御理解いただきたいと思っております。それと通信運搬費につきましては商品券を各戸に郵送させていただくための経費でございます。手数料でございます。手数料につきましては80万円でございますけれどもこれは商品券を使われて商品券を抱えられた商店とか業者さんが町に換金に來られまして、それを送金する際の銀行の振り込み手数料となっております。

続いて、歳入について説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。歳入の内訳としまして、6千958万4千円これが普通交付税となっております。

それと国庫支出金の国庫補助金で新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金としまして4千128万3千円。その残額の2千987万6千円につきましては、財政調整基金の繰入金となっております。それと昨日町の財政調整基金これにつく質問があった際にこれと関連しますので少し説明をさせていただきます。財政調整基金の令和3年度末残高が6億8千769万4千円でございます。それに昨日予算計上させていただきました1億7千万円。それに220万円ほど別に積立てもございますのでトータルの積立てが1億7千220万円。それと本日の2千987万6千円を含めます年度内の取り壊し額が1億1千939万1千円となっております。これをトータルしますと令和4年度末の残高7億4千50万3千円ということで今年度末の残高見込みを立ててでございます。令和3年度と令和4年度では差額としまして5千280万9千円の基金残高増となる見込みでございます。あくまでも見込みということで今回の発言により昨日西田議員の質問に答えさせていただきました数字も修正方お願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

以上で説明を終了いたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第61号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番（西田直美君） おはようございます。

会計年度任用職員のことについて伺いたいと思います。9か月ということだったのですけれどもこれは物価高騰経済対策費のこれだけの事務のために1人を雇うということになるのでしょうか。

それとも一つですが、全体としてその商品券がどの程度使える範囲なのかを教えてください。

情報課長（村上弘雄君） おはようございます。

今回の追加議案の補正につきましては、商工費の中で物価高騰経済対策費ということで計上させていただきますので私のほうから答弁させていただきます。

まず先に全体どこまで使用ができるかということについてですけれども、現在詳細については詰めていますがまずスキームとしては1人当たり町民に2万円の商品券を配ることが前提でございまして、目的はもちろん経済対策それから生活支援この二つの大きな目的がございまして、それから現在対象店舗を登録制で考えていまして小国町町内の事業所ということで広く対象店舗を募ろうと考えています。それが答弁の一つです。

それからもう一つ。会計年度任用職員ですけれどもこれにつきましてはやり方、運用についてはいろいろございまして、商工会とか観光協会とかいろんなところに業務委託するというのも一つの方法でございまして、今回はうちの課のほうで換金業務で現金を扱うという金額は多額な金額がありますので、その部分を登録の事業所から請求書をいただいて商品券をチェックしながら口座情報で定期的に振り込むという作業の中で任用職員を考えています。実際の使用期間というのは登録店舗の準備から印刷までを約1か月間ぐらいみておいて、2月からスタートして繰越しは可能でございまして来年の8月のお盆過ぎ8月いっぱいを使用期間としてある程度余裕を持ってとって残務期間の2か月は会計年度任用職員の職務としては残務処理もありますのでトータル9か月ということで予算計上していただいております。

以上です。

7番（西田直美君） わかりました。事業所はそれで決まるとして会計年度任用職員さんを9か月雇っていわゆる年度内の途中ですよ。そういう方は簡単にその現金を扱ったりとか1人で責任を負わせるようなことをできるような方が雇用できるのかということ。それから例えば9か月間だけということになるのか。それともそれから継続して年度いっぱいまた雇うとかそういうお約束でその雇用をするのか。その辺のところというのはどういうふうになるのですか。

情報課長（村上弘雄君） お答えします。

まず会計年度任用職員の位置づけとしては、まず臨時的な業務としての位置づけでございましてその目的のために任用させていただくということが一つと、先ほど言いました通常例えば商

工会で換金するとか事業所がその場で現金を渡すとかいうやり方を町がするのであればこれは公金の処理の身分証というのがありますけれども今回は事前に口座情報を事業所から登録をさせていただいて、その書類的なチェックだけをかけて現金は扱わないということで考えています。商品券そのものが8月まで使用しますのでトータルとしてはその残りの2か月間を残務整理期間として任用する予定でございます。ですので10月までということで計上させていただいています。

5番（児玉智博君） 商品券を2万円給付するということでありました。その2万円を詳しく説明いただきたいのですが、何円の券を何枚で2万円になるのかということと、これは申請でしょうか。それとも住基などに基づいて申請しなくても届けるというやり方になるのか伺います。それと新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金というのが現金給付を国が認めていけませんので商品券ということになるのですが、歳入のほうを見てみますと普通交付税で6千900万円、財政調整基金が2千900万円ということになっておりますので半分は現金給付にすることも可能ではないかと思うのです。なぜかという経済対策と同時に生活支援ということで課長述べられました。高森町が全額財調の取崩しで5万円給付というのをやるのですが、基本的には年明けてからの振り込みということになるのですけれどもやっぱり年を越すのにお金がなくて足りなくて困るという方は12月で言うともうそれなりに暖房代とかも含め入用になるのです。だからやはりそういう方もいち早く年を越す前に届けるためには半分は現金で給付するという考えもあるのではないか。だって多分商品券だと今本当に電気代が高騰していった大変だというときに電気代も払えないということになりますので、半分の現金給付というのは検討しなかったのかお答えください。

情報課長（村上弘雄君） まず二つお答えしたいと思います。

一つは商品券の内訳ですけれども1千円単位で20枚がお一人で2万円ということで考えています。それから申請主義なのか給付ということで今回は給付型でございますので基準日を設けて来年の1月1日現在の住基に基づいてリストを作成しまして世帯主宛てにその構成人数分の商品券を送るということで考えています。

それから最後の質問ですが、高森町の1人当たり5万円ですかねそういう話は確かにニュースにも取上げられていますが、自治体それぞれやり方もタイミングも違いますけれども小国町の場合で言いますと重点支援、生活を支援するという部分での財源は4千万円が交付されています。今歳入のほうに上げていますけれども。その中でできることが何なのかというのをずっと課長会議等を通じて町長と意見交換を続けていましたけれども、閣議決定昨日町長のほうから話がありましたとおりの普通交付税の中の追加ということで大型な金額が併せ持つて今回補正としては普通交付税の増額分が一般財源としてちょっと色はついていませんけれども、実際の中身については経済対策をいち早く取り組んでくださいという文書も入っていますのでその部分の合わせ技で今回ようやくその金額を確保できたということでちょっと懐の中身が各自治体によって違いますの

でこのタイミングになりました。

以上です。

5番（児玉智博君）　そもそも半分は現金給付ですというのは検討もされてないということですよ。ね今の答弁からするとですね。とにかく今まで小国町が全町民に向けた生活支援とかはやっていない中で今回取り組まれるわけですから、これは私も非常によかったです町民の皆さんありがたいと思われるというふうに思います。やはりどうしても基準日が来年の元旦、1月1日というふうな基準日を設けるということは年を明けて実際に町民の方に届くのはというふうになってしまうと思います。それで今から本当に使える店舗「うちも使えるようにしますよ」という募集を今からかけないといけないのでそれなりにスケジュールも現金給付にするよりも準備にかかるというふうになると思うのですが、ではいつから町民の皆さんがこの届いた券を使えるようになるのか。目標がどうなっているか御説明願います。

情報課長（村上弘雄君）　お答えいたします。

現段階でのスケジュールの案ですが重複するところもありますけれども、まず1月1日現在の住基情報によってリストを作ります。それから本追加議案の可決を受けましたら今月から制度の周知それから参加店舗の登録の準備を始めます。これは年明けの1月いっぱいまでを募集期間としてリスト一覧表を作ります。この部分は例えばこの制度そのものが年度内に実行しないといけないという交付金のひもつきであればもっと短縮して一、二か月で消費ができるようにしたいと思うのですが、今回の交付金もあと一般財源も繰越し可能でございますのである程度余裕を持って期間を設けたいと思っています。ですので実際枚数でいくと商品券だけで13万4千枚の印刷をかけないといけないということもありますしそういう準備。それから住民がそれなりに利用するまでには数日間大きく言えば1か月ぐらいは住民の移動等もありますので、その辺の取扱いの詳細まで決めるということも含めると2月上旬から各家庭に商品券をお送りしましてそして半年間ということ、8月いっぱいということ、期間を考えています。

以上です。

5番（児玉智博君）　1月いっぱいまでが登録の期間というふうになりますので2月以降と本当に年末年始の入用の時にはちょっと間に合わないというのは心細いのかなと思いますので、なるべく登録してもらうのにこちらからお店のほうに「こういうのをやりますけれど登録していただけますか」と電話で呼び掛けるなどしてなるべく早く使えるようにしていただきたいというふうに思います。これは要望です。

もう1点が10万円の国がやった全国民向けの給付金のときに、問題になっていました実際世帯主に案内がいくと。そうしたら本当に必要としている人がそこに住んでいなくて10万円が本人に届かないという問題がありました。そういう方が今小国町内にいるかどうかは私が別にそういう情報をつかんでいるわけではありませんが、万が一そういう人がいて実際は世帯主と一緒に

いないと。ちょっと何か関係が悪くてその人に送っても本当に必要としている人に届かない場合なんかも考えられるのではないかと思うのですが、そういった場合の対応はどう考えているか最後に御答弁ください。

情報課長（村上弘雄君） 答弁いたします。

確かに国の定額給付金の10万円については全国でそういう事例があることも承知しています。小国町においても必ずしも全ての家庭が家庭の中の事情で先ほど議員がおっしゃったようなことで家庭の1人が例えばわからないとか見ていないとか受け取れないということがあったらいけませんので、一応うちとしては最大限の方法としてはまず金券と同じ扱いをして郵送したいということでございますので、通常の郵便ではなくて受領印を確認してちょっと郵便局のほうに相談したらかなかなか昼間いないということで煩雑さはあるという意見ももらっていますけれどもできるだけしっかりと受領の確認を取った上で配付したいというふうに思っています。あとは議員がおっしゃるような事情のデータについては私も手元に把握しているわけではございませんので福祉関係の町民課としっかりそこは数は少ないと思いますけれどもゼロではないと思いますのでその辺は福祉関係の所管と連携をとって個別で詳細に向けて対応したいと思います。

町長（渡邊誠次君） 少し補足をさせていただきますと10万円の給付のときには現金でございましたので実は使われていないというところもかなり案件としてあったというふうに聞いております。今回はその部分も含めて現金ではなくコロナウイルスの臨時交付金それから今度の地方交付税合わせていただいたわけですが、先週の12月9日に財源が確定したものですからその部分で今というタイミングになっております。9月の時点で皆様方から言われておりましたけれども9月の時点では1万円の商品券ということも考えなくもなかったのですが、それでもかなり財源としては不足をしておりました。それと昨日もお伝えしておりましたとおり12月に補正があるのではないだろうかという補正がある確率が高いという情報も得ておりましたので今回まで待っていただいたというところでもございますし、何せ先週の財源確定でございますので今日の補正ということになったということは皆様方に御承知いただきたいと思います。それから町のほうも先ほどから事務処理の部分で少し皆様方にお届けするのが遅れるという旨はお伝えさせていただきましたけれども、それでもできるだけ決まりましたら最速でその代わり間違えないようにしっかりと町としても準備させていただきたいというふうに思いますので、これの部分も住民の皆様方の御理解をいただきたいというふうに思います。また町は今回全員1人2万円というかたちではありますけれどもこれまでも非課税世帯であったりとかもちろん産業関係では酪農を中心に農林業関係そして産業関係にも給付事業は全然行っていないわけではございません。なかなか分散型で行うので全町民にお届けというわけではありませんけれども、私が前からお伝えしていたとおりマイナスからゼロに戻す策その部分で給付事業をさせていただきたい。そのほかはできるだけ振興策に使わせていただきたいという旨は議員の皆さんにもお伝えしていたとおりでございます。

ます。今回は物価高騰経済対策ということで現金ではなく商品券ということで地域で使っていただいて、地域の経済循環も考えていただきたいというところで上程に至っております。よろしくお願いいたします。

2番（江藤理一郎君） 2番、江藤です。

以前の10万円給付のときもやはり案件としてあったのが新生児についていつまで生まれた方を対象にするのかということもありました。今回もその件についていつまでが対象になるのかとお伺いしたいのと、あと申請していつ途中で亡くなった方への対応というのはどうなっていくのか。あともう一つが政府のほうもマイナンバーの普及を進めていると思います。今回現金給付ではなくて商品券というかたちですけれども一部商品券そして一部マイナンバーというかたちでの検討はなかったのかについてお伺いします。

町長（渡邊誠次君） 新生児の件等々については担当がお答えすると思いますが、マイナンバーカードにひもづけをする。実はずっと半年ぐらい検討しておりましたがそれはできないとすべきではないというところでしたので、推進はもちろんしたかったのですができませんでしたというところが事実でございます。

以上です。

情報課長（村上弘雄君） 申請の時期それからその対象の方が亡くなった場合の考え方ですけれども、少し重なりますが来年の1月1日現在の住基が基準日となっておりますのでその段階で権利が発生しておりますので、その後の移動については基本的にはその家族の中で処理ができるように考えております。

以上です。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

商品券給付ということで各議員町民の方々からいろんな御意見もお聞きし「近隣町村ではやっていくけど小国町では」という話もるるお聞きしておりました。そんな中で今回このように給付的な事業ということで実施できることはありがたい部分もありますし1点だけやはり確認させておかなければならない部分が、生活支援の2万円でもありますし事業者登録した方々にはいわゆる物価高騰経済対策。例えば事業資金にもつながる部分そういったような意味合いからの商品券だろうと思います。そう考えましたときに以前商品券で一番最初スタートしたのは地域振興券です。もう10数年前です。このとき振り返りますとあったのが要は事業が開始されて商店で使って商店が換金作業を町に出して、町から実際その使われた商店へ交付される金券との換金金額の振り込みです。この期間がいろいろと話題になりました。やはり経済対策も含んでおりますのでその迅速さを図らなければ現金のほうがいいとそういう話にもなろうかと思っております。商品券ですので地域内の経済活性化にはつながる。その部分がつながるのであればその迅速さを図るための綱領そこらあたりはどんなふうにお考えでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

確かに過去の地域振興券等についてはそういう話を私も耳にしておりますが、今回おっしゃるとおり生活支援と経済対策地域内の登録店舗にお金が回るという仕組みで考えていますので当然事業所から受け取った商品券をお金に換える場合に早いに越したことはないというふうに思いますので、そういう意味で先ほど会計年度任用職員を窓口等においてそれか場所は事務室はどこを借るかわかりませんが取りあえず現金は扱いませんけれども、ひと月単位ではちょっと遅いだろうということでせめて2週間に1回は換金を処理したほうがいいのではということと今事前にその口座情報を把握すればその辺の処理が早くなるのではないかとということで換金のタイミングは2週間に1回で今考えています。

以上です。

4番（久野達也君） 是非生活支援と経済対策ここが両輪としてきちっと動けるようなお考えもあるでしょうから、短縮できれば2週間で10日になったとか是非皆様が笑顔になるような施策で実施していただきたいと思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

6番（大塚英博君） 二つほど質問いたしたいと思います。一つは登録なのですがこの登録というのが新たな事業所を登録してもらわなければならないのですよね。そういう中で今商工事業者の中ではなくて一般的に登録も全然そういう事業をやっていないけれどもこの時だけは個人の登録というか、例えば自分は個人的に大工をやっているんだという中でこの大工でもその商品券が使えるとなれば極端に言うとそのような登録も出てくるだろう。表向きの登録なってくると今度は登録者を募集しないといけない。例えば一定の期間の中で登録に漏れた人たちに対する換金はできませんからこういう面において幅広く事業者のそういう方たちを募るためにはやっぱりそういうふうな募集をしていますので「是非、登録してください」という呼び掛けも大事なかなというふうに思います。例えば病院であったり散髪屋さんであったり極端に言うとなんかタクシーであったりいろんな事業者があると思いますけれども、事業者ではない個人的に言うとそのようにやっている方もいるかもしれない。そういう人たちもやっぱり幅広く登録の中に入れていくための告知も大事なかなと思います。

もう1点は一つ気になるのは商品券ですのであくまで回収率なのです。幅広くお金としてやればお金としては全部行き渡るのですけれども商品券というのは換金して幾らなのです。ということは最終的に換金になったときに配付はしてその分の予算をしているけれども実際回収したときに対して1割から2割ぐらい回収ができなかったということになると非常にそういうところにおいてはやっぱりなるだけ回収に対して力も入れられるような方法もとっていかないとはいけない。告知とか広報とかそういうふうな流れでやっていただきたいなというお願いでございます。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

まず幅広い店舗の声掛けにつきましては先週から今日にかけていろいろ動いたわけですが、まず商工会にお話を持って行ってアドバイスをいただいているのですけれども、まず商工会のほうに加入している会員の皆さんへの参加店舗の促しは一緒に協力していただけるという情報はいただいています。それだけにとどまらず、うちとしてはしっかり町として商工会の会員以外の方先ほどおっしゃるような個人の方も含めて分野的には飲食業、小売業を始め建設業、サービス業、製造業とか医療それから運輸も。南小国町がそういうリストを作っていますけれども南小国町の場合は事業所の数もいろいろあって小国までエリアを取り込んでいますけれども、うちとしては町内の域内経済循環というのを考えていますので町内の中でより多くの事業所に取り組んでいただきたいというふうに思っています。

それから商品券の換金の率ですけれども確かにその部分は現金とはいえ利用がされない部分もあるかもしれませんが、そこら辺もおぐチャンや文字放送や町としては広報等を使って期限を迫るまでは失効したらもう使えませんがその部分をしっかり周知していきたいと思えます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第61号、令和4年度小国町一般会計補正予算（第9号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。10時50分から次の会議を開きます。

（午前10時37分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時49分）

議長（松崎俊一君） 日程第2、「一般質問」。

直ちに質問に入りたいと思えます。なお、本日の質問者は、熊谷博行議員、穴見まち子議員、

久野達也議員、児玉智博議員となっています。よろしくお願いいたします。

9番、熊谷博行議員、登壇をお願いしたいと思います。

9番（熊谷博行君） 9番です。おはようございます。咳が少し出ますのでマスクをして述べさせていただきます。

早いもので今年も残すところ半月です。一般質問の場も今回を入れて2回。テレビ放映はこの会だけではないかと思っております。また来年の4月には統一地方選挙も控えています。2期8年が過ぎようとしています。自分なりに町民の声は行政に届けられたのではないかと思っております。残り数か月皆様とはやっていかなくてはならないのですがよろしくお願いいたします。

それでは、通告どおりに質問をさせていただきます。順番は前後します。シアタールームが最後になるように変更になります。

まず、9月議会から教育長人事における一連の騒動について質問いたします。教育委員3名の辞職問題におけるいろいろな話が浮上していますが、本当の真意が見えないことが残念でなりません。教育長、教育委員の人事は私たち議会で承認された事案でもございます。私たちも選んだ責任はございます。しかし何の説明どころか話は膨らむばかりでいつの間にか私が当事者みたいな話が浮上しています。その記事を神奈川県出版会社からと小国町の小国民報という機関誌の一部を読ませていただきます。時間がかかりますがお聞きいただきたいと思います。

まず示現舎という出版会社からの記事を読ませていただきます。10月3日投稿です。10月3日議会が終わった後の投稿でございます。隣保館に関するもろもろ建設に関するもろもろ半分批判もろもろありますが、そこは私とは関係ございませんので町長のことも書いております。既読スルーがこれも私は関係ございません。ここでちょっと該当する方が小国町にはいると思っております。そこはこういう文が流れていますので読ませていただきます。「今回の騒動の原因については現地では別の噂が流れていた」本当にこれを取材したのかは私もわかりませんがそういううわさが流れていたということでございます。「ある教育委員の子供が村上氏」教育長です。「勤務する学校に通っていた時に、教育方針を巡って村上氏と対立していた。また、ある町議会議員の子供が村上氏が勤務する学校に通っていた時に社会科の授業が人権劇の練習で潰されて、それに対して村上氏に抗議したことがあった。別の議員が解放同盟関係者の支援を受けていて、次回の選挙でも支援してもらって代わりに村上氏を教育長にするように町長に働きかけたのではないかと、といった内容である。村上氏が過度に解放同盟の方針に寄り添い、行き過ぎた人権教育・同和教育をやっていたので、教育委員が村上氏を教育長にする人事に反発したのではないかとことだ。」そのあとは読めませんのでまた次のまたページに「村上氏が教員時代にそのようなことを主導していたので、過去の教育長が村上氏を小国町に赴任させないように配慮し、このところは行き過ぎた人権・同和教育は鳴りを潜めている。しかし、村上氏が教育長になれば、人権・同和教育に熱心な教員を呼び寄せて、また以前のように、人権・同和教育に時間を取られてしまうの

を多くの教員が懸念しているというのだ。」町議会だけの話ですが「町議会でも明確に人事に反対意見を出したのは共産党議員を含めた2人だけだということだ。子供の教育を巡って村上氏と確執があったとされる町議は、校長の退職者が出てくる年度末まで待ってから人事を決めてもいいのではないかと町長に提案しつつ、採決では棄権した。」誰かわかりませんがこういうのが10月3日付けで流れております。これの出版社の内容を整理すると「村上氏が行き過ぎる人権・同和教育が問題視され、それに伴い小国に今後赴任させないように当時の教育長がした。」これこそ今で言うパワハラ、公務員職権乱用、罪人、懲役ものですよこれは。本当言うなら事実ならですよ。それから1か月後には私の倫理条例違反。次は何が出てくるのかわかりませんが、町長にお尋ねします。示現舎、小国民報は御存じですか。それから村上氏を小国に赴任させない、これは事実ですか。

町長（渡邊誠次君） 示現舎の記事も読ませていただきました。それから小国民報の記事も読ませていただきました。それはもう間違いありません。

それから村上教育長を小国に帰れなくしたというそういう事実は間違いなくと思います。できないと思います。

以上です。

9番（熊谷博行君） それでは、次に小国民報を読ませていただきます。皆さん御存じの方もいると思いますが。大きい見出しで「教育長人事 政倫違反か」。か。か。か、ですね。難しい言葉です、か。「議員が人選に関与疑い」これも読みます。結構長いのですみませんが。「小国町の教育長人事を巡り、政治倫理違反の疑いが浮上しました。町議会議員の1人が人選に関与したと見られます。9月30日をもって教育委員を辞職した男性が日本共産党の児玉智博議員と西田直美議員（無所属）の聞き取り調査で証言しました。「小国町議会議員政治倫理条例」は、町の人事に議員が関与する事を禁じています。教育長は麻生廣文氏が9月一杯で任期を終えるため、9月定例議会に元小学校長の村上悦郎氏を後任とする人事案が出され、賛成多数で承認されました。政治倫理条例違反の疑いは、」ここが大事ですね。「議員の意向で、渡邊誠次町長が村上氏を教育長とする案を議会に提案したのではというものです。人事に関与した疑いがあるのは村上氏と同級生だという議員です。」村上氏と同級生というのは1人しかいません。私です。「男性の証言によりますと、渡邊町長が6月3日、」いつの話ですか。これはもう。こういうのが出る3か月も前の話ですよ。この6月3日も大事な日についてございます。「男性とともに辞職した前委員との電話で、村上氏を教育長に強く推しているのは村上氏と同級生の議員である旨を名前を挙げて打ち明けたという事です。さらに9月25日夜に行われた、男性ら教育委員3人と渡邊町長との話し合いで改めて事実を確認したところ、渡邊町長は村上氏を教育長に決めた理由について「町の中の方達のご意見を聞いた」としながら、代表的な人は村上氏の同級生の議員と説明したといえます。男性が「政治倫理条例違反ではないか」と指摘すると、「複数の村上先生の同級生に意

見を聞いた。その内の一人」と取り繕い、「同級生としての意見を聞いただけなので、条例には抵触しない」と主張したという事です。」9月25日のことで政治倫理条例に違反をする。この時点でわかるのですかね。この男性の方はすごく政治倫理条例を勉強している方と私は思いますが。「しかし代表的でも複数の中の一人でも、人事に関与した事実は同じですし、同級生であれば条例違反にならないという理屈も苦し過ぎます。男性も「到底納得出来ない」としています。教育委員3人辞職。小国町教育委員4人の内3人が定例議会開会前の9月7日に辞職願を提出し、30日付で辞職しました。辞職の原因は教育長人事にあります。先出の男性は、「村上さんが良い悪い以前に、人事が非常に不透明な形で行われている印象があった。私達が説明を求めても応じてもらえず、町長への不信感となった」と言います。その不透明さの先にあったのが政治倫理違反の疑惑です。教育委員会制度の意義の一つは、「政治的中立性の確保」です。個人の精神的な価値形成を目指す教育が中立公正である事は極めて重要です。このため、教育行政も、個人的価値判断や特定の党派的影響力から中立である必要があります。そのトップ人事に特定の政治家、議員が関与する事などあってはならない事です。」これは私のことだろうと思いますが。この日にちがどうも合わなくて6月に行った9月の25日。この小国民報は11月に発行されているものです。僕はすごいと思いますがね。教育委員の方で政治倫理条例がぽんどこで出てくるというのは。私もこの記事でまた再度政治倫理条例をちょっと見たのですが。町長がどこで誰にどのように私の名前を出しても構いません。構いません。この小国民報を読めば完全悪者です。でも私にも家族もいれば私を支持していただいている支援者もごぞいます。この2か月間このことを考えなかった日は一日もごぞいません。この一般質問がくるのが楽しみではないけれどももう待ち遠しかったです。人のうわさも七十五日と申しますが七十五日では終わらないです。僕の心の中は一生ものですこれは。私は同じ議員を基本そんなおろい人とか結構いいところはリスペクトしているのですが。こういうのを書かれたということは私はリスペクトされていない部分が100%だったというのをつくづく思いました。先ほどの示現舎の投稿文の中で事実は一つあります。私の部落解放同盟関係の支援者、私の選挙責任者は部落出身でございます。これは間違いありません。

ここで町長、私は本当に教育長人事に関与しましたか。

町長（渡邊誠次君） 教育長の人事には関与しているかしていないかと言えば関与していると思います。それは続けて答えさせていただきますが、熊谷議員の御意見は本当に重要に私も考えておりました。それはなぜかという教育長の人事を考え始めたのは麻生教育長が2期目を継いでからもう1年も経たないうちからたくさんの方々に御意見を聞いていきましたけれども、さすがに同級生が一番理解されているというふうに思います。それから教育長には悪いですが隣近所の方にもお話を聞かせていただきました。そういったかたちで教育長人事というのは面接をするわけでもありません。試験をするわけでもありません。私がお声を掛けさせていただいてお願いして

議員の皆様方に上程をさせていただいて質疑させていただいて討論をしていただいて採決をしていただくというところが流れてございますので、議員の皆様が全員関与しているということは間違いございません。

以上です。

9番（熊谷博行君） 町長がそういう考えでも構いませんが、私は強く推したわけでも「村上氏を教育長にお願いします」とか言った覚えはございません。そこは町長がどうとらえるかだけであって私は決して「村上氏を教育長にお願いします。同級生がみんな応援しろ。」同級生はそんなに応援している人いないですよ。そういう同級生ですから。私たちの同級生は。でもこうなるのはわかっておりました。初めから。もちろん村上氏とは近所です。20メートル向こうはこの人の家。20メートルこっちは私の家。これはもういつかはこうなるのはもう予想もできたことでございます。

次に政治倫理条例についてちょっと町長しか答えきれないでしょうが。政治倫理条例が決まったのは町長が議長の時代でございます。この中の数名の方もいらっしゃったと思います。第3条第3項は、職員の採用、異動、昇任その他の人事に関与しないこととあります。教育長を人選する過程において議員のどなたかに「こんな人がいます」とか「このような人が適任ではないか」という話もあったと思います。でも私はほとんど決まってからしか聞いておりません。それどころか今までの前教育長でも前町長始めほかの方々もみんなそれで決めてきたと思います。議員はその人の話を受け、ある程度議員も本当はいっぱい情報を得て議会で承認していくのが議員だと思えます。その場でいきなり見せられてであれば私は町長に強く推した事実もないのに、ここにいる全員は要するに教育長人事に関与していないわけないと思うのですが。その辺町長いかがお思いですか。

町長（渡邊誠次君） 熊谷議員からおっしゃられている小国町議会議員政治倫理条例第3条の3職員の採用、異動、昇任その他の人事に関与しないこととしっかりうたってございます。このその他が教育長を指すのであれば地方自治法第14条の第1項により条例は法令に反してはならないという条文がございます。法律以上の条例は作られないのであれば条例のほうを改正しなければならないと思いますが、私は小国町の政治倫理条例第3条の3を示すその他先ほどその他と言いましたが、その他という言葉は職員に対する一般職員に対する採用、異動、昇任その他の後任、転任等々を指す形態のこととございまして、議会の皆様の採決を伴う任命とは私は違うというふうに思っております。これまで教育長の人事、村上教育長の人事だけではございません。ほかの麻生教育長それから教育長の人事のときには皆様方に御質疑いただいて討論いただいてまた採決もしていただいているわけでございますので、この部分に関しましては教育長の人事に関しまして議員の皆様方に関与をしていないと議員の皆様に関与ができないというのであればそれらの教育長の人選も変えていかなければいけないというふうに私は思いますので、いずれにせよこの政

治倫理条例には抵触しないというふうにも考えております。それから先ほどから熊谷議員には御迷惑をおかけして申し訳ないですが熊谷議員からの圧力があつたかなかつたかと言いますと、こうやっていることをふだんから言い合っている立場上圧力は全くございません。圧力がないとかそういったところではなくて皆様方考えていただきたいと思いますが、教育長って町の中で本当に重要なポストですよ。本当に重要なポストだからこそたくさんの方々の意見を聞きます。もちろん前職の教育委員の皆様にも御相談を申し上げました。その中で今もめてこういったかたちで熊谷さんに御迷惑をおかけしているというのは非常に申し訳ないというふうに思いますが、御相談をする中でしっかり私も村上教育長を選ばせていただいて皆様方に上程差し上げてそして皆様方に採決をしていただいたというところがございますので、熊谷議員には自信を持っていただいてこの部分に関しては私と一緒に教育長をつくっていったというところで皆さん方と一緒に考えていただきたいと私は思います。

以上です。

9 番（熊谷博行君） 町長の考えはわかりました。私は今一つピリッとこないのですが。私は圧をかけていません。ここは町民全部の前で自信を持って言えます。この一連の教育長問題の中で出版社、動画の中でたれ込みがあつたという文言が出ております。私もしこの議員の中からたれ込んだのであればなんだこれは。こんな議会でいいのか。たれ込みをするのではなくて自分で立ち上がってするのならそれはいいと思います。今後またこのようなことが起きる可能性は大だと思います。そういうときに行政はどういう対応をとるのか。それとも関係ないのかお答えください。

町長（渡邊誠次君） 私が町長である間は私が受けて立ちます。それは間違いございません。ですのでこういったかたちは私もしっかりと間違いがないように皆様方にお伝えをしたいというふうに思っております。ただ私の性格上たくさんの人に御意見を聞くのは今までもそうですしこれからも変わらないと思います。その部分については改めて御迷惑をおかけする可能性もありますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

9 番（熊谷博行君） 私の名前を出していただいても構いませんがこういうことがないように。今日の今日まで私自身からこのことを言い出すまで何の連絡もないのです。私に。前教育委員の3名の方から。残念でなりません。3名のうち2人は面識もあります。男性の方はものすごく昔からの付き合いでした。何かいきなり手のひら返されたようなことを。こんなことまでされて残念でもうどうしようもなく本当に年が越せるのかと思うくらい残念です。人生でこんな屈辱を受けたことは僕はないです今まで。私だけではないと思ひます。示現舎の中にはフルネームで挙げられていた身内の方も存在するわけですので。もう少し議員の中でも信頼関係を作っていくか。意見は意見でいいと思ひます。何かこのままでは町は将来見えてこないと思ひます。これだけが残念でしょうがありません。町長の質問はこれで終わりますが。

次に教育長。当事者と当事者の一般質問でございます。あなたの話が長過ぎて気分が悪くなっ

たかかもしれませんが、そこはお互い大人ですので割り切っていきましょう。日頃近所にいながらほとんど会うこともないしゃべることもないのに、10月よりあなたが教育長になって議員と教育長という立場で驚きでございます二人とも。多分そうだと思います。こういう場というか面と向かってしゃべるのは50年ぶりぐらいだと思います。正直な話。小学校の高学年から中学校の1、2年ぐらいまでだったと思います。周りが思うほど親しく付き合っているわけではありません。本当近所の組うちの1年に1回組長入替えで話す程度の本当ですが。こういう立場になればうわさ話は付きまとうものでございます。でも質問は真剣にお答えください。ずばりあなたの教育長としてのビジョンを簡潔にお答えください。

教育長（村上悦郎君） おはようございます。

名前がたくさん出まして僕も退職した後いろいろなところでたくさん名前が出ました。有名になったような気になりましたが。前の部分のところ僕は一切今まで何も言ったことありませんし言う機会もありませんでした。まず私が教育長になったことでいろいろな方また今日も迷惑をおかけしていると結果的には大変心苦しい思いをしています。でもどこに僕のところで責任があるのか。僕ではなくて周りの方が何かお話があってということでこういう状況。僕は今度の件いろいろありますので最初からしっかり頑張れと励まされたと思おうということで今やっております。先ほど熊谷議員が一生忘れないと言いましたが僕も忘れないですよ。家族がいます。親戚がいます。僕の母が夏亡くなったのですがいなくてよかったと思います。新聞見てあれ見て大概心配するだろうなというような誹謗中傷を受けたなと僕は思っています。でも僕は今教育長という立場ですが子供でなくてよかったなと。どこかの子供が自分が言ったことではない。そうかもしれないなあとやっぱり子供のときは時々あるのですがこれが本当に実際に子供たちの命に関わる問題であつたらうなと。僕もこうしていますけれどはがゆかったし苦しかったし。でもそんなところはまた町から起こさないように先ほど町長からありましたけれども僕は先ほど言われました当たり前の人権教育とかそういうところで対応していかないとならないのかなと。今度の自分自身が受けたことで町民のニーズとしてこんなことがおかしいことがおかしいよってお互いが言えるというか思った人がいると思うのですけれども、「それはおかしいのではない」って言えないのですよね。「本当それおかしいよ」と言うとその人が「またほら」ということでこの人が横やり入れてきたと。僕と熊谷君はもうしゃべれなくなりました。「あそこで何か話していたよ」とか。すみません長くなりましたがそういう町中にしてはいけないと思います。

僕のビジョン。臨時議会でお話した内容と若干重なる部分もあるかと思いますがよろしく願います。まず教育長は選挙で選ばれたわけではありません。また僕は私にやらせてくださいと言ったのでもありません。ですから自分の思いを実現するのではなくそのときそのときの町民の方々や子供たちの思いを実現することが本来の役目だと思います。基本的な方針としては学校で起きる個々の問題に対し必要に応じてしっかりと対応していきながら、多様な問題が生じる現在

の学校の在り方やシステム、制度等を見直し学校が主体的に動き教育行政がそれを支援する関係に変わっていく必要があると考えています。学校教育における小国の教育チャレンジプラン。これは8月の小国町総合教育会議において前教育長から令和5年度の取組というところも皆さんにお示しして承認されたところで協議されました。5項目から成る教育チャレンジプランはそのまま継続をしたいと考えています。その理由としましては第2次小国町教育大綱、令和4年度小国町教育目標及び重点努力目標の作成に携わりました。教育指導員としてお勤めしてましたもので教育長と一緒に作成を行いました。そしてその中に位置づけられている小国の教育チャレンジプランは学校教育充実のための明確な指針となるものと考えています。立派なものだと思っていますので。また学校は年度途中でもありチャレンジプランの変更は学校の経営方針にも影響を与えるためです。まずはすばらしい計画等がありますので実践の徹底を行います。新年度になりましたら若干の修正をかけて臨みたいと思います。その中でも学校教育における現時点での重点項目と捉えているのは学力の向上です。

それと2点目がICT教育の推進です。具体的に学力の向上はというところでは授業変革が叫ばれています。教えるからサポートする。覚えるから考える。答え探しから答えづくりへと。そんな授業改革が進んでいます。それを進めていきたい。またICT教育の推進においては児童、生徒、教職員の活用能力の向上。1人1台端末の有効活用。その中でも特に今小国町が取り組んでいるのは国語科のデジタル教科書の効果的な活用でございます。それは特色として続けていきたい。全体の柱となる確かな学力と豊かな心身の育成。サブタイトル「誰一人取り残さない教育の推進」の前に「人と人、心と心をつなぎ誰一人取り残さない教育の推進」とし、コロナ禍で疎遠となりがちな人と人との関わり、子供同士、家族、教職員と子供たち、学校と教育委員会など、そのつながりを大切にす環境づくりに努めてまいります。学校長を始め教職員との連携を密にすること。常に学校現場に出向き学校の実態、児童生徒の実態把握に努め、学校と教育委員会のスムーズな流れをスピード感を持った対応ができる環境を構築します。

最後にこれから3年間でしっかりと対応していかなければならない課題として、中学校部活動の地域移行があります。中学期の持続可能なスポーツ環境を整えなければなりません。これは町民の方々の御協力と御理解が不可欠であります。これから関係の方々、職員と協力し計画的に取り組んでまいりたいと思っております。

長くなりましたが以上です。

9番（熊谷博行君） 次の質問まで答えてしまいましたね。いきなりビジョンを言うかと思っただけやっばり前のことから言ったからまた私も思い出しましたが、思い出せば思い出すほど腹が立つのですが。でもこの投稿文は証拠がございませんので。これといった誰が書いた誰がリークしたそういうのはございませんのでこれはもうこれでよございます。今後こういうのがないようにしていただければ私はいいと思います。謝罪も要りませんし訂正文を出せともいいません。今最後

に教育長のほうから出た前々回の議会で質問いたしました中学校の部活動地域移行。日本全国で取り上げられてなかなか進まないのがこれでございます。熊本県でも自治体で一つか二つぐらいは進んでいるところがあるのかないのかもわからないのですが、どうしてもお金が掛かることでございます。指導者に報酬を払うのは当たり前でございます。来年の3月で猶予期間も終わります。あなたが教育長している3年間で完全移行をしないとイケないと思います。指導員のときもそういう話は上がっていたと思います。前教育長はなかなか答えを僕に出してもらえませんでした。相当これ難しいと思います。子供の数は減っているのに部活の数はそんなに減っていない。1チーム、一部活、3、4人、5人そういう展開でもあります。この間から寄宿舎に高校生を。高校生ではなくても中学生でも何でもいっぱい入れてクラスが1クラス増えるぐらい来てもらうようなですね。これ以上もう先ほどお答えされましたのでしませんが、もう一回言っていただければ詳しく部活動の地域移行についてお話をください。

教育長（村上悦郎君） お答えします。

中学校の部活動です。皆様も御存じだと思いますが公立中学校の休日の部活動を民間のクラブや指導者に委ねる地域移行が2023年度から段階的に始まる。スポーツ庁の有識者会議は25年度までの3か年で終了を提言している。それを受けまして小国町、南小国町を合同に小国郷として考えていこうとしています。南小国町の教育長先生辺りとも御相談しました。南小国町の中学校の校長先生とも小国中学校も。本日まで両町担当者での2回の会議を実施しました。これはお互いの教育委員会ですが次年度検討委員会の設置を決めています。中学校部活の地域移行は歴史的大転換と言われます。それだけ大変なことで今まで中学校に頼っていた。小学校は移行されましたが。多くの課題があります。今課題の整理をしているところが、一番、指導者の確保。二番、保護者負担・経費の問題。今まではほとんど無料でした。それが当然となっていました。運営主体の決定。総合型スポーツクラブでありますとかですね。行政の支援。部活動に対する意識、部活動に対する意識というのは今も社会体育とか何とかで世話をしてくださる方々がこれは地域協働活動というのにも関係するのですが、なかなか夕方4時とかから仕事を休んでばっと部活動の指導に行く、ほかの学校の手伝いに行く。「またね」とか「またあなたが」とかいうのが積み重なっていくと指導者の中では「そう言ってなかなか出にくいのですよ」というようなこともお聞きしました。ですからみんなで協力していかないと変わっているんだということを意識させることも大事なのか。その他指導者の研修ですね。誰でもできるというわけではないのですが、やはり安全の問題とか健康の問題もある。検討委員会では各中学校の指導者、社会体育の指導者等々多くの方々との相談、検討が不可欠と考えています。これまでお話し相談した活動団体の多くでは「国は休日だけの地域移行を」とお話をしているのですが、それは皆さん指導者の人も「いや休日だけというのは、それは難しい。平日と一緒にして考えてほしい」というようなところも意見をいただいています。今後は熊本県のガイドライン、他市町村の実践事例、長洲町・南

関町が国庫補助を受けてやっておりますのでそんなものを参考にして。

年度別です。23年来年の令和5年は南小国町と合同部活動。今やっている部分ありますが指導者同士で合同でやれる部分はもうとにかく始めてもらう。そのときの指導者は中学校の先生と社会人の指導者。24年度令和6年度は今度は社会体育活動で。ですから社会人の指導者が中心です。中学校の先生もその時までに入ってもらいます。令和7年になりましたら完全な地域移行でもっていかないといけないというのをゴールとしてここでは社会人の指導者のみということになると思いますが、大変難しい課題を抱えておりますが両町また学校、町民の方々と知恵を絞りながらやっていかなければ解決できないことなのかなと今のところはそういう青写真でいます。

以上です。

9番(熊谷博行君) 忙しい3年間になると思います。なかなかあなたは忙しいときほど小国にいるようですが。統廃合のときも下城小学校の教頭でいたと思います。その後はどこかよそに赴任させられたですね。それから久々帰ってきたのが定年して帰ってきただけであって。是非南小国町の教育長も熱い人でございます。あなたも熱いと思います。教育長が変われば前教育長の今までのあれを引き継いでとか言うけれども、そんな引き継いでいたらいつも前に進めないから自分の考えをしっかりと持っていかないと前教育長の考えをそのまま継承すればそのままいくだけであって、新しい考えを持っていい部活動ができますように今からあと3年でいろいろ変わってくると思います。今は団体スポーツがメインで町村を超えて阿蘇郡までいいと言うけれども個人戦は駄目でございますので柔道、剣道、空手、相撲もろもろはまだ決まっていませんがそのうち多分「いいよ」というようなふうになってくると思います。次はもうゆっくり私のお話を聞いてください。次に入りますので。

長らくお待たせしました、政策課長。DX推進について質問いたします。私の知人がNTT関係だったのですがDXで私の家に尋ねてまいりました。話を聞いたらちんぷんかんぷんで「何を言っているのか」と言ったら「いやちょっと来ただけ」そういう答弁でございました。そのまま「どこに行くの」と言ったら「商工会に行って説明させていただきます」と言って帰りました。その数か月後だったですかね県内でいち早く小国町がDX推進というのを宣言しました。すごいなと思いました。その旨を知人に電話したら感心しておりました。ということのうちではないなという寂しい言葉でございました。町が最初に何でも早いんですね小国町は。SDGsも早かったです。早いと思います。でもなかなか資本力のあるところに追い越されてしまうのが世の中の流れでございます。今後どのようにどのようなものから取り組んでいくのかお考えがあれば説明してください。

総務課長(佐藤則和君) すみません、DXにつきましては今のところ総務課と政策課が中心になりまして取り組んでいる状況でありまして、現在の状況につきましてまず総務課のほうから説明をさせていただきたいと思っております。DXという言葉はデジタルトランスフォーメーションという

難しい言葉でございまして、これは令和2年度に国から方針が示されております。内閣総理大臣の発言としまして「行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行します。そのための突破口として、デジタル庁を創設し国、自治体のシステムの統一・標準化を行うこと、マイナンバーカードの普及促進を一気呵成に進め、各種給付の迅速化やスマートフォンによる行政手続きのオンライン化を行うこと、民間や準公共部門のデジタル化を支援するとともに、オンライン診療やデジタル教育などの規制緩和を行うなど、国民が当たり前に望んでいるサービスを実現し、デジタル化の利便性を実感できる社会をつくっていきたくて考えています」とありました。次の三つの重点措置を示しております。まず、1としましてマイナンバーカードの普及、2地方公共団体の情報システムの標準化、これは住基システム等の標準化ということで御理解いただきたいと思えます。3としまして個人情報保護制度の見直し。こういった個人情報がマイナンバーカード等で扱われますのでそこ辺りを国は法律を見直しております。マイナンバーカードの普及に関しましては令和4年11月末で住民への普及率が60%。これは全国平均同等レベルになっております。それと健康保険証の機能をマイナンバーカードに持たせること。マイナポイントの付与により普及が進んでいると思えます。それと情報システム化につきましては令和7年度までに行うことということで国を中心に今現在行われております。

次に、小国町の今の現状について説明をさせていただきます。小国町役場内ではまず庁舎内のデジタル化の推進としましてプラティオというスマートフォンアプリを活用しまして役場職員の出退勤管理、タイムカードをなくしてデジタルで管理するようにしました。その際朝の体温等を記録して自分の健康管理情報も一緒に流せるようにしております。そのアプリを使いまして公用車の台帳をペーパーレス化しております。同じアプリを使いまして災害時の状況収集。現場に行った職員が写真を撮ってその被災現場のコメントを付けて送信すればどこでどのような災害が起きているのか瞬時に災害対策本部に伝わるようなシステムが確立されてございます。その他選挙時の投票所の投票者数の管理あるいは災害時の避難者の避難所数の報告、その辺りもこの同じアプリを使用しましてデジタル化が今進んでございます。教育につきましては先ほど教育長が申されましたとおり生徒にタブレット端末を全て1人1台貸与いたしまして電子黒板等を活用したデジタル教育の実現を今実現しております。それと本年度よりこれがDXと言えるかどうかは別としまして入札業務の電子化や住民サービスとしては令和3年11月から住民票等のコンビニ交付サービス、印鑑証明等の交付もできるようになっております。それとさらに鍋ヶ滝の予約システムあるいは公共施設でおきますと、社会教育施設システムおぐに町民センターや小国ドーム等の予約もデジタル化ということで進めてございます。このシステムについては来年度からになっております。鍋ヶ滝については令和3年度からもう活用されております。それとこれからと言いますと国のほうの施策としましてマイナポータルというものを活用しましてマイナンバーカードが必要になりますけれども子育て、介護の各種申請、罹災証明書の電子申請はできるようになると

いうことで今推進しております。今のDXに関する国の方針と小国町の現状について説明をさせていただきます。これからも先ほど申しましたマイナポータル等の推進等国と協力しながら様々な施策を進めてこととなっております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 何かマニュアルを読んでいただいたようなわけのわからないことを。ほとんど国の施策。町民向けというのが見えてこなかったのですが。常に出る災害アプリ役場職員全員にとか言うけれど町には33の行政部がございます。その部長さんにやるとか建設業とは災害連携組んでいると思います。そこにやってより早い災害時の情報を入れるとか職員がそんなに町ぐるぐる回るような時間もないと思うし、地元の方、建設業のほうが私は数段早いと思います。これは私が言ったから明日から変わるものではございませんが、特化しているのが電子入札だけはいまだにどこの自治体もしていません。良かったのか悪かったのかはちょっと問題なのですが。お金は確かに掛かっていると思いますがこれはこれでDXをいち早く宣言した町としては正解だったと思います。

それでこれ提案なのですが、近い将来乗合タクシーを電子化にしてカードで決済して全部どこから乗ったお金もそれで現金を持っていなくても乗れるようなそんなに難しい。ですね。難しいけれどそれはプロがすれば普通にできることだと思います。電話でもいいし電話を持っていない人は乗ったらいけないのかとまたお叱りを受けますと思いますが、そういうふうに進んでいかないとせっかくするのであれば良いほう良いほうに進んでほしいと思います。答えはいいです。

ちょっと秋吉課長の顔を見たものだから嫌なことを思い出したのですが。黒淵の室原、西里の麻生釣、ゆけむり茶屋、インフォメーションの看板。前のときも僕は言いました。あれから何も変わらないしここは関係ない情報課でしょう。ただあなたの顔を見て思い出ただけでインフォメーションの看板多分グッドデザイン賞貰ったような立派な看板です。室原の看板なんか車から押されてこうなっていますよ。御存知ですか。知らないでしょう。もう1年以上は10度以上倒れています。中身を見るとコロナと書いてあるだけで何の更新もされていません。お荷物なら撤去したほうがいいのかではないですか。まだ耐用年数がきていないかもしれませんがせっかく地図はあるからゼロではないと思いますが、せっかくお金を掛けて数百万円したと思います一つ。その辺はもう少しちゃんと管理していただいて少なからずとも何かイベントはコロナだからと言って何かイベントはあっていると思います。是非活用していただきたいと思います。地図は立派な地図が載っていますので。課長が一遍見てください。書かないでいいですよ。何も書かないでいいから一遍見に行ってください。本当にもったいないと思います。

本当はあと消防水利とシアタールーム聞きたかったのですが。シアタールームは今回は最後でございます。総務課飛ばして今のシアタールームの進捗状況。11月末ですね。あとは3月議会ではもちろん聞きませんし、ただ進捗状況がどのぐらいいっているのかだけを報告してもらえば

内容はもうよろしいです。よろしく申し上げます。

建設課長（小野昌伸君） ありがとうございます。時間のないところに。

それでは早速、進捗状況というかたちで。御存じのとおり4業者入っていきましてまず本体工事の建設工事。鉄骨の製作に入ってそれも含めると約46%。明日鉄骨の検査をいたしまして来週の20日から鉄骨の建て込みに入りますので建屋がいよいよ見えてくるというかたちになっております。それから電気設備、機械設備においては建屋の中の配管が主なものですから外の配管、機械設備でいえば浄化槽の設置も終わっていますので両者とも20%程度になっております。それから周辺整備の外構においてはほぼ駐車場のかたちができしております。あとは沿道、駐車場の舗装が主になってきますけれどもなかなか開館しながらの施工になりますので今開館者と一緒になって工程を組んでいますので、なかなか工事が進まないという状況になっていますが40%ほど進んでいる状況でございます。来年からいよいよ屋根がかかりますので内装工事を急ピッチに壁等々が出来上がって内装に入りますので、工期のほうがないですけれども進捗率はアップしていくと思っております。頑張ります。

以上です。

9番（熊谷博行君） 物価高騰もあるし資材が入らないのもあります。全部わかります。でも行政として業者の尻をたたかせるようなことだけはしてほしくないし、事故、怪我があれば何を造っているのかという世界です。いつかは完成するでしょうと言うぐらいの尻をたたかない。今そういう時代でございませぬ週休2日をなさぬという時代でございませぬので、尻をたたいたり突貫でやれとかそういうことは決して言ったら後が大変なことになりますからなにせ安全第一で施工するように監督官は指導していただきたいと思っております。

これで一般質問を終わります。

町長（渡邊誠次君） シアタールームの件はしっかり建設課中心に情報課と一緒に頑張って頑張らせていただきたいと思っております。

また先ほどの看板の件につきまして私も一緒に見に行きたいと思っておりますのでまずは確認させていただいて、また後日答弁というかお答えを返していきたいというふうに思っております。

DXの件に関しましては私もずっと町長になってから今国で言われているのがデジタル、グリーンそして安全保障です。この三つが中心に話が進んでおります。その中でもDXは自治体においても非常に大事なところのウエートを占めておりますので私としても力を入れていきたいところではありますが、特化した人間を確保することができておりませぬ。総務省ともずっと話をしながらでありますけれどもまだそれに至っていないというところでもありますので、できるだけ進めさせていただきたいなというふうに思っております。

それからタクシーの件に関しましては、実はその案件はもう地域公共交通会議の前の政策課でおとしだったかな話をさせてもらいましたがいかんせん財源がすごく厳しい状況の中ですごく

お金がまだ掛かるということが一つ。それとお金の件でキャッシュレスに近いような状況でなければちょっと難しいようなところも実はありましたのでその部分に関しましてはタクシーの運営会社とも話をさせていただきましたけれども、ちょっとまだ今の段階では難しいかなというところを検討中というか小国町の中では考えております。とにかくDXデジタルトランスフォーメーションはそのIT技術をしっかり使わせていただいて生活が変わるような暮らしが変わるような水準まで持っていくというのが基本でございますので、その部分では実際行政、民間、教育全てにおいて今から必要なところがございます。しっかりと皆さんの御質問に答弁できるようなかたちも執行部としてとってまいりたいと思いますのでどうかよろしくお願ひしたいと思ひます。お世話になります。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議を13時00分、午後1時から行います。

（午前11時50分）

議長（松崎俊一君） それでは、午後の会議を始めたいと思ひます。

（午後1時00分）

議長（松崎俊一君） 続いて、3番、穴見まち子議員、登壇をお願いします。

3番（穴見まち子君） 3番、穴見です。よろしくお願ひいたします。

私は、先月の13日ですか小国町の防災訓練がある前の段階その日のうちにもコロナがありまして家族の中の感染とかいろいろあってこの1か月間大変でした。精神的にも大変だったのですが一般質問ができるのにとっても感謝しております。

それでは、一般質問に入りたいと思っております。コロナの中3年ぶりの町民センターの文化祭がありました。今までになく子供たちの展示というのは私はもうずっと過去生活研究グループで展示品を出していますのでその空いている時間に何十年と見てきました。その展示品を見ているときに子供たちの習字とか絵とかやはりコロナの中で習っている子供さんは少ないのかなとそんなふうに思ったし、もう少し手を伸ばせば字を見ていると私自身は上手ではないのですけれどももう少し伸ばせば上手にできるのかなと思ったりして。例えば塾に行けない子供たち環境的なものと部活とか社会体育とかで行きたくても行けない子供たちがいるのです。これをしようかなと思っていたときに11月25日の衆議院の予算委員会で今の厚生労働大臣ではなくて前の方だったと思ひます。やはりそんなふうに塾に行けない子供たちをサポートするとか小さいうちから授業だけでなく体験というのは必要ではないかというのをされてきました。それで今小国町はしっかりとコロナの中でもタブレットで授業ができています。しかしそれはとてもいいことだと思ひているのですがやはりコロナの中で2週間以上子供たちも休んでいるわけです。精神的に部活もできない学校に行って友達とも話せないそういう環境にあるとき子供たちの精神力がどこまであるのかなと思ひながら小さいときから学校の勉強は1年生に入ったときからあります。だけど

1年生のときから先生と塾の先生とかタックを組んで先ほど教育長も言われましたけれども、学力向上だったり環境に慣れるというのは早いときから特に数学とか英語これからはもう英語が必要になります。ここに同僚議員の西田先生がおられますけれど塾で先生をしておられたのでしっかりと中身というのは見えていると思うのですけれど、そこに学校の授業に塾の先生が入る難しさというのは多分あると思うのです。先生とコラボしてやるのはお互いの気持ちの上でとやったり子供たちのためにも思うのだったらやはり塾の習い事をいろんな面ですね。塾と言っても先ほど言ったものと展示会にあった習字の塾ということがあるのですが、そんなときに今学校でやっている地域学校協働活動というのがありますよね。そんなふうにはやはり書道とか美術。小国の子供は坂本善三美術館があります。その中で年間に低学年から高学年まで活動としてしっかり行っているのだからやはり子供たちの感性がしっかり育っていると私は聞いたのですけれどもそういうふうには子供たちの塾とかを一人一人の個性を生かした授業を先生とコラボしていただろうかと思っていますがどうでしょうか。教育長どう思われますでしょうか。

教育長（村上悦郎君） 御質問ありがとうございます。

塾の先生をというような習字とか習い事で。先ほどありましたように地域学校協働活動というのがございまして現在も学力充実の部分では掛け算九九の指導のときに退職された先生方がされたりとかそういったことがあります。また食育でありますとかミシンの指導とかそういった地域学校協働活動の中で習字の応援活動といいますかボランティア活動といいますかそのミシンを教えてください先生方もいらっしゃるのですが、そんなところで書道の応援隊というようなのを募集してまた塾の先生あたりにも声を掛けてそして学校の先生方に質の高い教育といいますかどうでしょうか。本来は地域学校協働活動は学校の先生のほうからこういった方々を紹介してあげませんかということはあるのですが、自分たちから習字の習い事そういうのができてよろしいのかなど。そういう団体とか組織ができれば学校のほうに年間10時間ほど習字はあるのですがそこを計画的にどうですかとか、また学校の先生と一緒に学校の先生自身がまた習うとかいうようなところで質を上げていくということではできると思いますし、先ほど言いました絵画の部分とか英会話の部分とかも応援するところがありますのでそうやって町としましても子供たちを支援するということで書道の応援隊というのを地域学校協働活動の中で作れば先生方に教えていただけるということは可能であると思いますし是非そういうふうになるといいなと思います。

以上です。

3番（穴見まち子君） 書道だけではなくやはり小さいときからタッグを組んで一人一人に個性を生かした授業の質を上げるためにも、やはり学校は習い事の塾の中に語学ですよ英語とかもこれから必要な時代なので。この意見を出した理由として私もコロナの中で子供が対面で授業をしていました。そのとき多分英語だったと思うのですけれども担任のシャーメン先生も入ってやっ

ていたのです。そんなふうにはやっぱり小さいときから学ぶと子供はしっかり大きくなるにつれてあのとき塾の先生から教えていただいて後からとても役に立つ将来的にといいのを見込んでお願いしているわけですが、それに対してどう思われますか。英語の先生とか算数とかですね。

教育長（村上悦郎君） 英語に関しましては6年生のほうを対象に1か月に2回ほど英会話教室を実施しております。それと小国町が小中一貫で特区というのを受けていましてその中で英会話英語の活動というのがありまして1人だけ町でALTの先生に指導をつけていただいてイギリス生まれの先生が英語活動と外国語活動見ていただく。また担任の先生と一緒に授業をするというようなところを取り組んでおります。

3番（穴見まち子君） 子供たちのリモートの授業を見てそんなふうには思ったのですが、やはり回数的なところで子供たちが興味を持つような授業を英語とか数学もう一番関心があるところなのです。そのところはもう少し回数的なものを多くしてできないだろうかとかそういうところを今言っているところですが、無理でしょうか。

教育長（村上悦郎君） 結局は先生たちの授業力の向上というのが子供たちに大きく影響すると思うのですが、回数もこの学校経営案というのがあるのですが年間の時数というのは決まっております。その中で例えば中学校の1年生の英語は年間何時間ですよ。英会話何時間というふうには決まっています。その枠の中でということでは今やっているところから特に増やせるところではありません。ただ小国町は先ほど言いました英会話ですね特区というのを活用しまして他校にはない英会話の時間というのを設けています。それが保護者の皆様方に「やっぱり英会話の特区を受けて伸びているな」というふうには実感できていないからこそ今の御意見かと思っておりますので、またさらに徹底なりそういった御意見があったということでお話ししたいと思っております。ありがとうございます。

3番（穴見まち子君） ありがとうございます。地域学校協働活動というのはそうですもんね。研究グループも味噌だったりいろんな授業でおぐちゃんを見たりいろいろしているとわかっているけどそれでもやっぱり学力もしっかり必要であるので小さいときからということですよ。小学校の低学年のほうからしているとやっぱりしっかりと身に付くのではないかと思ったところからこういう提案を出しております。やっぱり子供の一人一人の個性というのはとても大事だし小学校に入ったときいろんな子供たちがいるので本当に先生は大変だと思うのです。担任の先生はですね。そんなところにやっぱり言って特化した先生とかがいると安心してお互いが切磋琢磨していい状況になるように努力してもらおうと子供たちの学力向上という面ではとても良くなるのではないかと思うのです。やっぱり中学校3年生のときに基本的にですけど無料塾というのがあります。子供たちはやはりどうやったら自分の行きたいところに行けるかという小さいときからしていたら「こども望めるかな」自分でなりたい職業になるとき「経験を踏まえてやっぱりよかったな」と思えるような塾の先生と学校であってほしいかなあというところで提案していると

ころです。それではありがとうございました。

教育長それから一つ質問というか御意見を聞きたいと思っているのですけれども、教育長の今思っているいい先生、学校でのいい先生の言葉だと思うのですけれども「いい先生」というのは教育長はどのように持っておられるでしょうか。

教育長（村上悦郎君） 「いい先生」よく言葉を聞きます。保護者の方がいい先生に当たったとか何か僕はちょっといい先生でちょっとニュアンス価値観とかそれが適切な言葉かどうかなのですが。僕はすばらしいと思う先生というのは何事にもこう一生懸命取り組む。僕は自分のモットーにしていますが。それと確かな指導力と実践力を持っている。何よりも子供たちが学ぼうとする意欲を引き出す。やってみようとかいう今からやっぱり教えることよりもそんな意欲。子供たちの意欲を引き出せる先生がいい先生ではないのかなと。いい先生というわけではないけれど時代が求めるといいますか僕が校長だったらそんなです。それでいろいろあるのです。「いい先生が行ったからよかったね」と何か時々言う。でもその環境に合わなければその先生がその力を発揮できるかわかりません。ですから僕たちは学校や校長先生はそれぞれの先生が同じ目標に向かって十分に自分の力を発揮できる環境。家庭環境も違います。大観峰からずっと行って毎日越えて来られる先生もいます。もっと遠いところからも。いろいろな家庭環境とかあります。そういうのを知った上でその先生が小国に来て楽しいとかやっぱりその環境を作っていい先生になってもらう。子供たちにとってのいい先生になってもらう。そういうことを僕たちはやっていかなければいけないから。教育委員会においても先生が働きやすい環境づくりとかそういったところを。そして働き方改革、やりがいのあるとかやっぱりそういったところを教育委員会やらがそういういい学校をつくることによって今言われたいい先生というか子供たちにとっても保護者にとってもというのができるのではないかな。先生が元気だと子供たちも元気になります。子供たちが元気だと保護者の方も安心されます。先生が元気だと先生の家庭も幸せになる。そういうところから先生たちのいいアイデアも生まれるでしょうし。行ってしかられてばかりとかになりますと学校、子供も同じことだと思います。環境ですね。悪いことばかり注意されていてそれよりもやっぱりその子供たちが十分に力を発揮できる。子供たちのいいところを引っ張り出せる環境を作る。またそういった意欲を引き出せる先生がすばらしい先生かなと。そういう先生がたくさん揃うといい学校になるでしょういい学校で働きたいという先生も増えてくるのではないかな。そういった学校を目指したいとは思っています。

以上です。

3番（穴見まち子君） ありがとうございました。期待していた答えが出してもらえたと思っております。私たちは今親ではなく孫育てなのですけれども若いときの1年生、2年生、3年生のときに会った先生というのを見てやっぱり比較するのです。やっぱり3年生までに出会った先生で「あの先生やっぱりいいよね」と思うのはもう若いときから思っていました。当時はやはり同和

問題とかその時代時代であってしっかり役場の職員だったり保育園の先生とかいろんな方が来られて同和問題がその時期に国の政策だったりしてあっていましたけれど、その授業とか参加したときにこういうことの大切なときだなというその時期もありました。私も4年前最初2期目のときですけれども男女参画のときに同和問題のところで意見発表したのですけれども、やはり時代背景というのがあってそれを表に出してほしくないというときもあるし触れてほしくないときもあるし、やっぱり底辺の下のところでは絶対必要だなと思うところもあるのでやっぱりこれからの世の中というのをこういったデジタル社会も必要なのですけれども、やはり子供たちは相対して相手としっかり話し合っていけるような子供に対しての話し方だったり子供たちの個性を引き出してあげたりするその大切なところはデジタル社会の中でもそういった子供が育ったときに自分の一生は変わるのではないかなと思ったし、先生というのは大事だし周りの環境とかも大事ではないかなと思っているところです。ありがとうございました。

次にコロナの中のこれからのインフルエンザ、コロナ対策、避難所対策はというところですが、今ちょうど冬の時期で皆さんインフルエンザの注射をされているとは思いますが、2014年ですかそのときの地震があったときだったり夏の水害のときの避難所対策ですね。それとやはりそこには持病を持った方も避難所としてそこに来られたりするのですけれども、それというのは町としての避難所対策は大丈夫だろうかと思っていますがどうでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） コロナ禍における避難所対策ということで、その前に若干現在インフルエンザの予防接種それからコロナワクチンの予防接種同時接種ができるということで今現在進んでおります。通常インフルエンザの予防接種については、前年の実績から申し上げますと全人口の半数50%程度の方がインフルエンザの予防接種を受けているという実績が出ております。それからコロナワクチン接種につきましては現在オミクロン対応の2価ワクチンの接種を行っております。現在接種率としましては小国町のほうでは2価ワクチン27.9%ということになっておりますが、現在初回接種を打った後3か月経過された方々に順次接種券を発送しております。予約を入れて接種を行っていただいているというような状況です。今週金曜日に最終の発送を行い1月中の接種完了を目指して今対応を行っているところです。そういった中で当然コロナ禍で避難所のほうについてはまずコロナの感染者であったり濃厚接触者の方が避難したいという場合は町のほうでは指定避難所と言われる部分とは別にそういった方々が避難できる施設というのを用意しております。その方々には保健所のほうから本人さんたちに同意をいただいて町のほうに情報提供するというようになっておりましてそういった方がスムーズにそういった指定避難所とは別の避難所に避難できるようにということで対応をさせていただいております。それから当然指定避難所に行かれてもちろん一般的な消毒をお願いして検温もするわけですが、検温をしたときに熱があるという方がおられた場合はさらに現在は別の場所で避難していただく必要があるということで、当然体育館とか広い部分であれば一般の方と多少距離を離すとかいったかたちで対

応ができるのですけれどもそのときの人数とか条件で変わってきますので、そういった場合はこの町民センターのほうに部屋を用意してそういった方も対応できるようにということで今対応をしているような状況です。

以上です。

3番（穴見まち子君） 大変わかりやすく説明をいただきました。やはり避難するときにインフルエンザの熱かわからない持病かもしれないコロナかもしれないと思ったときに、その検査キットというのが一番手元にあると分かるのですけれども私たちもかかったときに医療用の検査キットがあったときに検査をしてみたらというところで最初はなかった。その持ち分が少なければなかなか何回も検査はできないのですけれどももう何日かなっているので検査してみたらやはり陽性であったというところがあるし、そのときにしっかりとした対応自分から病院に電話して「明日だったら来れますから何時に来てください」というところで病院の窓口に行って先生の処置というか対応を車の中でしてもらってそれから届出を出して必要な薬とかをいただいて、家に帰ると次の日から保健所の適切な指導があり朝夕と熱の対策というのを体験して連絡がないときには医療センターとかよそのところから保健所ではないところからも支援をいただいて、いつまでにといいのはしっかりしていただいていたのでやはりかかってはいけないのだけどかかってみたところで子供たちとかいろんな対応。もうほとんどの家族が無症状だったのです。だったらやっぱり家族全員でも注射を受けていましたのでどうもなかったというところが一番です。そんなところはやはり今課長が言われたように注射をしっかりしておく。できる人はですね。無理には言わないけれど対応しておく。そうすると冬時期にインフルエンザというのが一番かかりやすくなるしインフルエンザは必ず熱が出ます。そのときにやっぱりコロナとどっちか間違えないような対策というのは自分なりにしっかりしていったら対応ができるのではないかと考えております。ありがとうございました。

次に、2024年の千円札発行に向けて町全体で花いっぱいにしたらどうだろうかという提案のところですが、そして町全体というところが小国町全体で大字的に6か所あります。そういうところでやはり国道とか町道、県道とかありますけれども私は先週ですか地域振興局に行って「お花を植えたいけれど、その国道のところでも大丈夫ですか」というのを県の道路維持課に行って許可をいただいてきましたので建設課の課長の小野さんに伝えて、どんなふう植えるかそういうところを今からしていきたいし今許可が出ていたのでどこまでその土地がある程度広かったりがあるのでそこにもう土を置いていいかどうかというのをしっかり対応していかなければいけないので時間がかかります。だけど来年再来年のときにはしっかりと対応ができるかなと考えております。それから花をいっぱいにするときに記念館とシアタールームに来ていただくためには小国町は国道387号線と212号線があります。菊池のほうからと福岡のほうと玖珠のほうからと基本的に熊本ですかね。そういったときに小国町の道路状況とか入って来るところと

したら一番考えられるところは切原とかありますよね。切原から童子院を通過して北里に行く。そのときの道の状況というのは大丈夫だろうかというところをお尋ねしたいと思いますがどうでしょうか。

建設課長（小野昌伸君）　ありがとうございます。

今道路状況ということで議員も御存じのとおり212号線、387号線、小国町管内は改良済み。442号線も合わせてですね。今状況的には玖珠のほう菅原のほうですかね通られたかと思いますが、玖珠の方面ではトンネル工事、橋りょう工事も一番悪いところです。川底温泉といいたまいませんか。その部分も未改良だったところも完成し玖珠土木の管内も総仕上げというかたちになっております。あと212号線は杖立からまた日田市までの間が何年か前ひびきトンネルも開通したということで日田土木のほうも力を入れてくれて、熊本県と大分県を結ぶ道路というかたちで土木部のほうも頑張っていてくれております。今おっしゃられた県道北里宮原線の道路改良に関しましてはうちも位置づけとしては最重要路線といたしまして総延長が大体4キロあります。そのうちの1.5キロが改良済みということ。尻江田地区とかこの前竹筋橋の下です西村あの改良も行っていただいております。予算のほうも補正のほうで来年度5年度の予算で3千500万円ほど付きましたのでどこをやるかということになれば、北里の387号線から先ほどお花を植えるといったところから下りて来たところから国鉄跡地。ここは非常に高さが今3.5メートルぐらいですかね2階建てバス等々がなかなか通れないということもあって、うちからの要望で来年3千500万円掛けてあそこ建築限界の4.5メートルまで盤を下げてまた2車線に広げていくというかたちで非常に一番難所のところが通りやすくなると思います。もうすぐが記念館なので早急にまずそこから着工いたしましてあとは西村と尻江田を結ぶ区間。西村から北里までの間大根洗い場までの間を過ぎて行くところ。それから一番難所が212号線のタッチが家が密集してございまして今の交差点の場所になるかどうかわかりませんが、交差点の位置の改良も計画しております。そういうかたちで年を追いながら県のほうも頑張っていていただいております。それから遠い話ですけれども中九州のほうもこの前日曜日でしたかね竹田阿蘇区間22キロが着工式というかたちで、もういよいよ滝室坂トンネルも半分は掘れているそうなのであのルートができればまた非常にそれからこちらのほうに呼び込む大観峰という場所がありますけれども、その道ができればまた小国のほうでも来ていただけるのではないかと考えているので国交省、県、町、合わせてネットワークを組んで道路改良にまい進していきたいと思っております。

以上でございます。

3番（穴見まち子君）　ありがとうございます。

2024年に向けて花を植えるためにはやっぱり地元の方小国町の方の協力が必要なので、花は県からの助成がいただけるのですけれども植えるためには肥料だったり堆肥とか要りますので町から協議会とかに落としているお金の使い道としてそれを使っていたらと思うし、老人会

の方とか地域の女性の方たち特に女性議会の方たちにも協力をいただいて花をいっぱいにする。それから町の田んぼの荒れているところも私たちもバスの中からはいつも見るときに車線から見るときに遠くも見えるし近くも見えるのですけれども、車窓から見る花畑というのはやっぱり大事なところもあるし私が住んでいる下城の大イチョウのところは多くの方が興味をいただいて花が1年中あります。春の桜から秋は紅葉。今年は特に天気もよく多くの方がいろんなところに紅葉だったり出かけています。いろんなところは大イチョウそれから来るところに鍋ヶ滝、美術館と学生の勉強のための研修として来られる方が多いと思うので、やっぱり地域地域でそこで花をいっぱいにしてお迎えしたらと思っているところですが、町長としてどうでしょうか。何か一言あったらお願いします。

町長（渡邊誠次君） 2024年をどう迎えるかというお話でございますので私としても町長就任していればの話はあるかもしれませんが、その時点ではしっかり頑張らせていただきたいというふうには思っております。その中で思っておりますことは穴見議員先ほどから花いっぱい運動のことも言われていると思いますが、たくさんの方に呼び掛けさせていただいて御協力をいただくということは非常に大事なことでございますので、是非とも議員の皆様方にもその運動に参加していただいたりとかいったことをまた議会の中でもしっかりと話をしていっていただきたいなというふうに思います。財務省からの通達といいますかお話では実はまだ2024年の上半期としかはっきりお答えはいただいておりますので、何月といった表現はまだ実は私は承っておりません。もちろん話を明確にするためにお聞きしていきながらできるだけ早めの段階で分かれば対策もしていきたいと思いますが、建設課は建設課の所管の中で先ほど道路の話もしましたし情報課がまた中心になってシアタールーム周辺、記念館周辺をまた皆さんと一緒にどういったお客様に対してどういった迎え方をすればいいのかしっかり話し合っていかなければいけないと思います。もちろん北里英郎先生もおられてたくさんの方が小国町に今注目を本当にいただいておりますので、その部分では情報発信をしっかりしながら行っていきたいなというふうに思っております。それから特に私のほうでは情報関係もうテレビ含めたところのマスコミ関係含めてしっかりと定期的にコンタクトを取りながらお願いをしているところでございますので、2024年の北里柴三郎博士千円札の発行それに向かってたくさんの方たちに取材をしていただいて情報を小国町から全国へそして世界へ向けて発信させていただきたいなというふうにも思っておりますので、また議員の皆様からもたくさんのお話を聞かせていただいてそれに盛り込ませていただきたいなというふうに思っております。大事なところは北里大学もそうですし学びやの里もそうでございます。地域の住民の皆さんもそうですが町外の北里大学それから関係者の皆様方たくさんの方々に関わっていただくことこそ非常に大事なことだというふうに思っておりますので、その部分では御理解と御協力をしっかりと賜りたいなというふうに思っております。

以上です。

3番（穴見まち子君） このお話で花いっぱいというのは私も何回も出すのですがけれども研究グループのそのときは30代か40前だったと思います。国体で林間広場の会場ができたときにプランターでもって花をいっぱい植えて会員の方と小国町の多分行政の方だったと思うのですがけれども花を並べていったのです。その思い出がもう30年ぐらい前ですがそれがあったのでやっぱりよそから来る人に対してもしっかりとのおもてなしがあったらいいかなと思っているところで提案したところです。情報課長も何か意見がありましたらお願いしたいと思います。

情報課長（村上弘雄君） まず貴重な御意見、提案ありがとうございます。確かにおもてなしの精神ということで花がたくさんまちの中にあるというのはとても非常にいいことだと思っています。一つのお話の中に大イチョウの手前のいろいろな花についても私も毎日通勤の場所ですので非常に毎朝きれいだなと感動しながら通勤していますが、あれも景観作物の一つで地域の中の取組でございます。また一つ一つ幾つかありますけれども名原集落に行くとなれば多分老人会の方が昔から集落をきれいに手入れしてお花を植えているところもありますし、もちろん記念館、木魂館にもそういう取組が今あります。直近で言いますと今阿蘇のデザインセンターがフラワーコンテストみたいな取組を阿蘇管内全部でやっています、今年チューリップを千株うちのほうに配付がありましたので早速木魂館の財団と打合せをしまして県と協議しまして木魂館入口の敷地内に植付けをしたばかりでございます。チューリップも冬場にちょっと作業をしてももちろん写真でも楽しめますしフォトコンテストとかいろんなことにつながりますので、一つの事例としてはいいのではなかろうかと思っておりますので引き続き今後は2024年に向けて各森林組合、商工会、観光協会それぞれの団体が協議会を立ち上げていますのでそれぞれの団体でも取り組める一つのアイデアの一つになればと思っています。

以上です。

3番（穴見まち子君） ありがとうございます。やはり花をいっぱいにするにも簡単にはいかないと思いました。県の許可というのも申請をして許可が下りてからその間にも私は行きたかったのですがけれども、コロナの濃厚接触者だったりいろいろあって2週間を無駄にしたというのが一番大きくてショックが大きくてなかなか今立ち直す途中なのでこれからしっかりやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

終わります。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議を1時50分から行います。

（午後1時41分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時50分）

議長（松崎俊一君） 続いて、4番、久野達也議員、登壇をお願いします。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

それでは12月定例会の一般質問に入らせていただきます。今回は子ども政策の現状と今後ということで大きく自分なりにテーマを定めさせていただきました。ただちょっと少し前置きの時間をいただきたいかと思えます。と申しますのも私今回議員1期目です。そして常に大方4年間3年半考えてみますと私選挙のときに皆さんに申し上げたのですけれども「共生の町づくり」をしたい。一人一人が輝くそんな町であっていただきたい。そのために自分が議員として何ができるのか。それらを整理しながらこの3年半務めてきたつもりであります。ただ不十分な点多々ございますしある意味若干道が逸れそうになったとき周りの方々から助言をいただきながらその修正も図ってきたつもりでもございます。それらを考えたときに実は前回9月定例会のとき「たまり場」ということで提案させていただきました。これにつきましても町の施策であります子ども、高齢者あるいは子育て世代、中間層の方々、小中学生、この人たちが交流できつながり合える町にとってのことを語り合えるようなそんな自由空間、たまり場が欲しいなということで意見も述べさせていただきました。そうしましたときに私冒頭申し上げましたようにこの共生の町づくりの中でやはり一人一人が輝くこと。それはお互いリスペクトすることもそうですしお互いが認め合い人権が尊重されそして自由な行動が起こせる。そんな社会であってほしいという願いを持ち続けております。そしてそれは今後も貫いていきたいと思っている部分でございます。それでこうやって考えてみましたときに9月の定例会のときにたまり場のことを提案させていただきました。いわゆる世代間交流を私はどうしてもやっていくような部分が必要ではないかと思っております。そうしたときに例えば高齢者施策はもろもろの計画がある。今回あえて子ども政策の現状と今後ということでテーマを設定させていただきました。この仮通告を出した途端に静岡の本当悲しいです。小国であっているだとかだから話題にしたいとか言うのではありません。あってはならないからこそ話題にしたい部分があります。そうやって考えていったときに国は今年の6月に「こどもまんなか社会を目指して」ということで、こども基本法それからこども家庭庁設置法これらを6月で決めました。こども家庭庁設置法これは御存じのとおり内閣府です。いわゆる法制を定めていく部分。それからこども基本法ここはよくよく内閣府見ておりましたら議員立法でした。与野党合意の上に出されたこども基本法です。これらを6月15日に制定され国の動きが始まっております。後でお尋ねさせていただきたいと思えますけれども、それらの部分についても今後大きく情勢変化も生じてこようかと思えます。先ほど申し上げましたように静岡の事件を見ましたときにそのニュースの後全国各地で類似した事案が生じてきております。確かにあってはならないし氷山の一角だと言えませんがみんな知りませんので確かに氷山の一角かもしれません。もっとあるのかもしれませんが。言えることは何も抵抗力のない小さな子どもたち。そこに対して大人がするということはやっぱり許されないしあってはならないしそんな気持ちでいっぱいです。怒りも覚えます。当然町内に保育園、幼稚園とあります。当然小中学校、高校。子ども

もという定義がなかなか難しいのであるのですけれどちょっと話戻しますけれども。こども基本法で見ましたときにはこどもという定義は保護を要する部分が含まれております。ですから極端に言えば18歳でも自分で自立自活生活が行えていない部分の年齢についてはこどもでとらえる部分もあろうかと思えます。こども基本法で見ますと年齢制限は書いてありませんでした。要は保護を要する年代です。そういった意味でこの子どもに対して町内保育園先ほど言いました保育園、幼稚園、私立の幼稚園、小中学校、高校等ありますけれども小国町で決して表面化しているとかそのことを耳にしたとかいうことで聞くのではありません。先ほど申し上げましたようにあってはならないこと。ただそのことが全国的に各地でぽつぽつぽつと出てくるということを考えたときに不安感を抱くのは、それは全ての保護者であったり関係者であったりあるいはニュースを耳にする人ではないかと思えます。その不安をやはり払拭する説明責任も行政は求められていると思えます。よく言うように事が起きたときにその地域だけの課題にしてしまうからほかの地域で類似した事が起きてしまう。教訓になっていない。このように言われるのではないのでしょうか。他地域で起きたとしても今小国で起きてないとしてもやはりそのことを真摯に見つめ、点検あるいは現状をどうあるのかそれは住民の方々にもお知らせしても何のデメリットもないし今後のメリットになるばかりかと思えます。ですから創意工夫あるいは起きないように取組これらがあればまずお聞かせいただきたいと思えます。

町民課保育園長（清高德子君） 少しお話しさせていただきます。私たち保育園は大切な子どもさんの命をお預かりしています。まず保育園をお休みするときは保護者の方に欠席連絡を入れていただいています。そのときにもし連絡がとれない場合は担任から連絡して欠席の理由を確認したりしております。ですので今日の出席人数や欠席人数をしっかりと把握するようにしております。

それから園外活動においてです。保育園から出て散歩に出かける際には出発予定時刻、園に戻ってくる時刻それから園児の人数、帰ってくる予定時間とか行き先、引率者、緊急連絡先とかを必ず記録に残してもらおうようにしております。行くときも必ず「今日は何々組、どこどこまでお散歩に行ってきます」帰ってきたときにもきちんと口頭で「ただいま戻りました」という声掛けは行っております。

本当に保育園は子どもたちにとって安心できる環境づくりが一番だと考えています。保育者も環境の一つと捉え日々子どもへの関わり言葉かけが子どもたちの育ちを支える大切な役割と認識しております。虐待はないのですが本当に連日胸が痛むような報道を受けて「子どもへの言葉かけや声の大きさなど今一度自分の保育を振り返っていきましょう」と職員全体に話をしたところです。

以上です。

4番（久野達也君） 今保育園長のほうからるる説明もございました。やはり当然休園の連絡だとか園外活動のときの記録ここら辺りについては当然のごとく行われているかと思えます。大きく

して感じたところは子どもたちとの会話、言葉がけということで表現なさっておりましたけれどもやっぱり子どもを中心に据えるということがそういう優しい言葉としてあらわれるのではないかな。恐らく職員の方々保育園に限らずコンプライアンス研修だとかいろんな研修があろうかと思えます。それらの中で対人関係の構築。よくあるのが僕個人的に思ったのは対人関係と言ったとき大人だけの関係をすぐ連鎖をしてしまうのです。大人は物すごい力を持っています。そしてそのときに保護されるべき対象である子ども。ここの対人関係というのは余り皆さん表現しないのではないかなと思います。「子どもがなかなか言うこと聞かないもんね」内輪でもよくあります。ただ言う事聞かないで当たり前ですよ。逆に子どもの側に立って親が話がどれだけできるのか。僕はそこら辺りは大事ではないかなと思っております。今保育園長からお聞きしますとやはり子どもを中心という言葉も出ました。そういったような子どもとの関係でお互いを認め合うというような人間関係ですよ。これの構築が必要かとも思います。そういったような意味合いから先ほどの研修だとかいろんな積み重ね、積み重ね、積み重ねをどんどん重ねていって反省は反省として行って構築できたらいいのではないかな。それらを含めたところでこども基本法の条文の中にも書かれております。こども基本法を私も調べていった中でこども基本法の基本理念は、全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないことを。それから全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。もろもろございます。これらのこども基本法の中でうたわれていること。それから併せてこども家庭庁設置法でいわゆる日本縦割り社会です。これは全ての人認めざるを得ない部分です。幼稚園については文部科学省の縦の中。それから保育園については厚生労働省の縦の流れの中。そんな中でこども家庭庁も設置されました。やはりこの国の動きの中でこども基本法がどういうふうに地方自治体、小国町の子どもに対する施策運営に影響するのか。あるいは併せてこども家庭庁の設置法がどう影響するのか。あるいは今後どういうふうに展開していく必要があるのか。ここちよつとごっちゃにするとわかりづらくなってしまいかもしれませんので、よかったら個別にでも分かるなら御説明いただけたらと思います。

町民課長（宮崎智幸君） お答えします。

久野議員がある程度説明されたのでちよつと繰り返しの部分になるかと思えますけれどもお答えいたします。

まず、こども家庭庁につきましてはこれまで内閣府子ども・子育て本部や文部科学省それから厚生労働省にまたがっていました子ども政策を、こども家庭庁に一本化するということになっております。このことによって政策調整権限を強化することを目的として設置されるものです。これにより子どもの視点、子育て当事者の視点に立った政策を充実させることが目的とされ

ております。またどんな子どもも取りこぼさない、子どもが真ん中にある社会を目指すとも言われております。それからこども基本法につきましては、議員も言われたとおり日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次世代を担う全ての子どもが個人として尊重されること、適切に養育されること、教育を受ける機会を等しく与えられること、家庭を基本とした養育が困難な子どもへの支援、環境の確保などを目指すものとされております。この部分はまずもって町のほうでもしっかりと理解をしてそういった今後の取組の基本的な理念として押さえていく必要があるというふうに考えております。国のほうはこういった新たな家庭庁の創設それから基本法を設置した背景としましては現在の少子高齢化それから子どもへの虐待等は増えているというような現状を問題というふうにとらえてこういった法整備に至ったというふうに認識しております。熊本県においても令和3年度でも2千件を超えるような虐待の報告がっております。これは小国町でも当然虐待を疑われるケースも含めて毎年数件そういったことは起こっておりますので、この部分はしっかり注意していく必要があるというふうに思っております。そういった流れの中ではこういったこども家庭庁それから基本法ができて町のほうはどのように取組を行うのですかという部分ですが、現時点で実は具体的なこの2つの施行については令和5年4月1日というふうになっております。そういったこともありまして現時点で具体的な施策や実効性のある政策等は詳しく示されておられません。また政策の実行のための財源の確保という部分についても課題があるかというふうに認識をしております。そういった中でも小国町のほうでは現在も町民課のほうでは、電話若しくは窓口の対面による相談それから保健師が子どもが生まれる前から関わりを持っていろんな支援を行っておりますのでそういった中で個別の相談も受けているような状況です。そういった中でその人に本当に必要なサービスを提供していくというような活動を行っております。また児童虐待や支援が必要な家庭につきましては、子どもの最善の利益を図るために関係機関から収集した情報をもとに関係者会議等を開いてそこで方向性を話し合いその後の健全な育成につながるような支援をやっていくというようなことも行っております。こういった個別の支援の部分ということについては、これからさらに充実させる必要があるというふうに考えているところです。なかなか職員数も限られておりますしそういった財源の部分もいろいろ問題がありますけれども、少しずつそういったきめ細やかな気配りそれから相談事業を充実させて支援につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

4番（久野達也君） 今御説明いただきました。やはり法として成立したのが今年の6月です。施行期日今御説明のありましたように再来年度が本格スタートかと思えます。国からのあるいは県からの情報もこれからたくさん入ってこようかと思えます。現行で取り組んでいる部分それからそれに増補する部分。やはり先取りをしていただいて子育て要は子育てとともに子の育ち。子育てというと保護者世代のことを表現するかと思えますけれども、子の育ちこれが保障される。

やはり子どもの頃の感覚はずっと年をとっても大人になっても続くかと思います。その子の育ち。両方で育てていく必要があるかと思います。私の質問の仕方も悪くて具体的な話にならなくて申し訳ない部分もあるのですけれども、今の現行の子どもに対する取組とこの二つの法律が制定された後の取組は僕は若干でも当然前向きに若干でも大きくでも変わってこようかと思うのですよ。そのための法律ですから。ということはやはり皆さん方もアンテナを張っていただいて情報収集には努めていただきたいし、今の段階で具体的な説明ができない部分もあろうかと思いますがけれども是非情報収集には当たっていただきたいと思います。それから先ほど町民課長から説明にもありましたように電話相談も受けていると。やはり心配事があったときに電話相談を受けるんだという体制これを強化していただきたいし、そのことはやっぱりアピールしていただいて困り事相談、心配事相談それもそうですけれどもそこにも言いたくない。個人個人で内々で話したい。そういう方たくさんおられると思うのです。それらの悩みにそれこそ内々でお受けていただいて最善の策がとれるような部分。もう今もやっていると思いますけれどもなお一層そこら辺りに力を注いでもいただきたいと思います。今まで二つの課題を質問させていただきました。子どもを取り巻く現状、厳しい状況にある事例。それに対して小国町保育園を中心にどう取り組んでいくのか。あるいは基本法それからこども家庭庁設置の後の今後の動き等も質問させていただきましたけれども、3問目これが私今日一番言いたい部分です。

それにつなげて。実は福岡県的那珂川市です。あそこは福岡市の近郊市だからでしょうけれども単独で町村合併しないでも市になったのですよ5万人超えてですね。それで情報を見させていただきましたらそのときに市制が確か平成31年だったですかね。そのときに住民の方々から子どもに対してもっともっともっと施策を展開してほしいという署名を交えたところでの要望があったそうです。そこでそのときに当然市制をとったそのことと合わせて一緒に取り組もうということで取り組んだという資料をちょっと見ました。そのときに書いてあるのが平成31年2月に住民から市に対して子どもの権利条約を制定してほしいという政策提案が住民244人の署名とともになされた。この住民による政策提案は住民と市の協働によってまちづくりを推進していくことを目的に制定した那珂川市まちづくり住民参画条例で規定する住民参加の方法でありということと説明が続いているのですけれども、そういう仕組みも市政とともに作っていった。市民運動としてそういう声が上がった。それを受けて市制施行に合わせて恐らく市長始め執行部でやろうではないかという気になったのだらうと思います。策定委員会を作り住民意見聴取をし住民説明会それからパブリックコメント、いろんな手だてを踏みながら令和3年3月に条例制定となったようです。その中でこの条例制定でうたっておりますのは趣旨の部分で若干申し上げさせていただきますと、この福岡県那珂川市子ども権利条例。子どもが、温かい人間関係の中で充実して生活を送り成長・発達していくことで、自分の可能性に気付き、自信を持ち、主体的に生きていくことができるように、家庭や育ちを学ぶ施設、地域の中で、大人は子どもとどのように関わって

いけばよいか。それぞれの役割や取組を示すことにより、子どもにやさしいまちを実現させるという趣旨でこの条例制定されております。第1章で総則、第2章で子どもにとって大切な権利です。それから第3章で子どもの権利の保障。第4章で子どもにやさしいまちづくりの推進。第5章で子どもの権利の侵害に対する相談・救済。第6章で子どもに関する施策の推進及び検証。雑則ということで条例は組立てられているようです。このようなある意味宣言条例的な意味合いも含まれます。ただ宣言条例的な意味合いを含むという言葉それを宣言するということはいろんな施策の中でこの条例の趣旨は生かされるものだと思います。もうお調べになっているかもしれませんが今日初めて聞かれるかもしれませんが、こういったような条例を町として例えば検討できるのか。その可能性について若干お考えがあったらお聞かせいただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 課長からも御説明があるかと思いますが、私のほうからも少し思いについてお話をさせていただきたいなというふうに思っております。小国町では私が町長し始めてからであります「All For The Next、全ては次世代のために」というところを根底にしっかり考えさせてもらっております。考え方は子どもの方を中心にスタートしているわけではありません。小国町ではツーリズムの歴史があり先人の方たちがしっかり守ってきた自然があるからこそこの自然を含めたこの地域そして文化、歴史も含めて次の世代へ受渡していけるような地域をつくってまいりたいというような趣旨でAll For The Next 付けているわけではあります、それでも真ん中にやっぱり考え方には次の世代に全てを渡していきたいという考え方がありますので、私の中でも次世代、子どもさんそれから孫の世代を含めて非常にそういったところは大切に考えているところでございます。実はこの那珂川市さんに御質問を受けて思い出しまして私が議長時代に那珂川市さんにお伺いさせていただきまして、この那珂川市さんのふれあいこども館こちらのほうに視察に実は行ってございまして、その館の事務局長とお会いさせていただいていろいろなお話をさせていただきました。もちろん子どもについてのお話が非常に多かったということは覚えておりますけれども、こどもの権利条例についてお話をしたかどうかは正直申し訳ないです結構前のことですので覚えていないですが、急に人口が増えてきて那珂川市では諸問題がたくさんあったというところでもありますし、子どもさんというよりも子どもさん含めたお母さんたちがなかなか集う場所がないといったところもあってこどもふれあい館を造ったのだというお話も実はNPO法人当時そうだったと思いますが私のほうから視察させていただきたいという旨伝えさせていただいて視察したのを覚えております。館は非常にたくさんの自然光が入るような仕組みで真ん中が抜けていて非常に明るいところでして木もふんだんに使われておりましたのを記憶しております。そのような中で那珂川市さんがこどもの権利条例を作られたと。また国でも先ほどから久野議員御説明あるように法律等々の法令等々も出来上がっております。小国町としてその子どもの権利条例等々の制定をというところでもありますけれども、考え方として子どもさんがおられる家庭においてうちも孫がおりますが孫を中心に皆さん生活をされている。子どもさんを中心に

「今日は何か食べたいかな」「次の休日が取れたらどこに行こうかな」というところの考え方に子どもさんがおられて、やっぱり真ん中に子どもさんがおられるというところは幸せな家庭環境ではないかなというふうにも実は考えているところです。私といたしましても子どもが中心の町という考え方は非常に地域にも優しいしもちろん子どもたちにも優しい環境にも優しいところにつながっていくと思います。来週子ども議会も行いますがそのようなたくさんの今までの取組の中でも子どもを中心に考えるというところは私が提唱する All For The Next のところからもそんなに遠くはないというふうに思っておりますし、残したいものを含めたところでその子どもたちに受け継いでいただきたいというところもありますので是非ともこの件につきましても検討させていただきたいというふうに思います。ただ宣言条例ということでもありますので宣言するだけでは私はいけないと思います。ですので施策も含めたところで先ほど課長から少しお話がありましたように財源という土台がない状態で考えるというものはなかなかちょっと無責任なようなところも私は思いますので、是非ともその部分を含めてどういったかたちをつくったらそれが続いていくのか。しっかりと次世代につながっていくのかを考えさせていただいた上でそういったいろいろの施策それから条例等を盛り込めるようなところまで到達できればなというふうに思っているところでございます。もちろん検討はしっかりとさせていただきたいと思っておりますけれども私から発言というか答弁をしている部分ではこれぐらいでしかまだ答弁できませんけれども、子どもたちのためにそれから次の世代のために私としてもしっかり考えさせていただきたいと思っております。

町民課長（宮崎智幸君） 町長が全部お答えされましたのでなかなか答えづらい部分もありますが、私もこういった条例は大事であるということの思いは変わりません。しかしながら当面は既存の枠組みの中で関係機関と連携辺りを密にしてこういったいじめとか虐待とかそういった部分にしっかり対応していきたいというふうに考えております。その中で当然国のほうから具体的な施策であったりそういったものが示されて町としても具体的にこういうふうに取り組んでいきますよという部分が出てきたら、その時点でこの宣言的な条例も必要であるというふうなことになるればその時点でそういった条例を制定するとかいうことで考えております。今後の検討課題としてしっかり捉えておきたいというふうに思っております。貴重な御意見ありがとうございます。

4番（久野達也君） 後ろ向きとか立ち止まるとかいう御意見ではなくして前へ進もうと。ただそのためには条件整備も必要だし現況の把握も必要だというふうな御答弁であったと認識させていただきます。この那珂川町以外にも私調べてみたら福島市の子どものえがお条例だとか埼玉県の子どもの未来を育む条例だとか、何か子どもに夢を与えたりあるいは未来を託すんだという条例各地でもうたくさん出てきております。宣言しただけでは意味がない。町長おっしゃったとおりです。宣言したからにはそれなりの裏づけ施策の実施もお願いしたいし、そのために例えば宣言するならばその裏づけを確固たるものを自信を持ってしたいというその部分も十分理解できます。是非早くできたらありがたいし検討を重ねていただけたらありがたいし、

ある意味検討のときには住民の方々、子育て世代。子育て世代というと何か親御さんを思いま
すけれども子育て世代は今はいちばんあちやんだったりするかもしれません。ですから子育て
世代という表現をさせていただきますけれども、そういった方々の意見を聞きそして中心である
子どもの意見も聞きながら十分なる検討をお願いして質問を終わります。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議は2時40分から行います。

（午後2時28分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時38分）

議長（松崎俊一君） 続いて、5番、児玉智博議員、登壇をお願いします。

5番（児玉智博君） 順番を変更しまして、新型コロナ対策から質問します。新型コロナウイルス
が世界で初めて確認されてから丸3年が経ちました。いまだ終息が見えない状況にあります。ま
ず配付資料1枚目を御覧ください。流行は第8波入りしたと見られる中、熊本県での新規感染者
は今月12月に入って以降は4日、5日、12日に3桁だったのを除いては千人以上の日が続き
2千人以上の日もありました。そして昨日は3千921人の届けがあったということです。そし
て7日間平均では1日には1千182人だったのが右肩上がりです。徐々に増えていって
おります。昨日はとうとう2千人を突破しました。熊本県で最多の新規感染者が記録され
たのは第7波と言われた今年8月18日の5千684人ですが、今主流となっているのはオミ
クロン株のBA5で第7波を起こしたものと同等であります。専門家は現在の第8波は市中
に残っていたBA5が再燃している状態だと考えられるとしています。それが今次の主流
になりうるオミクロン株の一種BA1系統などの新たな変異ウイルスが増え始めよう
としていてさらに拡大することが懸念されています。感染状況に関して言えば以前は
保健所単位だったのが市町村単位で発表されておりました。それが現在は県全体
での公表になっていますので、県民は一体どこで感染者が増えているのかもわ
からない状況となっております。そこでまず確認したいのは町は県が日々発表
している新規感染者のうち町内での届出の数を把握していますか。今の感染状況は
軽症、無症状が増えていると言われていたとはいえ亡くなる人もいますし、昨日
公表された分では693人が入院中だと言います。依然安心できない状況にあると思
いますが今の感染拡大を防止するための対策はどうなっているのでしょうか。県と町
で役割分担がどうなっていてどのような連携をとっているのか御説明願います。

町民課長（宮崎智幸君） まずはコロナ感染者の状況それから人数について確認ができて
いるかという部分ですが、9月に全数届出の見直しが行われて以降市町村別の感染者数は
発表されておられませんので、現在は小国町で何人感染者がいるかという部分につ
いての情報は入手できておりません。

それから対策の部分ですがまず県と町の役割について御説明させていただきます。まず県の役

割としましては新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、国が定める基本方針等に基づき地域医療の体制の確保それからまん延防止対策等を県は行います。また町の役割としましては国や県が定める基本方針に基づき住民に対するワクチン接種それから住民の生活支援等の対策を行うこととなります。この中でも特に町としましてはワクチン接種の有効性を住民の皆さんに広く周知して早い段階で先ほども申し上げましたように接種体制を早急に整備しまして、現在のところ1月末までに2価ワクチンの接種を完了させたいというふうに考えております。1月末現在で全人口の約7割の方が2価ワクチンを接種することになるのかというふうに考えております。

以上です。

5番（児玉智博君） 質問を進めていきたいと思えます。先ほど同僚議員が質問された中で濃厚接触者になって大変つらい思いをされたということが語られました。濃厚接触者になったり感染することもつらいことですのでやはり感染は拡大させてはならないわけです。しかし感染の発生による影響が大きいのが医療、介護施設、学校、保育施設だと思います。今年度に入って町内及び町民が利用しているこれらの施設が、感染の発生により閉鎖あるいは受入れを制限せざるを得ない状況になった事例を月別に各担当課御報告ください。

町民課長（宮崎智幸君） まず町民課関係でいきますと保育園について御説明申し上げます。保育園、宮原保育園それから北里保育園2園ありましてまず宮原保育園は令和4年度4月1日以降で登園自粛回数が10日間、クラス閉鎖が延べ38日間それから休園の措置が1日あります。それから北里保育園につきましては、登園自粛が11日間、クラス閉鎖が延べ19日間、休園が6日間というふうになっております。

それから高齢者施設関係につきましては、特に小国郷内在宅のサービス、通所系のデイサービスそれから訪問系の訪問介護それから訪問看護とショートステイとありますけれど、事業所の停止状況につきましては延べ13事業所で事業所の停止が行われております。停止期間につきましては最短で1日それから長い期間の場合で2週間程度というふうになっております。事業所の停止延べ日数につきましては99日間です。影響を受けた利用者は約100人と見込まれます。内訳としましては、通所系サービスデイサービスが約80人、訪問系サービスにつきましては20人ということでそういう実績が上がっております。

以上です。

教育委員会事務局長（久野由美君） 小中学校の学級閉鎖の状況です。令和4年度の4月から12月までの間に11学級13回の学級閉鎖を行いました。月別に挙げますと4月に5学級、6月に2学級、7月に4学級、12月に2学級となっております。延べ33日間となっております。

5番（児玉智博君） 今それぞれ御報告いただきましたが、やはり保育園、介護施設そして学校が閉鎖あるいは受入れを制限してしまうとその社会的影響が大きいわけです。やはり自分方では

感染してないのだけれどもお子さんを急に預けられなくなったり仕事を休まざるを得ない。また介護で受入れ先がなければ1人でおうちで過ごせる方だったらいいのだけれども、目が離せないお年寄りだったりしたらそれこそ家族が休まないといけないというようなそういう影響が大きいわけです。やはり感染を町内で拡大させないという立場に立つことが重要だと思います。

そこで続けて聞きますが、県では県民及び事業者の皆様への要請として重症化リスクの低い方や軽症の方は緊急受診しなくていいよう、検査キットは国から承認されたものを御準備くださいというふうにしているわけです。これそれぞれの県民への呼び掛けですが、それに続いてまた「介護、障害者施設には従事者への集中的検査の実施。学校、保育所へは学校、保育所が希望する場合は教職員、保育士への集中的検査の実施を呼び掛けています」というふうにこれホームページにも公開されております。町内での各施設の取組状況は把握されているでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） 今議員言われたように熊本県では高齢者施設等の従事者に対して集中的検査体制として抗原検査を実施しております。希望があった施設に対して検査キットの配布を行い早期発見、感染拡大を未然に防止する対策を行っております。実際に保育園それから介護施設関係、高齢者施設関係につきましては、県のほうから週2回程度の抗原検査キットを配布して抗原検査を実施しております。

以上です。

教育委員会事務局長（久野由美君） 学校の教職員につきましては県の教育委員会のほうから支給がありまして、本人の家族の熱発者があったときに抗原検査を行ってまいりました。現在は一時感染が減ったときに抗原検査キットの支給のほうは終わっています。

5番（児玉智博君） 介護事業所、保育園の保育士さんたちは週2回やっているわけです。何か違うなら訂正をお願いします。

町民課長（宮崎智幸君） 週2回という部分についてはまん延状況等を考慮した場合に2回行う。通常であれば週1回というふうに訂正させていただきます。

5番（児玉智博君） 週1回はやっている。ただし学校は家族が熱発したりしたらするというわけで県が呼び掛けているような集中的検査を実施していないということになると思うのです。先ほどの答弁によれば12月今月も2回、2クラスが学級閉鎖をしている。そういう状況にあって集中的な検査週1回などの定期検査を実施しないということは学校内での感染を防ぐ立場からこれは不十分なのではないかと思いますが、ここは独自予算で検査キットを購入しても改めるべきではありませんか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 学校のほうではマスクの着用を皆さんしてまいまして消毒のほうも毎日やっているという状況で検査をやっていないという状況です。これから常時検査をするかどうかは検討したいと思います。

5番（児玉智博君） 私はこれは絶対に検討というよりもやるべきだというふうに思います。決断

して。

私も濃厚接触者に先月なりました。12月2日に同居家族の感染が明らかになりまして、私は8日間自宅待機をしました。感染した家族は90代でもともと心疾患もあったわけですが、それでも軽症だと入院させてもらえないのです。2日の日の朝、やけに歩行をするときにふらつくのもともと心疾患がありますからこれは心不全を起こしているのではないかと疑ってかかりつけが公立病院ですので受診をしました。熱もなかったのですぐに発熱外来とかではなくて循環器科を受診しました。X線を撮っても「心臓に異常がありません」ということで「では試しにコロナの検査をしてみましょう」というふうに検査したら陽性になったというものでした。当日私は付き添っていませんでしたが付き添っていた家族から連絡がきましたので慌てて迎えに行き、真つすぐ家に連れ帰って、そのままその日から待機期間が開けるまで家に閉じこもっていたということです。今回の経験で感じたことの一つはやはり検査の機会が余りに不十分ではないかということです。感染者本人も病院で検査をしたらそれでそれっきりです。次の日から90代ですので65歳以上また基礎疾患もあるということで毎朝保健所から連絡、経過観察があるわけです。体温、血中酸素濃度、そして「変わったことはありませんか」ということの聞き取りこれが5日間あったと思います。5日目で「これで経過観察は終わります」というふうに言われました。しかしその日もかなり頻繁に咳込むのです。「まだかなり咳込んでいますが」と言っても「いやもう5日間経ちましたので恐らくもう大丈夫です。咳が出るのは変ですね。後遺症でしょうから大丈夫です。」と言われて咳が出ているのに大丈夫ですと言われてもというような感じだったのですが、やはり90代のもう働いてもないし別に介護サービスを使っているわけではないので待機期間が明けたからって外出したりはしないのですけれども、でもこれが標準的な対応であればこれちょっとパネルにはしていませんけれど配付資料を見てもらうと分かるように感染者が多いのは10代から40代です。まさにふだん出掛ける人たちです。これは国の方針でやらないのかもしれませんがやはり町独自の判断で感染した人また濃厚接触者なんて私1回も検査していません。感染者の同居家族そういったところは町が独自に国が認証した検査キットを届けて、やはり安心して陰性が確認された状態で外出を再開していただくという立場に立つ必要があると思います。いかがでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） まず議員言われるように療養期間後の検査については現在行われておりません。しかしながら療養終了後も10日間経過するまでは感染リスクが残ることから検温であったり健康状態の確認それから高齢者等のハイリスクの方との接触等は避けるようにというふうなようになっております。町独自で検査キットということではありますが現在も検査体制につきましてはまずは症状のある方が発熱外来を受診していただく。若しくはその他症状がないけどちょっと不安だなと思う方につきましては、無料検査を町内の調剤薬局等で実施しておりますのでその部分については当然予約が必要になりますけれどもそういった実施方法もあります。必要

なときに必要な検査を行うということをやっていくのが一番ベストではないかというふうに考えております。症状がある人ない人どうしても不安な人はそういったかたちで無料で検査を受けていただくとかいう部分で対応をしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

5番（児玉智博君） やはり感染が確認されて症状も出た人が回復した後に検査することが必要な検査ではないのかと思うわけです。コロナが始まった3年前というより年が明けてから丸3年になるのでまだ3年前には厳密にはなっていないのですが、やはり自分が感染しない、人にうつさない、注意しましょうと毎日のように同報無線で呼び掛けていたのは何だったのだというふうに思います。やはりそのときの緊張感を是非思い出していただきたいと思います。先ほど無料検査所のことを言われました。確かに町内2か所ございます。その情報もやはり知らない人が多いのではないかと思います。私この質問の準備をするに当たって県のホームページを見ましてその一覧表の中で見つけたら、もともと私1か所だと思っていたら2か所あったんだというふうに気づきましたので、それは積極的に町のほうからも周知する必要があるのではないかと思いますので御検討方お願いします。

もう1点が私も自宅待機をしましてうちの場合は大変ありがたいことに何人かの方が食料を届けてくださっていましたので食べるもので困ることはありませんでした。しかしそういう人がいない人が感染した場合その支援はどうなっているのでしょうか。先ほど冒頭の質問では町の役割は生活支援だというふうに述べられましたが、どういった対応になっているのでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） コロナの陽性者それから濃厚接触者が自宅待機期間中に食料とかその他の生活用品が必要な場合にどうなるのかという部分だと思います。まずは基本的な部分としましては自力で調達ということになります。しかし家族がおられないとか頼られる方がおられなくて食料等に困る場合につきましては県のほうで支援体制を整えております。支援を受けるためには発生届の対象である65歳以上の重症化リスクのある方につきましては保健所のほう、それから症状が軽い方で発生届の対象外の方につきましては熊本県の療養支援センターのほうに相談をしていただくこととなります。支援の具体的な方法につきましては、県が委託している業者が療養者1人当たり3日分程度の食料等を配付するということになっております。具体的には調べましたところ御飯であったりとかレトルト食品、野菜ジュース等を配送業者のほうで配送するということです。実績につきましては、9月以降につきましては療養期間中の外出についても現在ちょっと緩和されております。有症状の方についても症状軽快後24時間が経過すれば食料品との買い出しについては外出可能となっておりますので、現時点では以前ほどの支援要請はないというふうな情報をいただいております。

以上です。

5番（児玉智博君） 症状回復後というふうに言われますが、私の感染した家族の状況を見ても陽

性が確定してから二、三日では症状は治まらないわけです。むしろ後遺症と言われる咳なんていうのは治まるのに三、四日完全にですよ熱も下がってその他の症状がなくなっても咳だけは三、四日残っていたというふうに思いますので、そういったこの支援についてもやはり急に困らないように医療機関なんかとも連携をとってきちんと必要な人にそういった支援が届くように町としても各機関と連携をしていただきたいということを申し上げまして、次の物価対策について質問します。

独自の現金や商品券の給付の考えはないのかと通告をしておりましたが、今日補正予算が追加提案されて全町民に2万円の商品券の給付が決まりました。町民の中には「南小国町は町民のために頑張って何回も給付をしているのに、小国町はライトアップや予約制なんかに金を使って何をしているのか」という声が広がっておりましたので今回は世論が町を突き動かしたなど感じております。これは最終的には町長が決断されましたので非常によかったと思いますが、しかし実際に商品券が町民に届くのは来年の2月以降であるということです。高森町は「5万円の現金給付ですので基本的には年明けの振り込みになるのだけれど、困っている人などには年内に役場に取りに来れば現金を手渡すという柔軟な対応をする」と報じられておりました。しかし小国町は商品券ですのでそういうわけにはいきません。12月のこれから後半に入るわけですが特に高齢者世帯の方などの暖房費は直ちに何とかしていただけないかと思います。冒頭で議長も挨拶で述べられておりましたが寒波が襲来して今朝小国町でも雪がちらついておりました。今日町内の店頭での灯油の販売価格を確認してみますと現金取引で18リッター1千980円と大変高騰しております。そこで福祉灯油を検討する考えはないか聞きます。福祉灯油とはもともと1974年に北海道が始めた制度ですが、今は北海道を中心に東北の市町村も含めて取り組まれている制度です。市町村によって名称が異なり福祉灯油制度のほか福祉灯油購入費助成、ぬくもり助成金、老人家庭等福祉灯油代支給事業、福祉灯油見舞金などがあります。支給対象となるのは資金繰りが苦しい低所得世帯、心身障害者のいる世帯や高齢者の世帯、母子世帯も対象となる自治体もあります。その他基準も幾つかあります。現金で助成したり現物で給付したりまた金額や量も様々ですが、小国町での検討はいただけないでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 補足があれば担当課長より御説明をいただきたいと思いますが、小国町でも非課税世帯に5万円それから子育て世帯にも給付事業を行ったというふうに記憶をしております。今回2万円の商品券を給付事業できるというところでお話を今日させていただきましたが、元来であれば一般財源を惜しみなく使うのであれば我が町もあと7億円ぐらい財政調整基金がございまして給付事業できないわけではありませんが、私はそのようなことはしてはならないというふうに思っておりますので国からの財源をもとにして物価対策それから経済対策のためにお金を使わせていただきたいというふうにも思っております。また当初から私のほうが言っているとおり給付事業、振興事業いろいろと考え方があると思います。私はできるだけ振興事業のほうにお

金を使わせていただいて来年度、再来年度の準備も含めて行っていきたい。ただ給付事業につきましては国の施策等々もございます方針等々もありますので、今回は皆様からの御要望もありましたけれども住民の皆様も私もたくさんの方からお話をいただきました。改めて今回は2万円の商品券を給付させていただくというところがございます。これから12月に入ってなかなかその状況的に皆様方もお支払いするのは厳しいのかもしれませんが、小国町今回だけではありません。前回は先ほど言いましたけれども非課税世帯、子供世帯等々にも給付事業をさせてもらっておりますし、またよその地域がやっていないところの部分の農家の方、酪農、畜産関係が中心ですけれども200万円の事業等々も行っておりますのでなかなか小国町は一般的に全体に配るのを今回しかやっていないという話はされますけれども、結構限定的にたくさんの事業所たくさんの個人の方々に給付事業も進めて私はいるのでないかなと。ただ余りにも南小国町さん高森町さんが大きな事業をされているのでそちらのほうに目がいくのではないかなというふうに思っております。

以上です。

町民課長（宮崎智幸君） 現在の状況についてお知らせしておきます。11月補正予算で非課税世帯への5万円の給付につきましては、早急に手続を行いまして現在確認がとれたものにつきまして順次振り込みを行っております。今週末まで約8割の方に5万円の給付が行われる予定となっております。年末ぎりぎりまでその部分に対応していきたいというふうに思っております。それから9月に同じく非課税世帯1万円の部分につきましては給付を完了しております。

以上です。

5番（児玉智博君） 確かに南小国町、高森町が頑張っているからそれが目立つのではないかなというのはそれもあると思うのです。でも私それだけではなくて小国町が要は滝のライトアップとかそれから予約制、シアターホールそしてさらに今後は鍋ヶ滝にバイパス道路を通す。これまでもそしてこれからも何千万円、何億円という事業を片方でやりながら給付は全体への給付が今までなかったということで非常に目立っていたのではないかなというふうに思うのです。確かに今課長も言われたけれども非課税世帯の人たちへの給付は着実にやっけていかれているということでありましたが、ただこれ国の制度ですからそれを町が肩代わりしてやるというのも一言申し上げておきたいのだけれども。本当に物価高騰で困っているのは非課税世帯だけではないのです。その部分で町全体のこの2万円給付の商品券給付というのはやられるけれども、でもさっきの質疑でも明らかなように届くのはどう早くても2月ぐらいというふうに言われるではないですか。だからもう既に寒波も来ている今日もう雪が降っている。非課税世帯以外の人たちのせめて暖房代ぐらい出したらどうですかという話をしているわけですがけれども出さないということでもあります。検討ぐらいもしていただきたいなというふうに思いますがいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 先ほど町民課長からもお話したとおりだいま5万円の給付事業を進めてい

るところでございます。非課税世帯ではなくてある程度の収入があられるという方たちはお金を自ら通常どおりの考え方でいくと暮らしの部分もしっかり自分たちでお金を払っていくということは必要なことだというふうに思っておりますので、その部分では必要十分条件では決してありません。大塚議員今日も言われましたけれども必要十分条件ではありませんけれども、町としては国の事業を使って精いっぱい給付事業をしたところでございます。議員の皆様方がいいと言われるのであれば財政調整基金に手をつけさせていただいてまだ6億、7億残ってございますので是非とも皆様方で御検討いただければなというふうに思います。ただ私はそこに手をつけるべきではないというふうに思っているだけでございます。

5番（児玉智博君）　ここは認識の違い、政治姿勢の違いだから致し方ないのかもしれないけれども、独自財源で困っている町民に給付する手助けするのが悪いことのように言われるのが非常に気持ち悪いのです。余りに高いところから町民の暮らしを見下ろしているのではないですか。一遍町民のところまで降りてみて同じ目線で見てみたらどうでしょうかということをお願いして、また次の質問に入らせていただきます。

物価高騰の影響にも関わる部分ですが全ての人がお金の心配なく必要な医療を受けられるための無料低額診療について聞きます。無料低額診療とは低所得者などに医療機関が無料または低額な料金によって診療を行う事業であります。厚生労働省は低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者、人身取引被害者などの生計困難者が無料低額診療の対象と説明しています。令和3年度は全国で732の施設が取り組んでおります。資料を御覧ください。厚生労働省のホームページに公開されている無料低額診療のフローであります。診療施設が関係機関と協議した上で減額であったり減免方法などをあらかじめ決定し無料低額診療券を発行します。関係機関というのが福祉事務所とか社会福祉協議会ですけれども、制度を受ける方がまずはその福祉機関に相談して診療券を受け取って無料低額診療を行うところに行ったりとかあるいは関係機関への相談なく直接行く場合などいろいろ方法はあるということです。無料低額診療を行っている北海道勤労者医療協会では窓口での一部負担金免除の基準として全額免除は1か月の収入が生活保護基準のおおむね120%以下、一部免除は140%以下と内規で定め患者からの申出や患者の生活困窮を職員が知った場合に医療相談員が面談をし公的制度や社会資源の活用の可能性を検討した上で適否を判断することにしてあります。またこの制度の適用は生活が改善するまでの一時的な措置であり、無料診療の場合は健康保険加入または生活保護開始までの原則1か月最大3か月。一部負担の全額減免と一部免除は6か月を基準に運用しているということでもあります。無料低額診療を行うには県との協議が必要になると思いますが全ての町民が経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、お金が理由で手遅れになって助かる命が助からないなどという事態を発生させないためにも小国公立病院で実施する考えはありませんか。

町長（渡邊誠次君）　児玉議員私にも答弁の時間をいただきたいと思います。先ほどの質問でござ

いますが私が高いところから見下ろしているような表現をなされましたけれども私は決して高いところにいるようなつもりはございませんし、町民の皆さんと一緒に生活をさせてもらっております。スーパーにもしょっちゅう行っておりますしたくさんの方とお話をしながら「今日のスーパーのこの魚は安いですね」、「これちょっと高いですね」、「野菜高いですね」、「もう大変ですよね」そういったお話をしながら私も皆さんと一緒にいろいろな御提案を差し上げているところがございます。その中で「渡邊町長、ちょっとは配らね」というお話もされます。ですが財源の問題がありまして近くの町それから今回高森町さんと南小国町さんのお話をされましたけれども近隣町村を今度は調べさせていただいてどれぐらいの給付事業を周りが行っているのかを私のほうも御提案差し上げたいというふうに思いますが、小国町は決してイメージ的に少なく言われている方の中にはいらっしゃるかもしれませんが私としてはたくさんの事業所、産業関係そして世代別と言いますか子育て世代それから非課税世帯。今回は全員というかたちで決して私は給付事業も怠っていないというふうには思っておりますので、是非ともその部分は議員の皆様方にも周りの方にお伝えしていただきたい。決して切り抜いて表現をしたり切り取って表現をする等々をされると町の住民の皆さんもプラス方向で向かっているときはいいのですけれども、なかなかマイナス方向の志向にいくこと自体が議員の皆様としてあるべき行為なのかどうか含めて考えていただいて、私としては小国町をしっかり頑張るって次の世代のためにも今の世代のためにも頑張らせていただきたいという思いを伝えさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

町民課長（宮崎智幸君） 無料低額診療につきましては今児玉議員が言われた制度の中身については今説明されたとおりでございます。まずこの無料低額診療を行うことによって税制面の優遇措置が受けられるという部分が病院側としてはメリットがあります。しかしながら小国公立病院におきましてはそういった税制面での優遇措置というものは受けることができません。当然患者さんの自己負担部分については病院が負担をするということになります。病院の経営状況それからその先には当然公立病院両町で運営しておりますので町の負担という部分になるかと思っております。今回の部分につきましては公立病院のほうへはこういった話がありますという情報提供はさせていただきました。

以上です。

5番（児玉智博君） 県内の無料低額診療の状況を県の社会福祉課に聞き取りまとめた資料を配付しておりますので御覧ください。熊本市を除く県内では八つの医療機関が取り組んでおり、令和3年度はそれぞれの医療機関で2万6千325件から150件の無料低額診療が実施されております。それぞれの医療機関での総診療数に占める割合は21.5%から1.1%になっております。県が取りまとめておりませんので表には出しておりませんが熊本市内では五つの医療機関で取り組まれています。菊陽病院が突出して多くて医療機関ごとにもかなりばらつきがあるわけ

ですけれども、一つ言えることはこれらの病院の近くに住んでいれば例えば脳梗塞など急な病気になったときにもお金がなくても助かる命が小国町では助からない場合がありうるということだ
と思うのです。先月私のもとに相談がありまして生活保護につないだ方がいました。身寄りのな
い80歳近い女性です。この方は数年前まで旅館の仲居さんとして働いていて厚生年金にも加入
されていた方です。夏までは決して多くはないけれども蓄えもあったそうです。ところが肺と大
腸にがんが見つかって何度か熊本市の病院に通院して検査をしたけれども病院通いを続けるうち
に蓄えも底をついてしまったそうです。がんの治療は中止したけれども生活は立ち直らせること
ができず支払いも滞るようになり私のもとに相談に来られたわけです。厚生年金部分があります
ので生活保護に該当するかどうか私も半信半疑だったのですが、役場の福祉係長に相談をいた
しまして改めて福祉課長と面談して福祉課長も「これもわかりませんが阿蘇の福祉事務所の
ほうにつないでみます」ということでワーカーさんも来ていただきました。そこの面談にも同席
しましたけれどワーカーさんも「駄目かもしれませんが」ということでそれでも申請を受け付け
てくださいました。結果としたら保護が開始されたということでこの方はお金の心配なく病院に
かかるわけです。実際今回は福祉係長もワーカーさんも本当にスピーディーに対応いただいて
保護が開始されてよかったのですが、このように生活保護基準ぎりぎり年金支給日前には財布
にお金がないという方は町内に何人もいらっしゃると思うのです。そういう方もいざというとき
に病院にお金の心配なくかかれますよという環境があるところにはあるわけですから、小国町に
も準備しましょうよということを言っているのです。自治体病院ですからね。民間病院ではない
わけですよ。そこが病院に何の利点もない。病院がやったっていいことがない。そういう次元の
話をしているわけではないのです。それで情報提供はしていただいたということですがけれども病
院組合の中での検討だけでもしていただいけませんか。

町民課長（宮崎智幸君） まず私「メリットがない」というか病院がそういうような答弁になっ
ていたとしましたらそういった意味で答弁したものではありません。当然この制度上税制の優遇
が受けられないということで議員言われるようにメリット部分がなくてもやることは当然できま
すしそういったような状況です。ただし現段階でまずは情報提供をしてその制度の中身をしっか
り確認した上で今後検討するかどうかという部分については病院のほうと話をしていくべきでは
ないかというふうに思っております。現時点で何もやらないとかやるとかいった部分について今
日答弁したつもりはございません。

以上です。

5番（児玉智博君） 残りの時間も限られていますので次の質問です。教育委員の大量辞職と教育
長人事について聞きます。小国町の教育委員4人中3人が9月定例議会開会日の前日に辞表を提
出し9月30日付けで辞職しました。9月議会の質疑で渡邊町長は辞職届が出された原因は教育
長人事にあるということをお認めになられていました。そしてその後9月25日に持たれた渡邊

町長と教育委員3人との協議の場で久野事務局長も同席されていたようですがこの場で正式に辞職が決定したと聞いております。辞職した委員さんからお話を伺いますと、今回の人事が非常に不透明なかたちで進められていることに違和感、不信感があつたとおっしゃっています。対話を求めたけれども応じてもらえなかった。それで膝を突き合わせて話ができなのが9月25日のことだと思うのですが、そこで決まったのが教育委員の辞職というのは本当に残念だと思います。ここでは渡邊町長はできれば続けてほしいと最後まで慰留したそうですけれども不信感を拭えなかったわけであります。不透明と言われているのが一般的に教育長の役割、使命というのは自治体の先頭に立って教育、特に学校教育をいかにしてどれだけ進行していくか。子供たちの学力もそうですがいかに一人一人が豊かに成長していくための仕組み仕掛けをしていくか。また今熊本市で起こっているような問題などが発生したときにきちんと対応する危機管理など本当に総合的なものでそれだけの力量が求められているはずです。その点について25日の話合いでも前教育委員さんによると渡邊町長から語られたのは「小国町出身でなければならない」「今の就任された村上教育長ら小国出身の候補者が5人いた」「いろんな人の意見を聞いた」「それで結局は現在指導員をしていて事務局内のこともわかっている村上先生に決めたんだ」といろいろ言われたそうです。でもそれでは5人候補者がいたと言うけれども指導員にするときから村上教育長の就任が決まっていたのかとそういう印象を持たれたそうであります。そしてさらに問題なのが前教育委員の1人の方が渡邊町長との電話の中で「熊谷議員が強く推しているから次の教育長は村上さんにしたい」という旨を言われたというものです。小国町議会議員政治倫理条例は議員が町の人事に関与することを禁じています。このことは25日にも話題になり前委員さんからは政治倫理違反ではないかと指摘もしたということですが、町長は午前中の熊谷議員の質問に対し「一般職の職員とはもう違うし、地方自治法の関わりからも問題にはならない」というふうに述べました。これは私自身は見解が異なります。一般職の職員は駄目なのにその上に立つ一般職員よりも権限があつて報酬も高い教育長には関与していいという話になるのかという部分と法律以上の条例はつくれないということでしたが実際例えば小国町の地熱の恵み基金条例、法律に定められていない分を条例で定めているわけですからそんなことはないというふうに思います。実際メガソーラーの規制なんかも法律でかけていない部分を条例で独自にかけている自治体がいるわけですからそれは条例の解釈をここで話しても多分一致する事はないと思います。今回の教育長人事に関して熊谷議員との間でどのようなやりとりがあつたのですか。事前に議会に提出する前の話です。

町長（渡邊誠次君） もう待つてましたという御質問をありがとうございます。一つだけ政治倫理条例に抵触するのかわからないのか。児玉議員は本当に条例とか詳しいと僕は思います。ですので本当にそう思っているかどうかというのをここではお聞きできませんが、逆に言えば政治倫理条例第3条の3職員の採用、異動、昇任その他の人事に関与しないこと。このその他が問題なのでしようけれど。逆にいつも明文化をされたほうがいいという話をしているので、ここに教育長の人

事には議員は関与しないという明文ができるのであれば確かに言い方として分かると思いますが、教育長の人事に関与しないと皆さんでおっしゃる条文を盛り込んで条例改正ができるのであれば私は教育長を自由に決めることができますのでその部分ではその部分を皆様方でまずは話をしただきたい。その部分ができるのであれば条例改正をしていただきたいなというふうに思っております。

2番目。熊谷さんとお話したのは多分1年も2年も前です。それから何回もお話をしています。

もう一つ私は倫理条例に関与しないというふうに思っておりますので、ここにおられる議員の皆様方とも相当お話をしています。時松昭弘議員のところにも行ってお話をしていますし議長のところに行ってもお話をしています。

もう一つ教育委員の方とお話したのは6月何日と書いていましたけれども、あれはお宅にお邪魔して2回ほど相談しに行きました。

もう一つ言ったらいけないでしょうけれど電話を差し上げた方の中には熊谷議員の名前を出しました。ですが本当にたくさんの方たちに相談しているの私としては誰にどのぐらいの相談をしたかというところまでは覚えていません。ただ熊谷議員は同級生ということでしたので、しかももう1人の方の同級生のお名前も出ておりましたのでそういったところから熊谷議員のお名前が出しやすかったのでも私も出させてもらったのですが、その中に圧力も何もありませんし当然ですが私はちょっと考えてみると分かると思うのですけれども、この解釈で教育長の人事が本当にできないとお考えなのか。これ考えたほうが良いと思います、質問として。

以上です。

5番（児玉智博君） 結局「熊谷議員が強く推している」というふうに言われたと。私、御本人さんにも確認されましたけれど「そういうふうな受けとった」「言ったと思う」と言われているのです。「強く推している」と。「熊谷さんにも意見を聞きました」「時松さん」同じ議員でしかもその副議長の時松さんにもどうい話をしたかわかりませんが、何でその熊谷議員の名前を出してしかも「強く推している」と。そこはやっぱり強い印象があったから強く推しているなんという言葉が出てくるのではないですか。

町長（渡邊誠次君） どんな話を聞いたかわからないですけど私といたしましては先ほども言ったようにたくさんの方にお話を聞いているので、その一つを切り取ってお話をさせていただいたのです。熊谷議員が強く推していたのはもう1人の方です。ただ私が印象的に覚えているのは「もう1人の方と村上教育長と足して2で割るといいですね」という話を聞きましたのでその部分ではなるほどなという見解は持たせていただきました。私といたしましてはたくさんの方の意見を聞いて村上教育長の人事案件を皆様方の前に御提案差し上げたのですが、教育長就任されてから周りの町民の皆さんに「渡邊町長、いい人事をしたね」とものすごく褒められます。それが

今の実態でございます。要らないことを答弁して申し訳ないというふうに思っておりますけれども、実際今のところ前の教育長からも「いい人事をしたね」というふうに私も言われておりますので安心して今から村上教育長に頑張っていたきたいというふうに思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 人事そのものが人選が結果的にいいか悪いかの話をしているのではなくて、要はこれが政治倫理違反を疑われて教育委員4人中3人が辞職した重みというのをどう考えているのかということです。私これ結果が重大ですからね。辞職していなければ私もここまで追及というか確認しません。それで結局覚えているでしょう政治倫理違反ではないですかと25日の日に指摘されたの。結局その疑いを晴らすことができなかつたから慰留できなかつたわけではないですか。それを招いたのは町長の言動ですよ。「強く推しているのが熊谷議員だから村上さんにします」というのを。多分もしかしたら痛くない腹を探られてちょっと気分も町長自身よくないのかもしれないけれども、全ては自らの言動に原因があるという認識はないのですか。

町長（渡邊誠次君） 私と同じように児玉議員も痛くない腹を探られて気分を害しているのかもしれませんが私といたしましては3人の方が辞められたという事実におきましては非常に申し訳ないというふうに思っております。私といたしましても頭を下げて教育委員になっていただいたわけですから。ただ教育長の人事に関しては教育委員の3人の方が辞められたという事実は残念ではありますが致し方ないというふうにも思っております。それはなぜかというと教育長の人事案件に対してその方たちが不透明感だったり私に対して含めてもそれに対して反対をされたということでございますので、それで辞められるという行為をなされたのは繰り返しますが残念ですが致し方ないなというふうに思いました。議員の皆様方に上程差し上げるとき教育長の上程を差し上げて判断をされるのは皆様でございます。その教育長を決める人事案件に対して町民の皆様から「この人は駄目」「この人は駄目」と言われて私が人事案件を変えるのは私はよろしくないというふうに思っております。私の考えの中で教育長に頑張っていたいてというところで皆様方に上程を差し上げたということでございます。教育委員3人の皆様方には改めて申し訳ないというふうに謝罪をいたします。

以上です。

5番（児玉智博君） 町民の方ではなくて教育委員の方ですよ。それをやっぱり一般町民と同じに話すのは私は非常に違和感があるわけですが。それでこういう公開の場での関与です。同意案件に対してそれぞれが公開の場で意見を述べて反対賛成というかたちで関与するというのはそれは制度としてありうる話です。でも今日急に時松議員の名前まで出てきましたけれども私それ初耳だったのですけれど。

議長（松崎俊一君） 児玉議員申し上げます。時間がきましたので発言をまとめてください。

5番（児玉智博君） すみません、まとめさせていただきます。

やはり公開ではない場で上げる人選に関与するというのは私はやはり政治倫理の観点からいっても適切ではないと思います。教育委員会制度の意義の一つは政治的中立性の確保であります。文部科学省も「個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は、中立公正であることは極めて重要。このため、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。」としています。そのトップの人事に政治家である議員が結局裏で関与することは問題ではないかと思います。午前中には熊谷議員も質問されましたが、疑惑は依然晴れていないと思います。問題を明らかにするためには政治倫理審査会での調査をする以外ないと思います。既に審査請求書を提出していますので条例に基づき手続を進め早急に審査会を開催するよう求め終わります。

町長（渡邊誠次君） 最後に答弁をいたします。裏で動いたら駄目なものを表で動いたら駄目だと思います。

それともう一つ。条例を違反しているかどうかというところの部分はしっかりとこの案件が本当にそういうふうにお考えであれば、教育長の人事に議員の皆様方は関与しないと明文化していただきたいと思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） 質問を終わります。予定してました4人の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日、15日金曜日はあとの4名の方々の一般質問を予定しております。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（午後3時42分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（5番）

署名議員（8番）

第 3 日

令和4年第4回小国町議会定例会会議録

(第3日)

1. 招集年月日 令和4年12月15日(木曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和4年12月15日 午前10時00分

1. 閉 会 令和4年12月15日 午後 3時13分

1. 応招議員

2番 江 藤 理一郎 君 3番 穴 見 まち子 君

4番 久 野 達 也 君 5番 児 玉 智 博 君

6番 大 塚 英 博 君 7番 西 田 直 美 君

8番 松 本 明 雄 君 9番 熊 谷 博 行 君

10番 松 崎 俊 一 君

1. 不応招議員

1番 時 松 昭 弘 君

1. 出席議員

2番 江 藤 理一郎 君 3番 穴 見 まち子 君

4番 久 野 達 也 君 5番 児 玉 智 博 君

6番 大 塚 英 博 君 7番 西 田 直 美 君

8番 松 本 明 雄 君 9番 熊 谷 博 行 君

10番 松 崎 俊 一 君

1. 欠席議員

1番 時 松 昭 弘 君

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 時 松 洋 順 君 書 記 中 島 こず恵 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君 教 育 長 村 上 悦 郎 君

総務課長 佐 藤 則 和 君 教委事務局長 久 野 由 美 君

政策課長 秋 吉 祥 志 君 産 業 課 長 穴 井 徹 君

情報課長 村 上 弘 雄 君 税務会計課長 小 野 寿 宏 君

建設課長 小 野 昌 伸 君 町 民 課 長 宮 崎 智 幸 君

建設課審議員 田 邊 国 昭 君 町民課審議員 中 島 高 宏 君

町民課保育園長 清 高 徳 子 君

1. 町長提出議案の題目

なし

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 4.12.15)

議長（松崎俊一君） それでは、改めましておはようございます。

本日は、12月定例本会議3日目でございます。

ただいま出席議員は9人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりでございます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、昨日に引き続き一般質問となっていますので、直ちに質問に入りたいと思います。なお、本日の一般質問は、江藤議員、大塚議員、西田議員、松本議員の順となっております。よろしくお願いいたします。

それでは、2番、江藤理一郎議員、登壇をお願いします。

2番（江藤理一郎君） 2番、江藤です。

今回私は、小国高校の存続についてそれから集落支援員制度の導入についてを質問させていただきます。

私自身高校の存続というのは地域医療の小国公立病院がなくなるものと同列で、同じく行政として取り組まなければいけない守らなければいけない必須の上位に来る案件だと思っております。小国高校がもしなくなってしまうと中学生以降の地元進学の方が失われ、それと同時にその保護者40代から50代の働き盛りの世代が町外に流出せざるを得ないというような状況に陥る可能性が十分にあります。そうしますと町の人口減少がより進行してしまうということになり小国町の人口が6千人、5千人、4千人と急降下で減少していく可能性が十分でございます。そこで高校の存続について今回は今年創立100周年を小国高校迎えられました。今回お伺いするのは小国高校の魅力化とかどうやったら存続できるかというところを全体的にお話して質問させていただきます。

現在県内には50の県立高校があります。各校では全ての高校生が夢に挑戦できる魅力ある県立高校を目指した取組が進んでいます。来年4月には六つの高校で新学科、新コースが誕生することになっており最近では高森高校の漫画学科、地域創造コースの松橋高校など様々な特色を取り入れ生徒確保に取り組む学校が増えてまいりました。さて我々の地元小国高校におきましても統廃合の危機は一旦クリアはしましたが引き続き生徒数減少が続いておまして、今後も増加の傾向が見られないため将来において統廃合の再検討が行われることが予想されます。その中でスポーツと勉強の両方頑張りたい小国郷外からの入学希望者に対してスポーツクラブや高校関係者、保護者から滞在できる下宿や寮などの確保の御相談をいただきました。そこで町営住宅の高層階の部屋を下宿にできないかということや小国中学校の寮で空いている部屋を高校生でも使うこと

ができるようにならないかなど執行部へ御提案をさせていただき、今回12月議会本会議において小国高等学校町営寄宿舎設置条例の制定まで至りました。相談から2か月ほどの短い期間でスピーディーな対応をいただき大変感謝しております。しかし本会議の質疑の中でも同僚議員より話題になりました宿泊負担金として月額が4万5千円とあります。事務局からの説明によりますと寮を使う生徒数が増えれば月額も少しずつ下がってくるとありましたが、入学者が増えてくるまでは小国高校の関係団体などから補填していただくなど保護者の負担を少しでも減らす仕組み作りは必要かと思えます。まずはその辺りどのようにお考えでしょうか御質問いたします。

町長（渡邊誠次君） 小国高校の件につきまして魅力化と発展の会含めて御質問いただきましてありがとうございます。私のほうから少しだけ御答弁をさせていただきたいと思えます。

先日松本議員からも長い間の悲願だったというお話をいただきましたけれども、高校の寮を造るといって中学校の寮に高校生が入れるようにするという仕組みはその中の一つの考え方だというふうに思いますが、小国高校に寮を造るといったところの考え方からすれば相当昔から話があったところですが現在に至ったというところの経緯につきましてはなかなか正直言って難しかった時代の流れもあると思えますし、また中学校の寮においても事業費の返還とか起債の返還とかいうお話もありましたのでそのタイミング等々も今回はその大きな部分がクリアできていた。今度の3月でできるというのは非常に大きかったタイミングだというふうに思いますが、校長先生それから江藤議員からお話をいただいて早急に話を進めさせていただきました。私といたしましては先ほどの入寮のときの負担分の件に関しても実は小国町単体だけで考えるということは小国高校では実はありません。南小国町の高橋町長を中心に南小国町の教育委員会とお話をさせていただいております。その中でやはりこの4万5千円というのはちょっと高いという水準に私も思っておりますし南小国町の高橋町長もそういうふうにおっしゃっておられましたので、町から魅力と発展の会に向けて働きかけをまた行いますけれども何らかの事業費の補填ができないかというところは実は話を進めさせていただいております。まだもちろんうちもそうですが南小国町も来年度予算等は決まっておられませんのではっきりとお示しすることはできませんけれども、保護者の負担と言いますか魅力と発展の会含めたところでやっぱり小国の高校生が増えるような施策また御負担が少ない施策を中に入れ込んでいながら町のほうも取り組んでまいりたいというふうに思っております。引き続き皆様方の御協力をお願いしたいと思います。

2番（江藤理一郎君） 町長からもそして魅力の発展の会そういったところからも補助していただくというようなことも検討されているということで、是非4万円台を切るように3万円台で生徒が寮に入るようなことができればより越境入学がしやすくなると思えますので取り組んで進めさせていただきたいと思えます。

では今回のこの寮の件につきまして、例えば学校が休みの日土日それから夏休み冬休みの期間寮利用の生徒のその期間の時の過ごし方について、例えばスポーツの試合があったり土日に滞在

して保護者がなかなか迎えに来ていただけないとかそういった帰れないとかというような状況もあった場合に町はどのような想定をされておりますか。もしそういったお考えがあればお願いいたします。

教育長（村上悦郎君） お答えいたします。

土日また休日等の運営についても何度となく話し合いの場を持たれました。基本的には中学校が土日また祝日、長期休業中は寮は開きませんので高校もまずは開かないということが前提です。では土日はどうするのかということで保護者さんがもし部活動とかであればその同じ部活で見られるところがあれば試合のときはそこに。そのほかまた町内の宿泊施設でありますとか民間の業者さん下宿をととか今まで高校生が下宿をしていたところ幾つかピックアップをして「そのような場合受入れていただけますか」というなところを町も聞きますし、高校からもそういった場合に備えてのときに御紹介できるようなところでも実際にいい御返事をといますか「いないときは受けてもいいですよ」というようなところもありますので、実際に生徒さんが何人かとかどういう状況かというところで決まれば「こういったところがあります」というところにお示しができるところは準備をしておきたいと考えているところです。

2番（江藤理一郎君） 私が最初に御提案した中でも例えば町営住宅の高層階についてはなかなか入居者が入らないというようなことも聞いておりましたのでそういったところも是非町が持っている物件とかそういったものも検討の中に入れていただいて、そして民間の方々保護者の方々関連からも御協力を得られてせっかく来ていただく高校生のために見守り体制そして安全に安心して高校生活を送れる状況を作っていただきたいというふうに思います。

では次にまいります。こちら小国は高校生新しく越境して来られる入学生をもっと増やすための取組の一つとして、先ほどの話の土日の過ごし方も十分絡んでまいります。小国高校存続のためには魅力化が欠かせません。全国の過疎地域の高校では内閣府が地方創生の中で推進する高校生の地域留学の推進のための高校魅力化支援事業を活用し、地域未来留学に取り組む高校が全国に98校あります。九州内におきましても熊本県立矢部高校や隣県の大分県立久住高原農業高等学校など11校が受入れを行っております。そもそもこの内閣府の高校魅力化支援事業とは将来的な関係人口の創出・拡大を目指し、高等学校段階における地域留学を促進するため全国から高校生が集まる高校の魅力化に取り組む地方公共団体を支援するもので魅力化に関する経費について補助金を交付する事業です。またその中の地域未来留学とは都道府県の枠を超えて北海道から沖縄まで日本各地の魅力ある地域の高校へ入学し、その学校で3年間の高校生活を送るものです。山形県小国町同じ小国町でも導入以降山形県小国高校で毎年5名、7名と県外生徒の入学者が増えている実績があります。ほとんどの高校で導入後から実績が出ております。山形県小国高校につきましては生徒数が小国高校より少ないです。その中でも5名、7名というふうに増えているということがあります。そこで質問いたします。町としてこの制度を導入する考えはござい

ませんか。

教育長（村上悦郎君） お答えします。

答えから言いますと今後の選択肢の一つとして考えていきたい。正直この提案をいただきまして私自身初めて耳にすることでした。目にすることでした。早速課内でも資料を検討いたしました。全国各地で展開されていて大変興味深く思いました。まずは小国高校と県教育委員会との考えが優先されるのかなというところですが、こういった制度というのは参考にしながら今後の選択肢の一つでと。早急にとということは今の段階で無理かなと思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 今回寮の整備が整ったばかりで地域留学を受け入れるまでは時間がかかるかもしれませんが、生徒数を増やすために普段の努力を心がけていかないと生徒数というのは絶対に増えていかないとします。特に県立高校では先生方が二、三年で異動してしまうこと。保護者でも3年で入れ替わっていきますので思いが引き継がれないこともあります。学校教育とはそういったものでなかなか先生方もそのときはその熱が上がってこうやって変えていこうという思いがあったり保護者も一緒に取り組んでいこうという流れがあったりするのですけれども、異動それから保護者の入れ替わりでなかなか引き継がれないというような状況がやはり常に教育現場では続いているのではないかと思います。それを引き継ぐにはやっぱり人材が必要であり高校魅力化に取り組む専任のコーディネーターをこの内閣府の制度を用いて採用するなど行ってはいかがでしょうか。これについても御質問させていただきます。

教育長（村上悦郎君） 今のコーディネーターの件も今後の選択肢の一つとして考えてまいりたいと思います。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 町長それから教育長も特に町長はやはり南小国町一緒に運営していく側とか支えていく側の南小国町とやはり一緒にやっていたらいけないので相談という話もされます。ただ今回こういったことにつきましては小国町がリーダーシップをとってコーディネーターを雇っていく、地域未来留学を導入して進めていくというようなところもやってみてもいいのではないかとこのように思います。それについての回答は後でも結構ですので次に進めます。

次の質問です。今後も小中学校の生徒もまた減少していく中で給食センターについても設備を持って余すと思われれます。中学寮を高校生も使えるようになるということでこれから県外から寮生活を送る高校生のことを考えますと、例えば給食を提供し栄養のバランスを確保していくことも検討しなければならないのかなと思います。今後は小国高校の給食化や近隣自治体との共同運営なども検討してはいかがでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君） お答えします。

実は昨年度南小国町と給食センターの共同運営の検討を行っています。小国町の給食センター

の施設が700食対応の施設となっております。現在小国小中学校と小国支援学校の給食の委託を受けておまして534食の給食を作っているところです。それで今のところはそのセンターに余力がないという状況です。

町長（渡邊誠次君） 先ほどの件でございますが改めて昨日も久野議員のときにお答えしたと思いますが、新しいことをする新しい事業を始めるまた新しい制度を取り組むときにはしっかりとその事業が継続できるようにしなければならないというところが1点と、もう一つは制度を作ってもなかなか今の現時点ではイメージがまだ沸いていない状態ですので実際の部分はやっぱり南小国町と小国町と両町で共有のイメージができてから小国高校の件は進めていくべきではないかなと私は思っておりますので、江藤議員からの提案はもちろん検討の段階で考えさせていただきますけれども今の時点ではっきりこちらのほうに進みますというのはなかなか言えないような状況だというふうに私は思っております。

それから給食センターの件ですが、南小国町から去年もおととしも実はお話がありましたので高橋町長とはお話をさせてもらっています。教育委員会も検討段階に昨年していただきましたけれども今年の段階ではやっぱりまだちょっと厳しいなというところでもう少しキャパを大きく造っておけばよかったのかなという気持ちは実際あるのですが、やっぱり設備を造るときには100食分大きく造ると多分1億円ぐらい財源変わってくるというふうに思いますので予測する中ではその当時小国町のというところでありますが今から減少していくというところを考えるとその当時の給食センターの規模は私は適切ではないかなというふうに思います。そのような中で先ほど議員からおっしゃられたように給食センターの役割として今の小中学校、支援学校ではなくて地域としてどう活用していくのか。また近隣南小国町ですけれども一緒にどうやって活用していくのかこの部分はやっぱり両町の人口の部分とか今からの流れの部分とかでしっかり変わってくるとは思います。ただ今の両町の間はすごくいい関係を続けてもらわせておりますので、その部分では少しずつ話をしながら調整をしていきたいなというふうに思っておりますし、教育委員会としても柔軟に対応をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 今はキャパオーバーであるということでありまして先ほど町長も言われましたけれども将来的には両町合わせて700食になることも考えられます。給食センターにつきましてはもし給食化ができればこれも高校の魅力化につながるのではないかなと思います。特に越境入学される方々については食のほうの心配というのも保護者もお持ちだと思いますので、その辺り両町合わせて給食が提供できるようになると安心かと思えます。この給食センターの設備につきましてもとてもいい設備だと思いますが、ランニングコストが非常にかかっていると思います。そういう施設なだけに引き続き能力を持て余すことのないように最大限の努力をお願いしたいと思います。

次に、本年6月6日、スポーツ庁の有識者会議は公立中学校の運動部活動の目指す姿をまとめた提言書を室伏広治スポーツ庁長官に渡しました。そこでは2023年度から2025年度までの3年間をめどに休日の運動部活動から段階的に地域移行することが示され具体的な取組やスケジュールなどを定めた推進計画を策定し、それを基に各市町村が推進計画策定を規定するのが適当であるとされています。これらを踏まえ今後の小国町としての部活動地域移行に関する計画や推進する上での課題については同僚議員の質問でも話題になりました。その中で指導者確保というのが喫緊の課題としてあり大きな壁にはなっております。南小国町の連携も確かに競技人口を増やす上で良い手だてだと思いますが、例えば中高一貫のメリットを生かしてそれに小学校も含めた全ての一貫というようなかたちで指導者を一元化させることを検討できないでしょうか。御回答をお願いします。

教育長（村上悦郎君） お答えします。

昨日も中学校の部活動移行その歴史的大変革ということをお伝えしました。今大きく難しい課題ということがたくさん挙げられるのですが僕もぱっと考えて、学校の先生ではない人が夕方の4時から行って5時、6時と。そこを考えただけでも気合いを入れてというかやっぱ制度をきちんと確立することが必要だなと思っております。今ありました小国高校を活動の拠点とし高校の部活と中学校の部活動とともに地域移行ができる。そして持続可能なスポーツ環境を構築できれば小国郷の大きな特色になると私自身も考えております。小国高等学校の魅力化と永遠の発展の会からも御相談したのですが、今後の方向性として小国高校の部活動を両中学校及び教育委員会と連携し部活動の社会体育科を可能な部活動から推進していきたいと思っていますとの考えです。一緒に進めていきたいと思いますというようにことですが。実際幾つかの部活動されているところにお話をお伺いしました。やはり高校の立地というか非常に魅力的なところであります。高校が頂点にして指導者が同じ部活動のところは高校生、中学生、小学生とそこは同じところであるというのは高校が核となれば。これ部活は運動部活動だけではなくて吹奏楽とかいうところもあそこを1か所にして林間広場とあります南小国もというようにところで考えて。それは望ましいところであろうと。目指すところはもう決まっておりますが実際なところが今いろいろな部活動とかお話をしているのは支援等もあるのですが、指導者はその競技のOB、OG、保護者そういったところから是非探すようなまずそこから始めてみましょうかと。町が誰かを連れて来てということはもちろん考えますがその競技のところ縦にできるかということを考えてみましょうというようにお話を少しずつ始めているところです。

以上です。

2番（江藤理一郎君） どの業界も人手不足、人員不足というところ担い手不足になっております。この部活動の指導者に関しましてもいきなりこう言われてもなかなか指導者になってくださる方というのは見当たらないかもしれません。せつかくいられればその方に対する謝礼であると

か何か賃金なのかそういったもの報酬とかそういったものが必要になってくると思います。そういったものも含めると小中高それぞれで謝礼などを負担するよりも中高それから小中一貫の中で指導者が教えていく。そしてやっぱり先ほど言いました一元化させるということが効率的ではないのかなというふうに思いますので、是非先ほど教育長がおっしゃられたように大きな目標としてこの部活動地域移行進めていただければ良いかなと思いますので是非とも2年、3年はもちろんかかるとは思いますが進めてください。よろしくお願いいたします。

では最後の質問です。集落支援員制度の導入について伺います。全国において専任の集落支援員は昨年度で1千915人が設置されました。移住交流の推進、特産品づくり、高齢者の見守りサービスなど様々な地域おこし業務を行っております。そもそも集落支援員制度というのはその地域の実情に詳しく集落対策の推進についてのノウハウ・知見を有した人材が自治体から委嘱を受け、職員と連携し集落への目配りとして集落の巡回、状況把握等を実施する制度でありまして、総務省の地方自治体に対する財政措置により支援員1人当たり年間350万円、ほかの業務との兼任の場合1人当たり40万円を上限に支給され活動期間の制限はないという財源不足の自治体にとって有効な地域人材の確保の手段だと思われま。

そこで私は小国町においてもこの制度を活用するべきではないかと思っております。なぜなら高齢化に伴う集落機能の低下、買物や病院通いが困難になってきた方が増えてきておりますし、一人暮らしの高齢者も年々増加しており行政部長や民生委員だけではなかなかカバーしづらい細かな地域の見守り活動が必要となってきているからです。

また地域おこし協力隊においては、これまでの約10年間で20名ほどの方が着任し町を離れた方も半数近くおります。現在も政策課、情報課などに10名ほどが着任され与えられたテーマのもとそれぞれの活動を行っておりますが、3年間の期間を終了した後にはしっかりした受皿がある協力隊は少ないように感じます。まずは協力隊のことになります質問させていただきますが、町は協力隊の任期後をある程度準備した上で又は想定した上で採用していらっしゃるのでしょうか。お答えください

町長（渡邊誠次君） 補足があれば担当課長より御説明いただきたいと思いますが、まず前提として町が地域おこし協力隊にお声掛けをするときには3年後を見越した上でお声掛けをさせていただいております。それでない限りは言い方は悪いですが本当に使い捨てのような状態で小国町に来ていただくようなそんな失礼な考えは小国町はもちろん持っておりません。しっかりとその中で今来られている方ももちろんその中でスキルを磨いていただいたりノウハウを磨いていただいたり、また地域の皆様と溶け込んでいただいたりそういった要素は非常に大事だというふうに思いますが、来ていただいた以上その後のしっかりその方に頑張ってもらってこの地域に残っていただくということは私としては必須条件だと思っておりますので、その部分では皆様方の御理解をいただきたいなというふうに思っております。

以上です。

政策課長（秋吉祥志君） 補足で御説明させていただきます。町の支援事業といたしまして特に町内で任期終了後起業されるというような隊員がいた場合には、町としましては任期終了前の1年前また任期終了後の1年間までに活用ができる地域おこし協力隊起業支援補助金により支援を行っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 先ほど町長も3年後を見越した上で声掛けをしているということでしたが、果たしてそれぞれの協力隊員がそのことをしっかり理解した上で全員が着任されているのか。そういったことはしっかり伝えられていますか。「3年後経ったらあなたはこちらの事業でまたやっていただこうと思っている」、若しくは「是非、起業していただきたい」とかそういったことの話というのはしっかりされているのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 面接時にまずそのことについては小国の地に移住していただく定住していただくというところはまずは面接をする時にお伝えをさせてもらっておりますし、町として募集するときにはまずその受皿からどちらのほうに行っていただくというような構想段階は踏んで募集もかけておりますのでその部分では伝えてもおりますし募集するときにもそのような考えで進めているというところでございます。

以上です。

2番（江藤理一郎君） やっぱり地域おこし協力隊に関しましてもある程度の想定があって、そして自分の中でもイメージしていったとしてもうまくいかないこともあると思います。起業に関しては特にですね。就職しようと思っても自分が思うようなところに就業できないというようなこともあると思います。準備なしでは残りたい人でも残れません。これは人の人生を左右することになるので責任ある採用を必要としていると思いますが、それらを含めまして地域おこし協力隊の任期後の受皿として集落支援員制度を活用することを一つの選択肢に考えられませんか。

政策課長（秋吉祥志君） お答えします。

少し小国町の集落支援員制度のことにつきまして御説明をしたいと思います。小国町では平成27年度に住民と行政の協働のもとコミュニティ機能の維持、活性化を図るため支援員を設置する要綱を定めております。その際に2名の町民を支援員として委嘱をいたしましてそのときは主に空き家の有効利用について活動をお願いした経緯がございますが、現在は集落支援員の配置はしておりません。しかしながら議員がおっしゃられますように少子高齢化また集落人口の減少が進む地域におきましては、個人はもとより集落を維持する機能も低下しているというのは現状でございます。今後地域の課題を解決する対策の一つとして集落支援員制度の活用も検討されるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

2番（江藤理一郎君） やはり地域おこし協力隊の目的といたしますか着任したそれぞれの方々の業務というかそういったものはなかなか稼げるものであったりとかそういったものではないものもありますし、どこか就職しようと思っても就職できるようなものでもなかったりもします。その受皿としてこの集落支援員制度というのを活用していただいて、いろんなかたちで地域の見守りにつながってくると思いますのでそういった理由付けでもこの集落支援員制度を検討していただきたいなと思います。

私なりの活用方法のアイデアとしまして、この地域おこし協力隊任期後の受皿ということ以外に、まず最初に各大字に六つありますけれども集落支援員を配置しまして大字の集落にある集会所などで行政手続の代行をしたりとか病院や行政機関とオンラインで今後医療M a a s という話も町長されています。オンラインでつないで移動が困難な高齢者への住民サービスを行ったりそういったことができるのではないかなと想定されます。

次に杖立温泉の観光協会につきましては、あそこは観光案内だけではなく自治会の役割も担っております。観光協会の職員としてその集落支援員制度を用いて配置するというのも検討してはいかがでしょうか。

それから薬味野菜の里での野菜の集出荷をすることで出荷者に特に高齢者への見守り活動というかたちでつなげていくことはできないか。今町からの職員を派遣してというか職員が行っていると思いますがそれを例えば集落支援員というかたちで、地域おこし協力隊だけではなく地元の方でもそういったことをやっていただけるような方を支援員として採用するというようなことも検討できないか。これ一番はやっぱり協力隊のように3年間の任期というものが無いというのが一つのメリットだと思います。そういったことを十分に活用していただいてなるべく町の一般財源を持ち出すことなく持続可能な地域づくりを実現するためにこのような活用方法もあると思いますが、執行部のほうどのような見解をお持ちでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 集落支援員の制度本当にありがたい制度であります。ハードルも若干もちろんあります。P D C AのサイクルそれからK P I等々を含めたところでやっていかないと持続をしていかないというところもあります。ただ実は考えているところ方向性は本当に似ているのだなというふうに思いましたが、先ほど六つの大字で拠点を作りたいという部分は実は執行部の中でも少しお話をさせてもらっております。ただ私まだ実現するかどうかは別といたしましても先日と言いますか今年徳島県の神山町に行ったときにいろいろとまた考え方を改めさせていただきましたが、D Xの部分で職員の配置を公民館というわけではないですがそれぞれの部分で配置をして先ほど言ったような行政手続ができるかどうかは別にしても職場の環境を変えるというような考え方、それから地域の人たちと近くなるという考え方を含めたところで拠点を作りたいなあとという話は何人かには実はしてあります。ただその部分に関しましてはD X、テレワークの部分と

かいろいろありますし西里小学校サテライトオフィスというところで話も進んでおりますので様々な要因が関わってくると思います。そこに集落支援員をという考え方は私も西里小学校含めて集落支援員をという考え方ありました。ただ先ほども言いましたようにその集落支援員の制度を用いてというところは少しずつハードルのことを考えさせていただいていきたいなというふうに思います。ただ県庁で言えば地域振興局あのようなかたちであれば本当は一番いいのかもしれませんが、人間を配置するにしても今はかなりテレワーク的なところが役場の中でもできる部署とできない部署とありますのでそこは少し考えさせていただきたいと思います。その重なりと先ほど言われました医療M a a s これはすごく重なってきますのでその部分はまた南小国町と一緒に考えていけないといけませんけれども、DXを進める中で劇的に生活、暮らしが変わっているところの要因がそういった分散型であったりということにつながってくるのです。つながってきた上でまたそこに医療M a a s と地域の拠点と重ね合わせていくようなそういったところの部分がかなり出てきますので、早急に進めるというわけではありませんが構想段階ではもう検討に入っていると思われてよろしいかと思います。改めて方向性が地域のことを考えて進めている方向性だったりとか財源のことだったりという方向性が改めて共通しているのだなというのを改めて感じましたので少しうれしく思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 今回私の質問の中でも「南小国町と」というのがかなり出てきました。やっぱり南小国町隣の町はただ隣の町ではなくいろんなところで一緒にやらなければいけない場所です。親戚とか友人なども多いでしょうし、いろんな付き合いがある。行政は違いますけれどもほぼ私は兄弟のようなかたちだと思っております。家族の中で言えばですね。そういったことで南小国町との連携はすごく進めていかなければいけないのですが、ただ一つ住宅の問題これ質問の中にありませんでしたが住宅の問題に関しましては、どうしても南小国町よりも小国のほうが条件がいいのです。スーパーがある。それからコンビニが近くにある。それからいろんな機能が病院も含めてやっぱり小国町のほうが充実しておりますので今小国のほうが人口減少していますが住宅問題を解消することでこの宮原地域の中でアパートを造るなり一戸建てを造るなりそういったことの場所を提供するだけでもいいですけれども、そういったことを進めていくと小国町というのが雰囲気がからっと変わってくると思います。これ喫緊の課題だと思いますので是非町長住宅問題力を入れて取り組んでいただいて、小国町の人口を少しでも減少を止められるような施策というのをいち早く打っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

町長（渡邊誠次君） 実は用意をしていました。確かに江藤議員皆様方もそうですが本当に人口の減少また小国町の住宅が足りないというところは本当にあると思います。ただ町の今の財政規模等々を考えたときに今までの町営の住宅を造るということはなかなか今後は厳しいなというところではありますが、方法が最近はかなりたくさん出てきました。それから民間で建てる方法もか

なりあると思います。私建設課のほうにはもう住宅地としてどのような場所が小国町としては検討課題にあるかというところではもうお話をしております。その部分ではですね。それから建てるというところそれから経営といいますか運営をしていくといったところは町がしていくのかまた官民一緒にやっていくのか民営でやっていただくとかそういう選択肢もたくさんありますが、一つは実はデジタル田園都市の国家構想の地方創生予算これ今度西里小学校の申請だったり医療Ma a s申請だったり行いたいなというふうに思っておりますが、そのほかに地方拠点整備タイプというものがありまして拠点施設の整備などを国のほうが支援するという制度がございます。支援スキームといたしましては地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に国が当該補助経費に対しその2分の1について交付するというところがあります。ですので町がもちろん議会の皆様はまだ全然予算も何もないところではありますが予算上程差し上げて民間の方に1千万円という補助金を流したときにはその分の500万円は国のほうから補填していただくというような制度もございますので、アパートだったりもちろんマンション含めたところの経営いろいろなかたちで取組ができるものというふうに私も考えております。今年はこのが出たのが先日でございますので間に合いませんが来年度は是非こういった取組を進めていきながら少しでもどのぐらいの補助率かどうかまだ全く決まっておられません執行部もほとんど聞いていないと思いますので、ただ国から下りてきた部分が最近市町村長に下りてきた部分でございますのでその部分では来年度しっかり取り組んでいく内容だというふうに私も受け止めておりますので、是非ともまたその折には議員の皆様にはお願いをしたいなというふうに思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 町長からの積極的な取組の意向本当に是非取り組んでいただきたいと思いますが、もう一つ先ほど住宅の話それから田園都市の話もありましたのでせっかくですので今回お話しさせていただきますが、宮原の栄通りあの辺の火事が起こりましてもう何年でしょうか。かれこれ5、6年、5年ぐらい経つと思います。当時火事になったときはやっぱりなってしまったのだということ寂しい気持ちもありましたが、時が経ってくるにつれあの風景というのが当たり前になってきているのです。風化しているという状況にあると思います。ただこのままではいけないなとやっぱり私も思っておりますし住民の方々もそう思っている方が特に最近はまだ多くなってきているのではないかなと思います。このことにつきましてその辺りの火災後の跡地をどうにかしたいという方々の話も意向もあって今度12月の24日ですかね。クリスマスイヴの日に地元の人たちを中心にクリスマスマーケットを開催するというようなことになっています。これはやっぱり地元の人たちからのメッセージだと思うのです。ですので私としましても議会としましてもそして町としましてもこれをこのままにしておかないような取組と考え方針それから動きということをやっていけるとよいのではないかと思います。これにつきまして質問事項に上げておりませんでした。もしお答えできるのであれば何かお考えをお示してください。

町長（渡邊誠次君） 殿町の火災跡の話ももうずっと経過をしております。あそこをどうにか町のほうでというお話も限りなくいただいております。私といたしましては地権者の方たちとはお話をさせてもらっております。ただ地権者の人たちのお話がなかなか食い違う擦れ違うと言いますなかなか合致していないというところはまずお伝えをしたいというふうに思います。ただ地域の方たち周りに住まわれている方たちの思いというのは「あの土地をどうにかしてほしい」というところもありますので是非ともさっき言ったようなかたちで住宅のことだったりを考えさせていただく中で「こういった提案もあります」というのは私のほうで準備はしたいなと思っております。ちなみに今度のクリスマスマーケットを申請したのは僕の同級生でございますのでその部分も私としては承って私は総務課のほうでいろんな準備等々含めたところで申請等を受け付けましたけれども、たくさんの方たちがクリスマスマーケットを開催していただけると。歩行者天国をと考えておられましたけれどもさすがに準備段階が短くてやっぱりバスとかを止めないといけないのでそれは実現できませんでしたが、たくさんの方たちにまた来ていただいてクリスマスが盛り上がりければなという思いは本当に私も一緒にあります。私も行きます。

それからその殿町の火災跡地につきましては町の中のいろんなところの先ほどの住宅もそうだと思うのですが、タイミングがものすごく大事だというふうに私は思っております。特に土地問題、建設だったりというところは特にタイミングを間違えると余計なかなか遅くなるようなところも私は用心しなければいけないと思っておりますので、その部分ではまずは地権者の方たちの御意見を一番大切にさせていただきながらいろんなお話をしていければなということで、答弁としては少し頼りないかもしれませんが普段からお話ができる環境にはしてあるというのをお伝えさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。11時5分から行います。

（午前10時51分）

議長（松崎俊一君） 少し早いですけれど、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時04分）

議長（松崎俊一君） 続きまして、6番、大塚英博議員、登壇をお願いします。

6番（大塚英博君） 6番、大塚でございます。

質問に入る前に商品券の2万円の給付ということで今度の一般質問に対しては私は本当に非常に消極的でございましたけれども、この話が出てから今日の一般質問というのは非常に活力というか水を得たような気がいたします。

それでは始めます。高齢化が進めば産業が衰退し同時に人口減少が起こります。それを民間も行政も同じようにどこからか資金を得ようということで地域資源の活用であったり地熱発電、観光資源の活用であったりそういうふう求めていきます。そういうふうな中でこの三つの私のテ

ーマというのは一体性を持たせています。まず最初の高齢者の福祉についてをテーマにして三つ質問をしてみたいと思います。

これからの地域にある集会所、公民館あらゆる地域に昔からあった核となるコミュニティーの場である集会所について。今老朽化が進みこれから今までは元気にそこに通っていた人たちが通えなくなる。同時に高齢化によってその地域の中で公民館を維持しようといういろんな費用面であったりいろんな力というものが失っていく。そこでこの今の運営これからの役割というものも大事になってくようかと思えます。私は今この地域にある施設の数というのが幅広く最初ときはあったのですけれども少しずつやっぱり老朽化とともに閉鎖していかなければならないところも出てくるのではないかなということに危惧しております。そこで改修であったり例えばバリアフリーであったり地域の方たちがそこに憩いの場所として求められる避難所だったりそういうふうな機能を持たせるためには地域だけでは補えない部分というのはかなりあります。そこで例えば今一般的に言うと高齢者に対して障害者に対してはバリアフリー化という中である程度の家庭に対する建築に対しては支援がなされております。私はその点においてこの公民館という公の施設というかそういう民間の施設がありますけれども公として捉えた場合については、私はそういうふうな補助金ではないけれどもそういうものの援助という支援というものもいいのではないかなとこれが大事な部分ではないかなという思いです。

そこで質問ですけれどももしそういうふうなものがバリアフリー化みたいなかたちでできるかどうか。これから先そういう方向ができるかどうか、まず私はそれを質問したいと思います。

総務課長（佐藤則和君） おはようございます。

ただいまの集会所の質問でございますけれども現在町内にある集会所の数は約80か所あることを役場のほうでは確認しております。そのうち議員言われました避難所等との活用ということで役場のほうで自主防災組織の付け出しをしていただいている中ではそういった避難所等に活用している集会所がそのうちの52か所ほどあるということで把握しております。おっしゃられるとおり集会所の機能はその避難所等のほかにお祭り等の宴会の場とか地域コミュニティーの場としては非常に重要であると行政としても考えております。ただ現在のところ議員が言われるそういった改修の補助事業という制度はございません。過去に調べてみますと平成13年から平成18年ほどの5か年につきましては集会所の改修について補助を出していた経緯も過去にはございます。ただし平成18年頃のいわゆる三位一体の改革ということで交付税とかその辺の見直しが非常に大きいものがありまして、町の自主財源がかなり絞られた経緯がある中でそういう補助事業も見直しによって廃止されております。今後議員おっしゃられるとおりその辺の避難所とかそういう地域コミュニティーの場としてこれから県のそういった補助事業町ができる範囲内で補助事業を検討する必要があるかと思えますけれども現在のところそこまでやっております。

以上でございます。

6番（大塚英博君） 避難所という中でやっぱりこの高齢者の方たちが一番近くにあるところに避難する。今多目的集会所という中で町が大きく支援したところがございます。そういうふうには避難所という要するに町の指定する避難所についてはこれから先の高齢化が進むのになればなるほどそこに行く道というものに対しては非常にやっぱり足取りが悪かったりそういう中で難しくなってくる可能性が高い。地域は地域で守るというシステムの中ではそういうふうな地域のコミュニティーの場の中というのが非常に大事になってくるかと思っておりますので、そのところはもう一度再検討しながら民間というかそれと同じようなシステムを組んでいただきたいなというふうをお願いをしたいわけでございます。

そしてもう一つは、多目的集会所の中で上田集会所というのがございますけれども、話によれば上田集会所というのは町が指定する避難所ではないというふうに聞いています。自分で行こうとすると万成のほうに行かなければいけないという話も聞いております。しかし一山を越えて向こうのほうに行くという避難所というのは普通私たちは考えられないところがございます。そういう中で今お金をかけて多目的集会所の避難所というのを整備したならば私はそういうところも避難所というか第一次避難所というかそういうふうなことも考えながらその中で施設の充実を図ったりいろんなキャパシティを持ちながら維持していくという私はそういうことも大事かと思っておりますのでそれを付け加えたいと思っております。

総務課長（佐藤則和君） 上田集会所につきましては上田第一部の集会所になりますけれども議員おっしゃられましたとおり数年前に耐震化工事もさせていただきまして避難所としての機能を十分持っております。避難所に指定していないのではなくて避難所として指定はさせていただいております。ただ大体基本的に大字に1か所中心的な規模の比較的大きな避難所の中のカウントには入っていないということで、災害の折に上田集会所におきましては世話人の方がおられますので町はこういう体制をとりましたので上田集会所においても世話人の方に「鍵を開けていただけませんか」ということで呼びかけをして開けていただいております。住民の方も「上田集会所、開いていますか」と世話人さんと連絡をとりながら「開いていますから上田集会所に避難をしてください」とかそういったやりとりをさせていただいている状況でございます。

町長（渡邊誠次君） 今の避難の話でございますが避難を町のほうから情報を差し上げるときにはかなり早い段階で情報も差し上げておりますので、できれば早い段階で避難をしていただければ集会所だけではないと思っております。自分たちで中には住民の皆様では台風のとときとかは怖いので近くの親戚のところだったりとかそういった方法の今避難の方法といいますかたくさんございますので、その部分では自ら皆様方で決めていただいで動くというのも大事でございますのでまた連絡をもちろんとってもらってであります。そういった方法もとっていただきながらまずは自ら守っていただきたいなというふうに思っております。

それから公民館の機能としてというお話であります。先ほど江藤議員の質問にもありました

ように今から町といたしましてはいろいろな活用方法の検討をさせていただきたいとも思っております。ただ全ての集会所というわけではありません。少し特定させていただくようなところもあると思います。ですが昔から公民館とか人々が集う場所とか触れ合いの場所とかいろいろな考え方があります。その考え方に沿っていろいろな補助金等々も検討の余地はあるかというふうに思いますので、私といたしましては今の現状からいくと町の方向性の中での公民館施設の使い方というところを改めて検討させてもらいながら、この部分については少しお話をいただいて調査をさせていただいてそこからまた検討をさせていただきたいなというふうに思っております。地域によっては災害のときに名前を出すと悪いですけども北河内の地区あそこの方たちは11世帯近く11世帯だったと思います。その方たちが全て公民館に集まっていたいて集団で動いていただくというような対策を地震のときも当時とおられましたので、その部分ではもちろん水害、台風等々いろいろありますのでそのときどきによるかもしれませんけれども公民館の改修だったり老朽化だったりそういったところも含めて、町のほうではどのぐらいの規模でできるかわかりませんしまだ検討もしておりませんがいろいろなかたちの中での取組の中で少し考えさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

6番（大塚英博君） ありがとうございます。前向きに検討させていただきたいと思います。

次に一人暮らしの高齢者の方たちがこれから増えてまいります。そういう方たちが一番不安なのは病気のことで、やっぱり家族というものが遠くにいるためにどうしても連絡をとってもすぐには来ていただけない。そういう中で見守り隊という組織というのがあって地域の見守り隊ということで一人暮らしのところに対してはそういう見守りもあるかと思いますが、自分の体の調子が悪いかそういうものを相談する相手がないとき突然に起こったときに対して今緊急通報というのがあります。その人たちを守るために、この点についてどういうシステムなのか。またそういう申込みがどういうふうになっているのかをお聞きしたいと思います。

町民課長（宮崎智幸君） 一人暮らしの見守りについてということで御質問いただきました。まず現在の状況ですが65歳以上の高齢者人数としまして2千866名おられます。そのうち65歳以上の一人暮らしの方が519名おられます。そういった中で一人暮らしの方が安心して生活できるようにということでまずは見守りということで人的な支援としましては、皆さん御存じのように民生委員であったり地域福祉推進員が支援を行うことが考えられます。その他議員言われたように緊急通報システムであったりあとは社会福祉協議会のやまびネットワークであったりその他民間事業が行っている見守りサービスもございます。あと介護保険制度の中の配食サービスであったりとかお助け隊とかそういったちょっとしたサービスを利用することで見守りにつながるというふうに考えております。ただそういった部分についてももしっかり相談を受ける体制を充実させるという部分とそういったことがあるという情報をしっかり発信していく必要があるとい

うふうに思っております。その中で御質問のあった緊急通報システムについて説明させていただきます。

まず目的としましては、在宅の一人暮らしの高齢者に対し日常生活における相談それから急病などのときに迅速かつ適切な対応を図ることを目的としてこういうシステムがございます。具体的に申し上げますとまず自宅のほうに機器を設置します。機器代金及び設置費用については無料となっております。緊急時にボタンを押すと現在キューネットのほうにつながるようになっております。24時間365日看護師がまず対応します。返答がない場合はあらかじめ登録していただいた協力員又は警備員が急行するというようなことになっております。状況によっては救急車の出動要請を行うということになります。そのほか月に2回は電話を入れて本人さんの健康状態の確認を行うということになっております。令和4年度現在の利用者数につきましては28名ということになっております。最近でいきますと携帯電話等もかなり普及しているという部分で数的にはこういった数字となっております。

対象者ですけれど先ほど申しましたようにおおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者というふうになっております。利用方法につきましては、まず申請いただいて連絡がとれる協力員を2名登録していただくということになります。利用料については本人さんの負担は一切ありません。そういったシステムとなっております。

以上です。

6番（大塚英博君） いい制度があります。これから先の高齢者の中でそういうふうな不安とか非常にそういう方々というのが増えていく可能性が高くなってくると思います。しかしそういう方々はこういうシステムがありますよということすら知らない状況というのが結構怖いところなのです。私はそういうふうな方々に対してはこういうシステムを利用しなければいけないよなどというふうな方がもしおられたときは、そういう方々が申請をお願いしてそういう方たちをフォローするというかたちもこれからは大事かと思しますのでこのシステムというものを広く告知していくことが必要だと思います。

それでは三つのほうに移ります。高齢者の中でも75歳以上私は敬老会というのがございます。コロナ関係においてコロナ交付金というお金の中で敬老会というのが実施された経緯があります。しかしこの敬老会の方たちというのは実際言うと75歳以上高齢になってこれが一つの楽しみかもしれません。以前はいろんなところで何かあったような気がいたしますけれど、高齢者の方たちの楽しみというものもこれから継続的に考えていかなければならないのかなと思います。

それで昨年の敬老会の実施戸数というものが私は75歳以上の人数と実施されたところの方々の地域の数というものに大きな開きがあったのではなかろうかと思えます。緊急でコロナ交付金という中で行われたわけでございますけれども次回はこれからはコロナ交付金というのが多分ありません。またこういう敬老会に対する支援というものもありません。こういう中で私はこのい

い話というものを継続していただけたらいいなと思います。この点についてどうお考えですか。

町民課長（宮崎智幸君） 敬老会についてということでお答えさせていただきます。現在敬老会に関しましては大字協議会であったり部単位で開催されております。しかしながらこの2年間はコロナ禍により皆さんが一堂に会して開催することができなかったということで記念品のみの配布となっております。地域によっては配布に至らなかったというところもあります。お金の部分につきましては議員言われたようにコロナの交付金等を活用して実施してきたところであり、議員言われるように皆さんに行き届くようにというようなことだろうと思います。その部分についてはもちろん開催方法それから周知関係も含めて大字協議会辺りとしっかり協議をしながら当然開催をされる場合にどうしても世話をされる方というのが一番大変な部分でもありますので、そこら辺りに町辺りがしっかりと応援といいますか支援ができるようなことを考える必要があるというふうに考えておりますのでそういったことで今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

6番（大塚英博君） その点についても是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に二つの大きなテーマでございます人口減少対策についてでございます。この人口減少についてはいろんなたくさんの要因が絡みあって人口減少が起こつてまいります。

そこで地場産業というものを活性化することによって人口を定着させようということも大事かもしれませんが、先ほど言ひました高齢化によってそれができなくなった状態。そして人口を維持しようとするところが非常に難しくなつたところは両方を稼ぐ。また外貨を稼ぐまたそういうふうな雇用を稼ぐそういうふうな中でのこの招致活動というのがあります。招致活動これは企業誘致であつたりいろんな外部のほうから人を導入するやり方というのはあろうかと思ひます。この企業誘致については交通アクセスの問題であつたり雇用の確保であつたりというか要するに労働者の確保であつたり非常に難問が山積します。

そこで一つの考え方というのは私は地方自治体の中で何かのかたちで災害が起こつたとき大きな地震が起こつたときの地域ぐるみの避難場所というところが私は公共団体に求められてくるのではなからうかと思ひます。それは一人二人の問題ではありません。これは大量によれば3千人から4千人規模の集団移動になるかもしれません。こういうものの受皿というものが地方自治体の中にはあつてもいいのではないか。そしてそのライフライン全ての交通アクセスそして同時にそういうものに対して多分私はこれに対しては災害においてもこれから先非常に大きな問題が抱えてくるものにおいても1か所に自治が集まれる。私はそういうことというものも国の施策の中から出てくるのではなからうかと思ひます。小国町は広大な敷地を持っております。そういう中でそういうものを一遍に受け入れられる体制というものが土壌作りにしてもそうなのですけれども、それを先立てて今やるわけではないそういう考え方一つ持つていただけたら助かると思ひ

ます。企業誘致の中で一つの問題点は招致活動です。そういうふうな今菊陽町において大きな企業がどんどん進出しておりますけれどもそういう中で小国町にとって雇用を生むような企業例えば環境が非常に整っている小国町。災害でも本当に少なかった小国町。電気にしても今地熱発電において電気の供給ができる仕組みができればそういうふうな地域というものがこれから先の小国町に魅力が出てくるわけですので、そういう中で都会というところの企業というものがそういう目線で小国町にもし来るようになれば交通アクセスというものも充実してくるだろうし今ある全ての施設というものが花が一つの水をもらったように吹き上がってくるわけですので。そういうふうな理想的な話になりますけれどもその点についてお考えがあれば。

町長（渡邊誠次君） 非常に大きな概念の話でありましてTSMCの件に関しましては非常に小国町としては難しいところの場所にあります。まずは地域の企業の皆様方、事業所の皆様におかれましてはどう承継していくのかというところの質問は前議会でもありましたが、そこはすごく大事に考えていかなければいけないところでもありますし少し小さくかみ砕いて対応に当たるべきではないかというふうに思っておりますので、地元の商工会中心になると思っておりますがそこでしっかりとしていきたいなというふうに思っております。

その次の企業招致と言いますか招致活動におきましては小国町はこれから2024年に向かって北里柴三郎博士のシアターホールが出来上がってなおかつ千円札の顔になれるというところで非常に注目を集めております。実はデータがありましてすみません全然違うところではありますが記念館に入館実績をされている方が4月から10月の7か月間ですかもう1万1千人に近づくところでもあります。これまだシアターホールも何もできていないというところでもありますがかなりの方たちの視察も見えられております。といったことで考えますと2024年から20年間まではないかもしれませんがかなりの期間にわたって小国町では北里博士の風が吹くのではないかなというふうに思っております。TSMCの風よりは少ないかもしれませんが非常に活用してまいりたいというふうに思っております。それからその部分で少し飲食店だったりどのようなかたちの流れになるかわかりませんが、先ほどここで話ししましたようにビジネスホテルを含めたところでもかなり観光客の方が泊まれる可能性もありますので、そういったところも一つ要因としてはあるのではないかなというふうに思っております。

そしてもちろん地熱発電所の計画がもう今の現時点では5千キロワットが2か所計画の段階で進んでおります。上がっております。今までは2千キロワットの稼働しているわいた会が1か所でありましたけれども、それにプラスアルファで5千キロワットが2か所でございます。この建設をするのにそれぞれですが1年以上かかるというふうに思われます。それにかかる発電所を造るだけの人間の技術的な方たちが小国町に約1か所当たり300人ずつは来られるであろうというふうに思っておりますし、建設自体が1か所約50億から70億かかるというふうにも言われております。ですのでその部分ではかなりこの町にも建設の時点でいろいろな波及があるのでは

ないかなというふうに思っておりますし、稼働し続けていくというのが可能であればその部分では固定資産税それから法人税等々もかなりの額が見込まれます。地熱発電に関しましては先人の方たちがしっかり残してくれてきたからこそこのような展開ができるということもありますので、町といたしましても招致活動ではないですが地元で起業していただけるようなまた自然とのバランスの整合性がとれるような方法をとらせていただいております。一緒にいろいろなことにチャレンジしていただきたいなというふうに思っているところでございます。

それからTSMCに関しましてはこちらでも少しお話をさせていただきましたけれども菊陽にできます。あそこが2年間で1兆円。長崎の新幹線造るのに6千億円ぐらいしかかかっていないので1兆円がどのぐらいの規模かというのがおわかりになれるかと思えます。またTSMCができた後あの場所に約80か所の企業が大体決まっているというふうに言われております。80か所の企業が決まっているけれども用地がないという話も聞いております。また道路の建設それから325号線、387号線また幹線道路を含めたところの整備たくさんのお話が伺えるところで年間4兆円ぐらいのお金が動くというふうにも言われておりますので、ただ小国町としてははいかんせん山が間に入っておりますのでどのような方法がいいのかしっかりと私のほうも国会議員の先生それから台湾の陳総領事含めて御相談をさせていただいております。1点だけ可能性があるとするならば再生可能エネルギー100%のエネルギーを外国企業は求めておられます。100%再生可能エネルギー以外は使いたくないという意思表示もされておりますので、その部分ではしっかりアプローチをさせてもらっているところでございますがアプローチ不足もあるのかもしれない。しっかり頑張らせていただきたいなというふうに思えます。

それから最後に避難所でございます。大きい施設の例えば3千人4千人の避難所というかたちであります。小国ドームでどれぐらい入るかわかりませんが全部に入れてしまうとですね。3千人4千人の規模になると多分駐車場もまたかなりの設備もいると思われましてし財源もかなりいると思えます。できれば今の現時点の小国町の規模であれば分散型を考えていただいて、小国町は近隣自治体に比べても避難所の数は8か所用意できる小国町でございますのでその部分ではほかの地域より多いと思えます。そのために早い避難所の開設ができて住民の皆さんに早く放送といいますか周知ができるわけでございますので、時々前の日に次の日は危険ですので早めに避難してくださいというような放送もできるというのは小国町のある意味利点でも災害に弱い地域としての利点というのもおかしいですがそれもあると思えますので、是非とももう少しこの期間どのぐらいかわかりませんが大型の施設での避難所というのは少し難しいのではないかなというふうに考えております。

以上です。

政策課長（秋吉祥志君） 企業誘致の面で補足の説明をさせていただきます。議員御指摘のように小国町はやはり生産コストの面からなかなかその物流的な企業を誘致するというのが今まで大変

困難な状況でございました。また町としてもそういった面でその部分をクリアするというのが非常にハードルが高かったということがございます。町内に現在も光ケーブルのほうを整備されました。このことで都市と農村部の情報格差がほぼなくなったということになりました。このことで今までは企業誘致の対象とならなかったソフト関連の企業誘致ができるというような可能性が出てきております。さらにまだ収束はしておりませんがコロナウイルスによりまして働き方が大きく変わったと。特にテレワークという働き方が登場いたしましてこの中で新しい形態が生まれたことで会社に出勤をすることなく業務を行うことが可能となって、ワーケーションであるとか観光と一体となった働き方などが行われるようになりました。

小国町は旧西里小学校に現在サテライトオフィスコワーキングスペースを設置する計画を進めております。これを企業や個人事業主などが利用してもらうことによりまして結果として小国の豊かな自然環境また小国自体は非常にアクセス的には大分、熊本市、福岡、大体2時間圏内では移動できるような場所がございます。そういったアクセスのよさ等もあれば小国町に支所とか事業所などが誘致できれば、移住定住者による人口の増加や雇用の確保又は観光としての入り込み客の増加といった町内の経済が活発化することを目指して今現在取り組んでいるところでございます。

以上です。

6番（大塚英博君） 最初の災害のときというのは私が1点間違っていたのは3千人規模のドームとかそういうふうな部分で3千人ではなくて、例えば大津町とかいろんなどの菊陽町にしても自治体そのものというものがなくなる可能性の高い災害というものに対しては集団でその危機が入ってくるわけでございますのでこの点については国の施策としては要するに一旦そこに収まるというかたちまた開放すればそこにまた戻るといった一つの避難的な自治体なのです。だからそういう面においては広大な面積が必要になってくると思います。それに対してはこの公共団体の中で例えば飛行場みたいなかたちでどこかにそういうものを造るとかそういうものと同じような考え方で要するにそれがあることによって国は安心するというのを私も提言したことでございまして、先ほどのいろんな答弁の中でもこれから先の小国町の要するに雇用を確保しようという部分については人口減少の中では非常に企業というのは難しいという中で先ほど政策課長が言われたように少しずつ人を増やしていくというのも大事かと思えます。

そこで桜ヶ丘住宅のことについて質問をしたいと思います。桜ヶ丘住宅というのは人口が増加したときどんどんアパートが少なくなってもう足らなくなって高台のところ住宅を造りました。これは人口が増えたときのことなのです。ところがあれから人口が減少することによってその桜ヶ丘住宅の方たちはどんどんどんどん減っていくだろう。その老朽化が進むことによって今住んでいる場所というものが非常に以前よりも不便な状態になっている。しかしそこを離れたくない。しかし町としてはそれを見過ごすわけにはいけない。非常にそこに板挟みになるわ

けでございます。ではいろんな住宅が整備されている中でそういうところも一つの住民を守るという立場と同時に人口減少させないという立場から考えたときには修繕をしながらでもいてもらいたいというふうに考えるわけでございます。その中で今この修繕という改築にしてもそのことについてどのように考えているかをご質問します。

建設課長（小野昌伸君） おはようございます。

桜ヶ丘住宅現在48戸約100名の方が入居されております。今議員がおっしゃるとおり昭和32年から38年にかけて建設されております。もう既に60年経過しているということで非常に老朽化が進んでいるということで要望が上がってくれば一応修繕で対応しているということです。しかしながら1軒長屋1戸建てというかたちでなかなか半分空いても半分入居しているというときにはなかなか1棟が空いたということでいろんなことで不安でしょうけれども、塞いでなるべくいろんな防犯体制とかそういうのを整えるような感じで今運用しています。確かにおっしゃるとおりあの場所から離れたくないという方もたくさんおまして、先ほど町長もおっしゃったとおり今現在町全体では大体町営住宅柏田、関田も含めて500人ほど入居しております。桜ヶ丘においては柏田住宅3戸分というかたちになっておまして人口比率からいくと約8%。これは他町村に比べて非常に平均以上に高い割合。一時期多かったときは1割ほど10%ほど住宅に入居していただいたというかたちになっております。非常に柏田、関田、倉原以外は本当に非常に古うございまして先ほどから話が出ていますとおりは定かではありませんがそういうのも含めて今後新築を社交金ですれば約50%の補助がつかます。今先ほどの議員の質問の中からもありましたとおりました別の補助もあるということで場所の選定、安全な健康な場所ということも選定しながら桜ヶ丘から離れたくないということもあるかもしれませんが、そういうところで理想の場所を見つけながらまた住宅建築のほうにも計画をシフトしていく時期にきているのではないかと思います。ただ桜ヶ丘一つだけ言わせていただくと下が急傾斜でございます。レッドゾーンがあります。上の開発は非常に困難を要すると思います。進入が今御存じのとおり町内から入ってくるときも上り坂が急でございます。では国道から入れようかとしたときに今登坂車線、追い越し車線の中からの進入もありますから非常にその交差点協議あそこに100戸以上の住宅を建てるとなれば右折左折の往来がありますので、交通形態の安全性も考えて場所的には非常にいいのですが難しい点もありますので今後そういうものも含めて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

6番（大塚英博君） その点もよろしくお願いを申し上げます。これにひっかけて私は住民の中には高齢者という中で空き家がどこかなろうかという中で空き家バンクというのがございます。これは移住定住を目的とした空き家バンクでございます。そういう中でこの移住定住という以外の方たちの申込みというのは非常に難しくなっている。そういう住宅にいてもどっかそれと同じ

ぐらいの家に引っ越したい。そういうふうな空き家はないだろうか。一般的な不動産屋に頼んでそういうふうなしっかりした家賃を払うような場所ではなくて、もしそういうふうな空き家があれば今のところよりはちょっとましなところへ移動できる。私はこの道も非常に大事かと思えますこれから先は。だからこの件については今移住定住を目的としたこの空き家バンクの要するにあっせんというものがあります。これは不動産関係で非常に難しいところかもしれませんがでも町独自でこういう方たちの情報提供。そしてその家賃の関係については双方で話せばいいわけでございましてその情報提供というものも必要になってくるのかなと思えますのでその点についてお考えをお聞かせください。

政策課長（秋吉祥志君） 空き家バンクのほうは登録をして移住定住で来られる方に対してあっせんをしているというような状況ではございますが、正直申し上げまして今現在登録をされている家屋で登録はされているのだけれども今すぐそこに入居できるといった家屋というのは現在ない状況になっております。空き家バンク登録制度というものはあるわけなのですが現実の問題といたしましては登録した家屋を住める状態にする。それを所有者の方が負担をしてそういう住居の中のリフォームをして住めるようにするのか。それとも何かしら行政が支援をして行うのか。そういったところで今非常に悩んでいるというか問題になっているところではございます。登録数自体はそれなりの数はあるわけなのですが現存としてはすぐ移り住むような住宅がないというのが現状で、今町外から来られる移住定住者の方に対しての御提供する住宅も慢性的に不足をしているような状況になっているということでございます。

以上です。

6番（大塚英博君） 非常に問題が多いところではございますが現実的に言うとそういうふうな方々もおられるということ。そういう方たちに対する情報提供そしてそここのところの交渉についてはもう本人同士の交渉になってくるかと思えますので、一応情報提供だけはよろしく願いを申し上げます。

それでは最後に三つのテーマに移ります。この点については非常に重きがございます。先ほど言いましたように収入を求めるために民間においてはいろんな事業に拡張したりいろんなものに経営というものを方向変換していきます。町もそういう中の収入減という中で先ほど答弁の中でも明るい見通しがありましたけれども、この地熱の資源の活用というものは非常に大事な部分でございます。しかし根本的に言っているような活用があろうかと思えますけれども町に対するメリットというもの。先ほど税金が入ってくるとか固定資産税が入ってくるというものがありますけれども現実的に言うとメリットというものが大事な部分ではなからうか。それに対しては非常に費用もかかってきます。この費用とメリットという部分について費用対効果という部分については余りそここのところを十分に考えていく必要もあろうかと思えます。今のところ順調に入っているようでございますけれどもこれから先というものはあらゆるものに手を出すことによってどれ

だけの費用がかかるかということ。それと同時にそれに対してどういう効果が得られるのかということ十分に察知していかなければいけない。その点の費用対効果について地熱資源についてお答え願いたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 先ほども少し申し上げましたけれども大きなところで言えば法人税よりも今のところの現状としては地熱発電所だけではありません。再生可能エネルギー全般それから例えばデータセンターができたりとか今計画はあるのですが、そういった中での部分でお金のところだけでいくと一番大きいのは固定資産税ということになります。法人税はある程度固定をされておりまして町に入ってくる分が限られておりますのでその部分ではたくさんというわけではありませんが、そのような企業、地熱発電所それからほかの事業所でもそうですが小国町に来ていただく際にどの条件で来ていただけるのかというのが実は一番大きい案件であるというふうに思います。地熱発電所の場合は必ずそこに地熱がない限りはもちろん誘致も来ていただけないわけではあります、全国いろんなところを見てもそのようなところはそんなになくて限られている地域でございます。企業に地熱発電の場合はそうでございますが太陽光とかいろんなところにしましても町は農地も非常に多し急峻な地形も非常に多ございますので安全上の問題、防災上の問題もたくさんございます。そのような中で小国町を条件として選んでいただいて事業を起こしていただくというところでクリアした問題が全部クリアすれば一緒に進んでいくような道はあるのかなというふうに思っております。たくさん企業に来ていただきたいところではあります、町として今まで企業誘致がどんどん進んできた町ではありません。これから先ほど政策課長がおっしゃったようにテレワークの部分とか時代が変わってきましたのでどういふような流れになるかも全然わからない部分がたくさんありますが、そのような中でも小国町を選んでいただいて来ていただける企業があればもちろん固定資産税だけではないです。小国町に起業していただくというところのメリットは様々にあるかと思っております。

それから今の地熱の事業所もそうですが小国町ではいろんな事業所と話ができる体制にあります。地熱の活用協議会これは5社ですが今ほかの再生可能エネルギー小国町あと10か所以上あると思っておりますがそういったところと来年には再生可能エネルギーの連絡協議会そういうような組織を作らせていただいて金銭面だけではないのです。それよりも話し合う話ができる場を作ることが多分一番大事でありますのでその場所の中で例えば東京にある企業であれば東京におられる企業を集めてさせていただいて、例えば高校生が卒業したりして東京に上京したときの際のバックアップの部分だとか就職の部分だとか例えば簡単にアルバイトの部分だとかいろいろな要素が小国町とそういったような企業で東京だけではなくて大阪でもいいですがいろんな地域でそういった話ができればいいなというふうに思っておりますし、人と人がつながったり事業所と事業所また町がつながっていくというところの体制作りとか仕組みとかそういうのを作るほうが私としては大きいメリットにその結果つながるといふふうに思っておりますのでその部分でし

っかりと話ができるように私としては頑張っていきたい。メリットといたしましては今のところ金銭的なところはありますがそこに今のところはまだその部分に限られているというふうに思っております。

以上です。

6番（大塚英博君） わかりました。将来に向けてのメリットこれは大事な部分だと思います。ストレートに言いますと地熱発電量。発電量イコール電気料。電気料の軽減というふうに直感的に考えている部分もあります。そういう面において町民の方がその地熱発電という小国町特有の資源を持ちながら小国町がそのメリットを共有しているのかということに対する疑問がございますのでこの点がもしあったらお願いします。

町長（渡邊誠次君） 大変申し訳ありません。伝えればよかったですね。地域の電気が安くなるという方向はここ数年ではちょっと不可能に思います。ただ可能性は残されておりますし来年はできるかできないかは抜きにしても脱炭素先行地域といったところを目指して町も手続というか申請というか始めさせてもらっています。これをすると地域で脱炭素の部分に関して言えば設備費ハード面も含めまして3分の2の抛出が4分の3というところの部分で町は4分の1だけできればいいというところもありますので、脱炭素の先行地域に選ばれたら非常に大きなところですので是非とも検討させて申請させてその脱炭素先行地域を目指したいというふうに思います。その上でハード設備をすると限定的に自営線と呼ばれる電線を引くこともできますし、売電以外の部分の投資をかなりの部分で町がすることが可能になります。可能になるだけでできるかどうかは財源もありますので別ですが。例えば蓄電池の大きい物を使って自営線を張って例えば西里地区のある1か所の部分だけは自分たちで電気を引く。そういったのも可能性としてはゼロではありません。これは地域循環共生圏事業といたしまして小国町が長年取り組んだ中の一つの事業であります。その部分では決してその実現というものを可能性をゼロにしているわけではありません。それからもう一つ地熱発電に関しましては電気と熱源と両方ありますのでその熱源の使い方も含めてその熱源のほうが一歩進めたら早い段階では実現可能なのかもしれません。そういった方向性はかなりの部分で有しております。一番大事なのは実は地熱発電は24時間フル稼働できる電力であること。これがベースロード電源と言いますが再生可能エネルギーにはベースロード電源は限りなく少ないのです。太陽光も風力もできませんのでその部分では町としては大きな自然の資源を持っているというふうに思っておりますので、是非ともいろいろな方たちとまた手を結んで地域の方々に還元できるだけ早い段階でできるように町のほうも働きかけをさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

6番（大塚英博君） それでは最後の最後の最後になります。2分ほどありますので頑張ります。最後に観光資源。この活用について今ふるさと納税にしてもそうなのですが外貨を稼ぐと

いう中で今鍋ヶ滝においてもそうです。これから先にめぐるシアタールーム北里記念館これも外貨を稼ぐかもしれません。いろんな面においてこの外貨を稼ぐという中でこの観光資源というものの活用というのを考えていかなければいけない。そういう中で今鍋ヶ滝の収入においてどのように還元されていったか、町に対してメリットがあったのかこれをお聞かせください。

情報課長（村上弘雄君） お答えします。

観光資源ということで還元という話でございますが特にわかりやすいのは鍋ヶ滝だと思います。鍋ヶ滝についてこれまでも議会の場で費用対効果等について随分議論されてきたと思いますが、今年の見込みで言いますと大体当初予算で14万人ぐらい見込んでいたのですがけれども前後の数字はいくかなというふうに思っていて、入園料にしますとこれが4千万円ぐらいになるのではないかと思います。それは単体としての入園料の収入でございますが実際その観光客が小国町の日帰りとして周遊しますので経済的なセンサス等のデータからいくと小国町は1日当たり大体2千円ぐらいの消費がございますので単純計算すると2億8千万円か3億円ぐらいは小国町で消費していただくという経済効果が予測されます。それと合わせて鍋ヶ滝だけではなくてゆうステーションを始めとするこれから完成するシアターホールとかもちろん善三美術館とか近くにありますがけれどもその辺の連携がうまくとればその統計上以上の消費が見込まれますので、結果としてそれが先ほど言った鍋ヶ滝だけの日帰りの3億円の経済効果以上に増えてくるとそういうような考えが持てると思います。

以上です。

6番（大塚英博君） 今回は三つのテーマにおいていろいろ質問をしてみました。それと同時に頭の中で考えたものというものを大体8割から9割ほど言ったと思います。最後になりますけれども私は原稿を持たないということともう1点は三つのテーマでこの8年間問うてきました。そういう意味で本当にこれが最後になるかもしれませんけれども本当にありがとうございました。あらゆる小国町の発展を願っております。

町長（渡邊誠次君） 最後に御答弁だけさせていただきます。残りの1割を少し大塚さんがいつも言われているところの思いも含めて伝えさせていただきます。

先ほど鍋ヶ滝の人数の件に関しましてはそういったところが主体になっておりますけれども、実は視察等々がものすごくいっぱい増えております。今年に入ってから視察だけです。視察だけで鍋ヶ滝が1千477人、48件。それからSDGs、地熱、DX、交通等々の関係につきましてはもちろん政策課とか情報課にまがりますけれども580人ほど来られています。これには修学旅行も入っておりますし様々な研修施設も入っております。それから北里柴三郎博士の記念館におきまして視察が20か所ぐらい多分もっと来てるというふうに思いますけれどもかなり注目度が上がっております。先ほど言いましたけれどもSDGsの件、地熱の件につきましてもDXの件につきましてももちろん鍋ヶ滝もそうですが注目の度合いが上がっております。ちな

みに今全国放送で1週間ぐらい朝の番組の実況中継で流れるというところも今決まっているよう
でございますし、地元のテレビ局も北里博士を中心にまた放送をしていくと。全国放送もつなげ
ていきたいという旨もお伺いしております。できれば私は北里柴三郎博士の予測の人数が1万5
千とか2万とか言っておりましたけれども私はできれば12万人超えていただきたいなというふ
うに思っております。これが本音でございます。ただもちろん実績どのようになるかわかりませ
んがかなりの部分で注目を集めている小国町であるというのは間違いありません。環境省も実は
小国モデルという言葉が全国で使い始めましたので是非とも小国町といたしましては大塚さん
が言われるように魅力あふれるような地域につくってまいりたいと思っておりますので最後と言
わずにずっとよろしくお願い申し上げたいと思います。お世話になります。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議は13時00分、午後1時から行い
ます。

（午後0時06分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（松崎俊一君） 続いて、7番、西田直美議員、登壇をお願いします。

7番（西田直美君） 12月の一般質問を行います。今回は議員になりまして15回目の一般質問
となります。議員としては最後の質問になると思いますので御答弁よろしくお願い申し上げます。

今回の質問ですが、お二人の方にお伺いしたいと思います。まず第1番目に小国の教育につい
て。新しく教育長に就任されましてから2か月半ほど過ぎましたので新しい教育長にお話を伺
いたいと思います。それから2番目。町長の1期目を振り返るということで渡邊町長にお話を伺
いたいと思います。今回の質問の目的です。まず1番目、新教育長。9月末をもちまして6年間2
期にわたりました麻生前教育長が退任されました。それに伴いここ2か月半の村上教育長のこ
とを町民の皆様はどういう方向性を持っていくかということを理解していただきたいということ。
なかなか教育長自身が最初からそういうことを町民の方にわかっていただく機会というのは少な
いと思いますので、是非とも今回お話を伺いたいと思います。それから2番目ですが町長のマニ
フェストの検証と答えられていない疑問についてお伺いしたいと思います。これについては9月
に同僚議員がマニフェストについても伺っておりますけれどもそこで答えられていない部分のと
ころ私が理解できなかったところその辺をお答えいただきます。よろしくお願いいたします。

それではまず教育長にお伺いいたします。村上教育長は小国の出身でいらっしゃいます。そし
て教育現場に長くいらっしゃいまして2年近く前に小国に帰られましてなかなか私がお会いす
る機会はなかったのですが1年半ほど教育指導員をなさっていらっしゃいました。この1年半の教
育指導員としてのお仕事というのはどういうことを主になさっていらっしゃったのかというこ
とを教えてください。

教育長（村上悦郎君） お答えします。

教育指導員ということでまずは主なものは先生方の授業を見せていただき気づいたところ今の県の指針等をどう先生たちに表現化してもらうかというようなことですね。そのほか教育努力目標でありますとか教育大綱こういったところの作成に携わらせていただきました。教育指導員としましては小学校の授業を約30回。それと中学校のほうが若干少なかったのですが25、6というのを平均2年間ほどでやってきました。そして先生方のとにかく負担にはならないようにということで本来指導案を書いてとかそして授業を検証するというのもあるのですが先生方がそういった事務所等が来たときとか校内研究で指導案を書く授業ももちろん見せていただくのですが、私は通常の授業を見せてくださいということで気づいたことを写真撮りまして時間を追って「こういう授業でした」「私はこういったところをこうするとよかったですのではないのでしょうか、次回期待します」というのをプリントにしましてそれを教頭先生のほうにお渡ししまして教頭先生のほうから指示をしていただく。直接声を掛けるときはいいところをとにかくお話ししてやる気を出してもらいたいなど。現在も学校に前半行っていました。今教育長ということになりまして1週間に1回は必ず学校で授業を見させてもらおうと。そして長く見ることができるときには授業の内容について。短くしか見れないときには学級の雰囲気や「何かあそこいつも机が空いているけど」とかそういうところを先生方とか会計年度の先生方ととにかく話して情報を集めるというようなところで指導員は過ごしてまいりました。

以上です。

7番（西田直美君） 大変たくさん行っていただいたと思います。前任の指導員の先生は恐らく一、二回しか多分授業は見に来られなかったと思います。前々任の指導員の先生はよく来られていましたので多分村上教育長も指導員としては前々任の先生と同じくらいに行っていたと思います。小国町の御出身で小国の小学校でも教えていらしてよそのほうとかにも行かれて帰って来られたときに小国の今現在の教育状況についてざっくりで結構なのですけれどもどういうふうな感想。以前と比べて学校がどんなとか子供たちがどんなとか。ざっくりした教育状況とか子供たちの状況についてはどんな御感想をお持ちであったですか。

教育長（村上悦郎君） 小国に帰って来ましてちょうどコロナ禍ということでいろいろなことが制限をされました。給食まで黙食というのがありましてやはり全体的に感じるのは子供たちが元気を出しきれていない。最初のほうですね。もっとこんな活動でこんな力が付けられるのになとかいうのが全てなくなると。修学旅行もというところととにかく子供の生き生きと元気さとか喧嘩がばんばんあるとかそんなのがないような状況です。でもそれはコロナ禍の影響も大きいのかなというところは感じております。先生方も授業はプツンとプツンと切れてというところで大変やりにくかったと思うのですが、オンラインとかそういったところの研究施策あたりもしっかりやって取り組んでいただいたかなと思っています。

7番（西田直美君） それでは今度は教育長としてのことを伺いたいと思います。今後3年間教育長として小国町の教育行政のトップとしてどのように小国の教育をしていくかということ。これは昨日同僚議員が同じような質問をなさいましたので重複するところもあるかと思いますが重複していただいて構いません。具体的なものについてはこの後また一つずつ伺っていただきたいと思いますので、全体的な構想をまずお聞かせください。

教育長（村上悦郎君） 冒頭に西田議員のほうからいろいろ僕が話す機会はないでしょうということで大変ありがたく思っています。教育長の立場ということで抱負といいますか2点の抱負です。まず最近のことが重なるのですが。まず教育長という僕が人権が尊重される町づくりを推進する立場から町長から教育長として力をお借りしたいとの言葉をいただきました。僕は「ありがたい。よし、教職生活のクライマックスとして頑張ろう。」と声を掛けていただいたことに意気を感じてお受けいたしました。そして早速就任後は中学校の部活動の移行とか小国高校生の寄宿舎対応というのはすぐ入ってまいりましたので、できる限りうちの課の職員あたり一緒に取り組んできました。その歩みは止めるわけにはいきません。しかし就任前からの逆風が収まりません。議会やインターネット、SNS上での誹謗中傷、昨日もこの場で僕は指導力がない。力量がないとの発言を受けました。残念ですがおかしくはないでしょうか。私は公然で何度も非難されています。余りに無責任な言葉の数々。教育長人事の不透明さまた小国町議会議員政治倫理条例について問うとしてそのたびに私を否定するようなことが。本人に力がないのではないとか平気で並べられます。人を大切に。尊敬する。そんな気持ちは一かけらもありません。これは言論の自由で許されるのでしょうか。昨日の議会の中で自分の言葉や言動に責任を持ってくださいという発言がありました。そのとおりだと思います。無責任な根拠のない言葉で深く深く傷つく者がいます。僕でよかったかもしれません。昨日も言いました。子供たちでなかったからよかったなど。小国町はSDGs推進の町でもあります。SDGsと端的に言いますと2030年にどのような社会を次代を担う子供たちに引継ぎたいか。こんな状況でいいのでしょうか。人権はSDGsの全体を支える重要な概念の一つであり17の目標の全ての基礎をなすものです。そのような意味からも先ほどありましたSDGs視察があるとかそのような意味からも人権が尊重される町づくり、あらゆる機会を捉え推進しなければならないと今思っているところです、教育長として。

もう一つは全体として3年間を通して重複するところもあると思いますが、教育も社会も大きな転換期にあるこうした時代に町の教育行政に携わることができることを大変光栄に思っています。人と人、心と心をつなぐのが教育行政だと思っています。取り組まなければならない課題がたくさんあります。それらの課題に一つ一つ丁寧に関係の皆様と取り組んでまいりたいと考えています。私たちの知らない世界で自立できる力を子供たちには育まなければなりません。子供たちを始め町民の方々が主体的に生き生きと学ぶことができる環境づくりに関係の皆様と協力するとともに私自身が学びながら精いっぱい取り組んでいきたいと思っています。人と人、心と心をつな

ぐ昨日申しました誰一人取り残さない教育の推進の前にこの言葉を付けたいと。身近な人々のつながり地域の方々とのつながりを始めオンライン会議システムを活用して小国出身で多様な分野で活躍している方々。その児童、生徒とのつながりなども深く深めていく環境づくりに努めていきたい。誰にとっても居心地のよい温かい学校づくりに努めていきたいと思っております。

もう一つです。僕はよく先生方に言っていたのですが「学校は何のためにあるのか」と。学校何のためにあるのか。人が社会でよりよく生きていけるようにすることが目的だと私は考えています。社会でよりよく生きていけるようにする。子供たちは人との関わりの中で多くのことを学びます。学習においては課題についてどう考えていくのか。どう答えを導き出すのか。学び方を学びます。現在はその課題を自ら課題を探し、周りと討論し、解決していく探求学習こういうものに重きが置かれています。学習のほかでも子供たちですからけんかもします。自分と違う意見に出会います。僕はけんかって大事だと思っています。そんな時自分で又は仲間と自分たちでどう解決していくかを学びます。折り合いをつけること、合意形成をすること、感情をコントロールし対話をしながら納得できる手段を生み出す。そのトラブルその課題を解決することで子供たちが成長していくことができると思っています。ですからそのような体験を学校でしっかりと学ばせてほしい。トラブルがあったときに先生がどれもこれもまた仲介して仲直りまでさせて何にも力がつかない。保護者や先生一緒になって本当にそのトラブルによって乗り越える力を付けるようなそういったところを目指してほしいと先生方には授業以外のところはそういったことをお願いしています。

以上です。

7番（西田直美君） ありがとうございます。昨日のこととおっしゃいましたけれども逆風当事者になって大変遺憾に思われることも多いかと思えます。でも是非とも教育長になられてこれから3年間やっていかれますので先ほど子供たちにはけんかも大事、感情のコントロールすることも大事と教育長もおっしゃいましたけれども、大人の方も議員は議員の立場でそれぞれの方いろいろ見解があります立場もありますが、それぞれの立場で正しいと思ったことを言ってそこで議論を戦わせることが大事だと思っておりますので、その辺のところは御容赦願いたいと思います。御理解いただければと思います。

それでは具体的な質問を伺います。時間的にはちょっと短くなってしまいますのですみません、ちょっと短めのお答えいただければ助かります。

学力低下がやはり一番大きな問題かと思えます。学力低下で言いますと私たちが7月に中学校を視察した際もそうでしたけれども今回全国一斉の学力テストこれがこれだけ小学校の部が小学校の4年生から6年生、中学校が小国で言うと7年生から9年生、中1から中3。これを全国平均100とした場合に小国の子供たちがどれくらいかと言いますと小学校が令和3年度でマイナス5.8ポイントです。中学校に至っては令和元年から3年連続でマイナスになっております。

私は4年前まで小国中学校のほうで3年間ほど英会話の授業とか普通の英語の授業もさせていただいておりましたけれども結構できていたのです。英検もかなり通りましたしここにもいらっしゃいますがお子さんが英検準1級に通った子もいます。英検2級も結構通っていました。それがなかなかそのパフォーマンスがよくなかったということで、その原因として麻生前教育長がおっしゃったのが経験の浅い教職員の割合が多い5年以下のですね。それからベテラン教師ちょうど中堅どころの指導ができるような先生たちがなかなか数が当然少なくなるのでベテラン教師の今度はもう一つ弱体化というようなこと。それから文章題が理解できない国語力や数学力が低下しているのが問題だというふうにおっしゃったのですけれども、これについて学力低下何かいいアイデアとして構想をお持ちでしょうか。

教育長（村上悦郎君） 特効薬はないと思います。先ほど言われましたが僕は3点あると思います。学力の向上は、教師の指導力と実践力。2点目はその指導を受け入れる児童生徒の高い意識学びの意識。ですからその意識を教師がどれだけ引き延ばしてあげられるかということにもかかっていると思います。3点目が保護者や地域の方々教育委員会を含むところの支援。高い学力のところはそこがうまくいくと。そういう環境を僕らは作っていかなければならない。ですから若い経験の浅い人が多いそれは僕はないと思います。その人たちのいいところそしてそのエネルギーを借りてどんどん小国はいつまで経っても若い先生が多いってシステム上そうなのでそんなことは言い訳にはならないと思いますが、どんどん今学校が取り組んでいるのは事務所やまた僕らもそうですが指導員とか助言をする。そして学校自体の雰囲気同じ目的で向かうんだというそれを作るのが一番大事だと思います。先ほど言いました長くなるといけないそうですが僕は部活とか何かをしても強くするのは簡単だと思います。こうやって引き上げるのです自分が好きなところを。どんだけでもある程度まではいきます。でも落ちていきます。どんどん。ひずみもできます。僕ら先生にお願いするのは誰一人取り残さないこと。こういうこと。そしてたらどんどん伸びる人はどんどん伸びます。この気持ちを持ちましょうと誰一人残さない。だからここを落とさないように先生たちが力量を付けなければならない。同じ目標を同じ子供たちにどんな力をといるのをその徹底を図っていくことが学力ですね。学校が楽しい、先生が楽しい、子供が楽しいということがまず学力の向上の一つだと思います。

以上です。

7番（西田直美君） 全く同感です。誰一人取り残さない気持ちというのは持ち続けないと続かないことです。できる子というのは本当に私も経験があるのでわかりますが幾らでも自分でも伸びていけるようになります。ただしなかなか苦手な子たちをどうやって引き上げるかということが私たち大人とか教師とか周りの人たち大人に課せられた大事な課題だと思います。そこで私は最初1回目の一般質問からずっとお願いしていてやっと去年実現した地域未来塾のことです。これ今現在9年生だけしかも7人しか受けていない。50人いて7人しか受けていないというのは

大変これこそ経済的に余裕のある家庭若しくは保護者の中でとてもその教育に対して関心のあるところというのは塾に行かせることもできます。ただしなかなかそれができない環境にある家庭というのもあるわけです。ですので小国町でしっかりその無料塾をやっていたいただきたい。地域未来塾をお願いしたいということはもう2年間言い続けてやっとやっと去年できたのですが、せっかくできた制度は今度は内容の充実になってまいります。内容の充実というのは9年生だけしかも中体連が終わったから今度二人ほど追加になって7人になったということなのですが、そうではなくてもうちょっと講師の数であるとか7年生、8年生も入れてなかなか難しいとおっしゃいますけれども何でもできる方向を先に考えてやっていったほうがいいのではないかと思うのです。実現するという方向を考えて。それについて充実を図るということは検討していただけますでしょうか。

教育長（村上悦郎君） お答えします。

今9年生だけということでありましたが7年生、8年生も夏休みと冬休みに夏休みに7回、冬休みには3回ということで計10回を計画しております。そして9年生対象であります夏休み終わってからということで結局僕たちちももっとたくさん来るのかなと思いましたが、今のところ7人ということです。回数等も今何回だったですかね。中体連後週2回というペースで。内容につきましては今先生最初二人いましたが今一人の先生をお願いしているのですが、当初のデジタル問題集を1回使っていただきました。そして個別で自分で勉強できるようなところで何回か試していただきました。そうするのですがなかなか受験前の子供たちのところに合わなかったということで今先生が。ですが方向性としてはそのデジタル問題集、高校はスタディアプリとかあれもできまして。中学校は東書というのができまして。そんなところを合うもの子供たちが自分で持って。中学校はできますのでそういうのでとにかくできますよ環境の場を増やしていきたい。そして先生今未来塾でやっているのですがその塾にあったところで公立にあがるような問題そこを使いましょうということで御相談しているところです。

7番（西田直美君） 次の質問はちょっとスキップさせていただきます。時間がないのですね。これは全国学力テストの点数アップをさせるために事前対策をやっているとこの間の熊日新聞に載っていた分で、小国中学校でも私が行っているときにこれはやっておりました。とても疑問に思ったことがあったのですけれどもやっていたということがありました。それより以前にもう一つ次のところに行きたいのですけれども、小学生の学力アップの問題です。きよら塾というのを南小国町がやっております。これが小学校3年生からなのですが教育長は行かれたこと話を伺ったことはございますでしょうか。

教育長（村上悦郎君） 僕は今月1回行きました。その前にも2回ほど行ったことはあります。今回は1回行って様子をとということで倉岡先生のお話をお伺いしてまいりました。

7番（西田直美君） それについてどのように感想をお持ちになったかということと。これを小国

町のほうに何か取り入れるような予定若しくは構想がありますでしょうか。

教育長（村上悦郎君） きよら塾というのは小学生対象ですね。今南小国中学校の中学生は誰も参加してないということで高校生辺りがということでその講座の内容等を聞いてまいりました。英会話、都道府県とかいろいろありましたけれど、結局うちの放課後子供教室、英会話とパソコン教室というのと教科の勉強も南小国はその教科書を使ってとか問題集を使ってとかいうのはございませんね。ですからかたちが違うものだなというふうに感じました。内容が違うのだなというところで理解しています。

7番（西田直美君） 根本的に小国の放課後英会話は私も2年間ほど教えておりました。3年目は言われたのですがけれども「いやもうこれは必要ないのではないか」ということで私はお断りした経緯があるのですがけれども。英会話とかパソコン教室ときよら塾の一番大きな違いは私の感想なのでありますが、あそこは作文を書かせるのです。倉岡先生おっしゃったのが小学校の一、二年生はそれほど勉強、勉強というようなことではないと。小学校の3年生ぐらいから本を読んだりとかする読解力の問題が出てくる。数学というのも読解力ですよ。そういうことを考えた時に国語力を3年生ぐらいから付けるのがいいということで新聞を読ませたりいろんな課題のものを読ませてそれについて作文を書かせるということをやってらっしゃる。私も去年までは自宅で何人か英語を教えていたのですが南小国の子供たちやっぱり英語もすごく伸びているというのを実感しておりました。去年おとしも英検準1級一人通りましたね。英語の力を伸ばすのなんかある意味簡単なのです。それには大事なのは日本語能力。一番大事なところなのでそれをやはり中学校になってからというよりも本当に小学校の中学年ぐらいのときからやっていただくと語彙も伸びますし日本語が伸びれば英語は伸びるのです。脳を使うところは同じなので。そういうことを何とか小学校に行って私小国高校に最初行ったときに英語ができない。これは中学校に行かなきゃ駄目だと思って中学校で機会をいただいたのはとてもうれしかったのです。ところが中学校に今度は行ってみると小学校からだというのをものすごく感じているのでずっとこれを言い続けております。何とかこれを御検討いただきたいと思います。

次なのですがけれども地域学校協働活動というのがあります。これもちょっとお答えいただかなくて結構なのですがいろんな今地域学校協働活動ですね。昨日は局長と一緒に2階の書いたのをしっかり読ませていただいたのですがミシンかけをお手伝いに来ていただいたりとかお料理教室に来ていただいたりとかしてとても手伝っていただいてありがたいことだと思います。それを例えばある意味継続的なことで何か子供さんたちに貢献していただけないか。これだけ高齢者も多いことですし能力のある方も多いことですので是非とも昨日は習字の話が出ましたけれども、いろんなことのできる方と子供たちとの交流これは年齢。小国でももう結構核家族が増えて昔みたいに大家族ならおじいちゃんおばあちゃんから子供のときにかわいがってもらったり話をしたりということが学べるのですけれども、なかなか小国でもこれは核家族になってしかも両親ともに働

きに行っていたりすると子供一人でポツンと残される環境があったりということもあるのでこういふときに何か高齢者の方たちがお手伝いいただいたりするようなことで協働活動みたいなのができるといいなとちょっと思っておりますので、是非ともその辺も検討いただけるといいかなと思います。

最後に一言簡単に結構ですがこの間熊日の新任ですというのに教育長が出ていらっしゃいました。そのインタビューのところで社会人になっても学び直せるように環境を整えるのも教育行政の大切な役目というふうに結んでいらっしゃいました。これについてはちょっとどういうことかというのを御説明願えますか。

教育長（村上悦郎君） 私は町民センターにおります。そうすると黒板というかあそこに元気クラブでありますとかいろいろな社会勉強がありますね。やはりですからそんなところを回数を増やすようにとかできるだけ元気クラブを見に行ったりとかそういうことをしていますので、何か皆さんが学びになる。一つですね。そうすると僕たち職員も携帯はアップデート必ずなんかしますね。人間もアップデートしなきゃいけないと思いますので、そういった職場での研修の機会とかがあれば積極的にというところを考えております。一つありました地域学校協働活動ですね。私も課題と捉えております。大きな課題と今2年続けて出たのですが新規協力者を広報活動。一生懸命やっている方が「またあんたが行きよると」と。昨日も言いましたけれど一生懸命参加しているのに受入れてもらえないとかいうような状況もありましたので、そこら辺のところも私たちがきちんと広報活動して「いや今まで学校に頼り切っていたのがもう変わる時代ですよ」と。そして「皆さんの協力をお願いしますよ」ということもそこも学び直し環境を整えるのが私たちの思っているところです。

以上です。

7番（西田直美君） ありがとうございます。私も同感です。是非とも協力してやっていただければと思います。ありがとうございます。

続きまして、町長のほうにお伺いをします。9月の一般質問で同僚議員からもうすぐ任期が終わりますがマニフェストについてちょっと伺いますということでいろいろお話を伺いました。そのときの分で私がかちょっと理解できなかったところがあったので再度お伺いします。よろしくお願いいいたします。

まず1番目のマニフェスト。「高齢化社会を楽しむために医療体制の充実を図り、利便性を高めるために地域交通の見直しや買物支援の仕組みを導入します」というふうにマニフェストで述べておられます。これについてはどの程度の達成率、どういうことをなされたか教えてください。

町長（渡邊誠次君） マニフェストに書かれてあったことということで私としてもこの前江藤議員にお答えをしたのでちょっと重なりますが、私といたしましては公立病院を含めた坂本院長が交代するという大きな節目がございましたので今の堀江院長それから片岡先生の事業管理者という

かたちでのツートップ体制。これ新しい仕組みであります但其の体制を作って今の公立病院の体制作りを行ったというところと少しかたちが堀江先生、片岡先生のツートップのかたちに変りましたので熊大含めたところの関係者との協議それから公立病院のかたちだったり地域医療としての仕組みだったりというところの部分が2人いるというかたちなので少したくさん事業ができるようになったというところ。両方の先生とも忙しくはしております但其の部分では看護師さんの体制それからかなり病院の先生自体も増えてきたと思います。それから新しい仕組みとして西田議員病院議会におられますので私から医療Maasの話も聞かれたと思います。そのような基盤作りをまずは1期目の途中ですが作らせていただいたというところがございます。非常に経営的には公立病院公立の病院ですので非常に難しいところは皆さんも御承知かと思いますが、医療体制を充実していくといひますか公立病院を主体として小国、南小国町がありましてその向こう側に阿蘇医療センターそして熊大というような体制づくりを整えることがまず大事だというふうに思っております。この前もお話ししたかと思いますがここでの小国町での先進的な医療体制というよりも熊本県全体を使つての医療体制それからこの地域としては小国町としては普段の健康を守るような体制づくりの医療体制を今後は進めさせていただきたいと思ひ思っておりますし、堀江院長、片岡先生ともそういうようなお話をしております。それから1点、玉飼事務長が新しく就任されました。この部分におきまして今後大きく公立病院としてプラスの方向に進んでいくものというふうに思われますので、是非ともその部分は皆さんでまた御検証いただきたいなというふうに思ひます。

地域交通に関しましては地域交通非常に厳しいところが昔からありました。産交バスさんから切替えて乗合タクシーの方向に今進んでいるところがございます。財源も非常に厳しゅうございますけれども過疎債のソフトですね。その事業を使いながら少しずつ住民の皆様によりよい交通環境を整えていくこと。そして利便性を増していくことは当然ですけれども効率も考えていかなければいけませんので、この地域交通に関しましては辺境地といひますか田舎のほうではどこの地域も厳しいところあります。南小国町と一緒になつて考えていくところも多数ございますので一緒になつてまた対策を行つていきたいというふうに思ひ思っております。

買物支援につきましては議員の皆様方それから女性議会のときにも問われましたけれども、今社会福祉協議会のほうで買物支援が始まりました。この部分でも新たに町のほうが大きなところで関わっていくというのは次年度になると思ひ思ひますけれども体制づくりを整えていきながら社協さんと連携をさせていただきたいなというふうに思ひ思ひます。達成度と言つとなかなか度で考えると難しいですので今言つたような実感を私のほうからお伝えをさせていただきます。

以上です。

7番（西田直美君） ありがとうございます。何と言つても医療体制の充実というのは要するに人事が変わつたということで、ここからまた人事を通して連携づくりができないかというところだ

ろうと思います。地域交通は乗合タクシーそうですね。あとにじバスもできました。小国郷ライナーの分もあると思います。移動販売車これは非常によかったと思います。先ほど産業課のほうに伺いましたら週に5日で1日平均の売上げが今社協ですけれど2万5千円から3万円ぐらいあると。1日平均に20人から30人の方が利用されているということで、これはとてもいいことでますます充実していただきたいなというふうに思います。

2番目のマニフェストです。「令和の時代を担う次世代の子供たちへICT教育を推進し時代の波への対応力を養います。小国町に暮らしながら自ら望む将来を選択することができるよう教育環境を整えます」というふうにおっしゃっておられます。ICT教育に関してはコロナになりました不幸中の幸いといいますか子供たちがタブレットをそれぞれ1人1台ずつ持つような時代になってきました。あとは今度はちょうど今小学校は校長先生がICT関係にとっても詳しい先生でいらっしゃいますので随分進んでいると思います。教室もできましたし私も行ってみまして充実したところだと思います。今度はハードからソフトの面ですね。先生たち皆さんどの先生もきちんとそれを教えられるような先生たちだといいなと思っております。この間ちょっと授業で伺ったときに1人の先生はとても上手にそういうのが操作できるのだけど、もう1人の先生はなかなかというのがあるのでそういうのができるといいなというふうに思います。

お伺いしたいのは、「小国に暮らしながら自ら望む将来を選択することができるように教育環境を整えます」というのですけれど、では子供たちが自ら望む将来を選択する。これはどういうふうにやるのが自ら望む将来を選択できるようになると町長お考えでしょう。

町長（渡邊誠次君） 私は「All For The Next、全ては次世代のために」というところを大切にしております。重ねて申し上げますけれども子供たちが小国町にいて今情報がこれだけたくさんある世の中でそれを選択して将来を自分はどういう職業になりたいんだというふうを選んでいく。それが一番できる大切なことなのではないかなと思いますが、その情報をきちんと整理できてその情報が確かなものなのかどうか本当のことなのかどうかということも皆様方もふだんから気にされているところだというふうに思いますので、その部分の教育を含めてそういった方針が学校でなされればなというふうにも思っております。ちなみに昨日は日本テレビのほうから中学校のほうに行っていてセキュリティと申しますかその情報をしっかりと選択をしていくというような授業を日本テレビさんのほうからしていただいたり、そういったようなかたちでたくさんの人材をつなげていきながら子供たちとそういった自分たち自らの将来は自分たちで考えていけるような状況を作っていきたいなと。小国高校に大隈塾を招いたりしたりもしております。1点私はICT教育、今回のたまたま財源がありました。たまたまの財源です。ただしICT教育進めようと思っていたのは高森町がICT教育をされていたのですがその前に武雄市の樋渡市長がICT教育と反転事業というところで実はずっと三、四年前からなされておりましたので、私は樋渡市長と交流が武雄市、杖立温泉そして湯布院といったところできっと交流をさせていただ

いてノウハウといいますか考え方ですね。考え方のほうは私は知っておりましたのでその部分でICT教育の推進は北里町政時代にも私のほうから随分と推進していただけてませんかというお話をしておりました。麻生教育長のときには以前の話であります。電子黒板をそろえるところからスタートをしていただいておりますけれどもいかにせん財源がありませんでした。今回この臨時コロナの交付金を使わせていただけてほぼ満額そのICT教育ができましたので多分1億以上使っているというふうには思いますけれども整備をさせていただいたと。あとは子供たちにはしっかり頑張って情報を確かなものとしてつかんでいただきたい。ただこの前から私がこの場で言っているとおり今の子供たちは今ない60%の仕事に就いているであろうというふうな分析もなされておりますので、その部分ではここにおられる方たちもどの方法をとっていかどの職業なのかかわかれる方も少ないのかもしれないかもしれません。私としても勉強をしっかりさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

7番（西田直美君） ありがとうございます。あと三つあるのですけれどもちょっとすみません時間が押してしまったのでちょっとそこはスキップさせていただいて。気になる三つの疑問というところをちょっとお伺いしたいと思います。

これまでもこれはほかの同僚議員からの質問にもありましたし私自身が聞いたことも伺ったこともあります。それから選挙費用の公費負担というのはおとといの本議会で採決されたことなのですが、まず神戸物産株の取引問題についてお伺いいたします。今年9月のときに同僚議員から神戸物産株の取引問題についてというところで、その答弁の中で町長が昨年2021年の6月頃から株の取引を開始したということをおっしゃっていました。今もやっているかということに対して株の取引自体は何の問題もないというふうにおっしゃっておりました。今も株の取引することについては何の問題もないというふうに思っていますか。

町長（渡邊誠次君） 株の取引自体は何ら問題がないと思っています。

7番（西田直美君） 私も何の問題もないと思います。ただしやはりこの間も問題になっておりましたのが、神戸物産株という特定の株ですよね。ほかの株のことを取上げてはおりません。神戸物産株のことをなぜわざわざ取上げたかということ神戸物産の創業者が沼田さんという方で、その方が今小国で地熱発電の開発を行っている町おこしエネルギーの会長であるということを作られたということが問題で、来年再来年になりますかね町おこしエネルギーが発電をやり始めたときにそこで今私たちも議員みんなで視察に行きました。エビであるとかシジミであるとかそういうものも養殖したりしています。そういうものは結局その神戸物産のいわゆる業務スーパーのほうに出るようになってきたりする。地熱発電も利益が上がったとき町おこしの株が上がっていく。そしてそれに連動して神戸物産株も上がるのではないかと。そのときに神戸物産の株を町長が持っているということはそれは利益相反になるのではないかと。自分のところに我田引水的に自分がお金

がもうかる仕組みを最初からやっているのではないかというふうに疑われているでよろしいかなと思います。心配された関心を持たれたということではないかと思うのですけれども。そのとき町長がその株式取得で利益をもらうとかいう段階の金額でもないというふうに答えられました。その金額ではないのです問題は。たとえそれが100円であろうと1千円であろうと動機であるとかその仕組みのところで何かしら疑念を持たれるようなことはしないほうがいいのではないかというふうに私たち大体たくさんの方が思ったのではないかと思うのですけれどもその辺はいかがでしょう。

町長（渡邊誠次君） 共産党さんの新聞にしっかり書かれておりましたので私も目を通させていた
だいております。前にも答弁をさせていただきましたけれども取引自体は何ら問題はないという
ふうに西田議員もおっしゃいました。神戸物産の株それから町おこしエネルギーの株が上場して
るかどうかは知りませんが町おこしエネルギーさんの株ってあるのですかね。上がれば神戸物産
さんの株も上がるという考え方は私にはわかりません。ただ神戸物産さんの株を取得したときに
幾らだったでしょうね3千円ちょっとだったと思いますので100株買っておけば30数万、2
00株買っておけば70数万ぐらいの金額だと思いますが、株の取引をした上で1%上がれば3
0数万ですので3千円ぐらいの利益にはなります。もちろん昔みたいに株券みたいな僕は見たこ
とないのですが株券で「渡邊町長この株いかがですか」みたいなかたちでもらえるのであれば利
益相反というかたちもあり得るのかもしれませんがけれども、今電子決済で全て行いますのでそ
の当時買ったのが12月の31日が真ん中にありましてその1週間ぐらい前なのか3日ぐらい前
なのかわかりません。28日が終わりですので20数日だと思います。に買ってたまたま正月明
けに売ったということで多分その分の利益はいただいているのかひょっとしたらマイナスで売っ
たのかわかりませんが、私としては全て電子決済で残っておりますのでし警察から調べられた
ときにはその書類をお出ししたいなというふうにも思っておりますし利益相反という考え方には
私は当たらないというふうに思います。残念ながらといたしますかなかなか株取引は難しいのです
が私は周りに皆様方わかりませんが相当投資をされている方も増えられていますし、お付き合い
をしていく中で株取引それから投資の話はすごくたくさんございますので全然知らないというわ
けにもいきませんので、私としてもその当時から比べると少し額は落としておりますが投資は少
しずつ続けさせていただいてお小遣い程度ではありますけど今の現状は続けさせていただいて勉強
はさせていただいている途中でございます。

以上です。

7番（西田直美君） 先ほど私が言ったことは理解していただけなかったかなと思います。株式の
取引自体がどうこうということではなくて私先ほどマニフェストの検証で二つしか伺う時間がな
かったのですけれども、4年前に町長は立候補なさるときにこれだけマニフェストと出されたわ
けではないですか。そうすると私たちとか住民感情として株の取引と言ってそれはお小遣い

稼ぎでも構わないのですけれどもそれは私的な個人的なお金もうけの話です。それよりもお願いしたいのは町がお金もうけする話を町長には心配していただきたい。力を入れていただきたいということです。だからそれは株とか何とかではなくて小国の人たちがみんな幸せになるためにどのような仕組みをしたらいいとかこのマニフェストの実現だろうと思うわけです。だからそれを実現するために株のお勉強をなさるお時間ももちろんあるのでしょうプライベートな時間も必要なことというのはわかっております。それをするなどとは言いませんけれどもやはり何と言ってもエネルギーの持っていくところというのをそのポイントをどこかに置いていただきたいなと言ったら、まずは町のことを一番先に考えていただければなそれを何となく印象的に私たちのことを考えてもらっているかなというふうに思えないというところがちょっと残念なところなので、是非ともそれは私の誤解かもしれないので私の誤解であればそれはそれで申し訳ないと思えますけれどもとにかく私の印象です。そういうことです。

コロナ交付金の使途というのを2番目に伺いたかったのですが、幸いおとといの本会議で後ればせながらではありますけれども小国町でも1人当たり2万円の商品券を出していただけることになりました。とてもよかったですと思います。これまで私たちはたくさんほかの同僚議員の方たちもそうだろうと思いますが町民の皆さんの声をいただきました。南小国が令和2年と令和3年に1万円ずつ。それから令和4年度になりましたら2万円を2回配っております。高森はこの間も1人当たり5万円支給するということでも高森の場合は町外に出ていて住民票も町外にある専門学校とか大学に行っている学生にも5万円ずつ配りますという大盤振る舞いしていただくみたいです。それが6千80人の住民に対して財調を崩して取崩しをして3億7千万円使う。だから「すごいですね」「財調は残りが幾らありますか」と言ったら高森町はなかなか裕福で20億ぐらい財調基金の残りが残っているらしいので「それだったら出せますね」ということを言ったことがあるのですが。コロナ交付金の使途についてこれまでの使い道今まで小国町も随分たくさんコロナの交付金はきたのですけれどもそれまで南小国がそうやって配ったり高森が配ったりということも高森は最初の頃にもたしか配ったと思います。高森も5万円がお正月を越すのに間に合わない人は言ってきてくださいということも言ってらっしゃいました。小国町で今回2万円出しているのですが、それ以外に何かコロナの使い道で町民にとって町長がこれはやってよかったなというものがあつたら教えてください。

町長（渡邊誠次君） これはやってよかったなあというのは皆様方に上程した議案全部でございますので、その部分はお含みおきいただきたいというふうに思います。

それから神戸物産の株の取引の件に関しましては質問されない以外は私からは言いませんのでその部分だけは皆様方にお伝えしておきたいなというふうに思います。

365日、24時間ある時間の中で町民の皆さんのためを考えてどのぐらい動いているかは町民の皆様が一番理解していただけていると思いますので、その部分の信用を含めて私は頑張っ

きたというふうに自覚しております。

それから今の西田さんの御質問ですが全体的にやってきた事業で100億を超えるのですよねコロナ交付金。ですからちょっとお伝えをしますが基本的には総事業費は8億1千564万円です。これはコロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金が6億9千197万3千円ある中で一般財源が14%足りませんので1億1千859万1千円一般財源も入れております。3年間です。うちは3年間です。そのうち振興事業に使ったお金が約50%切るぐらいです。それから先ほど言ったICT関係、感染防止関係に使ったお金がございます。小国町はなかなか配っていないようで配っておりまして令和2年に6千800万円、令和3年に2千250万円、令和4年に2億160万円というところで給付事業をしております。8億1千万円のうちの約3億円を町民の皆さんに給付事業ができているというところでございます。またこの件に関しましては国の10万円とかそういうのはもちろん入っておりませんのでちょっと情報としてお伝えしたいというふうに思っております。私がこの給付事業と実は振興事業の中でも最終的に町内の皆さんに振興事業として使っていただいてその振興事業から町内の飲食店の事業所さんにお金が入るような仕組みの中の事業は給付事業には入っておりませんので、その部分では私はこの3億円という給付事業はそんなに少ない額ではないと思っております。特に前回の議会でお示しましたように酪農関係、畜産関係の方には上限200万円の給付事業をしております。あの部分に関しましては皆様方から数名から急いでやりなさい急いでやりなさいと。7月の時点であれを考えていれば100万円の上限でした。それをそのときのタイムリーな話ではありますが物価高騰が続いて9月の時点で200万円の決断をできたのはいいことだというふうに思っております。この中でコロナ交付金の使い方たくさんの方が使えますけれども私としてはそのときのタイミングを見計らって、決して急ぐことなく確実に安心して使えるような補助金であるべきというふうに思っておりますのでその考え方はずっと変わっておりません。

以上です。

7番（西田直美君） 時間がなくなりましたのでこれで最後にしたいと思います。コロナ交付金ですね。そうやっていろいろ使われているということなのですが残念なところが、一般のかなり多くの町民の方がそういう恩恵があったというふうに感じられていない実感できていないというところが恐らく残念なところだろうと思います。もしそれがあったのであればそれをきちんと大きくその広報に出すであるとかそのおぐチャンに町長が出られて話をするとか一般の方に理解してもらおうとちょっと不満な声はなくなったかなと思います。

最後に一言だけ伺います。選挙費用の公費負担というのが今度採決されました。来年4月の町長選挙で町長はその公費をお使いになる予定ですか。

町長（渡邊誠次君） この選挙の費用は一般財源です。国からもどこからも来ません。一般財源を使ってもいい使わなくてもいいという表現であれば私は使いません。選択ができるので言えば一

般財源であれば使わないということだけはお約束をしたいと思います。

7番（西田直美君） ありがとうございます。私も使うつもりもありません。これは強制ではもちろんないわけですから新人議員の候補の方が出て来られて是非とも公費制度を利用してたくさんの方が町議選、町長選に出て来られるといいなというふうに期待をしております。

これで私の議員としての一般質問は最後になります。今までありがとうございました。

町長（渡邊誠次君） 先ほど西田議員が最後の質問でコロナ交付金の使い方浸透していないという情報が表に出ていないという表現でございましたので私のほうももう表現させてよければしたいというふうに思いますが、そこは少し問題があるかもしれませんので今後は気を付けたいと思います。もう少し切り取った情報ではなくて広くたくさんの方々にありのままの情報をお伝えできるような情報がたくさんあればそういうことには私はならないというふうに思っております。私の場合なかなか自分で書いて出そうというふうに思うとなかなか大人気ないようなところもあるというふうに思いますので情報的にお出しをするということはなかなかありませんが、余り切り取った情報をさもこれだけしかやっていないというようなかたちでお示しするのは私はよくないというふうに思っております。

以上です。

7番（西田直美君） 最後になりますが切り取った情報を言っているつもりはありませんので。それぞれだと思います。先ほど教育長にも申し上げましたがそれぞれ思ったところでいろんなことがあったときに強調する部分強調しない部分というのは当然自分の心情とか考え方によって変わってくるものがあります。それは町長もやってらっしゃることは同じだと思います。公平でないということであれば私も来年4月の町長選挙に出る予定にしておりますので、例えばおぐちゃんなどで討論をやったりとかほかの皆さんたちも立候補の演説であるとかそういうものというのはやっていただけるといいと思います。是非少しでも多くの方に真意を問うというかこの皆さんの真意を理解していただくその上で判断していただくということはとても大事だと思いますので是非よろしく願いいたします。ありがとうございます。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議2時15分から行います。

（午後2時02分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時13分）

議長（松崎俊一君） 続いて、8番、松本明雄議員、登壇をお願いします。

8番（松本明雄君） 8番です。8番目ですので最後の質問になります。

昨日執行部のほうから追加議案が出まして小国町にも2万円皆さんに配られるということです。非常に助かっております。昨日は本当は質問しようかと思ったら隣に一般質問をする方がいてじりじりしてましたのでやめました。今日はそのことについてちょっと前置きをしながら話して

いきたいと思います。

新聞ではコロナ予算を書いているところありますがばらまきという表現で書いている新聞もあります。現金を配る、商品券を配る、ばらまきと書いてありますが小さな町ではこのお金が皆様にとっては大切なお金です。議員の中からも現金でいいのではないかとかいろんな質問が出ました。マイナンバーでいいのではないかとか。僕は今商工会の役員もやっておりますので今度のお金は現金では渡せないことはわかっていましたが商品券で渡していただき非常に喜んでおります。1億3千400万円ぐらいですかね。これが小国町の中で動くのです。現金であればどこに行くかわかりません。南小国町は前2万円出しておりますがああの辺のスーパーとかホームセンターに行くとたくさんの買物をして商品券で払っております。ですから後ろで並んでおくともう非常に歯がゆい思いをしていました。今度は我が町でもそういうことをしていただきますので皆さん年明け印刷が間に合えば2月とか言っていますけれど、もう刷り上がったらすぐ発送していただきたいと思います。皆さんこの放送を聞く前から待っていると思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは一般質問のほうに入らせていただきます。マイナンバーのことについて少しお伺ひします。総務課長のほうから全国平均が60%、小国町は60%ということで平均はいつていると思います。ですがこの頃あるところで年寄りの方にいろんな普及活動をされている企業さんも目立ちまして、現金は2万円ではないのに2万円差上げますからということで一生懸命皆さん窓口に来てやっているといます。町民課のほうでは非常に大変だと思ひますが丁寧によつていただきたいと思ひます。菊池のほうでは2万円プラス3千円出しております。普及率が低い面もありますので大変だと思ひますが、その辺のほうを町民課長のほうから説明をお願いします。

町民課長（宮崎智幸君） マイナンバーカードについてということで小国町の現在の状況について御報告をさせていただきます。まず令和4年11月30日現在の数字を申し上げます。申請人数が3千933人。申請率としましては58.4%。これ以降も増えておりますので現在もう60%を超えているというような状況です。申請率です。これは申請は終わっているけれど受け取りは終わってないという方になります。それから交付枚数につきましては3千526人となっております。カードの交付まで終わった方です。この交付率カードを受け取つた方の率としましては52.4%となっております。ちなみに熊本県の平均が53.7%。それから全国の平均が53.9%ということで率にしますと県の平均と比較しましてちょっとマイナス1.3%ほどマイナスではあります、今年度入りましていろんな出張サービスで申請していただいたりとかこの夏場であれば健診のときに申請を促したり休日そういったときに窓口を開けて申請をいただくというようなことで普及に努めてまいつたところですが、現在最終の12月いっぱい申請したものについてポイントが付くということで駆け込みのような状況で申請に来られている状況です。それからそれにプラスしてポイントを付けるためにも役場のほうで本来であれば本人さんが自分でポイ

ントを取得するというのが本来でありますけれども、ポイント取得の部分もうちのほうでは窓口で丁寧に説明をしてなかなか高齢者の方なんかにつきましてはポイントを付けるようなキャッシュレスサービスであったりカードとかお持ちでない方もいます。そういった場合にも簡単に作れるようなカードの案内といたしますかそういうところまで支援をしている状況で、確かに大変窓口のほうは混雑しておりますけれどそこら辺りは丁寧に支援をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

8番（松本明雄君） マイナンバーに関しては推進することによってプライバシーが守られないとかいろんな情報も流れておりますが、時代の流れとしてこれは仕方ありませんので皆さんどんどんうちの町はDXもやっております。その関係上マイナンバーでどこでも行けるとそういうようなシステムになってくると思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。日本では今マイナンバーをやっていますが外国では生まれてからその人に番号が付いていますので、そこまで深く考える必要はないのではないかと僕も思っております。僕も違う番号をもう一つ持っておりますのでそういうのがあれば分かると思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは建設課のほうに質問したいと思ひます。災害対策特別委員長を仰せつかっておりますので今の公共土木、農業土木、河川、掘削のほうは一番最後にしていただきたいと思ひますので、その辺の現状をよろしくお願ひしたいと思ひます。

建設課長（小野昌伸君） ありがとうございます。お答えいたします。

まず農地災害復旧です。よろしいですか。農地災害復旧のほう全体234件ありまして約9億の事業決定額をもらっています。廃工が27件ほどありまして全体的には207件。そのうち176件が完成しております。残りが31件ということで完成率85%ということであと残り3か月5番議員からも御質問があったとおり急ピッチで頑張っていきたいと思っております。

続きまして、公共災222件。全体事業費23億円。R4までに完了しなくてはいけないものが125件ありまして87件完了しております。70%の完成率。一部100件近く97件が令和5年度もう1年事故繰で延ばすことができましたので100件ほどあります。これも15%ほど完了していまして今急ピッチでやっているとござります。全て農災、公共災においては入札発注済みというかたちになっております。

それから熊本県の土木部の河川災、砂防、急傾斜ということでこの砂防には弥太郎谷杉ノ平の387号線が大規模に崩壊したのも入っております。ほぼほぼ砂防の本堤のダムができて今スリットも入っていると思ひますのでこれが約3億円。それから下流側の流路工が1億6千万というかたちで流路工に関しては今認可事業採択中ということで、工事発注が終わり速やかに水の流れを整えるための流路工の工事に入っていきたいと思っております。

それから急傾斜これは1件ほどでした。下広瀬の渡辺木工所のところですかね。もう完成とな

っています。全体で63件で今43件ほど終わっていますので非常に河川災と言えば集落の中とか県の河川、田んぼ関係もありますがその辺も急ピッチで頑張っって今70%。これも入札全て終わってありますのであとは工事施行を待つだけ完了を待つだけとなっております。

それから最後、林務部の治山事業です。全体で31件ありまして22億円ということで令和4年度末の完了を目指しているのが23件。そのうちの10件が完了しておりますので約半分程度完了しているというかたちです。あとの残りの8件に関しては令和5年度以降の着工というかたちになっております。全体で550件、総事業費70億円となっております。そのうちの約半分35億円が町の関係ということになっております。本当に地権者の御協力もあって急ピッチで進んでおりますし業者さんも非常に県の入札に関してはいろんな熊本県内の業者の入札となりますが、うちの関係では建設業者8業者精いっぱい今頑張っておりますので地権者の御協力あつてのここまでの進捗と思いますので、また皆様方もいろいろと現場の声を聞くと思いますのでその際は十分また建設課のほうに苦情等々があればお伝え願っていただければと思っています。何せ3月まで事故のないよう頑張りたいと思っています。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 災害対策特別委員長として御尽力いただいておりますので1点だけ。今建設課長からもご報告ありましており弥太郎谷の件ですがあそこは黒淵地区弥太郎谷の太陽光発電所の近くの災害の事業ということで、災害の事業自体は県のほうで終わっておりますというか今やっているところでありますけれども周辺住民の皆さんとの調整これがつかない限りは実はその工事も入れなかったのですが、災害対策特別委員長を始め皆さんのおかげで私も間に入らせていただけて住民との調整がしっかりときました。早期にあそこは解決がある程度できましたので今事業が進んでいるということを重ねてお伝えを申し上げたいと思います。ありがとうございます。

8番（松本明雄君） 何の問題に対しても南小国と比較されることが多いのですけれども、災害に対しては建設課を褒めるわけではありませんが早急にコンサルタントを入れていただいてやった結果こんなに早く終わっております。南小国町のほうはまだまだ終わっていないところもありますので同僚議員も急かされたところもありますが、うちの町は本当に早く終わっているなという印象を受けております。今後もこういう災害がないような河川とかいろんなことを考えていただいて。逃げるのが一番有効的ですので危険なところからは早急に逃げてください、自然災害に巻き込まれないように自分自身でやっていただきたいと思います。

それではもう一つ。川の掘削についてちょっとお聞きしたいと思います。同僚議員のほうもいろいろ心配して宮原のほうが特に地形を見ると分かるとおり役場側からいくと両神社側のほうはどうしても低いです。ですからあの一帯が水に浸かる可能性が非常に高いです。ですからあの辺の掘削の話も県のほうからきていると思います。杖立は全面的に下から掘るようになっておりま

すので問題ないのですが、ちょっとお話を聞いたところなかなか静川宮原の川は自然の昆虫がいるということでなかなか下から掘削ができないという話を聞いていますが、その辺のほうは建設課長のほうから説明のほうよろしくをお願いします。

建設課長（小野昌伸君） 今おっしゃられるとおり令和2年災害後に土砂が堆積しているということで、まず県の河川のほうでは筑後川側を中心に志賀瀬川もうほとんど志賀瀬川のほうは原田コンクリートのほうからJAのところまでほとんど掘削が終わっていると思います。今回令和4年度の予算といたしましては筑後川今議員がおっしゃられた小学校の下から柏田までの間を再度掘削をするということでこの前入札が終わっております。もう掘削の順番というのは場所というのは今から測量に入っていきますが今おっしゃられた希少生物というのが筑後川と蓬萊川にグンバイトンボ。足の長いトンボがこれはヨシが生えたところに生息するというのでヨシをとってしまえばいなくなる。昔は中原川辺にもいたそうなのですがもうあそこも河川掘削が終わった後生育が確認されていないということで、非常に保護団体のほうから県のほうもいろいろとそういうのも注意しながら掘削をしてくれと。防災安全の面ではぐっと掘削をしたいところではあるのですが溝を掘るような感じで少し生育するところを残しながらの掘削というかたちで「もうちょっと取ってくれないかな」というかたちもあるとは思いますがその辺は御考慮願ひまして、今は昔みたいに昔は結構今の水深以上に掘っていた掘削の思い出があると思いますがもう今はもう掘り過ぎると今度は護岸の決壊とか根掘れがしたりして護岸自体が安定しないというのもあるので、今水面ぎりぎり掘削をなさいというかたちで進んでおります。そういった面でまたグンバイトンボの生育を整えるために残しながらという満足いく掘削はできないかもしれませんが、そういうのも環境保護団体と調整をしながら県もやっていくということなので4番議員の前とか結構溜まっておりますのでしっかりととっていきたいと思っていますので環境も大事ですが防災も大事ということでこちらからは要望していているところでございます。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 松本議員にお話を伺うところもありましたが地元の河津県議が建設委員長をされております。非常に御尽力をいただいております就任されてからずっとであります。ここ数年は建設委員長として小国町にももう皆さん御存じのことと思いますがかなり足を運んでいただいて河川、道路それから山いろんなところを見ていただいております。その部分では話がかなり早く伝わるというふうにも思っておりますし県庁の職員の皆さんも本当に御理解をいただいているようなところがありますので、先ほどの問題等々はまたそれぞれあるかもしれませんが、も是非とも私としてもできるだけ早い段階でそれができるようまたお願いを申し上げたいというふうに思っております。

それから先ほど災害の件で松本議員のほうからお褒めの言葉をいただきましたけれども、一つはコンサルに早かったのは建設課の本当にすごいところだなというふうに思っておりますが、

その後職員が足りない状況もありましたので皆さん方に覚えておいてほしいのは壱岐市の職員さんに来ていただいて福岡市の水道局から来ていただいて今大分県庁のほうから来ていただいておられます。壱岐市さんは半年ぐらいでしたけれども本当に厳しいときにいていただいた。それから大分県庁さんは今年までということですが次は今国交省のほうと話をさせていただいて国交省のほうからお一人お願いできないかと。決定はしておりませんがかなり話を進めている途中でございます。

以上です。

8番（松本明雄君） やはりマンパワーも必要ですから今町長が言われたとおりほかの町村から来ていただいてやっていただいた本当にありがたく思っております。今度は国交省から来るとなれば田舎の川の状況、山の状況、災害の状況が分かると思いますので非常にいいことだと思っております。今後そういう方が帰ってまた田舎の実情を話していただくと非常に助かると思っております。

それでは次の質問にまいりたいと思います。前回情報課のほうに事業承継の話させていただききました。そのときにいろいろなところから終わってから出向いたら非常に困っているところが多いのを実感しました。それで商工会のほうと相談しましてどうしたらいいのかなと思っていまして、やはりうちの情報課と商工会と密に連絡をとる。昔は産業課もJAと連携をとりながらいろんなことをしていきましましたが今なかなか人数が足りないのでもそういうこともできないとは思いますが、なるべくそういうことをしていかないとやはりこの田舎は情報を先に入れながら要望していかないとなかなかできないと思いますので、情報課長にお聞きします。情報課が商工会に行く。商工会から情報課の課長のところにいろんな話をする。年間どのぐらいあったのかちょっとお聞きします。

情報課長（村上弘雄君） お答えします。

数を数えておりませんがその都度今回のこの質問に関しても3回4回足を運んでいますし向こうからも来てもらっていますし、常日頃から私3年前のコロナが最初に動き出したときのゴールデンウィークのときの職員の対応とか商工会の対応とかのときもたしか議員からの御指摘があったと思いますけれども、連携をとって対応するというお話がありましてそれを記憶していますので今本当に心がけて取り組んでおります。

8番（松本明雄君） いろいろ交流はできていると思いますが親身になった話もそこでしていただきたいと思っております。

それで商工会の小規模事業者のほうの法律が平成26年にできております。全国連では平成30年にアンケート調査をとってございまして大分県では全部の商工会加盟しております。熊本県ではまだ市の商工会議所そういうところが今条例を作ってやっていると思っておりますが、今後こういう条例があるならば小規模事業者を支援していくために事細かにやらないと事業承継とかインバウ

ンドとか非常に中が深いのです。一つ一つの案件が全然違います。そういうところもちゃんとやっていかなければなりませんのでこの条例を特に活用していただいて、町長もまた3月までありますので早急にできることはしていただいております。それでこれをずっと調べておりましたらやはり商工会と密になってやらないと本当に幅が広いです。片や資本金が何十億もある会社が事業承継したいとか小さい会社がしたいとかこの前言ったとおりラーメン屋さんがたたむからするとかそういう話もあるのでやっぱ密にやらないといけません。今商工会の事務局長のほうはこちらの役場を退職された方が行っていますのでうちの職員の方もいろんな話がしやすいと思いますので、今後また事務局長も変わるかもしれませんがこういう案件を作っておけばもう密になっている話ができると思いますので。町長のほうも楽になると思いますのでちょっとお考えいただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） もちろん必要であれば小規模企業振興に関する条例というなかたちをとらせていただきたいと思います。それから自治体と事業所それから商工会含めて密な連携をというところがございますが、一番密な連携になれるのは商工会の副会長されておりますので御存じと思いますが、理事会の中に情報課から1人理事として入れていただくような工面をしていただくとかかなり密な会議ができるのではないかなというふうに思っております。それができるかどうかは別といたしまして実は社会福祉協議会あそこも今年から私と町民課長が理事として入るようになりました。そういった関係上大事なところは恒常的にいろんな話が約束するわけではなくて定期的にできるような関係づくりも私は必要ではないかなというふうに思っております。どちらにしても商工会と小国町のもう今回のコロナの交付金を見ても交付事業先商工会にかなりのところで頑張ってもらっています。今回の商品券も本当は交付先を考えたところではありますが事業はすごく大変ですので今回は役場のほうでさせていただく。このお話も商工会と情報課とさせていただいておりますけれどもそのようなかたちで話をしていないということはありませぬので今後もですね。ただ定期的なかたちといいますかもっとふだんから情報提供とアイデアを出せる環境づくりは必要だというふうに思っております。条例を制定する制定しないはその必要に応じて話があればもちろん考えていかせていただきますけれども、その部分でいろいろなまた仕組み作り組織そういったところも話に松本議員のほうから商工会のほうにさせていただけると相互の関係ができると思いますので、私も前回まで理事をさせてもらっておりましたのでその部分におきましては商工会の皆さんと今後も小国町の産業全般について主軸で引っ張っていただいているようなところもかなりありますので、頑張らせていただきたいと思っておりますし頑張ってもらいたいと思っておりますのでその関係をしっかりと続けていきたいというふうに重ねて答弁とさせていただきます。

8番（松本明雄君） ありがとうございます。僕もその方向でやっていただくと助かると思っておりました。商工会青年部のほうも役場のほうから来ていただいております。それより親会のほうに

今度入っていただいて今度は近々また理事会がありますのでその趣旨を理解していただくように皆さんにちょっとご報告をさせていただきたいと思います。やはりもうだんだん人数が減ってくる。商店街がなくなってくる。若者は「いろんなイベントをしたい」そういうときに中にいて役場としても「こういう考えがある」とか「町長はこういう考えですよ」とか言っていただくと話が先に進みますのでありがたい話だと思っております。今後よろしくお願ひしたいと思います。

では次に有害鳥獣の話をしていただきます。これは決算のときに一応質問はさせていただきました。質問したのですがそのときはまだ9月の終わりでしたのでこの前猟期が11月の1日から始まりまして数回ほど産業課のほうにも顔を出しておりました。そしたら今年は異常に取れております。最初は補正組まないのでもいいのかなと思ったら「いや今年は大丈夫ですよ」とか言っていたのですがその範囲を超えておりますので、その辺りを産業課長のほうに報告をお願いしたいと思います。

産業課長（穴井 徹君） それではまず現状の捕獲頭数に入ります前に町として今どういったことを行っているかということをお先に報告させていただきたいと思っております。

まず有害鳥獣対策としては、第一に自己防衛、自衛で対応を行っていただくということが第一番。その対策として町が協力していることは予算のほうでも計上させていただいておりますが、ソーラー式電牧の購入補助そして中山間地域等の直接支払推進事業等を利用した適正に管理できる範囲でのワイヤーメッシュですとかフェンスの設置。それから適切な防除方法を学ぶということで県の事業を利用したえづけSTOP事業などを実施しております。

それと併せて駆除対策ということですが。現在駆除まずその前に狩猟免許をどれだけの方が所持されている方かということで現在銃器免許が22名、罠が72名、網が1名。銃器と罠とか一緒に重複して持っておられる方がいらっしゃいますので実数としては80名の方が今現在免許を所持しております。近年メンバーの入れ替わりはありますが人数はほぼ同数です。あと小国町駆除会の会員数ですが銃器の方が18名、罠が37名、重複がありますので実数として44名。先ほどの猟友会のメンバーの方と一緒にですが入れ替わりは毎年あっておりますが、人数としてはほぼ同数になっております。

御質問がありました捕獲頭数です。頭数のほうは猟期と駆除期合わせて報告させていただきます。令和2年度がイノシシ744頭、シカが392頭、合わせて1千136頭。令和3年度がイノシシ528頭、シカが513頭、合わせて1千41頭です。近年はシカの捕獲のほうが増えてきております。昨年との比較のために1月から10月までの実績で今年の方が令和4年1月から10月の10か月間でイノシシが500頭、シカが482頭、計の982頭です。比較としまして令和3年の1月から12月の12か月で1千47頭。もうほぼ昨年1年分の捕獲を10か月で行っております。特に10月で見ると10月だけで230頭。昨年と比較して1か月間でプラス100頭の捕獲になっております。状況は個体数の総数が不明ですのでどういった理由かはつき

りわかりませんが、小国町猟友会並びに小国町駆除会のメンバーの方々の御尽力によるものと思いますので感謝をいたしているところです。

以上です。

8番（松本明雄君） これは深刻な問題なのですよ。なかなか田舎の町で温度差があると思います。阿蘇市なんか見ると谷の中であれば真ん中まで出てくることはないのです。際に出てくるものでそこまではないかと。ただ小国町とか南小国町は隣接の九重、玖珠なんかはあちこちもう道路まで出てくるような状況になっておりますので、いろんなえづけSTOPとか電牧とかいろんなことを考えておられますがやっぱり駆除でもこれだけ取れているということは相当な頭数増えていると思います。今産業課長が言われたとおり何が影響したかわかりませんが相当増えています。どこに行ってもゴロゴロシカを見るようになりましたのでうちで養っているわけではありませんけれど、家の近所まで来ているところもありますので今後やはり駆除対策に力を入れてもらいたいと思います。

そうするとその駆除に対してやはり肉もう僕が議員になった当初から言っていたのですけれど、この肉をどうかしないとこの処理をどうしているかと。本当は肉に使う以外は埋設だそうですけど、それが本当にきれいになされているのか。それから今ちょっと少し話が出ているのは個人の方で町長ともお話ししましたが、その肉枝肉を加工しようという人たちも出てきておりますので今後そうなればきれいにリサイクルできるのではないかと考えています。上津江のほうの解体場も今までやめてから引受け手がなかったのですけれど福岡の業者の方が今引受けてやっているみたいです。僕の知り合いの方はもう1人いらっしゃいますのでその方が今後うちの猟友会とか今後始める方とお話をしてきれいにリサイクルとか回るような仕組みを作っていただいて、放置するのではなくて埋めてもらわないとなかなか苦情も出ていますのでその辺をちょっとお聞きしたいと思います。

産業課長（穴井 徹君） 捕獲又は駆除した獣肉に対する処理ということで現在猟期は別ですが駆除許可のほうの条件としては確かに埋設となっております。先ほど言われましたように小国町内の方で獣肉の処理施設の建設を予定されている方もおられます。その方とは不定期ではございますが現在の状況ですとかそういったところは伺いながら、町としてまた産業課としてどういったかたちで協力していけるかということで話を進めさせていただいております。

それから日田市の獣肉処理施設についてですが今年の3月で今までの指定管理者の方が継続しないということで約半年間停止をしておりました。10月から新たな指定管理者となって日田ジビエ工房として運営が再開されております。今回の指定管理者の方は議員のほうもおっしゃれましたが既に福岡県のほうでもジビエ工房を運営しております。併せてジビエの当然食肉の処理や販売も手がけており福岡市内で直営店も持っておりまして独自の販路等も持たれております。獣肉の買い取りについても目標は1年目が約400頭。将来的には500頭ということで目標を

立てているみたいです。本来ならこちらのほうから訪問してお話を伺いたいと思ったのですが、幸いといいますか現地の責任者の方のほうに先に産業課のほうを訪ねて来ていただいておりますので、今後小国町の方が捕獲された獣肉等についても買い取っていただくための条件ですとか捕獲後どれぐらいの時間であれば引き取っていただけるかとか単価的なものですかそういったことを詰めて話をしていけたらと思っております。それ以外にもまたいろんなかたちで多方面に獣肉の処理ができればいいと思っておりますので話を進めていきたいと思っております。

以上です。

8番（松本明雄君） 前々から言っていますけれども捕る方は箱罟以外はくくり罟もそうですけれども、銃で捕るとなると道路に出てきたのを打つわけではありませんのでやはり道まで持って上がる苦勞もあります。それと言うように血が回ってしまうとなかなか肉の価値がなくなってしまうのでその辺はもう産業課長が一番おいしいところわかっていると思っておりますので、今後早めに小国町も解体場ができるまでに日田市や津江の解体場を活用していただくのも手かと思っておりますので早急に話をしていただきたいと思っております。うちの町長のほうもすみませんこれはもう非常な問題ですのでやはり上のほうに話をつけていただいて、もう少し駆除に関する考え方とか予算とか組めるような方向で検討していただきたいと思っております。

町長（渡邊誠次君） 私も当然周知させていただこうと思っておりますけれども市町村会でもこの話ずっと毎回出てくるぐらい話題になります。なかなか市町村会でも当然ですが市町村も差がものすごくあります。都会に近いところほどこの問題に対してはあんまり問題意識は薄うございますが、様々な案件でいろいろな市町村でうちの町はこうしているというのをお聞きします。お聞きした次の年にもう一度お聞きすると駆除と防除と2種類でというところがございますし、春か夏ぐらいにはヒトデの話がまん延していてヒトデを粉碎してそれを2メートルぐらい撒くともうそこから先は入ってこないという話も実はあってそういった話。それからオオカミの話含めてたくさん出てきております。ただなかなか効果が難しいというところもありますしもちろん問題もあるところもたくさんありますが、町としてもしっかり取り組んでいくところは間違いないですし大変な問題だというふうにも思っております。私のほうも農業委員会さんもう3回4回ぐらいになると思いますが来年の農業委員会のこともありますが、農業委員会の皆さんがその問題についても耕作放棄地もそうですがその鳥獣被害の問題につきましても非常にたくさんのお話を持っておられます。もちろん実践もしておられますのでその部分で私も逐一お話を聞きながら対策のほうにできれば本当に有効な対策を行いたいというふうに思っております。1点だけ農業をされている方が段々少なくなっている実感は皆様方もおありだと思います。もちろんいろんな産業で小国町の中で少なくなっておられると商工会のほうでもそういったのがありますが、農業をされている方が激減をされているのかもしれない。そういったところでいくと子供たちが実は農業に全く携わらない子供たちが増えております。ですので実は食育とか木育とか言われておりま

すが農業委員さんからは是非農育をしないと今の子供たちが大きくなる時には鳥獣被害の感覚さえもわからないというようなお話も伺っておりますので、私としましてはそういったところも含めて鳥獣被害の対策を行っていく必要があると。ただ1点思うのは小国町だけではできませんのでもちろん南小国町もそうですがもう九州知事会とかそういったところに市町村会のほうから話を上げていく、また議会のほうでも議長会のほうに話を上げていくようなかたちをとってもちろん国のほうにも要望が上がっております。それもお聞きしておりますが具体的な対策だったり今のなかなか補助金というか財政の部分で国から下りてくる交付金補助金あんまりありませんので、その部分では過疎の地域でまたその話をしっかりと持ち上げていくということはお約束を差し上げたいというふうに思います。

以上です。

8番（松本明雄君） これは本当に飼料高騰、有害鳥獣いろいろ農家の方々も大変だと思います。ですから町長のほうも上に上げていただいて話していただきたいと思います。

今日は同僚議員のほうからずっと話を聞いていましたら住宅問題が結構多く出ていましたのでそれに関して一つ、町長と教育委員会のほうに聞きたいと思います。前々から教員住宅のほうの空き家があります。入っていない方が相当いますのでもうあの上広瀬とか関田これも補助金は終わっていると思いますので早急にできると思いますから、教職員の異動時期の問題もありますけれど先生方もなかなかこの頃新しいアパートに住まれるとか通勤されるとかそういう話が多いです。なるべく空いているところには町民が入れるような方式をとっていただきたいと思います。町長どうですか。

町長（渡邊誠次君） これまでも検討を重ねてきてはおりますけれどもさらに検討を重ねたいというふうに思います。それから教育長替わられてすぐでございますが今制度として中学校の制度で先ほどもお話に出ていましたとおり部活動。これを外注と言いますかほかの先生ではない方たちが受け持つとひょっとしたら小国町も住んでいただける先生も増えるのではないかなというところもあります。その部分も含めてちょっと検討を重ねないといけないと思いますのでしっかり頑張らせてもらいます。

8番（松本明雄君） それでよろしくお願ひしたいと思います。なるべく空き家がないようなところで皆さんに入っていて子供の声が聞こえるような町にしたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ最後に。9月議会のときに最後に僕が総務課長に質問しました。そうしたらこの前道で止められまして総務課長だけではいけないのではないかと。あと何人が聞けとそういうことも言われましたので課長の中でセクハラ、パワハラ、下の部下に対する指導の仕方。この前テレビを見ていましたら野球の監督は50歳、入ってくるのは18歳どうやって指導しますかとそういうことも聞かれている番組もありましたので。ここで2名の方に質問したいと思います。これだと

思う方は挙手をお願いしたいと思いますが誰かいらっしゃいますか。いらっしゃらない。本当はみんなの手が挙がってくればもうこれで質問をやめるつもりでしたけど、挙がらないということでこちらのほうから指名させていただきます。これで指名したことによって僕を恨まないようにしていただきたいと思います。今年度来年3月にやめる方が2人いらっしゃいます。どちらかに聞きたいと思っていたのですけれど1人は事務局長ですのではなかなか聞きづらいですので情報課長のほうにちょっとお聞きします。今セクハラ、パワハラ、下の者の教育をどういうふうにされているのか。ちょっとお聞きしたいと思います。

情報課長（村上弘雄君） すっかり一般質問が終わった気持ちでおりましたので申し訳ございません。常日頃から私たちが若いときの感覚と今の時代が大きく変わっているというのは日頃から感じておまして、人事評価というのも法律上も制定されたということもありまして期首、期中、期末に部下、中堅クラスはまた担当ということで面接等をしながら日頃の仕事ぶりとか困ったこととかを聞き取りながら最終的に私どもそれぞれの所管の課長がそれを把握して日頃変わったことがないかとかそういうことを常日頃から感じながらその人の職員の能力を引き出すような努力を目標設定を立てながら、途中でチェックを入れて少し過度な目標だったり低い目標だったりを更新しながら年度末にチェックをかけてより良い仕事環境を作るように考えています。

8番（松本明雄君） よろしくお願ひします。今の子供たちはどうしても言われたこと以外はしないとか言われたことに対してそれをパワハラに感じる子供たちもいますのでアメとムチではないですけれどその辺を持ちながらつくっていただいて、よりよい職員がいるとまた小国町も発展しますのでよろしくお願ひしたいと思います。

もう1人いきたいと思います。この中で一番若いのは建設課長ですかね。建設課長のほうにもよろしく。

建設課長（小野昌伸君） ありがとうございます。私の思いでよろしいでしょうか。本当に今先ほどの御質問のときも建設課お褒めいただいてありがとうございます。私は何も部下に言うことはなく本当にスキルの高い職員がたくさんいますので頑張っていただいておりますが、先ほどちょっと教育長の話にもありましたとおり学び、勉強はいつからでもできるということで私もそうですけれど勉強は裏切らないと学びは裏切らないということで本当にスキルは幾らあっても損はしません。特に例を挙げれば災害の査定時においても向こうから専門官が来ます。国交省、財務省そのときにうちからの提案で100メートル崩れたとして「なぜこの工法を選んだのですか」、「経済比較はしていますか」いろんなことを聞かれます。そのときそのときに予習復習はするのですけれどぱっと答えてやってまた相手の印象もよくしながら査定が1週間いきます。そのときにやっぱりスキルがないとなかなかもごもごしているとなかなか前へ進みませんし向こうも不信感を持つでしょうから、非常に技術的なスキルはいつも上げてくれというふうに頼んでおります。査定というのはその1週間で今回の大きな災害の場合は何千万何億というのがその場で決まりま

すので、それが結果的には地元の農災であろうが河川災であろうが私たちの答弁次第でその予算がとれますので非常に重要な役割です。新人の登竜門というかたちでしどろもどろしながらもそういう査定を受けさせながら勉強していく。私たちもそうでした。それでどんどんどん覚えしていくと非常に面白ございます。それは私だけかもしれませんが。まずはこの土木技術に関心を持っていただく。さっき町長から国交省との人事交流とって本当に私は技術高校出ているのですが本当に一般高校出て入ってくる人もいます。その方もかなり仕上がってきていますけれども本当に苦勞が絶えなかったと思います。右も左もわからない平面図、横断図という表現もわからない中で仕上がってきた職員もたくさんいますので本当に感謝しております。そういうかたちで技術は一生懸命覚えてほしい。特に家族で旅行に行くときとか朝礼のときいつも言っているのは「滝室坂トンネルはそろそろ掘れそうだよ。向こうに行くときは1回ぐらい通ってみてくれないだろうか。」「復興ルートができたよ。見に行ってくれないだろうか。」と。「橋がかかったよ。見に行ってください。」ということで目で見て感性で覚えるというのもいいと思いますので工事途中研修するのもいいのですけれど、そういうかたちで非常に「自分の技術を高めていく努力をしてほしいよ」と言っています。

2点目は本当に令和2年災のときと一緒に本当に今未曾有の大災害がもう迫っています。今まで経験のない大雨、南海トラフがいつ来るかわからない。明日来るかもしれません。そういうところにいつも心の片隅の中でいつ起こってもいいような状態で日々を過ごしてほしいという思いがあります。その場で最終的には復旧をうちがしないといけないですけれど先ほどおっしゃったとおりまずは避難をしてその後もう復興はいつでもできますので復興にまた御尽力をいただいてほしいと思っています。

最後に私は若いと言ってももう残り少ないですがもう本当に町長もいつも言っているとおり次世代、次世代と言っていますが、本当近頃の言葉で新時代。もう新しい時代がそこまできています。非常に今からの若い人たちは時代の流れ、流行と言いましょるかトレンドを絶対に見失わないように本当に今のそのはやりについていくのが大変だと思います。昔は10年ひと昔と言っていましたもう1年ひと昔になっているような気がしますので、私個人的にはもう自分なりの終活、新時代に何を残すかをしっかり私なりに考えていきたいと思っています。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 課長さんたちも私が就任して3年ちょっとであります。本当に厳しい時代を乗り切っていただいているというふうに思いますので私からも少しかだけ答弁させていただきたいと思いますが、昨日おととい本会議のときも定数の話が出ました。130のうち120で今110。実際非常に心苦しいですが少ない人数でこの小国町の役場を乗り切っていただいています。正直私が至らない部分もかなりたくさんあって残業がかなり多くあったというところも皆様方の予算書にも補正予算というかたちで上がっているというふうに思います。ただその部

分では人事交流含めて少しずつたくさんの皆様にお聞かせいただきながら乗り切っていきたいなというふうに思っておりますが、それぞれの課で皆さん考えていただいて知恵を絞っていただいてどうやったらその課が回っていくのかというところを課長さんがトップになっていろいろ考えて乗り越えていってもらっています。私としてはその部分で見えていないところもちろん課の中で多いところもありますし少ないところもありますので差はあると思いますが、私といたしましてはできるだけたくさんの町民の皆さんとお話するのと一緒に役場の職員ともお話をさせていただいたりとかちょっと挨拶だけではありますけれども1階も2階もいろんなところに行って無駄話含めたところでやって意思の疎通を図るコミュニケーションを図るところを大事にしている。私はそういうところも大事にしております。その中で何となくですが違和感があったりセクハラだったりパワハラだったりそれにたどり着く前の行き過ぎた指導これ行き過ぎないのであれば指導にしかならないと思いますが、行き過ぎた指導にならないように私は気を付けて見ているというところが一番大切に役場の中ではそういうふうに行っているところでございます。できるだけその違和感を見つけたときにはその近くの人に多方面でお話を聞いてどうにかならないかなというような話もさせていただいておりますので今の役場の中は課長さんたちを中心にしっかりと回っていておりますので、私としては改めて今日このような質問をしていただきましたので執行部のほうそれから職員の皆さんに御礼を言いたいなというふうにも思っております。ありがとうございます。

8番（松本明雄君） 答弁が非常にすばらしいだったので時間をとりましたが。

最後に情報課長にもう1回お願いします。今度の2万円の商品券についてはちょっと言い忘れたことありました。加盟店を多くの加盟店をとっていただいて同僚議員も言っていましたが還元をなるべく早くしてやらないと商品券はいただいたがそれで2週間も3週間も持っていたのではそれは現金ではありませんので、すみませんけれどその点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

情報課長（村上弘雄君） 御指摘の部分で二つ。

一つ。参加店舗、間口を大きくしていろんな店舗が参加できるということは昨日の追加補正予算のときにも説明させていただきましたけれども、できるだけ広範囲の事業所に参加を促してPRしていきたいと思ひます。

それから換金については現金でないということで現場のトラブルは少ないとは思ひますが、その分口座振り込みでござひますのでできるだけ速やかに私としては情報課の中では2週間に1回ということでは考えていますけれども、事務処理が早くできることが確認されればそれを短縮してでもできるだけ事業者の立場に立って送金業務をしたいと思ひます。

以上です。

議長（松崎俊一君） 予定してました4人の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

議長（松崎俊一君） 日程第2、「閉会中の継続審査の件について」を議題といたします。

議会運営副委員長及び総務常任委員長並びに文教厚生常任委員長並びに産業常任委員長並びに議会活性化特別委員長並びに人権啓発・男女共同参画特別委員長並びに災害対策特別委員長並びに広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務常任委員会の所管事務調査について」及び「文教厚生常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「議会活性化に係る検討について」及び「人権啓発・男女共同参画に係る検討について」及び「災害に関する諸問題の調査及び対策樹立について」及び「議会広報に関する件について」閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

副委員長並びに各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

したがって、副委員長並びに各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

それでは、お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、これをもって令和4年第4回小国町議会定例会を閉会いたします。

この後、広報議会、病院議会それから子ども議会などございますが、お体を御自愛の上、良いお年を迎えてもらいたいと思います。

それから、来年1月5日出初式。消防団員もいらっしゃいますが、来賓として参加される方もいらっしゃると思います。よろしくお願ひしたいと思います。

お疲れさまでした。

（午後3時13分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（5番）

署名議員（8番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

5 番 児 玉 智 博 君

8 番 松 本 明 雄 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を12月13日から12月16日までの4日間とする。

1.	議案第46号	小国町一般職の職員の給与に関する条例及び小国町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について 令和4年12月13日 原案可決
1.	議案第47号	小国町議会議員及び小国町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について 令和4年12月13日 原案可決
1.	議案第48号	小国町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について 令和4年12月13日 原案可決
1.	議案第49号	小国町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 令和4年12月13日 原案可決
1.	議案第50号	小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について 令和4年12月13日 原案可決
1.	議案第51号	小国町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について 令和4年12月13日 原案可決
1.	議案第52号	小国町職員の降給に関する条例について 令和4年12月13日 原案可決
1.	議案第53号	小国町光ファイバーネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 令和4年12月13日 原案可決
1.	議案第54号	小国町営住宅条例の一部を改正する条例について 令和4年12月13日 原案可決
1.	議案第55号	小国町営単独住宅条例の一部を改正する条例について 令和4年12月13日 原案可決
1.	議案第56号	小国高等学校町営寄宿舎設置条例について 令和4年12月13日 原案可決
1.	議案第57号	熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について 令和4年12月13日 原案可決
1.	議案第58号	公共工事請負契約の締結について（町道湯鶴線防災対策（かん渠布設）工事） 令和4年12月13日 原案可決
1.	議案第59号	令和4年度小国町一般会計補正予算（第8号）について 令和4年12月13日 原案可決
1.	議案第60号	令和4年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について 令和4年12月13日 原案可決
1.	同意第7号	小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について 令和4年12月13日 同 意

1.	議案第61号	令和4年度小国町一般会計補正予算（第9号）について 令和4年12月14日 原案可決
----	--------	--

《議案外》

令和4年12月13日

1. 議員派遣報告について

令和4年12月15日

1. 閉会中の継続審査の件

議会運営委員会
総務常任委員会
文教厚生常任委員会
産業常任委員会
議会活性化特別委員会
災害対策特別委員会
人権啓発・男女共同参画特別委員会
広報特別委員会

に付託

《行政報告》

令和4年12月13日

1. 令和5年二十歳のつどいについて
1. 小国町消防団出初め式について
1. 来年度から小国小・中学校3学期制から2学期制への変更について
1. 小国町役場職員の採用について
1. 町税等の納付期限変更について
1. 4月の統一地方選挙公報について

《一般質問》

(1日目)

1.	新教育長就任について	P 1 0 ~ 1 8
1.	D X 推進について	P 1 8 ~ 2 2
1.	シアタールーム進捗状況について	P 2 0 ~ 2 1
1.	子供たちの為に学校での塾の体験について	P 2 2 ~ 2 6
1.	コロナの中これからのインフルエンザ、コロナ対策避難所対策について	P 2 6 ~ 2 7
1.	2024 年 1,000 円札発行に向けて町全体を花いっぱいにするについて	P 2 7 ~ 3 0
1.	子ども政策の現状と今後（保育の現状、「こども家庭庁設置法」と「こども基本法」の施行と今後、「こども権利条例」（仮称）の制定に向けて）について	P 3 1 ~ 3 8
1.	新型コロナ対策について	P 3 8 ~ 4 3
1.	物価対策について	P 4 3 ~ 4 6
1.	無料低額診療について	P 4 5 ~ 4 7
1.	教育委員辞職と教育長人事について	P 4 7 ~ 5 1

(2日目)

1.	小国高校の存続について	P 1 ~ 7
1.	集落支援員制度の導入について	P 7 ~ 1 0
1.	住宅問題の解消について	P 1 0 ~ 1 1
1.	殿町火災跡地の利用について	P 1 1 ~ 1 2
1.	高齢者への福祉について	P 1 2 ~ 1 7
1.	人口減少対策について	P 1 7 ~ 2 2
1.	地熱資源と観光資源の活用について	P 2 2 ~ 2 6
1.	新教育長としての教育目標・方針について	P 2 6 ~ 3 3
1.	マニフェストの検証と現在の課題について	P 3 3 ~ 4 0
1.	マイナンバーについて	P 4 1 ~ 4 2
1.	河川掘削（全般）について	P 4 2 ~ 4 5
1.	小規模企業振興に関する条例について	P 4 5 ~ 4 7
1.	有害鳥獣対策について	P 4 7 ~ 5 0
1.	住宅問題について	P 5 0
1.	職員への指導教育について	P 5 0 ~ 5 3
1.	商品券の活用について	P 5 3

小国町議会会議録
令和4年第4回定例会

令和4年12月発行

発行人 小国町議会議長 松崎俊一
編集人 小国町議会事務局長 時松洋順
作成 小国町役場議会事務局

小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119